

盛岡市こども計画(案)

～こどもまんなか盛岡市 描く未来はこどもの笑顔 みんなが子育てパートナー～

令和 年 月

盛 岡 市

目次

第1章 計画の策定	1
1 計画策定の背景及び趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の対象	5
4 計画期間	5
第2章 こども・若者と子育てを取り巻く現状と課題	6
1 これまでの計画の推進状況	6
2 人口・世帯数と出生の状況	16
3 支援を必要とするこども・若者の現状	20
4 子育て家庭の現状	32
5 こどもたちが見つめる現在と未来	70
第3章 計画の推進体系	78
1 基本理念	78
2 基本目標	79
3 計画の体系と施策の展開	80
第4章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する需給計画	201
1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する需給計画について	201
2 教育・保育提供区域の設定	201
3 教育・保育の提供体制（量の見込みと確保方策）	203
4 地域子ども・子育て支援事業の提供体制（量の見込みと確保方策）	212
第5章 計画の推進体制	225
1 計画の推進体制	225
2 計画の見直し	225
第6章 参考資料	226
1 計画の策定経過	226
2 附属機関について	226
3 こどもからの意見反映	226
4 計画案に対する「市民意見」	226

第1章 計画の策定

1 計画策定の背景及び趣旨

(1) こども基本法とこども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

こども基本法は、次代の社会を担う全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、社会全体としてこども施策に取り組むことを目的として制定され、令和5年（2023年）4月1日に施行されました。

また、こども施策を総合的に推進するために、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を定めた「こども大綱」が同年12月22日に閣議決定され、「全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会」である「こどもまんなか社会」の実現を目指すこととしています。

「こどもまんなか社会」の実現は、全てのこども・若者の権利が保障され、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになることや、こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶うことにつながるものであり、こども・若者や、子育て当事者の幸福追求において非常に重要な課題となっています。

また、その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高めていくことにより、こども・若者や子育て当事者はもちろん、全ての人にとって、社会的価値が創造され、その幸福が高まることにつながることを期待されています。

(2) 本市のこれまでの取組と現状

本市では、盛岡市子ども・子育て支援事業計画や盛岡市子ども・若者育成支援計画、盛岡市子どもの貧困対策実行計画（子どもの未来応援プラン）などの計画を策定し、こども・若者のための取組をこれまで推進してきましたが、こども・若者や、子育て当事者を取り巻く環境は、依然として多くの問題を抱えている状況にあります。

児童虐待の新規相談件数の増加や小中学校における不登校の出現率の上昇、いじめの認知件数の増加に加え、障がい等の理由により集団生活になじむことのできないこども・若者、貧困の状態にある家庭や育児不安を抱える家庭など、困難を抱えるこども・若者や子育て当事者に対する支援の更なる充実が必要となっています。

(3) こども計画の策定と推進を通じて目指す本市の姿

このような状況を踏まえ、本市は、こども・若者や子育て当事者の声を聴きながら、その最善の利益を第一に考えることや、ライフステージに応じた切れ目のない支援を実施することを通じて、全てのこども・若者の権利が保障され、幸せを感じながら成長し、将来にわたって活躍することができるようにするための取組や、若者の仕事や結婚、子育てに関する希望の形成と実現のための取組を、地域におけるあらゆる主体との連携・協力により実施する「こどもまんなか盛岡市」を目指して本計画を策定し、各般の施策を推進してまいります。

Point 「こども施策」とは？

こども計画に定める「こども施策」とは、こども基本法において次の5つの施策であることが定義されています。なお、④と⑤については、①から③までの施策とともに一体的に講ずべき施策とされています。

- ① 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- ② 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- ③ 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備
- ④ 主たる目的はこどもの健やかな成長に対する支援等ではないが、こどもや子育て当事者に関係する施策（例：国民全体の教育の振興、仕事と子育ての両立等の雇用環境の整備、小児医療を含む医療の確保・提供）
- ⑤ こどもに関する施策と連続性を持って行われるべき若者に係る施策（例：若者の社会参画支援、就労支援、社会生活を営む上で困難を抱える若者支援）

2 計画の位置付け

(1) こども施策に関する事項を定める計画との関係

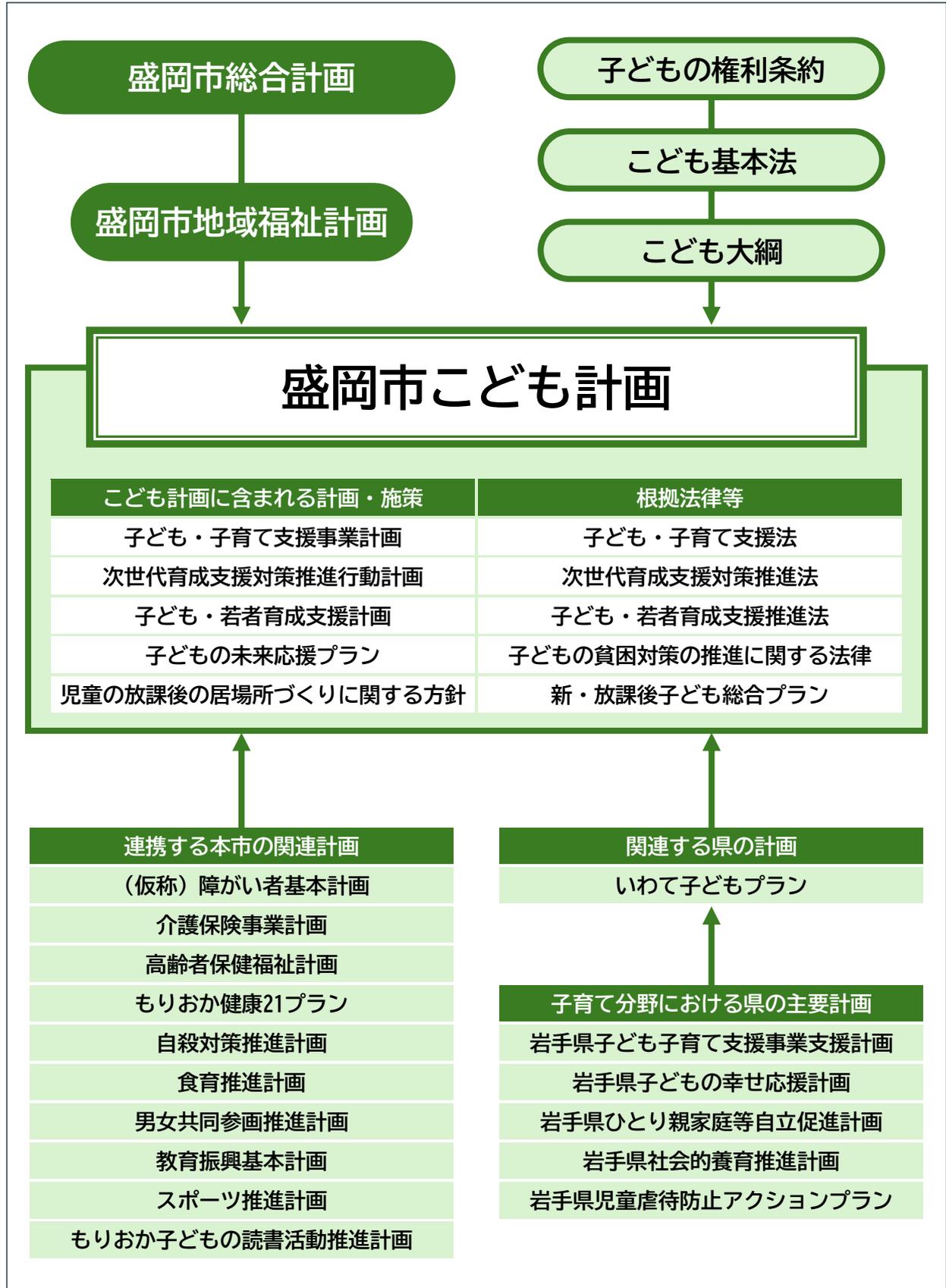
本計画は、こども基本法第10条第2項に基づいて定める市町村こども計画であり、同条第5項に基づき、こども施策に関する事項を定める次の計画等を含みます。

- ① 子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画
- ② 次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく市町村行動計画
- ③ 子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく市町村子ども・若者計画
- ④ 子どもの貧困対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく市町村計画
- ⑤ 国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づく児童の居場所づくりに関する方針

(2) 本市が定める他の計画や法令等との関係

本計画は、本市のまちづくりの基本指針である盛岡市総合計画や、保健福祉分野を推進するための総括的な計画である盛岡市地域福祉計画をはじめとする他の関連計画との整合を図るとともに、憲法や子どもの権利条約の精神にのっとり国が定めるこども基本法と、こども大綱に基づく方針や施策の内容のほか、岩手県が定める関連計画の内容を踏まえながら推進します。

図1 本市が定めるこども計画と、その他の計画や法令等との関係



Point 「子どもの権利条約」とは？

子どもの権利条約は、平成元年（1989年）11月20日に国連総会で採択された条約です。

日本は、平成6年（1994年）にこの条約を批准しました。現在は、196の国や地域が締結しており、世界で最も広く受け入れられている人権条約です。

条約は40条で構成されており、その内容は、「子どもは権利をもつ主体である」という考え方に基づいています。特に、条約の定める様々な権利に共通する、次の4つの基本的な考え方は、「4つの原則」と呼ばれています。

これらの原則は、「こども基本法」の基本理念をはじめ、法律の基本的な考え方として取り入れられています。



差別の禁止（差別のないこと）

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。



子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。



生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。



子どもの意見の尊重（子どもが意味のある参加ができること）

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

3 計画の対象

(1) 計画の対象となる者

本計画は、全てのこどもとその子育て家庭（妊娠・出産期を含みます。）、及び若者（おおむね12歳から30歳までとし、施策によっては39歳までを含みます。）を主たる対象とします。また、事業や取組の内容によっては、市民、地域で活動する団体、企業、行政など全ての個人及び団体が連携や支援の対象となります。

(2) 「こども」という言葉の意味

本計画では、「こども」という言葉を、特定の年齢で区切らずに、「心身の発達の過程にある者」という意味で用います。

これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないようにすることによって、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を支えていくことが重要であるためです。

なお、こども・若者の段階に関する言葉と、その示す年齢の範囲を表すと、次の図のとおりとなります。

図 2 こども・若者の段階に関する言葉の示す年齢の範囲

	0歳	6歳	12歳	18歳	31歳	40歳
乳幼児期	0～5歳					
学童期		6～11歳				
思春期			12～17歳			
青年期				18～30歳		
ポスト青年期					31～39歳	

4 計画期間

本計画の計画期間は、令和7年度（2025年度）から11年度（2029年度）までの5年間とします。

これは、こども基本法附則第3条において、施行後5年を目途としてこども施策の見直しのための措置を講ずることが定められており、これに合わせて本計画を見直すことを想定しているためです。

第2章 こども・若者と子育てを取り巻く現状と課題

1 これまでの計画の推進状況

(1) 盛岡市子ども・子育て支援事業計画（次世代育成支援対策推進行動計画を含む）

子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保などの子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画であり、国や地方公共団体、地域における子育ての支援を行う者が実施する18歳までの子ども及びその保護者に対する「子ども・子育て支援」を推進することを目的とするものです。

また、次世代育成支援対策推進行動計画は、次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための施策や、事業主が行う雇用環境の整備などの取組として「次世代育成支援対策」を推進することを目的とするものです。

本市は、令和2年（2020年）3月に、第2期盛岡市子ども・子育て支援事業計画を策定し、「あふれる子どもの笑顔と育てる喜び、支えるみんなのあったかな手」を基本理念とし、「全ての子どもが健やかに育つ環境づくり」、「安心して産み、育てられる環境づくり」、「みんなが子ども・子育てを支える環境づくり」の3つの基本目標を定め、子ども・子育て支援と次世代育成支援対策を推進するための各般の施策に取り組んできました。

表 1 計画全体の成果指標の達成状況

	指標	第2期 計画 策定時	R2 (2020) 実績値	R3 (2021) 実績値	R4 (2022) 実績値	R5 (2023) 実績値	R6 (2024) 目標値
①	「子育てを楽しんでいる」と答えた子どものいる親の割合【%】	74.2	79.3	82.1	77.3	77.1	80.0
②	「盛岡市の子育て支援策・支援活動が充実していると感じる」と答えた市民の割合【%】	19.9	23.2	19.0	20.8	17.7	50.0

計画全体の成果指標として設定した2つの数値目標のうち、成果指標①の「子育てを楽しんでいる」と答えた子どものいる親の割合（市民アンケート調査）は、令和5年度（2023年度）時点で77.1%であり、第2期計画策定時と比べて2.9ポイント上昇し、目標値の80%に近づく結果となりました。

また、成果指標②の「盛岡市の子育て支援策・支援活動が充実していると感じる」と答えた市民の割合（市民アンケート調査）は、令和5年度（2023年度）時点で17.7%であり、第2期計画策定時と比べて2.2ポイント低下しており、目標値の50%と比べて低い水準にとどまる結果となりました。

基本目標ごとの成果指標の達成状況及び成果と課題は、次のとおりです。

■ 基本目標1 全ての子どもが健やかに育つ環境づくり

表2 基本目標1の成果指標の達成状況

指標		第2期 計画 策定時	R2 (2020) 実績値	R3 (2021) 実績値	R4 (2022) 実績値	R5 (2023) 実績値	R6 (2024) 目標値
①	保育所の待機児童数（1月1日現在） 【人】	84	40	0	0	0	0
②	放課後児童クラブを利用できなかった 児童数【人】	23	36	32	42	35	0
③	放課後児童クラブの設置箇所数【箇 所】	46	51	54	57	59	61
④	乳幼児総合診査から療育につながった 子どもの割合【%】	98.5	99.2	99.2	97.3	99.5	98.5
⑤	継続支援ケース数【件】	203	160	133	205	221	230
⑥	家庭訪問等を実施した要支援世帯数 （養護相談等を含む）【件】	593	1,281	1,161	964	1,091	1,500

【成果と課題】（○…成果 ●…課題）

- 待機児童数については、各事業の実施により保育定員が増加し、待機児童の解消に貢献したと考えられます。
- 各保育施設の定員の充足率が低下しつつあるため、入所定員の拡大については、今後、地区ごとの保育ニーズの推移等を考慮しながら慎重に判断していく必要があります。
- 放課後児童クラブについては、児童の放課後の居場所づくりに関する方針に基づき、未設置学区や待機児童が発生している小学校区を中心に新設による整備を進め、居場所の確保に努めてきました。
- 放課後児童クラブを利用できなかった児童数については、目標値の達成には至っていないことから、今後も、小学校区ごとのニーズを把握しながら、受入体制の整備に努める必要があります。
- 乳幼児総合診査から療育につながった子どもの割合は目標値を達成しており、乳幼児を必要な療育指導につなぐことや、地区担当保健師による受診後の状況把握と助言を就学まで継続することができています。
- 乳幼児総合診査の受診希望児が年々増加し、約半年の待機期間が生じている状況にあり、早期に必要な療育につなげるため、待機期間の短縮と療育の受け皿の拡充が課題となっています。
- 児童虐待の相談受付件数は増加傾向にありますが、受け付けた相談については、最優先に対応すべき事項として、48時間以内の児童の安全確認等の迅速な対応を実施しています。
- 児童虐待の相談件数は、今後も増加することが見込まれるため、件数が増加しても早期発見・早期対応を継続して行うための体制を構築する必要があります。

■ 基本目標2 安心して産み、育てられる環境づくり

表3 基本目標2の成果指標の達成状況①

指標		第2期 計画 策定時	R2 (2020) 実績値	R3 (2021) 実績値	R4 (2022) 実績値	R5 (2023) 実績値	R6 (2024) 目標値
①	妊婦健康診査受診率【%】	99.1	98.1	97.3	98.9	98.9	99.1
②	3歳児健康診査受診率【%】※	90.7	81.5	91.6	85.7	100.4	91.0
③	乳児家庭全戸訪問事業における訪問割合【%】※	94.2	94.3	93.6	91.8	100.2	100.0
④	地域子育て支援拠点の利用者数【人】	70,454	28,694	26,689	38,836	44,090	86,868
⑤	ホームページの閲覧数（もりおか子育てねっと）【件】	21,361	18,148	17,809	10,858	7,709	25,200

※ 100%超の実績値は、対象者の抽出と、受診や訪問のタイミングが異なることによるものです。

【成果と課題】（○…成果 ●…課題）

- 妊婦健康診査と3歳児健康診査の受診率、乳児家庭全戸訪問事業における訪問割合については、目標値とほぼ同等またはそれ以上の数値となっており、健康診査や訪問を通じて、妊婦と乳幼児の健康管理の充実とともに、乳幼児の病気や心身の発育発達、育児環境等の問題の早期発見につなげることができています。
- 乳幼児健康診査等により支援が必要と判断されたこどもへの早期の細やかな支援や、訪問を通じて継続支援が必要と判断されたケースへのタイムリーかつ継続した対応につなげていないケースがあります。
- 盛岡バスセンター内に子育て支援センターあそびの広場を整備したことにより、地域子育て支援センターの未設置地区の子育て家庭を含め、施設の利用を通じて、子育てに関する知識の啓発や交流の機会の確保を図ることができていると考えられます。
- 新型コロナウイルス感染症への対応による施設の利用中止や、利用の自粛をお願いしていた影響から、利用者数がコロナ禍以前の水準まで戻っていない施設があります。
- インターネットを通じて子育てに関する情報を得ようとする際に、市公式ホームページの検索機能により、必要な情報が掲載されているページに直接アクセスしやすくなったほか、市の公式LINEや母子健康アプリ「母子モ」による個別の情報発信など、市公式ホームページ以外から配信される情報も増えています。
- 市公式ホームページにおける子育て支援についての各ページへのリンクを束ねている「もりおか子育てねっと」の閲覧数が、年々減少している状況にあります。

表 4 基本目標2の成果指標の達成状況②

指標		第2期 計画 策定時	R2 (2020) 実績値	R3 (2021) 実績値	R4 (2022) 実績値	R5 (2023) 実績値	R6 (2024) 目標値
⑥	妊産婦医療費給付事業【人】	1,048	984	904	791	750	1,200
⑦	乳幼児医療費給付事業【人】	14,758	13,952	12,999	12,820	12,128	16,000
⑧	小学生医療費給付事業【人】	12,601	12,968	13,062	12,883	12,627	11,000
⑨	中学生医療費給付事業【人】	5,822	6,084	6,317	6,368	6,526	7,000
⑩	児童扶養手当現況届時の相談体制の満足度【%】	70.2	87.5	92.5	92.7	95.0	80.6

【成果と課題】（○…成果 ●…課題）

- 医療費給付事業については、子育て世帯の経済的負担の軽減により、医療機関の受診の妨げとなる要因を減らし、こどもの心身の健康を保持することに寄与しています。また、令和5年度からは、給付対象を中学生以下から高校生相当年齢以下にまで拡大し、経済的負担の更なる軽減を図っています（令和5年度における高校生等医療費給付事業の実績は、5,865人）。
- 給付人数については、出生数の減少により妊産婦医療費と小学生医療費の給付人数が目標に対して低い数値となっています。中学生医療費の給付人数も目標値に届いていない状況となっていますが、平成30年度から開始した比較的新しい給付であるため、他の給付制度に比べて認知度が十分でないことが考えられます。
- 児童扶養手当現況届の受付会場において、関係機関と連携した相談窓口を開設し、相談支援体制の充実を図ったことで、利用者のアンケートにおいて、「満足」・「やや満足」が全体の95%を占める結果となっており、ひとり親世帯等に対する相談支援を図ることができていると考えられます。

■ 基本目標3 みんなで子ども・子育てを支える環境づくり

表5 基本目標3の成果指標の達成状況

指標		第2期 計画 策定時	R2 (2020) 実績値	R3 (2021) 実績値	R4 (2022) 実績値	R5 (2023) 実績値	R6 (2024) 目標値
①	子ども未来基金応募件数(累計)【件】	115	134	161	180	201	290
②	岩手働き方改革推進運動参加企業数【社】	90	213	259	303	344	150
③	もりおか子育て応援パスポート発行件数(累計)【件】	16,419	18,691	19,576	20,469	21,321	22,419

【成果と課題】 (○…成果 ●…課題)

- 子ども未来基金事業については、地域における様々な子ども・子育て支援の活動を促すことに寄与しており、子育てを社会全体で応援する仕組みを地域に浸透させていく役割を果たしていると考えられます。
- 全国的に働き方改革やワーク・ライフ・バランスに対する理解が進む中、岩手県が実施するいわて働き方改革推進運動の参加企業数も年々増加しており、目標値を大きく超える状況となっています。
- 参加企業数を市内事業所数と比べると1割にも満たないため、引き続き市内事業所の自発的な取組を促進していく必要があります
- もりおか子育て応援パスポート事業については、応援パスポートの交付件数が令和3年度以降ほぼ横ばいに推移しているものの、目標値に近い交付件数となっています。
- 協賛店の店舗数については、令和2年度末時点で295店舗でしたが、令和5年度末では286店舗となっており、協賛店舗数が減少している状況にあります。

Point 「子ども未来基金」とは？

子ども未来基金は、市の未来を担うこどもが、より健やかに成長することができる社会の実現に資するため、平成28年4月に設置した基金です。この基金を活用して、市民や企業・団体などが主体的に取り組むこども・若者・子育て支援の活動に対し補助を行っています。

(2) 盛岡市子ども・若者育成支援計画

子ども・若者育成支援計画は、こども・若者の健やかな育成、こども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援などの取組である「子ども・若者育成支援」を推進するための計画です。

本市は、平成27年（2015年）3月に盛岡市子ども・若者育成支援計画を策定し、「多くの主体が連携・協力して「子ども・若者」一人ひとりに寄り添い、すべての「子ども・若者」が健やかに育ち、自立し、活躍できるまち“もりおか”を目指します。」を基本理念とし、「すべての子ども・若者の活躍を支援します【活躍支援】」、「困難を有する子ども・若者の自立を目指します【自立支援】」、「子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支える環境を整えます【環境整備】」の3つの基本目標を定め、各般の施策に取り組んできました。

基本目標ごとの成果指標の達成状況及び成果と課題は、次のとおりです。

■ 基本目標1 すべての子ども・若者の活躍を支援します【活躍支援】

表 6 基本目標1の成果指標の達成状況①

指標		計画 中間見 直し時	R2 (2020) 実績値	R3 (2021) 実績値	R4 (2022) 実績値	R5 (2023) 実績値	R6 (2024) 目標値
①	朝食を毎日とっている小学5年生の割合【%】	84.4	調査 中止	84.0	83.6	86.1	91.6
②	朝食を毎日とっている中学2年生の割合【%】	83.8	調査 中止	83.2	79.4	82.1	91.0
③	教育振興運動地区別集会及び実践発表大会参加者数【人】	2,784	中止	中止	836	1,692	2,600

【成果と課題】（○…成果 ●…課題）

- 小中学校における食育の取組については、1日60分以上の運動などを呼びかける「60（ロクマル）プラスプロジェクト」推進事業において、規則正しい食事や生活習慣の推奨が令和4年度から追加されており、各校における啓発活動が推進されています。
- 朝食を毎日とっている小学5年生と中学2年生の割合については、計画の中間見直し以後、ほぼ横ばいを保っている状況にあります。
- 教育振興運動については、令和2年度と3年度はコロナ禍により中止していましたが、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、活動を可能な範囲で再開することができました。
- 新型コロナウイルス感染症への対応を経て、持続可能な新しい取組の在り方について検討しており、引き続き、各地域の自然、伝統、文化といった特徴を生かして、地域ならではの特色ある取組を行うことにより、児童生徒の地域への誇りが育まれ、自分自身を育む地域への愛着が深まり、自己肯定感の育成につながるよう推進していく必要があります。

表 7 基本目標1の成果指標の達成状況②

指標		計画 中間見 直し時	R2 (2020) 実績値	R3 (2021) 実績値	R4 (2022) 実績値	R5 (2023) 実績値	R6 (2024) 目標値
④	小学校での走力や敏捷性を高めるトレーニング（SAQトレーニング）実施小学校数【校】	42	42	42	41	41	41
⑤	「ママの安心テレホン」「子育て相談」相談者延べ人数【人】	2,351	904	750	712	707	2,500
⑥	もりおか就職面談会参加人数【人】	132	80	74	73	34	208

【成果と課題】（○…成果 ●…課題）

- 小学校での走力や敏捷性を高めるトレーニング（SAQトレーニング）実施小学校数は、目標値を達成しており、体力・運動能力調査の結果において、**全国平均以上となった小学生の学年及び種目数が増加**しています。
- 中学生の体力・運動能力調査の結果については、**全国平均以上となった学年及び種目数が減少**している状況にあります。体力向上のためには、まずは**運動やスポーツ等が好きな子どもの割合を向上させることが必要**となります。
- 「ママの安心テレホン」専用ダイヤルにより、妊娠、出産、育児及び性や生殖に関する電話相談を毎年度 240日以上受け付けています。また、来所による「子育て相談」については、新型コロナウイルス感染症対策として、開催箇所を5か所から2か所に減らしながらも、定期的に実施し、具体的な保健指導や情報提供を行っています。
- 「ママの安心テレホン」「子育て相談」相談者延べ人数については、**目標値を下回る状況が続**いています。インターネットにより手軽に情報を得られる機会が増えたことにより、電話や来所での相談が減少しているものと考えられます。
- 大卒予定者等を対象とする就職面談会は、令和5年度において就活前の早い段階から地域企業を知る機会に切り替えるなど、現状に合わせた対応を行っているところです。また、就職の内定に至らない高校生に対しては、盛岡公共職業安定所と連携し、それぞれの生徒の状況に応じた個別支援を行っています。
- 就職活動スケジュールの早期化・多様化等により、もりおか就職面談会参加人数が、計画の中間見直し時から減少しているほか、東京圏等の県外企業の採用意欲の高まり等により、県内大学卒業者の県内就職率が低下傾向にあります。

■ 基本目標2 困難を有する子ども・若者の自立を目指します【自立支援】

表 8 基本目標2の成果指標の達成状況

指標		計画 中間見 直し時	R2 (2020) 実績値	R3 (2021) 実績値	R4 (2022) 実績値	R5 (2023) 実績値	R6 (2024) 目標値
①	もりおか若者サポートステーションに年度内に新規登録した盛岡市民のうち就職決定した者の割合【%】	35.0	56.4	62.2	70.7	78.0	62.9
②	小学校における不登校の出現率（問題行動調査による）【%】	0.58	0.74	1.06	1.43	1.77	0.58
③	中学校における不登校の出現率（問題行動調査による）【%】	3.33	3.56	3.87	4.25	5.15	3.33
④	教育支援センター通級児童生徒の学校復帰率【%】	51.2	38.0	38.0	30.0	41.2	55.0
⑤	補導件数【件】	82	63	17	23	23	75
⑥	子ども・若者に関する相談回数（少年相談、青少年相談）【回】	212	380	315	304	173	240

【成果と課題】（○…成果 ●…課題）

- もりおか若者サポートステーションに年度内に新規登録した盛岡市民のうち就職決定した者の割合が目標値を超える結果となり、令和2年度（2020年度）の60人から令和5年度（2023年度）は112人となり、2倍近くに増加しました。
- 全国の若年無業者（ニート）の割合は増加傾向にあることから、若年無業者に必要な支援が届くようにする必要があります。
- 不登校対策事業については、学校・家庭へのスクールソーシャルワーカーの訪問などによるこまめな相談支援を継続して行っています。また、不登校児童生徒に向けては、いきいきスクール事業による様々な体験活動を通じて、こどもの自立性や活動意欲、集団への適応力の向上を図っています。
- 不登校の要因や背景の多様化・複雑化のほか、学校への復帰までに長期にわたる相談支援が必要な事例の増加により、小学校と中学校における不登校の出現率と教育支援センター通級児童生徒の学校復帰率が、目標値を達成できていない状況にあります。

■ 基本目標3 子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支える環境を整えます【環境整備】

表9 基本目標3の成果指標の達成状況

指標		計画 中間見 直し時	R2 (2020) 実績値	R3 (2021) 実績値	R4 (2022) 実績値	R5 (2023) 実績値	R6 (2024) 目標値
①	もりおかユースネット登録数【団体】	25	25	30	25	23	30
②	インターネット、携帯電話等に関する啓発回数（出前講座回数、DVD貸出件数）【回】	6	2	5	10	15	12
③	保育所の待機児童数（各年度4月1日時点）【人】	0	0	0	0	1	0
④	赤ちゃんの駅DAKKOの設置施設数【箇所】	84	93	92	86	87	90
⑤	人権出前講座受講人数【人】	1,053	460	749	517	781	900

【成果と課題】（○…成果 ●…課題）

- 盛岡市子ども子育てフォーラムなどの取組を通じて、もりおかユースネット登録団体の実際の活動内容の周知を行っており、取組を継続することにより、登録団体同士の連携の推進に寄与しているものと考えられます。
- もりおかユースネットの登録数は、中間見直し時よりも減少し、目標値の達成に至っていません。こども・若者からの多様な相談に応じるためには、様々な団体による活動と、登録団体間の連携強化が必要となっています。
- インターネット、携帯電話等に関する啓発回数が目標値を超えており、講座の回数、参加者数共に毎年増加していることから、講座の必要性や、講座内容についての認知が進んでいるものと考えられます。
- 教育現場からは、中高生のネット依存や犯罪被害に巻き込まれるなどのトラブルについて、現在も多数発生しているとの声があることから、被害防止のための取組が必要とされています。
- 赤ちゃんの駅DAKKOの設置施設数は、毎年新規の指定申請はあるものの、指定解除店舗数が増加しており、目標値には達していませんが、目標値に近い水準で推移しています。
- 人権出前講座については、受講人数の目標値には達しなかったものの、高校からの依頼だけではなく、支援学校や中学校からの依頼もあり、幅広い学校で講座を実施することができています。

(3) 第2期盛岡市子どもの未来応援プラン（盛岡市子どもの貧困対策実行計画）

子どもの未来応援プランは、第2期盛岡市子ども・子育て支援事業計画の基本目標2「安心して産み、育てられる環境づくり」の実施策(4)「ひとり親家庭等への支援・子どもの貧困対策の充実」の具体的方策を定めたものです。

本市は、令和2年（2020年）3月に第2期盛岡市子どもの未来応援プランを策定し、「すべての子どもが将来に希望を持つことができるまち・盛岡の実現」を基本目標とし、「貧困を解消する」「貧困によって子どもの可能性が奪われないようにする」「貧困によって生じた問題や貧困に繋がる諸課題を解決する」「適切に支援につなぐ」の4つのアクションを定め、各般の施策に取り組んできました。

【主な実施事業の内容】

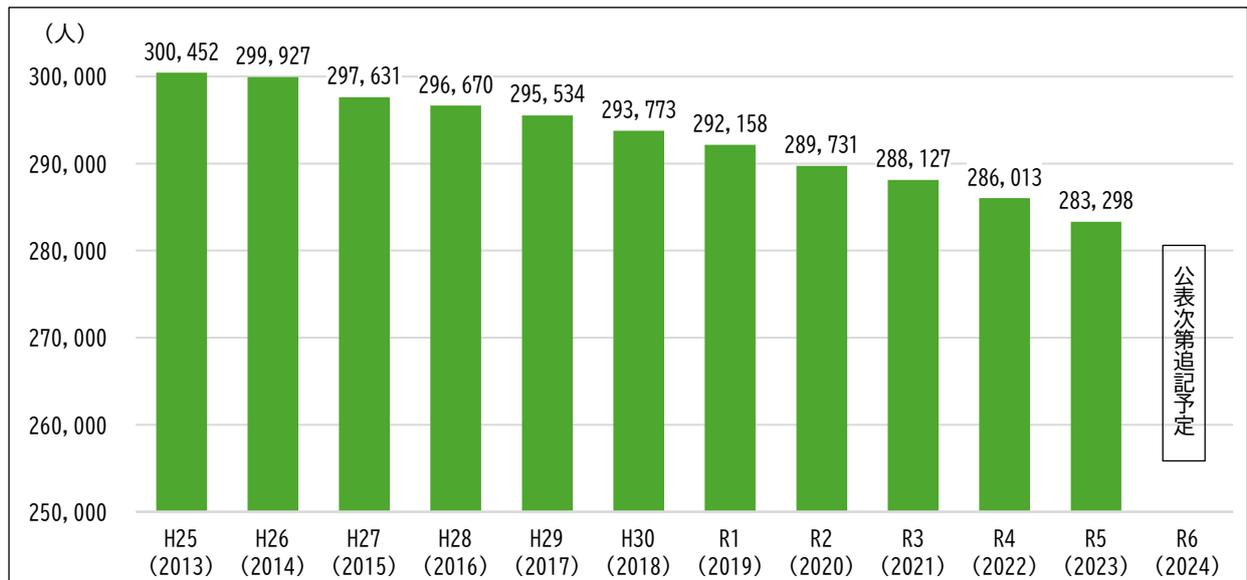
- ・ 子育ての経済的負担を軽減するための取組として、高校生相当年齢以下を対象とする医療費の給付のほか、無償化の対象とならない3歳未満の子どもの保育料や実費徴収となった3歳以上の子どもの副食費、放課後児童クラブの利用料の軽減を行いました。
- ・ ひとり親等が就職に有利な資格を取得するための取組として、母子家庭や父子家庭の親などを対象に行う就業相談や就業情報の提供などの就業支援を実施し、就業相談やパソコン講座など、様々なアプローチで就労改善のための支援を行いました。
- ・ 貧困の状態にあっても、十分な学習機会や豊かな経験が得られるようにするための取組として、学習支援や修学資金の貸付などの取組を行いました。生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の中学生・高校生とその保護者を対象とする就学相談支援事業については、中学3年生や高校生の支援を事業対象の中心とし、高校進学率は90%以上を維持している状況にあります。
- ・ 貧困によって生じた問題や貧困につながる諸課題を解決するための取組として、児童扶養手当現況届の受付会場において、関係機関と連携した相談窓口を開設し、必要な人に必要な情報が届くように相談支援体制の充実を図ったほか、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業についても、新型コロナウイルス感染症の影響により新規相談者が増加しており、継続的な支援を行っている状況です。
- ・ 貧困の状況にある子どもを適切に支援につなぐための取組として、フードバンク岩手が行う食糧支援や、こども食堂の開催を通じた見守り体制により、支援を必要とするこどもや家庭の早期把握と、相談機関につなげる取組を行いました。

2 人口・世帯数と出生の状況

■ 人口の推移

本市の人口は、平成26年（2014年）から減少傾向が続いており、令和5年（2023年）時点では、平成25年（2013年）と比べて1万7,154人（約5.7%）減少しています。

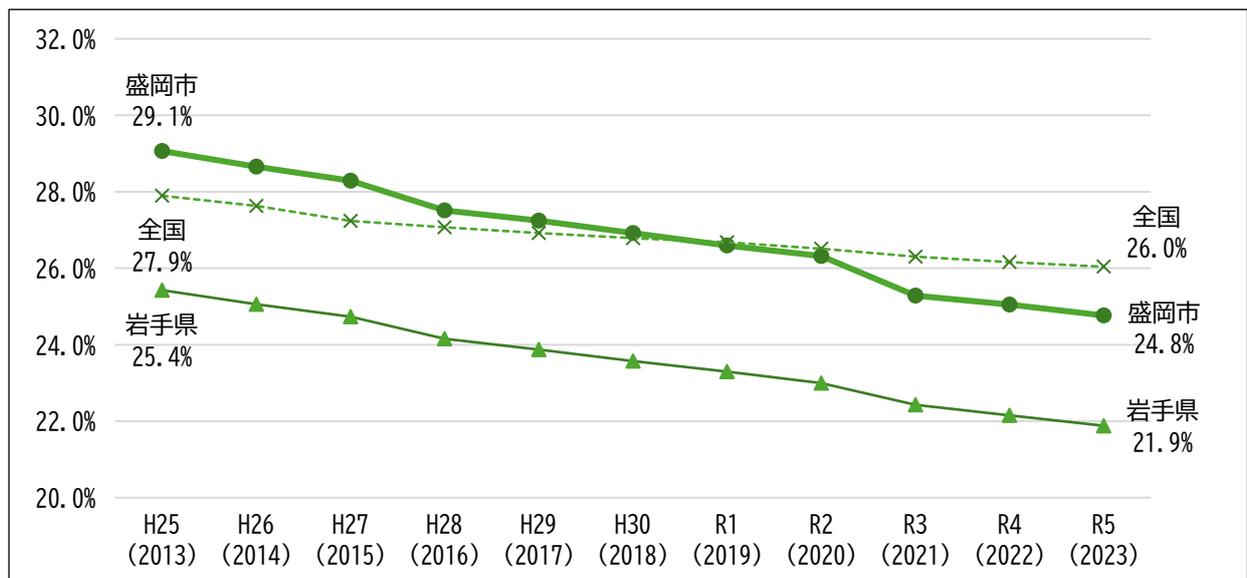
図3 人口の推移



資料：国勢調査人口及び推計人口（毎年10月1日現在）

また、本市の30歳未満の人口の割合は、令和元年（2019年）から全国の割合を下回っており、全国及び岩手県の割合の推移と比べて、大きく減少している状況にあります。

図4 30歳未満の人口割合の推移

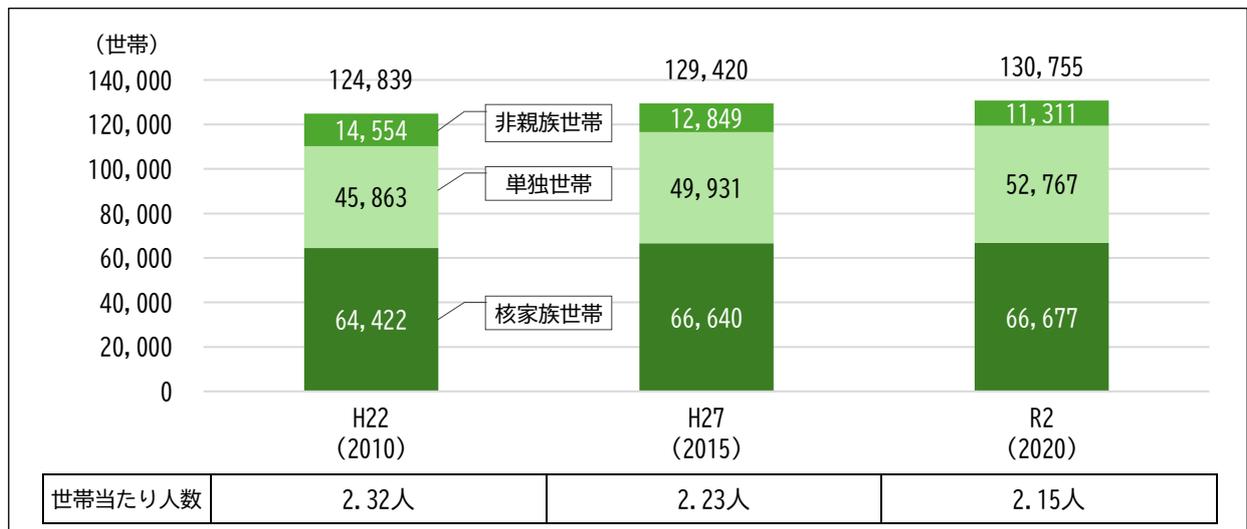


資料：総務省国勢調査・人口推計 岩手県人口移動報告年報

■ 世帯の状況

本市の世帯数は、平成22年（2010年）の 124,839世帯から令和2年（2020年）には 130,755世帯に増加しており、1世帯当たりの人数は 2.32人から 2.15人に減少しています。世帯の区分ごとでは、**単独世帯（世帯員が一人だけの世帯）**の数が、平成22年（2010年）から令和2年（2020年）までに約15%増加しているのに対し、**核家族世帯**の数は横ばいの状況にあります。

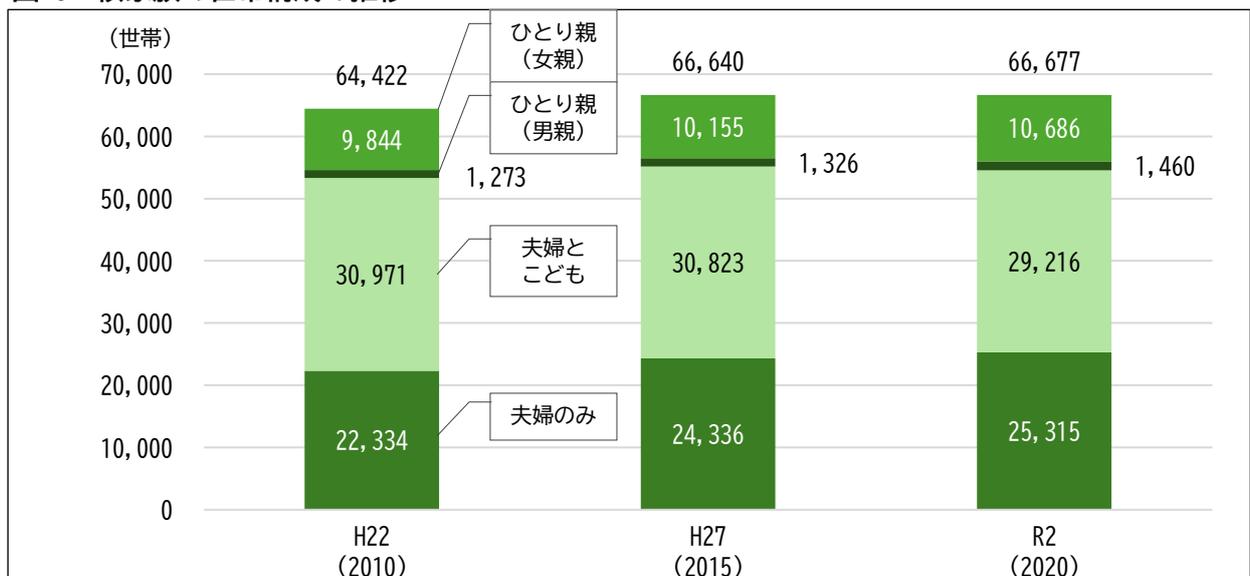
図 5 一般世帯の世帯数と1世帯当たりの世帯人数の推移



資料：国勢調査

また、**核家族の世帯構成**については、平成22年（2010年）から令和2年（2020年）までにひとり親世帯（女親・男親）が1,029世帯（約9.3%）、夫婦のみの世帯が2,981世帯（約13.3%）増加している一方で、夫婦と子どもから成る世帯は、1,755世帯（約5.7%）減少しています。

図 6 核家族の世帯構成の推移

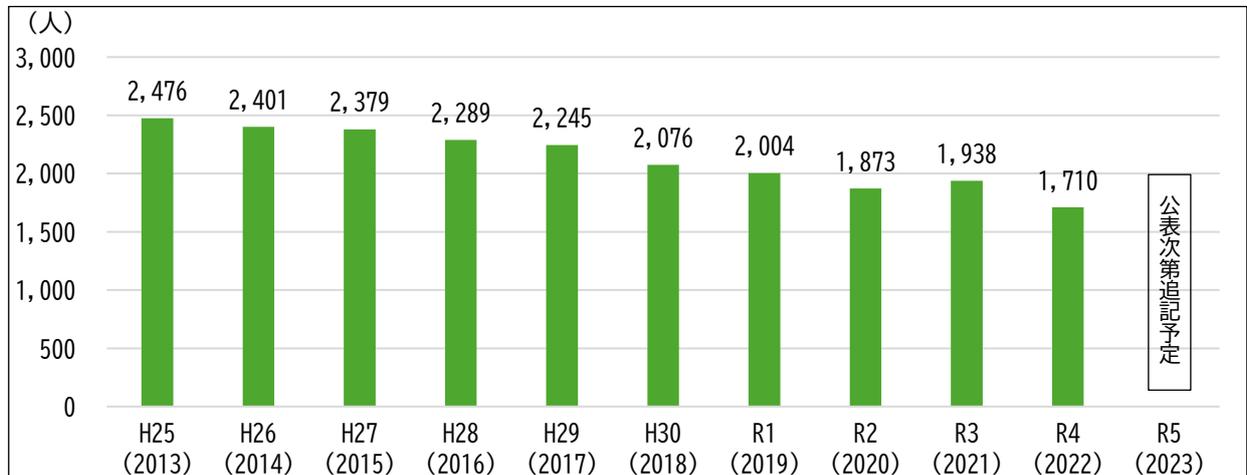


資料：国勢調査

■ 出生の動向

本市の出生数は、令和4年（2022年）において、平成25年（2013年）と比べて約30.9%少ない1,710人となっており、人口（約5.7%減）に比べて著しく減少しています。

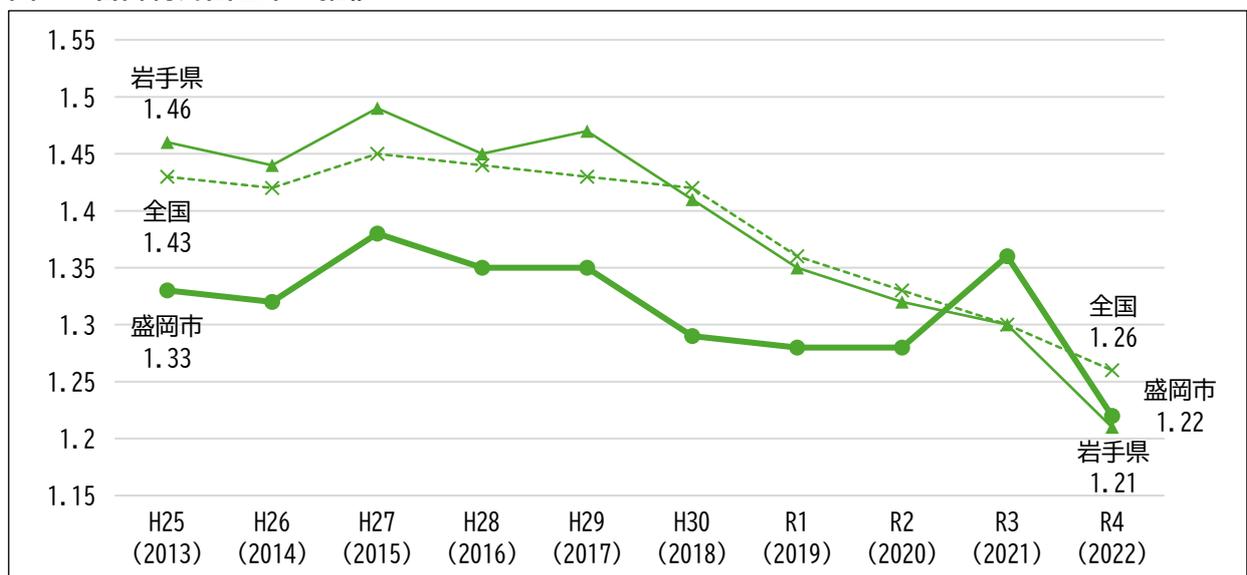
図7 出生数の推移



資料：岩手県保健福祉年報

合計特殊出生率は、全体として減少傾向にあります。全国及び岩手県と比べて比較的緩やかに減少し、令和4年（2022年）において、全国及び岩手県と同様の水準となっています。

図8 合計特殊出生率の推移



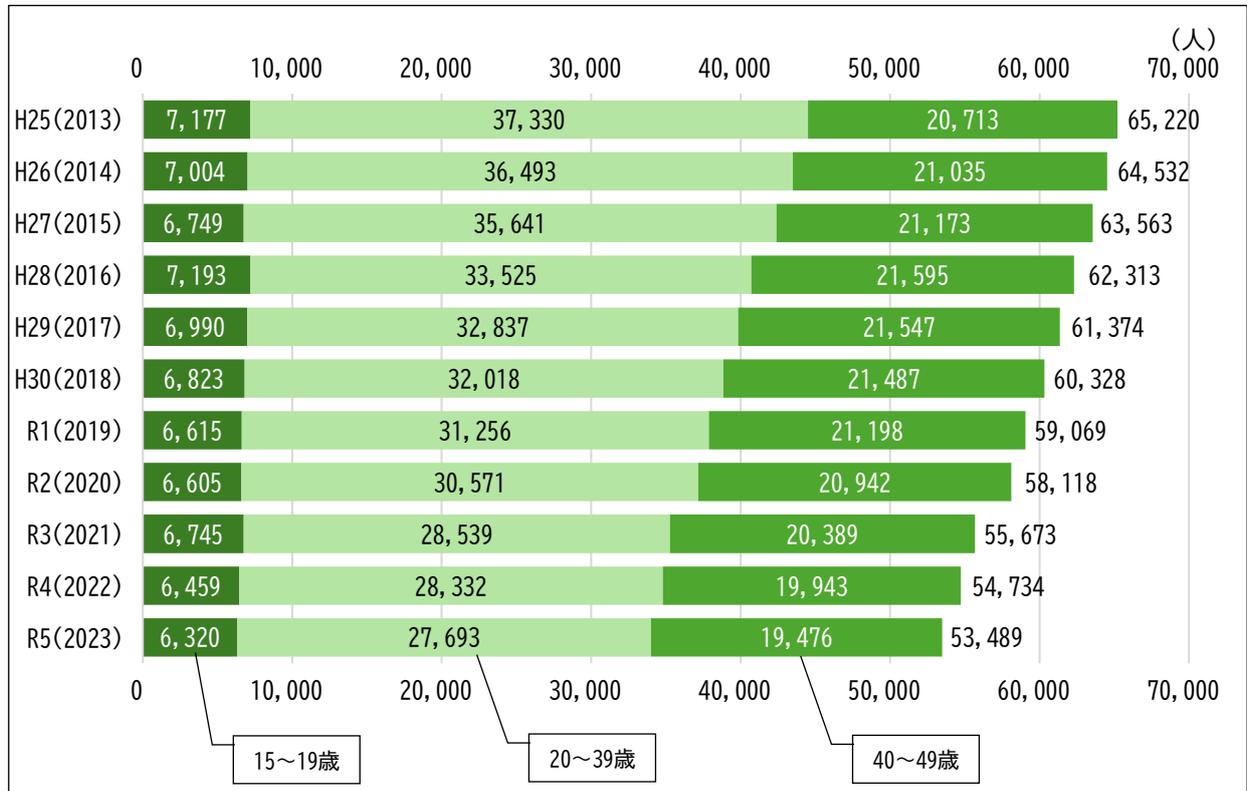
資料：岩手県保健福祉年報、厚生労働省「人口動態統計」

Point 「合計特殊出生率」とは？

その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものであり、1人の女性が一生の間に生むこどもの数を表しています。

合計特殊出生率の対象となる15歳から49歳までの女性の人口は、平成25年（2013年）時点における 65,220人から、令和5年（2023年）時点で 11,731人（約18%）減少しています。また、このうち、20歳から39歳までの人口は、9,637人（約25.8%）減少しています。

図 9 女性人口（15～49歳）の推移



資料：岩手県人口移動報告年報

3 支援を必要とするこども・若者の現状

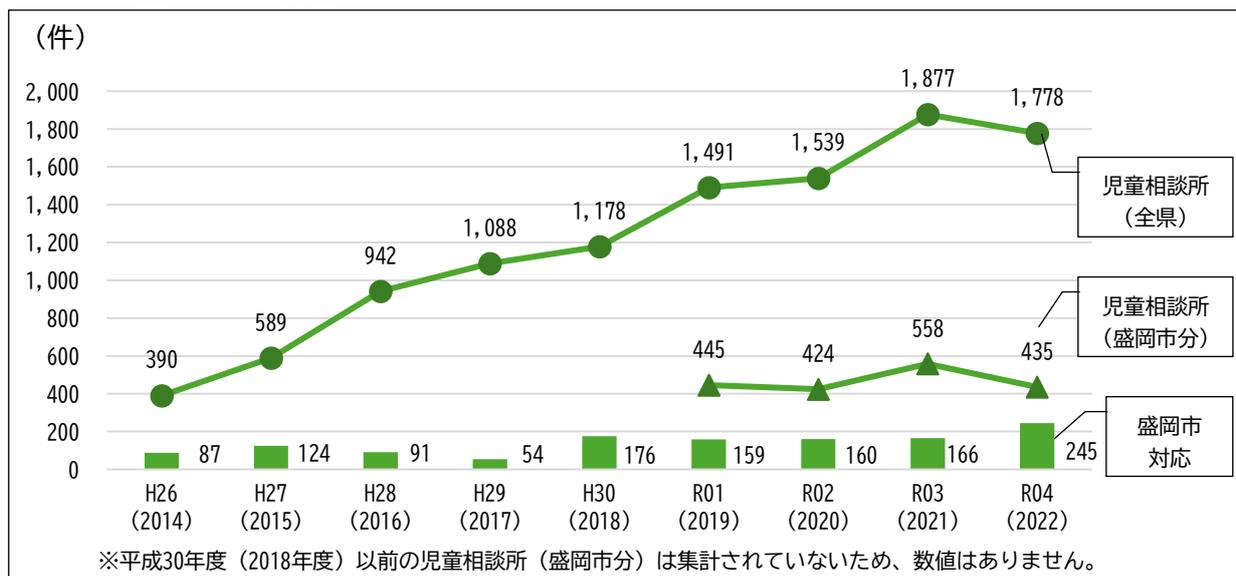
(1) 児童虐待相談の状況

■ 児童虐待相談の受案件数

児童虐待相談の受案件数については、本市のこども家庭センターで受理した件数と、岩手県の児童相談所で受理した本市の件数を合算すると、令和元年度（2019年度）から令和4年度（2022年度）までにおいて約12.6%増加しており、岩手県の児童相談所全体においては、約19%増加しています。

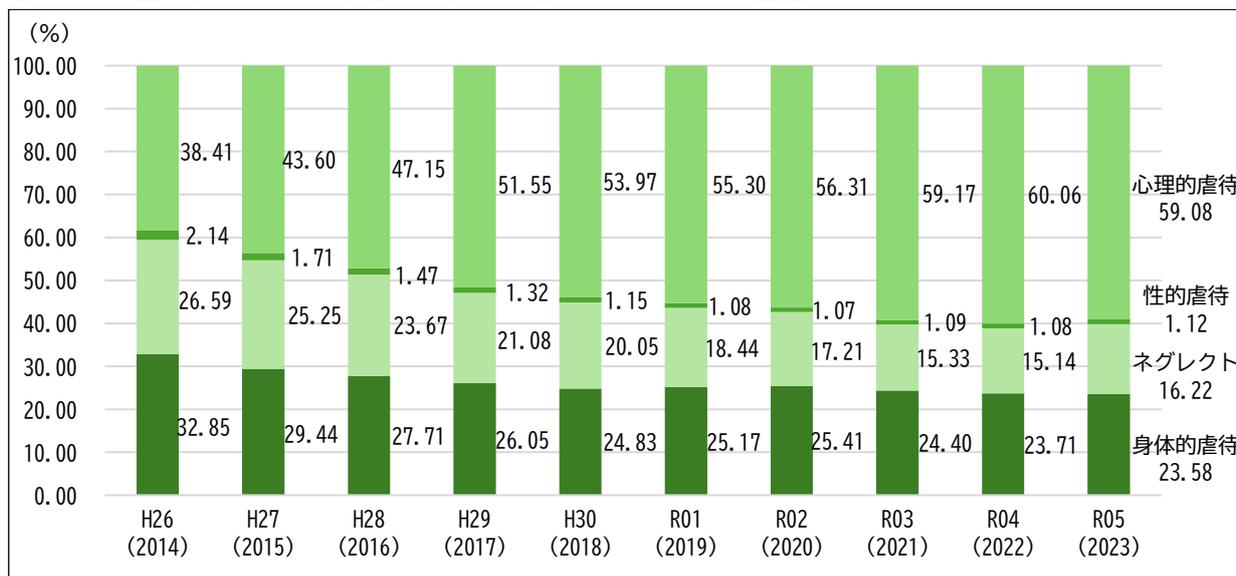
また、全国の児童虐待の相談内容については、心理的虐待が増加している状況にあります。

図 10 児童虐待相談受案件数の推移



資料：岩手県・盛岡市こども家庭センター

図 11 児童相談所における虐待相談の内容別件数の推移（全国）



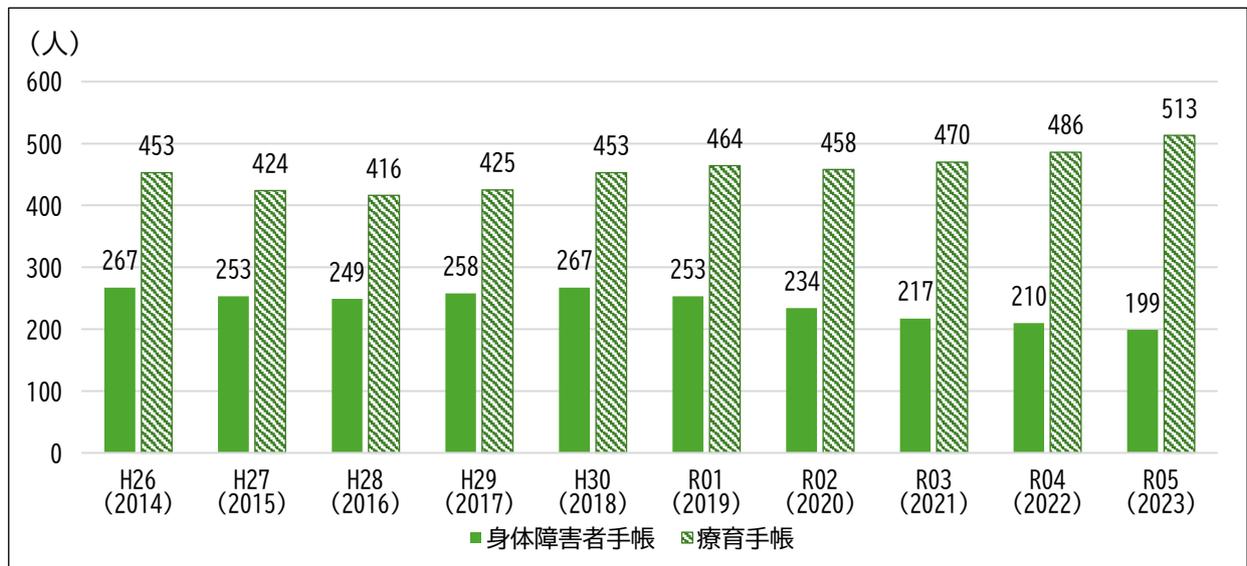
資料：こども家庭庁

(2) 障がいのあるこども・若者と医療的ケア児の状況

■ 18歳未満の身体障害者手帳・療育手帳の所持者数

本市における18歳未満のこどもの身体障害者手帳の所持者数は減少傾向にあり、療育手帳の所持者数は平成29年度（2017年度）以降において増加傾向にあります。

図 12 18歳未満の身体障害者手帳・療育手帳の所持者数の推移

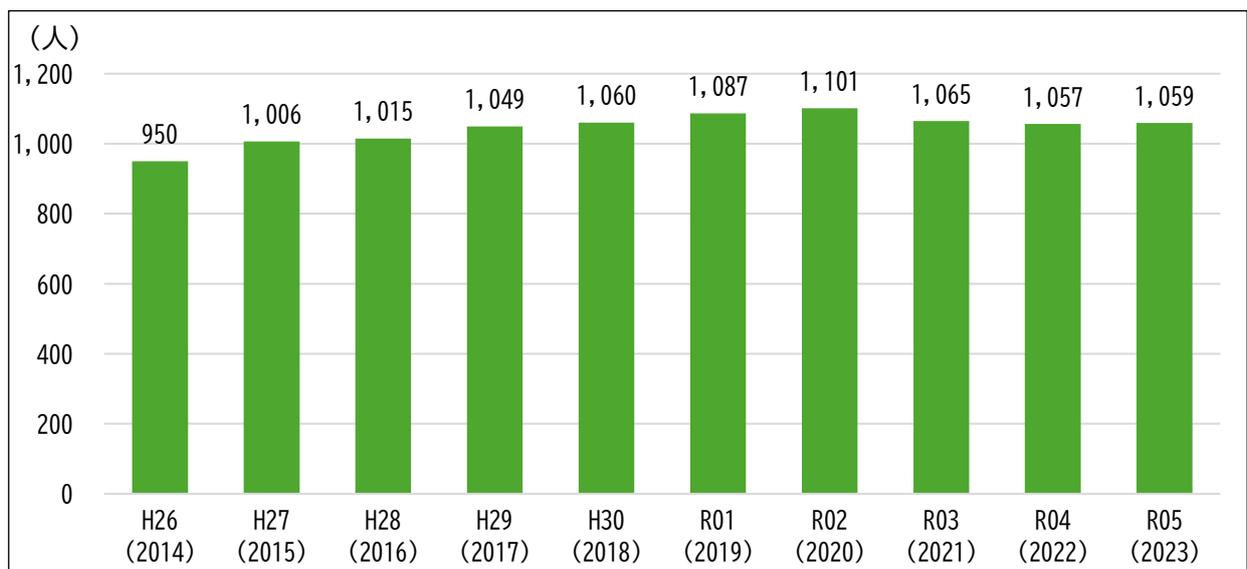


資料：盛岡市障がい福祉課

■ 特別児童扶養手当受給者数

本市における特別児童扶養手当の受給者数は、令和2年度（2020年度）までは増加傾向にあり、令和3年度（2021年度）以降は減少傾向にあります。

図 13 特別児童扶養手当受給者数の推移

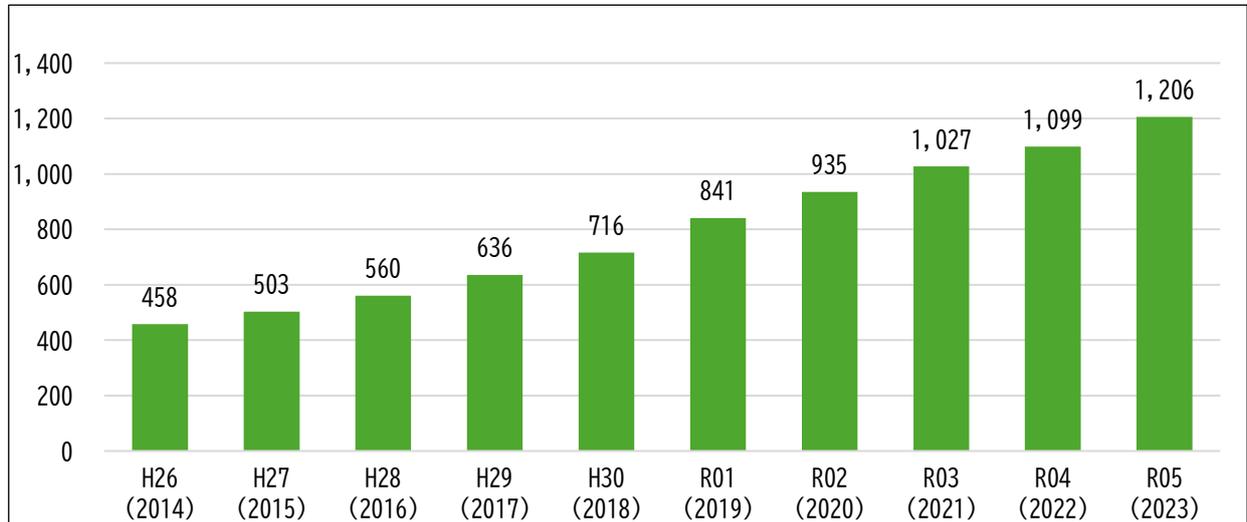


資料：盛岡市障がい福祉課

■ 障害児通所支援受給者証の発行数

本市における障害児通所支援受給者証の発行数は、毎年度増加しており、令和5年度（2023年度）は、平成26年度（2014年度）と比較して約2.6倍の1,206人となっています。

図 14 障害児通所支援受給者証の発行数の推移



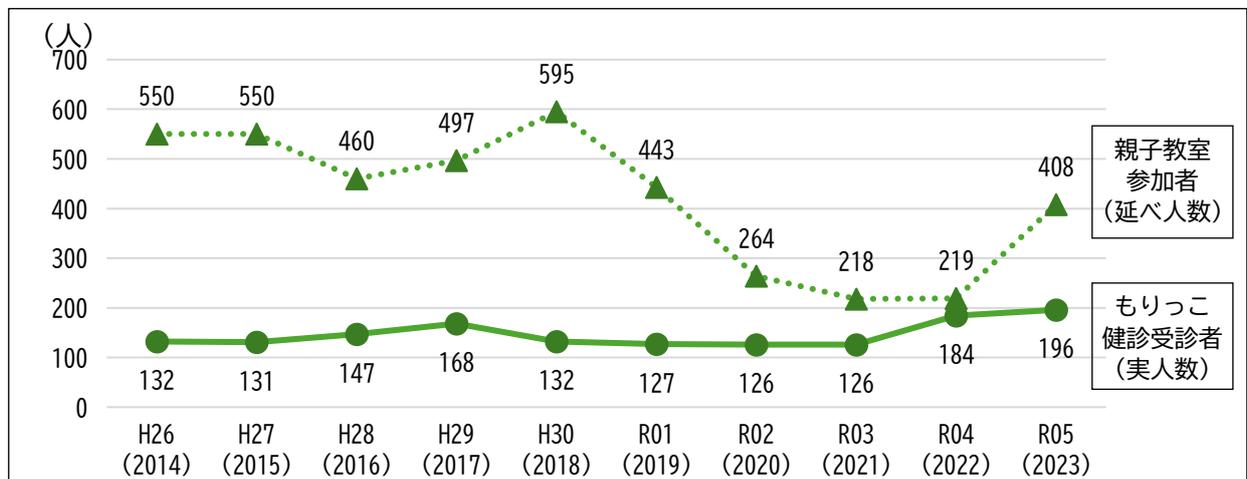
資料：盛岡市障がい福祉課

■ 発育・発達に関する不安がある乳幼児数

心身の発達に障がいが疑われる乳幼児の早期発見、早期療育を図ることを目的に実施している乳幼児総合診査（もりっこ健診）の受診者数は、増加傾向にあります。

もりっこ健診の事後指導である親子教室の参加者数は、令和2年度（2020年度）から4年度（2022年度）までの時期において、新型コロナウイルス感染症対策のために人数を制限して実施したことにより減少しましたが、令和5年度（2023年度）は令和元年度（2019年度）以前の水準に戻りつつあります。

図 15 もりっこ健診の受診者数と親子教室の参加者数の推移



資料：盛岡市母子健康課

■ 医療的ケア児の人数

令和5年（2023年）における本市の医療的ケア児の人数は58人であり、医療的ケアの内容は、「酸素療法」と「たん吸引」を必要とする人数が多い状況となっています。

表 10 年齢区分別の医療的ケア児の人数（令和5年（2023年））

	0～2歳	3～5歳	6～8歳	9～11歳	12～14歳	15～18歳	合計
人数	11人	10人	10人	10人	7人	10人	58人

資料：盛岡市障がい福祉課

表 11 医療的ケアの内容（令和5年（2023年））※いずれも延べ人数での集計

	人工呼吸器管理	気管切開	鼻咽喉エアウェイ	酸素療法	たん吸引	ネブライザー	経管栄養	胃ろう
人数	5人	9人	0人	23人	16人	4人	12人	13人

	皮下注射	血糖測定	継続的な透析	導尿	排便管理	座薬挿入等	その他
人数	3人	2人	0人	11人	3人	1人	1人

資料：盛岡市障がい福祉課

Point 「医療的ケア児」とは？

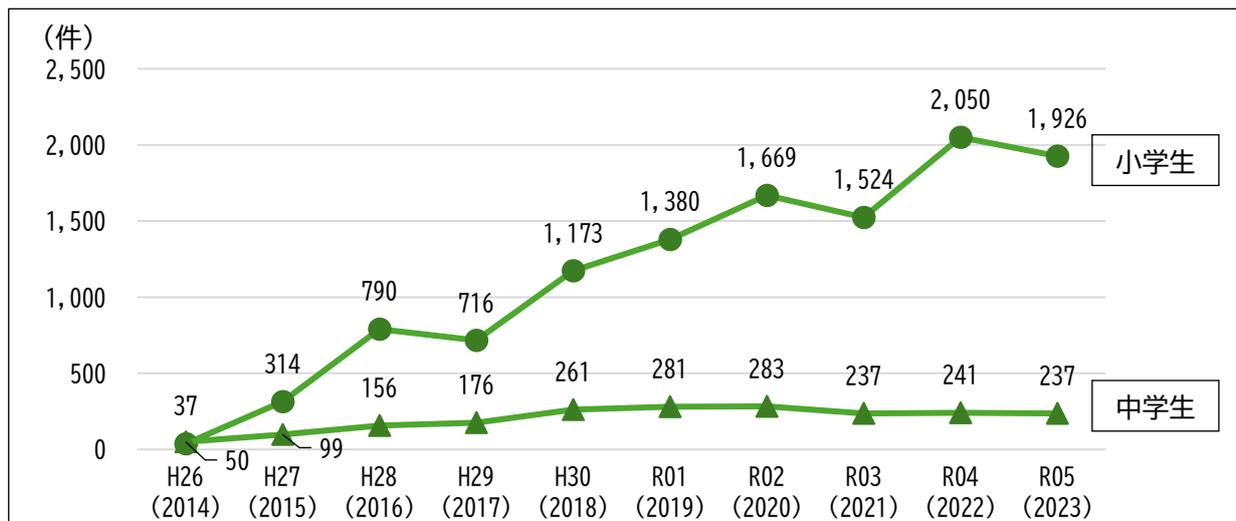
日常生活及び社会生活を営むために、恒常的に人工呼吸器による呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引その他の医療行為（医療的ケア）を受けることが不可欠である18歳未満のこども（高等学校等に在籍している場合は、18歳以上であっても含みます。）のことをいいます。

(3) 児童生徒のいじめや不登校の状況

■ いじめの認知件数

小学校におけるいじめの認知件数は、平成26年（2014年）以降増加を続けており、令和5年度（2023年度）においては1,926件となりました。また、中学校におけるいじめの認知件数は、令和3年度（2021年度）以降、横ばいの状況にあります。

図 16 いじめの認知件数の推移

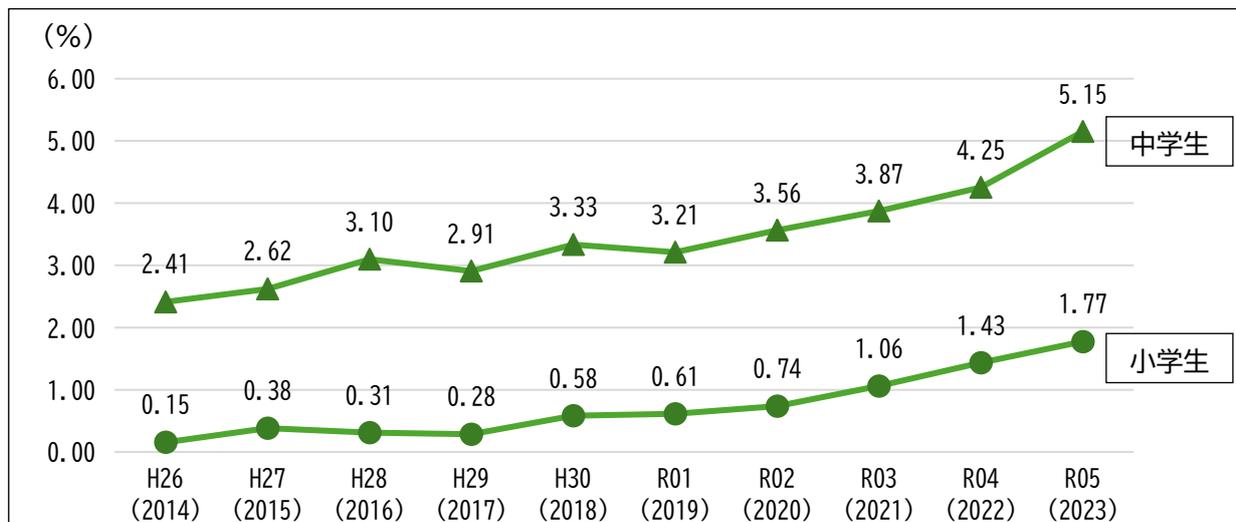


資料：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(盛岡市 教育委員会事務局 学校教育課)

■ 小・中学校における不登校

小・中学校における不登校率は、いずれも増加傾向にあり、令和5年度（2023年度）において、中学生の約5%、小学生の2%弱が不登校となっています。

図 17 小・中学校における不登校率の推移



資料：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(盛岡市 教育委員会事務局 学校教育課)

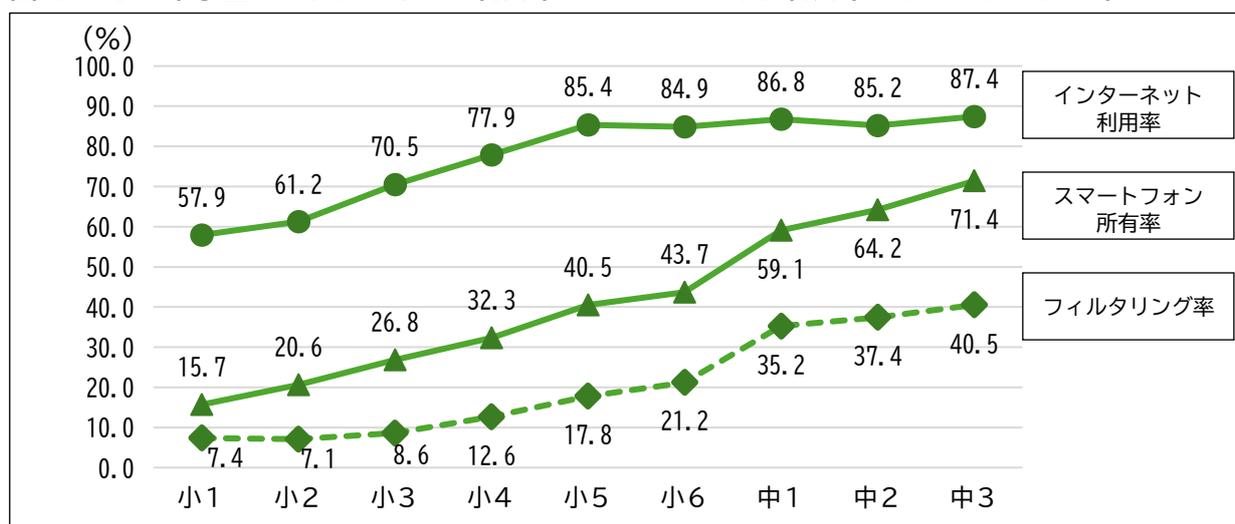
(4) 小・中学生のインターネットの利用とトラブルの発生状況

本市が市立小・中学校の全ての児童生徒を対象に実施した調査によると、インターネットを利用する児童生徒の割合は、小学1年生の時点で半数を超えており、小学5年生以上では8割以上となっています。

スマートフォンを所有する児童生徒の割合は、上の学年になるほど高くなっており、中学1年生以上では過半数の生徒が所有している状況です。スマートフォンの利用を保護者が管理し、トラブルを防止するためのフィルタリングが設定されている割合は、学年によって異なりますが、全学年を平均すると、スマートフォンを所有する児童生徒の半数程度となります。

また、インターネットにおいていじめ等の嫌なことや困ったことがあった児童生徒の人数は、いずれの学年においても、「誹謗中傷」や「個人情報の悪用」と回答した児童生徒が一定数おり、SNS等の利用に伴う「なりすまし投稿」をされた経験がある児童生徒もいることが確認されました。

図 18 小・中学生のインターネット利用率・スマートフォン利用率・フィルタリング率



資料：盛岡市 教育委員会事務局 学校教育課

表 12 インターネットで嫌なことや困ったことがあった児童生徒の人数（延べ数）

(単位：人)

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
誹謗中傷	5	13	4	17	19	21	14	22	26
個人情報の悪用	8	2	2	2	4	2	5	8	7
なりすまし投稿	1	4	0	0	5	1	3	6	9
不審メール	2	18	33	42	29	32	60	46	57
架空請求	2	8	1	3	3	4	6	2	10
出会い系サイト	0	4	2	1	1	0	3	2	2
その他	6	13	22	37	32	21	27	8	10

資料：盛岡市 教育委員会事務局 学校教育課

(5) ひきこもりに関する状況

ひきこもりとは、厚生労働省の定義によると、「仕事や学校に行かず、かつ、家族以外の人との交流をほとんどせず、6カ月以上続けて自宅にひきこもっている状態をいい、単一の疾患や障がいの概念ではなく、様々な要因が背景になって生じるもの」とされています。

令和4年度（2022年度）に内閣府が実施したひきこもりに関する調査結果を、本市の令和4年（2022年）10月1日現在の15歳から39歳までの人口70,645人に当てはめると、本市の準ひきこもりは671人、狭義のひきこもりは777人、狭義のひきこもりと準ひきこもりの人数を合計した広義のひきこもりは1,448人と推計されます。

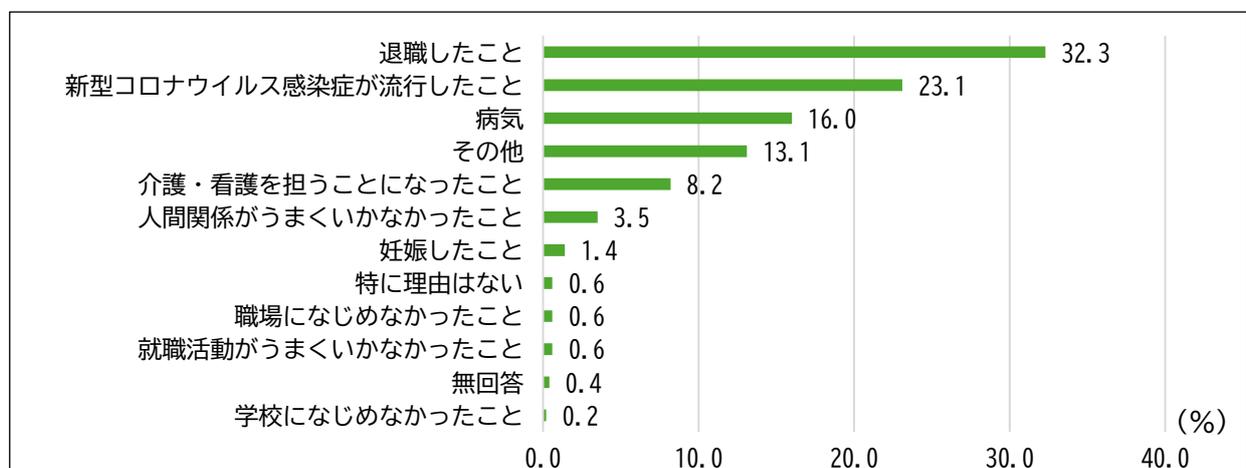
また、同調査結果によると、ひきこもりになったきっかけは、「退職したこと」が最も多く、次いで「新型コロナウイルス感染症が流行したこと」「病気」「介護、看護を担うことになったこと」「人間関係がうまくいかなかったこと」が上位を占めており、就職活動でのつまずきや、就職しても仕事になじめない等、就業を巡る問題のほか、健康上の理由が挙げられています。

表 13 15歳から39歳までのひきこもり推計数

ひきこもり群		有効回答数に占める割合	全国推計数		盛岡市推計数	
準ひきこもり(①)	普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する	0.95%	30.2万人		671人	
狭義のひきこもり(②)	普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	0.74%	23.6万人	35.1万人	523人	777人
	自室からは出るが、家からは出ない	0.30%	9.6万人		212人	
	自室からほとんど出ない	0.06%	1.9万人		42人	
広義のひきこもり(①+②)		2.05%	65.3万人		1,448人	

資料：令和4年度こども・若者の意識と生活に関する調査（内閣府）

図 19 ひきこもりになったきっかけ（15歳から39歳までの広義のひきこもり群全体）



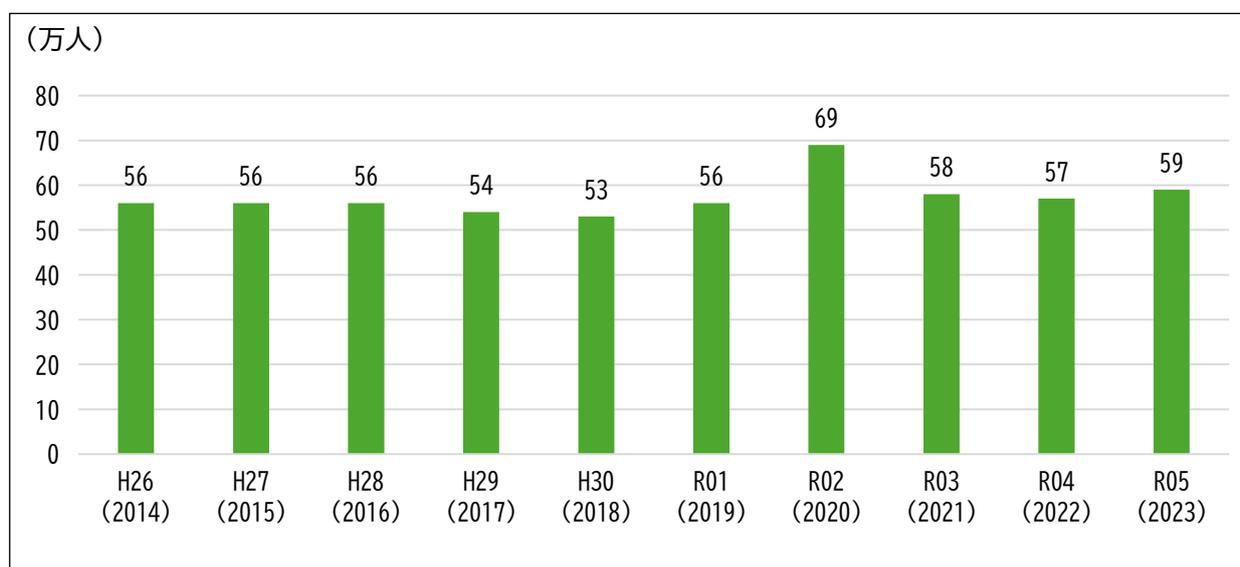
資料：令和4年度こども・若者の意識と生活に関する調査（内閣府）

(6) ニートに関する状況

令和5年（2023年）の総務省の労働力調査によると、15歳から34歳までのニート（若年無業者）の人数は、約59万人となっています。

また、令和4年（2022年）に国が実施した就業構造基本調査によると、岩手県の15歳から34歳までのニートの推計人数は約5,700人で、15歳から34歳までの人口に占める割合は3.0%（全国は2.5%）となっており、本市の令和4年（2022年）10月1日現在の15歳から34歳までの人口53,131人に岩手県のニートの割合3.0%を適用すると、本市のニートの人数は1,594人と推計されます。

図 20 全国のニート（15歳から34歳までの若年無業者）の人数の推移



資料 総務省「労働力調査」

表 14 ニート（15歳から34歳までの若年無業者）の人数と割合（令和4年（2022年））

	15～34歳人口	ニート(15歳～34歳の若年無業者)			15～34歳人口に占めるニートの割合
		(①+②)	就業希望者のうち非求職者①	非就業希望者②	
全国	24,413,000人	615,000人	251,000人	364,400人	2.5%
岩手県	191,700人	5,700人	1,400人	4,300人	3.0%
盛岡市	53,131人	(推計) 1,594人	—	—	(県) 3.0%

備考：盛岡市の15～34歳人口は、岩手県人口移動報告年報における令和4年（2022年）10月1日現在の人口を適用

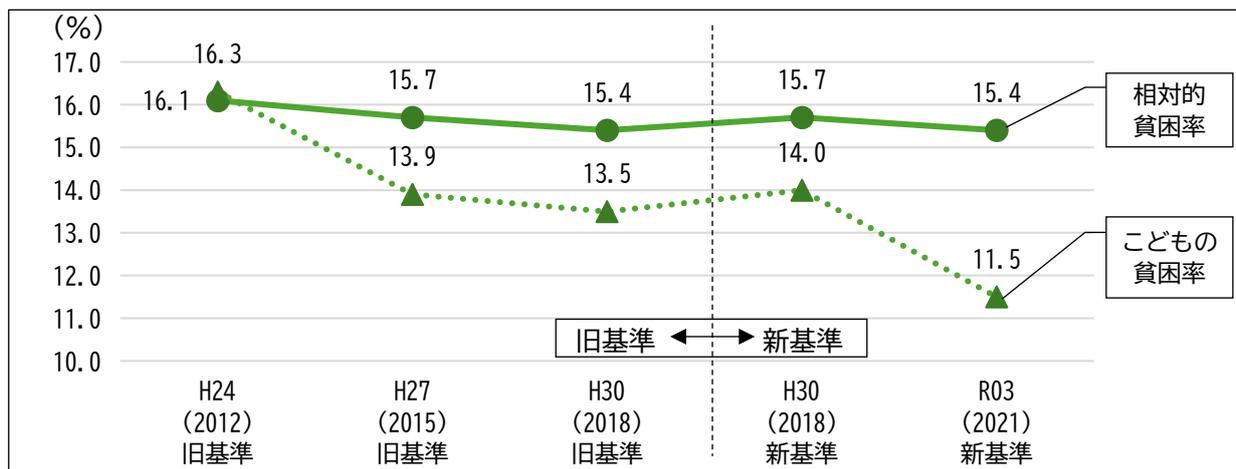
資料 （全国・岩手県）令和4年（2022年）就業構造基本調査

(7) 経済的に困窮している家庭の状況

■ 相対的貧困率とこどもの貧困率

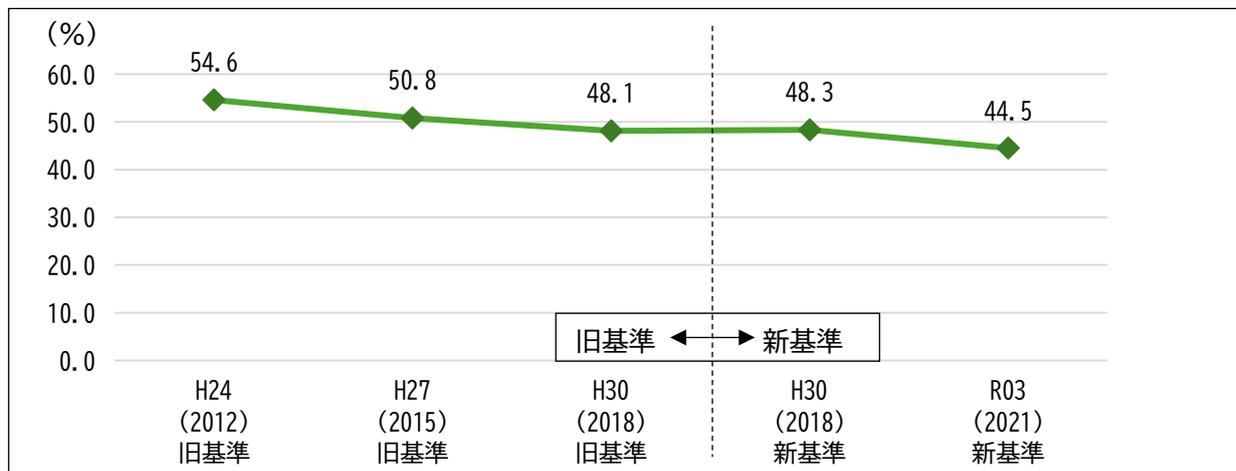
国の調査結果によれば、令和3年（2021年）の相対的貧困率は15.4%、こどもの貧困率は11.5%となっており、いずれも改善傾向にあります。ただし、ひとり親世帯におけるこどもの貧困率は44.5%であり、半数近くが貧困の状況となっています。

図 21 貧困率の推移



資料：2022（令和4）年国民生活基礎調査（厚生労働省）

図 22 ひとり親家庭におけるこどもの貧困率の推移



資料：2022（令和4）年国民生活基礎調査（厚生労働省）

Point 「相対的貧困率」とは？

その国の中で比較して、大多数よりも貧しい状態にある世帯の割合のことをいいます。

該当する世帯の所得の水準としては、家計収入から税金や社会保険料などの非消費支出を差し引き、世帯員の生活水準を表すように調整された所得である「等価可処分所得」について、その国における中央値の半分（貧困線）に満たない状態となります。なお、平成30年（2018年）以降は、家計収入から差し引く項目を追加した「新基準」により算定しています。

■ ひとり親家庭の状況について

令和3年度（2021年度）に厚生労働省が実施した調査結果によると、母子世帯と父子世帯における母または父自身の平均年間収入の金額を比較すると、母子世帯は272万円、父子世帯は518万円と、大きな差があります。

表 15 母子世帯と父子世帯の比較

	母子世帯	父子世帯
世帯数	119.5 万世帯	14.9 万世帯
ひとり親世帯になった理由	離婚 79.5%	離婚 69.7%
	死別 5.3%	死別 21.3%
就業状況	86.3%	88.1%
就業者のうち 正規の職員・従業員	48.8%	69.6%
就業者のうち 自営業	5.0%	14.8%
就業者のうち パート・アルバイト等	38.8%	4.9%
平均年間収入 （母または父自身の収入）	272 万円	518 万円
平均年間就労収入 （母または父自身の就労収入）	236 万円	496 万円
平均年間収入 （同居家族を含む世帯全員の収入）	373 万円	606 万円

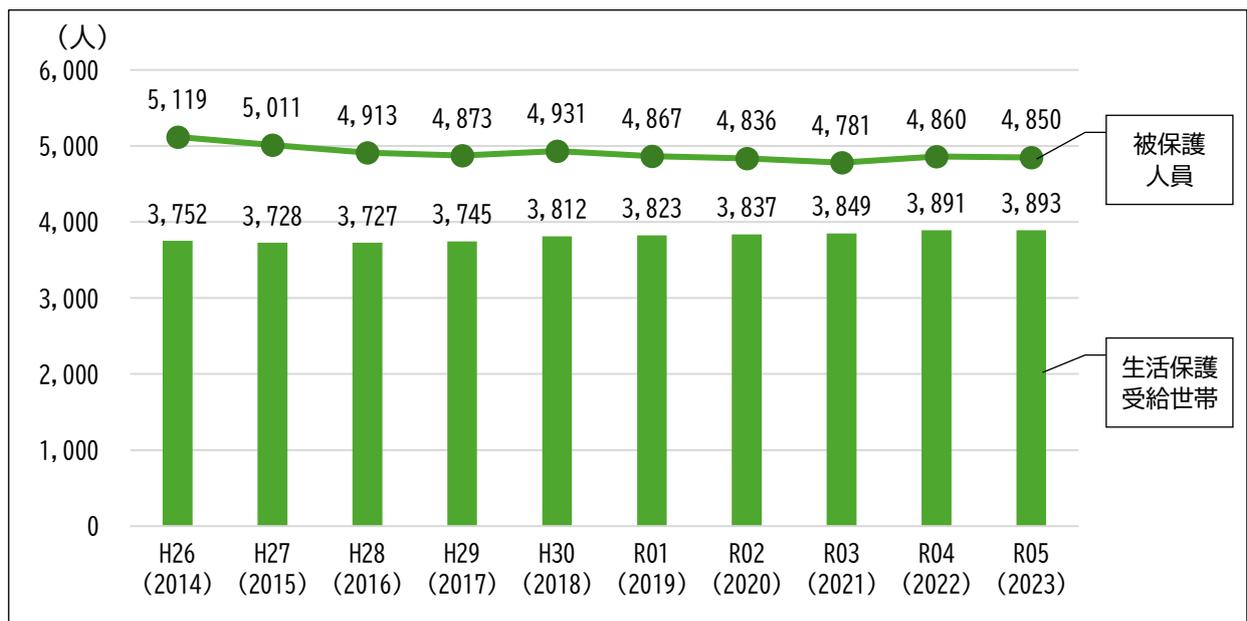
資料：令和3年度全国ひとり親世帯等調査結果（厚生労働省）

■ 生活保護受給世帯数と世帯員数

本市における生活保護受給世帯数は、平成30年度（2018年度）以降微増していますが、被保護人員は減少傾向にあります。

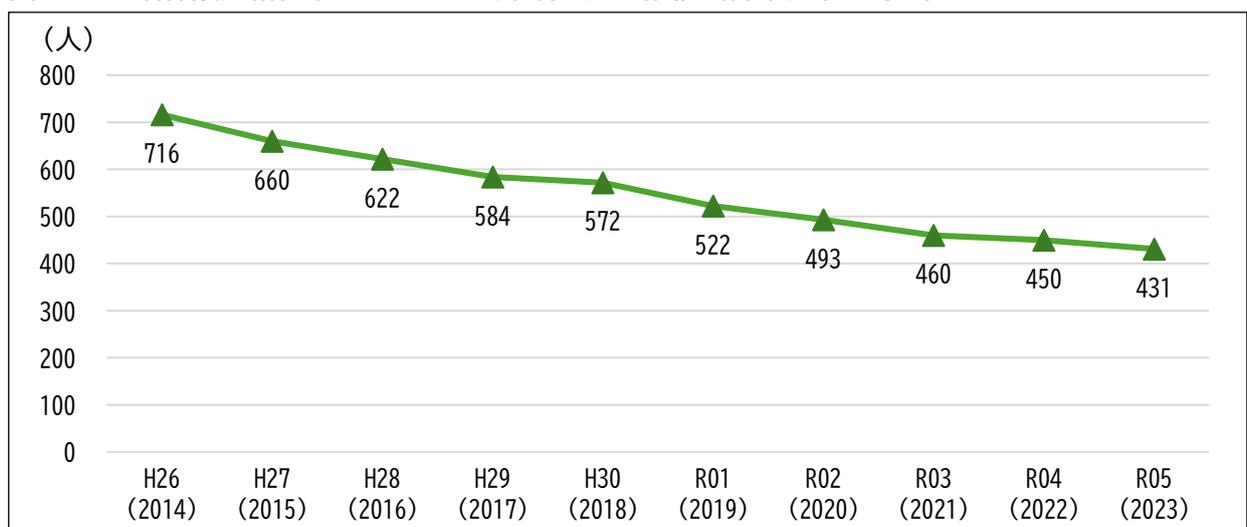
また、生活保護受給世帯における18歳未満のこどもの人数は、平成26年度（2014年）の716人から、令和5年度（2023年度）においては431人に減少しており、同期間における被保護人員の減少（約5.25%減）と比較して大きく減少しています（約39.8%減）。

図 23 生活保護受給世帯・被保護人員の推移（各年度末日時点）



資料：盛岡市生活福祉第一課・第二課

図 24 生活保護受給世帯における18歳未満人数の推移（各年度末日時点）

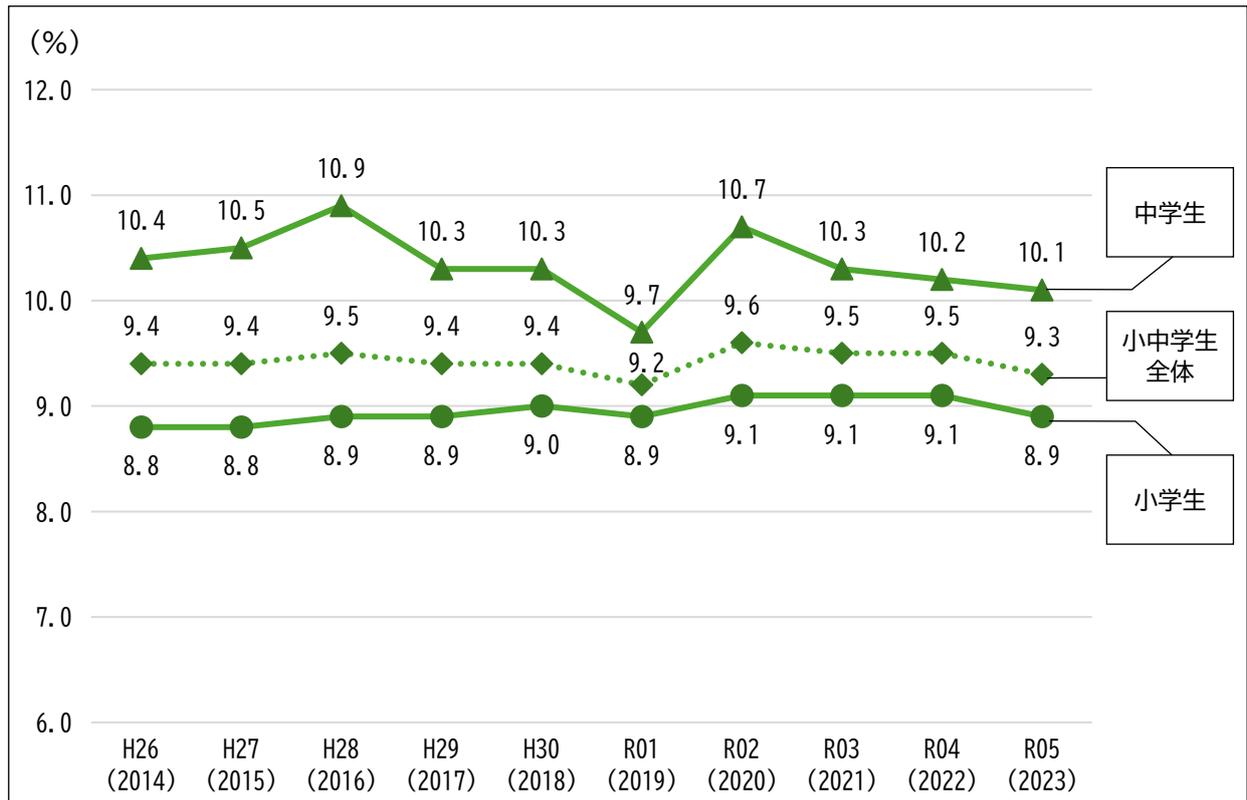


資料：盛岡市生活福祉第一課・第二課

■ 就学援助の受給

生活保護を必要とする者に準ずる程度に困窮していると認められる小・中学生の保護者に、給食費や修学旅行費などの費用の一部を援助する「就学援助」の受給率は、横ばいに推移しており、令和5年度（2023年度）においては、小学生の8.9%、中学生の10.1%、小中学生全体では9.3%の児童生徒の保護者が受給しています。

図 25 就学援助受給率の推移



資料：盛岡市 教育委員会事務局 学務教職員課

4 子育て家庭の現状

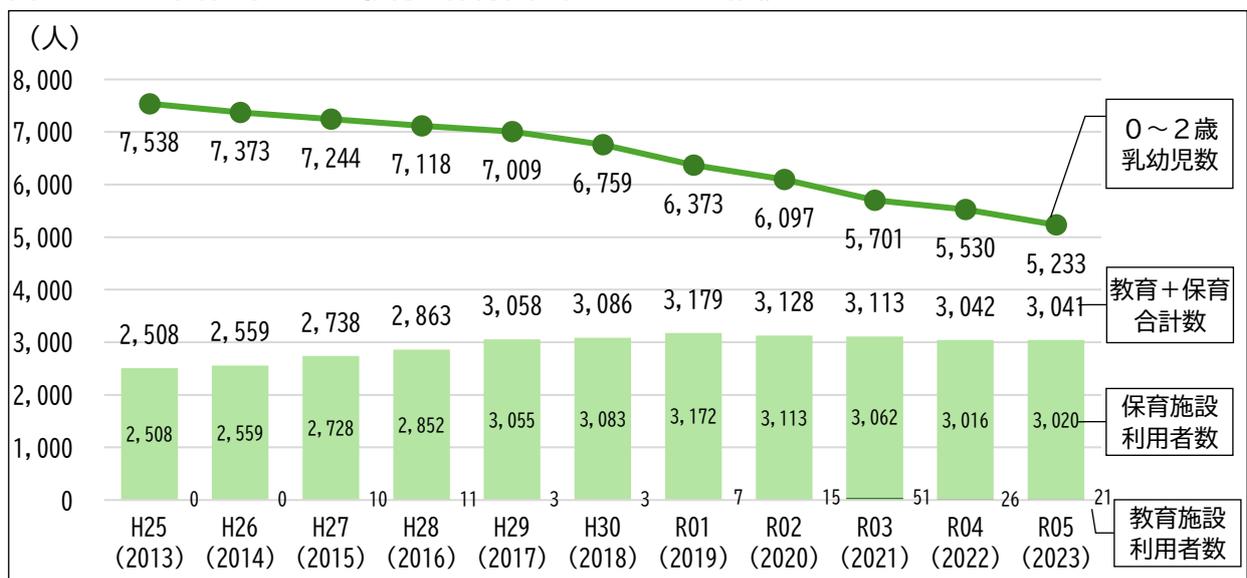
(1) 幼児教育・保育に関する状況

■ 乳幼児の教育・保育の利用状況

3歳未満の乳幼児数は、平成25年度（2013年度）以降、減少が続いていますが、保育所等の保育施設の利用者数は、3,000人を超えた平成29年度（2017年度）以降は横ばいです。

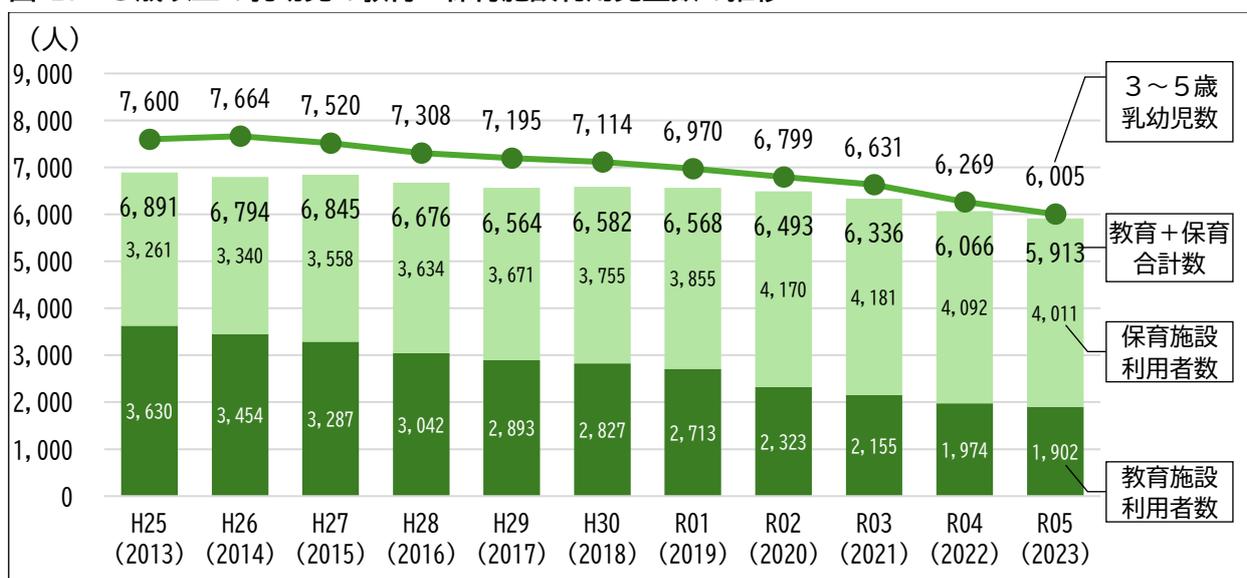
3歳以上の保育施設の利用者数は、4,000人を超えた令和2年度（2020年度）以降減少しており、幼稚園等の教育施設の利用者数は、平成25年度（2013年度）から減少が続いています。

図 26 3歳未満の乳幼児の教育・保育施設利用児童数の推移



資料：学務教職員課、子育てあんしん課

図 27 3歳以上の乳幼児の教育・保育施設利用児童数の推移



資料：学務教職員課、子育てあんしん課

■ 待機児童の状況

本市では、待機児童の解消に向けて認可保育所等の新設などによる定員の増加を図り、その結果、平成28年度（2016年度）以降、年度当初の待機児童は0人となっています。なお、令和5年（2023年）4月1日時点において、医療的ケア児の受入体制の整備に時間を要し、待機児童が1人生じましたが、同年6月1日時点において入所済みとなり、解消しています。

入所申込者全員が、希望する保育施設に入所できる状況に至っていないことから、年間を通じた待機児童と空き待ち児童の解消を図るため、引き続き保育の受け皿の確保が必要です。

表 16 待機児童数等の推移

	H30 (2018) 4月1日	H31 (2019) 1月1日	H31 (2019) 4月1日	R02 (2020) 1月1日	R02 (2020) 4月1日	R03 (2021) 1月1日
空き待ち児童(①)	255	459	203	359	114	238
待機児童外	255	375	203	319	114	238
待機児童数	0	84	0	40	0	0
入所児童数(②)	6,844	7,310	6,345	7,625	7,485	7,917
定員弾力化	0	433	0	472	0	307
認可定員	6,844	6,877	6,345	7,153	7,485	7,610
合計(入所申込者)(①+②)	7,099	7,769	6,548	7,984	7,599	8,155

	R03 (2021) 4月1日	R04 (2022) 1月1日	R04 (2022) 4月1日	R05 (2023) 1月1日	R05 (2023) 4月1日	R06 (2024) 1月1日
空き待ち児童(①)	71	168	85	192	108	213
待機児童外	71	168	85	192	107	213
待機児童数	0	0	0	0	1	0
入所児童数(②)	7,599	7,812	7,599	7,740	7,403	7,605
定員弾力化	0	232	0	211	0	212
認可定員	7,599	7,580	7,599	7,529	7,403	7,393
合計(入所申込者)(①+②)	7,670	7,980	7,684	7,932	7,511	7,818

資料：子育てあんしん課

Point 「待機児童」「待機児童外」「定員弾力化」について

- ・待機児童 … 保育の必要性があり、保育施設（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所）への入所申込を行っているが、入所できる施設がなく入所できていない児童
- ・待機児童外 … 保育施設への入所申込みを行っているが、保護者が未就労（母子・父子家庭を除く）であることや、特定の保育所のみへの入所を希望していることにより、入所できていない児童
- ・定員弾力化 … 認可定員を超えて設備運営基準を満たす範囲内で児童を受け入れること

(2) 子育て世帯を対象としたニーズ調査結果

本計画の策定に当たり、乳幼児期と学童期における教育・保育及び地域の子育て支援に関する現在の利用状況や、今後の利用希望など、本市の子育て支援に関する意見を把握することを目的として、子育て世帯を対象としたニーズ調査を実施しました。

調査の概要や回答状況、主な設問に対する回答内容は、次のとおりです。

表 17 調査の概要

項目	内容
調査名称	こども計画（子ども・子育て支援事業計画）策定に係るニーズ調査
調査方法	インターネットによる無記名回答方式
調査期間	・ 1回目 令和6年2月13日から3月4日まで ・ 2回目 令和6年3月8日から3月28日まで ※ 1回目だけでは保護者からの回答件数が必要数に達しなかったため、対象者を追加して2回目を実施したものの。
調査対象	・ 乳幼児期のこどもの保護者 6,137名（1回目 3,824名、2回目 2,313名） ・ 学童期のこどもの保護者 4,733名（1回目 3,960名、2回目 773名） ※ 住民基本台帳（令和6年1月1日現在）から無作為に抽出した。

表 18 調査の回答状況

調査対象	対象人数	完答数	完答率
乳幼児期（0～5歳）のこどもの保護者	6,137名	2,084名	33.96%
学童期（6～11歳）のこどもの保護者	4,733名	2,007名	42.40%

表 19 調査の回答状況（年齢別）

乳幼児期のこどもの保護者			
年齢	対象人数	完答数	完答率
0歳	984名	340名	34.55%
1歳	1,011名	360名	35.61%
2歳	1,016名	327名	32.19%
3歳	1,058名	369名	34.88%
4歳	1,020名	346名	33.92%
5歳	1,048名	342名	32.63%

学童期のこどもの保護者			
年齢	対象人数	完答数	完答率
6歳	803名	335名	41.72%
7歳	781名	325名	41.61%
8歳	806名	332名	41.19%
9歳	782名	342名	43.73%
10歳	766名	338名	44.13%
11歳	795名	335名	42.14%

Point 調査結果の表記について

- ・ 本計画の策定に当たり実施した調査を「今回調査」、平成30年度（2018年度）に実施した前回の調査を「前回調査」と表記します。
- ・ それぞれのグラフに表記している「N値」は、回答者数です。
- ・ 回答は、各質問のN値を基数とした百分率（%）で示しています。なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100%にならない場合があります。また、複数回答の質問の場合には、各回答の割合を合計すると100%を超えます。

■ 子育てに対して感じる気持ち

乳幼児期と学童期を比較すると、「楽しい」と感じることの方が多い」の割合が、乳幼児期のこどもの保護者の方が高い結果となりました。また、今回調査と前回調査の結果には、大きな違いはありませんでした。

図 28 子育てに対して感じること（乳幼児期のこどもの保護者）

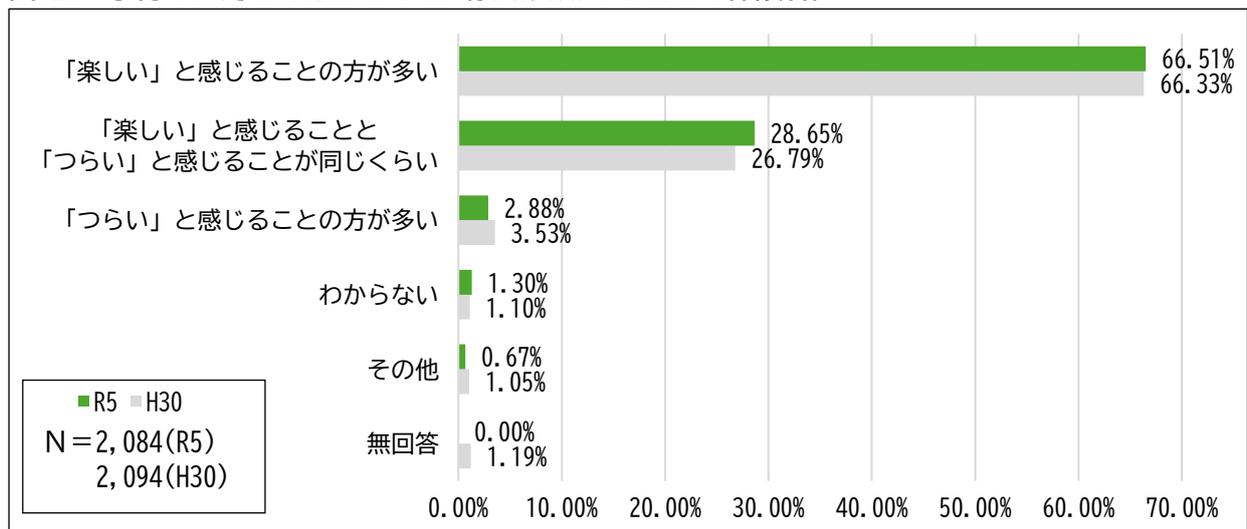
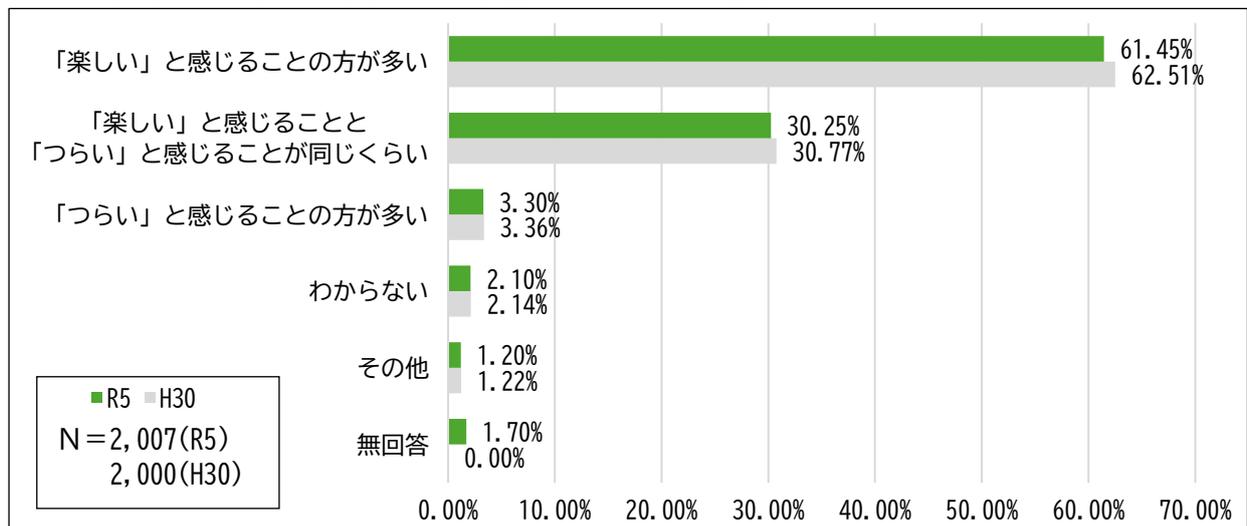


図 29 子育てに対して感じること（学童期のこどもの保護者）

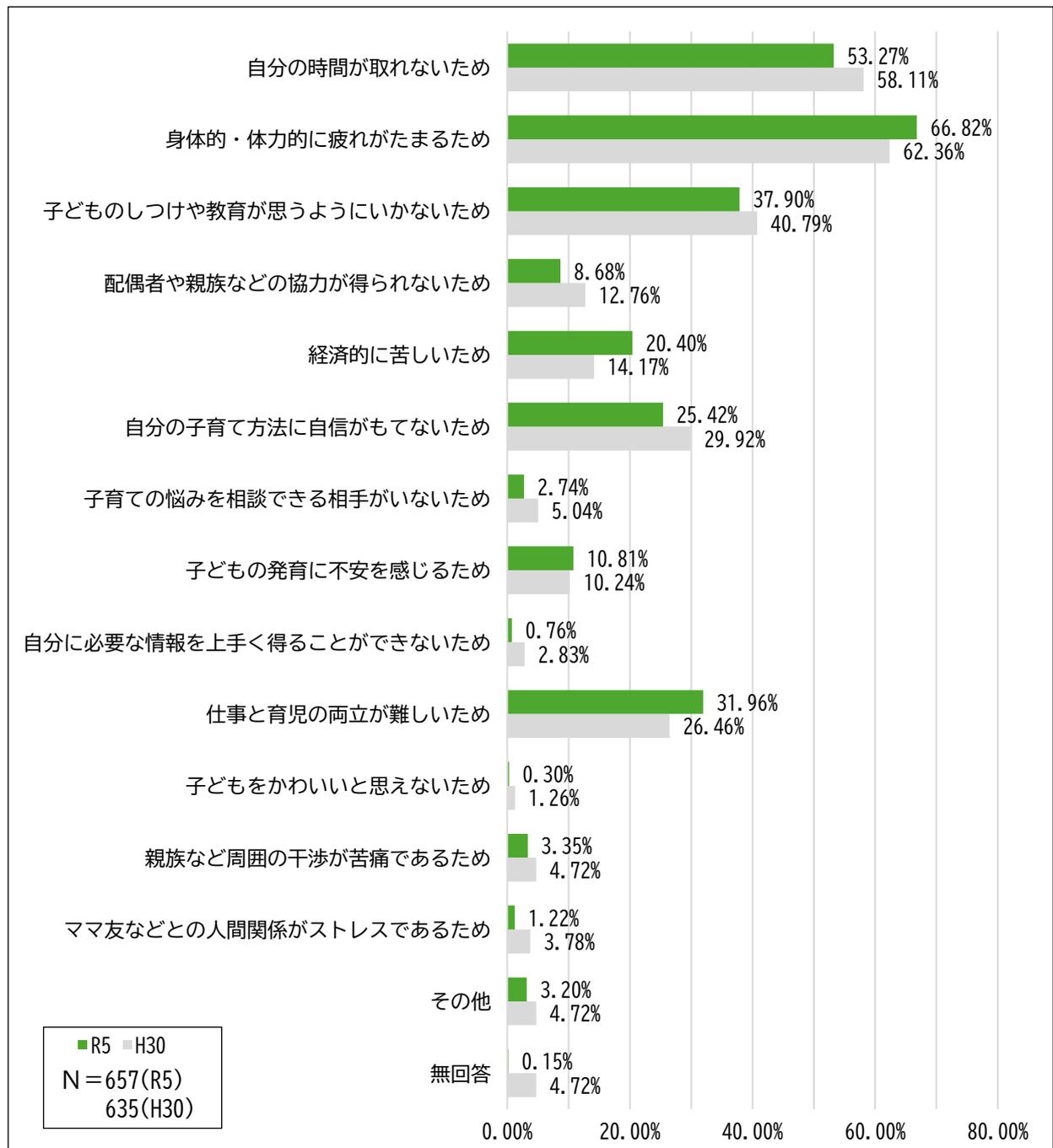


■ 子育てを「つらい」と感じる理由（乳幼児期のこどもの保護者）

子育てを「つらい」と感じる理由として、「自分の時間が取れないため」「身体的・体力的に疲れがたまるため」「子どものしつけや教育が思うようにいかないため」が多い結果となりました。

今回調査と前回調査の結果を比較すると、「身体的・体力的に疲れがたまるため」「経済的に苦しいため」「仕事と育児の両立が難しいため」の割合がそれぞれ増加しました。

図 30 子育てを「つらい」と感じる理由（乳幼児期のこどもの保護者）※複数回答

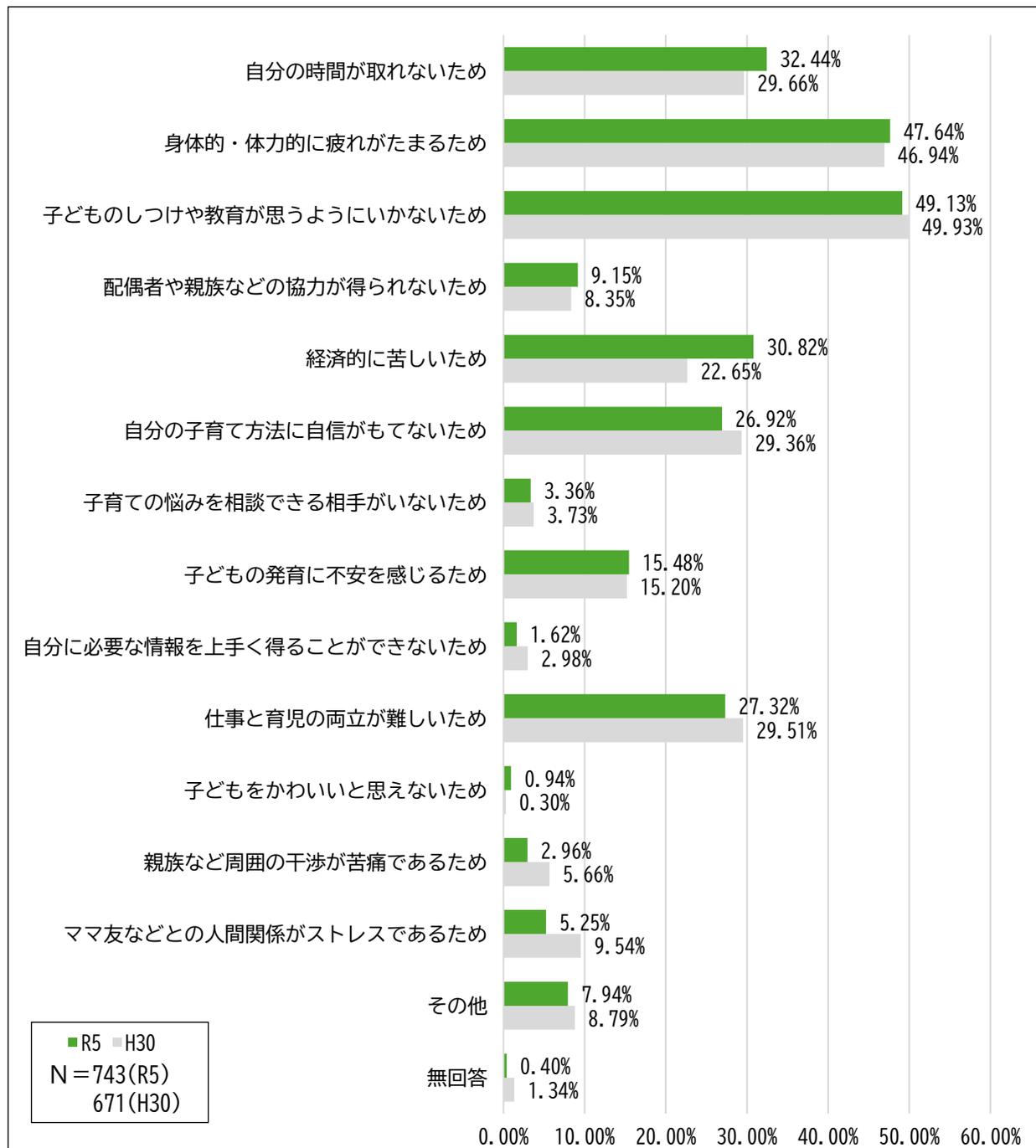


■ 子育てを「つらい」と感じる理由（学童期のこどもの保護者）

子育てを「つらい」と感じる理由として、乳幼児期と同様に、「自分の時間が取れないため」「身体的・体力的に疲れがたまるため」「子どものしつけや教育が思うようにいかないため」が多い結果となりました。

今回調査と前回調査の結果を比較すると、「自分の時間が取れないため」「身体的・体力的に疲れがたまるため」「経済的に苦しいため」などの割合がそれぞれ増加しました。

図 31 子育てを「つらい」と感じる理由（学童期のこどもの保護者）※複数回答



■ 気軽に相談できる人や相談できる場所（乳幼児期のこどもの保護者）

乳幼児期のこどもの保護者に、子育てや教育について気軽に相談できる人や相談できる場所について回答していただいたところ、「いない/ない」の割合が 11.13%となり、前回調査の結果（6.35%）と比べて増加しました。

気軽に相談できる人としては、「祖父母等の親族」「友人や知人」「保育所の保育士」の順に高い割合となりました。

図 32 気軽に相談できる人や相談できる場所の有無（乳幼児期のこどもの保護者）

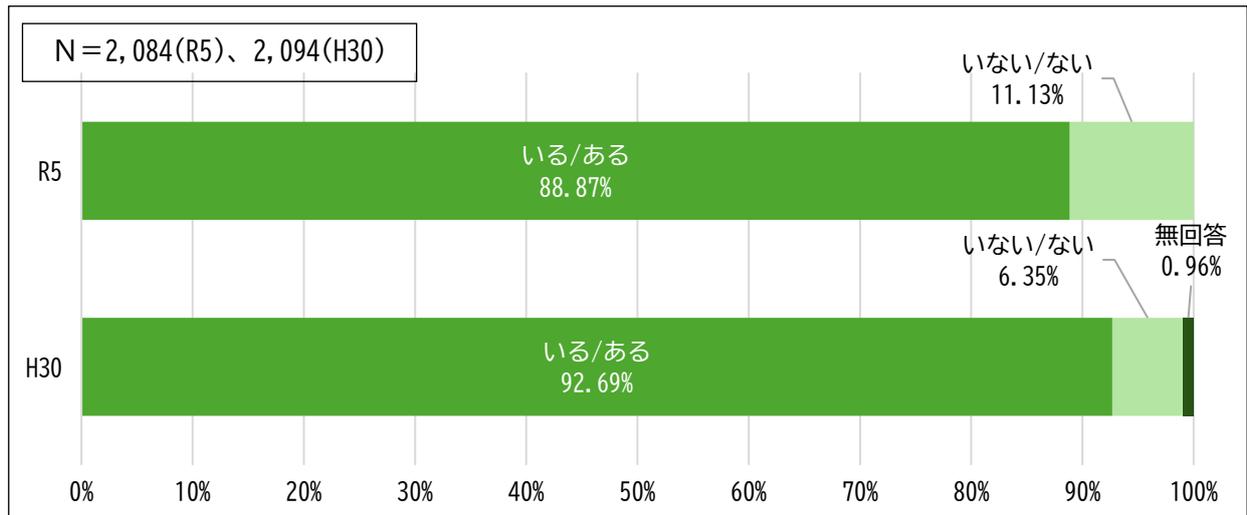
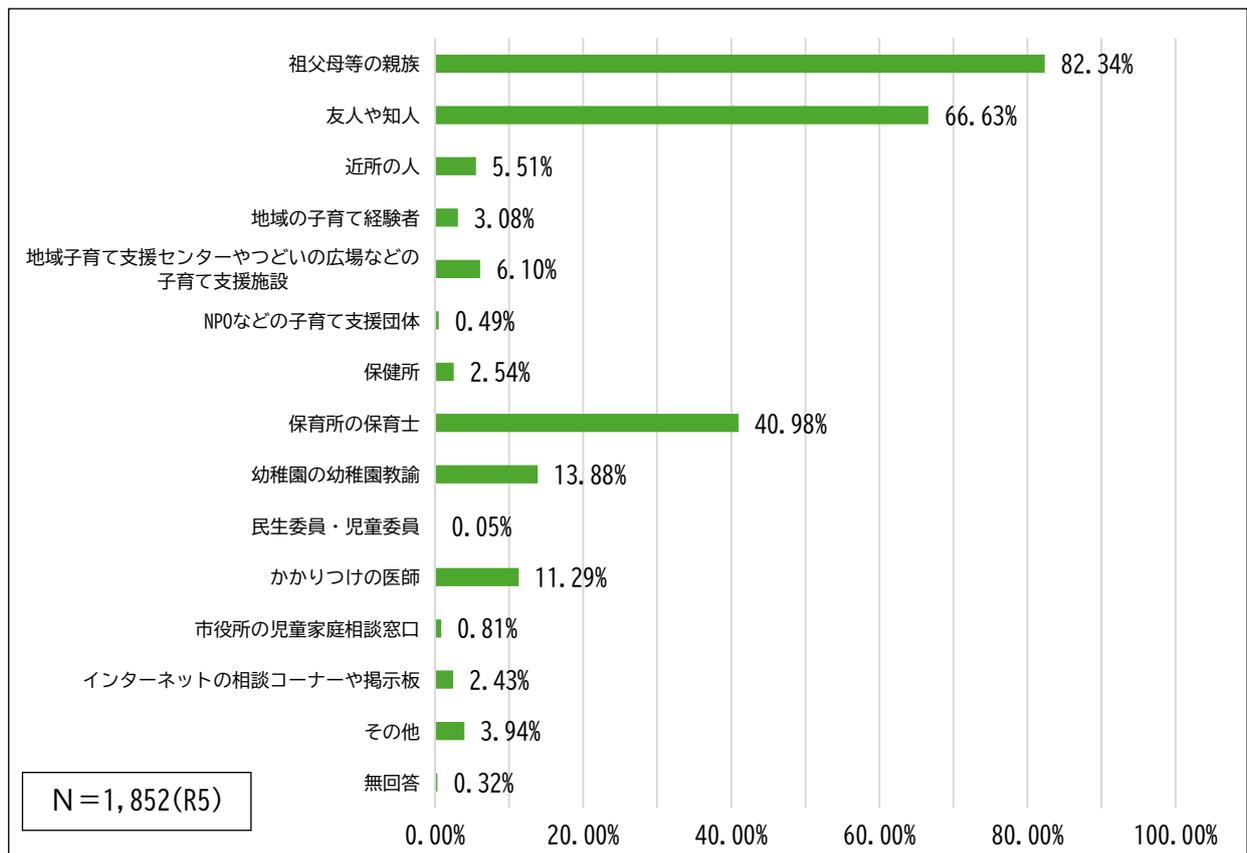


図 33 気軽に相談できる人や相談できる場所（乳幼児期のこどもの保護者）



■ 気軽に相談できる人や相談できる場所（学童期のこどもの保護者）

学童期のこどもの保護者に、子育てや教育について気軽に相談できる人や相談できる場所について回答していただいたところ、「いない/ない」の割合が 18.54%となり、乳幼児期のこどもの保護者と同様に、前回調査の結果（12.95%）と比べて増加しました。

気軽に相談できる人としては、「祖父母等の親族」「友人や知人」の割合が高い結果となりましたが、「学校の教員や教育委員会」と回答した方の割合（15.60%）は、「保育所の保育士」と回答した乳幼児期のこどもの保護者の割合（40.98%）よりも低い割合となりました。

図 34 気軽に相談できる人や相談できる場所の有無（学童期のこどもの保護者）

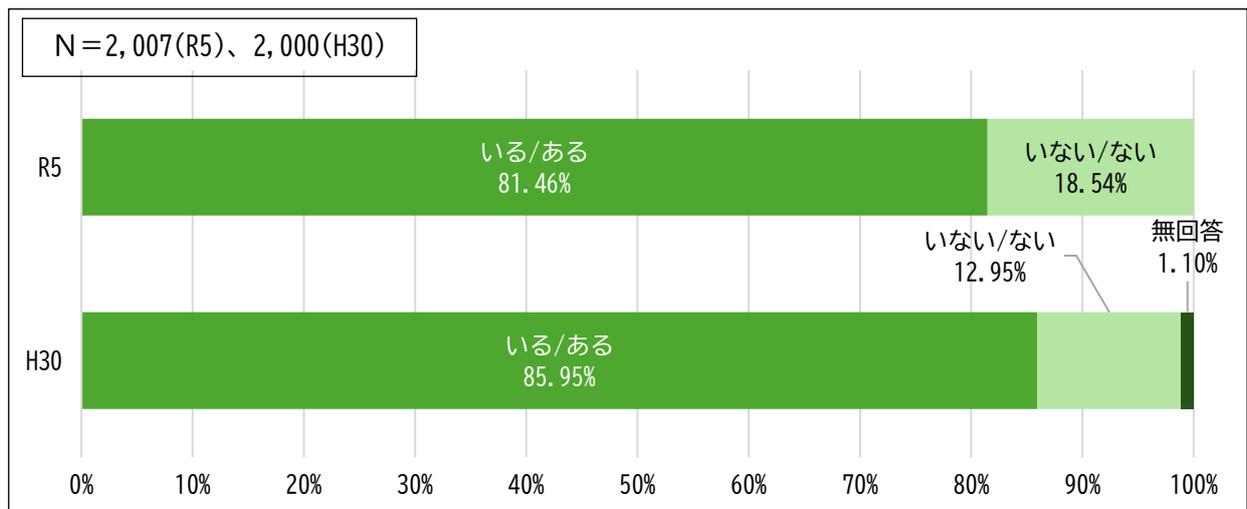
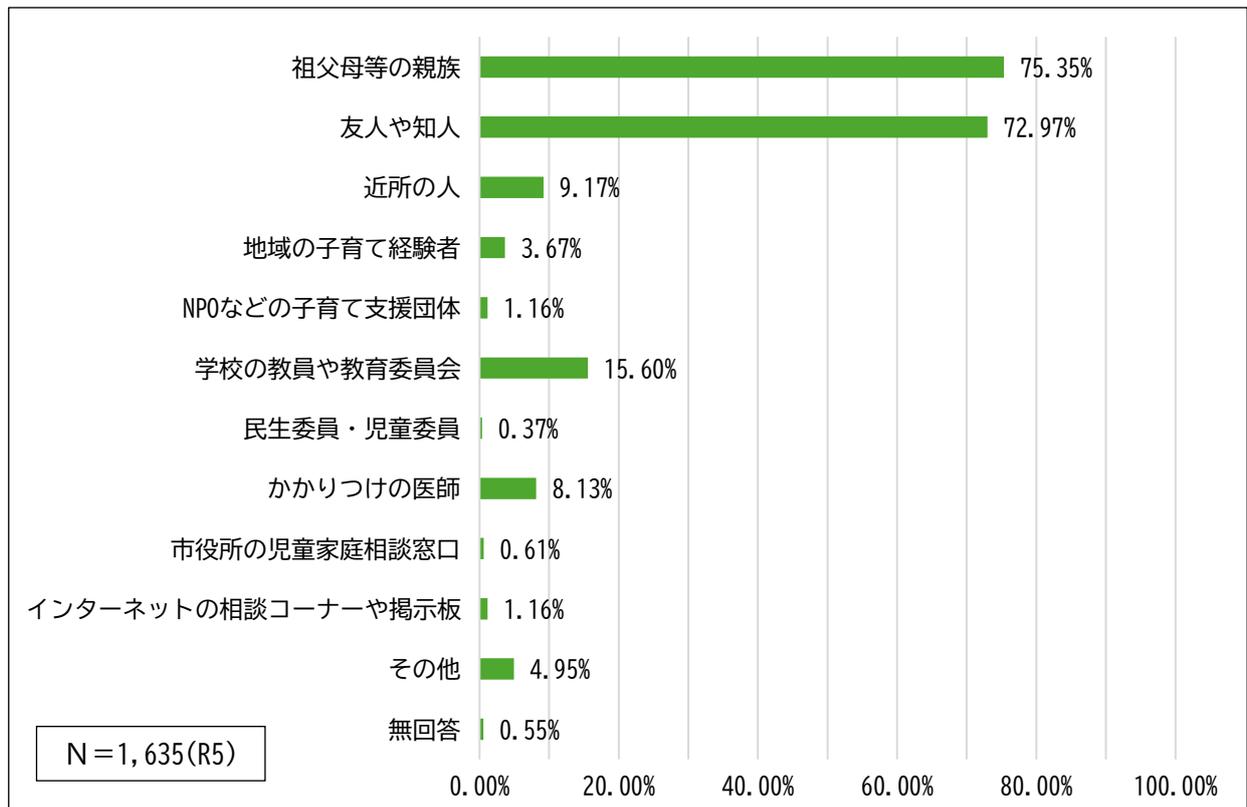


図 35 気軽に相談できる人や相談できる場所（学童期のこどもの保護者）



■ 母親の就労状況

乳幼児期と学童期のいずれの場合も、フルタイムで働いている割合が最も高く、前回調査の結果と比較しても高くなっています。「以前は働いていたが、今は働いていない」の割合は、前回調査の結果と比較すると、乳幼児期で大きく減少しています。

また、前回調査の結果と同様に、乳幼児期に比べて、学童期のこどもの母親がパート・アルバイトなどで働いている割合が高い結果となりました。

図 36 母親の就労状況（乳幼児期のこどもの保護者）

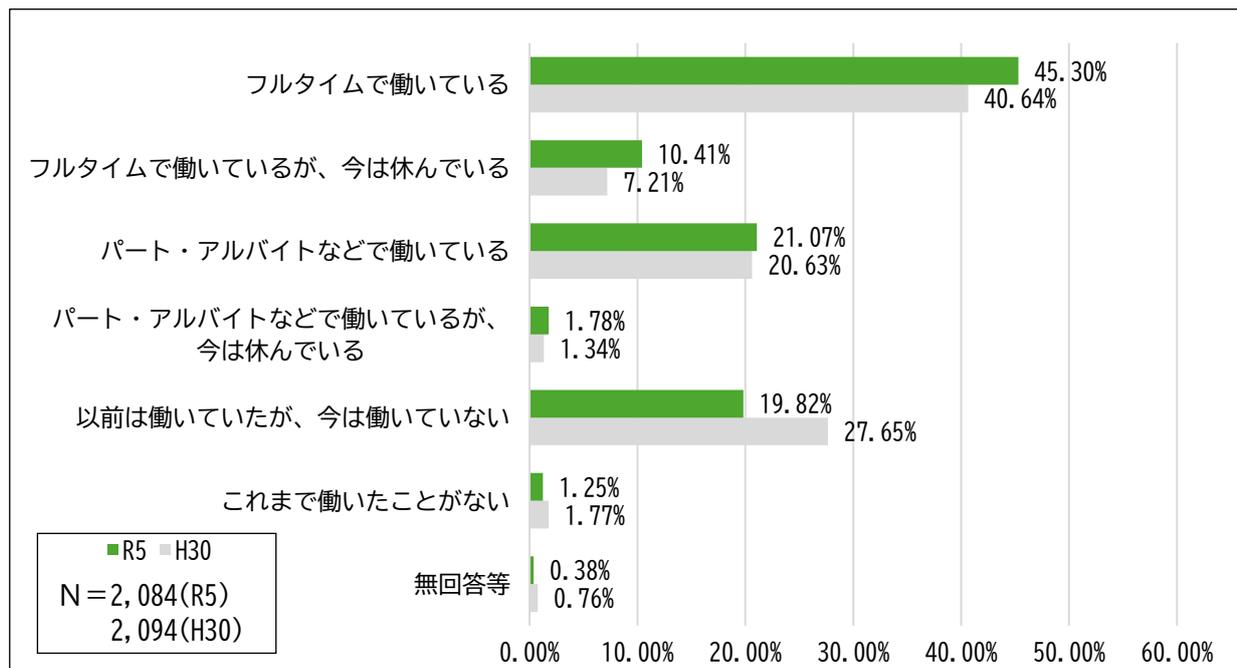
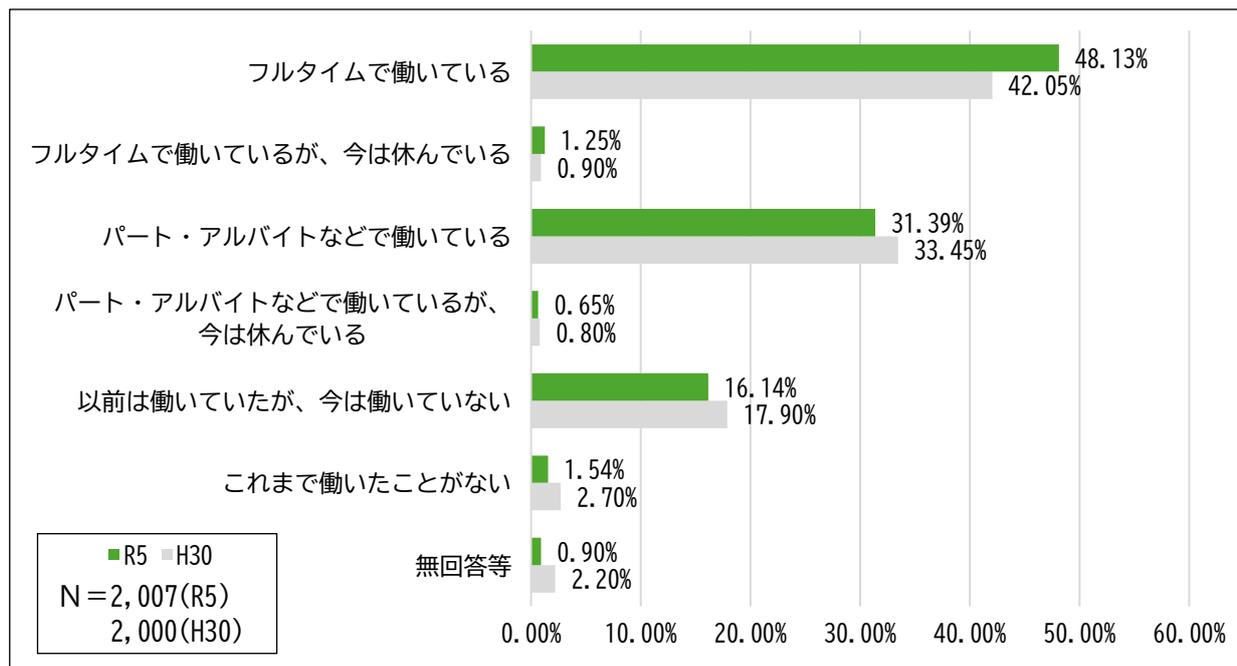


図 37 母親の就労状況（学童期のこどもの保護者）



■ 母親のパート・アルバイト就労からフルタイム就労への転換希望

乳幼児期と学童期のいずれの場合も、パート・アルバイト就労で働き続けることを希望する割合が最も高い結果となりましたが、前回調査の結果と比べて割合が低くなっており、その分、フルタイム就労への転換を希望する割合が高くなりました。

しかし、前回調査と比べて、フルタイム就労への転換の実現の見込みがある割合は前回と同様の水準であり、実現できる見込みはないと回答した割合が高くなる結果となりました。

図 38 パート・アルバイト就労からフルタイム就労への転換希望（乳幼児期のこどもの保護者）

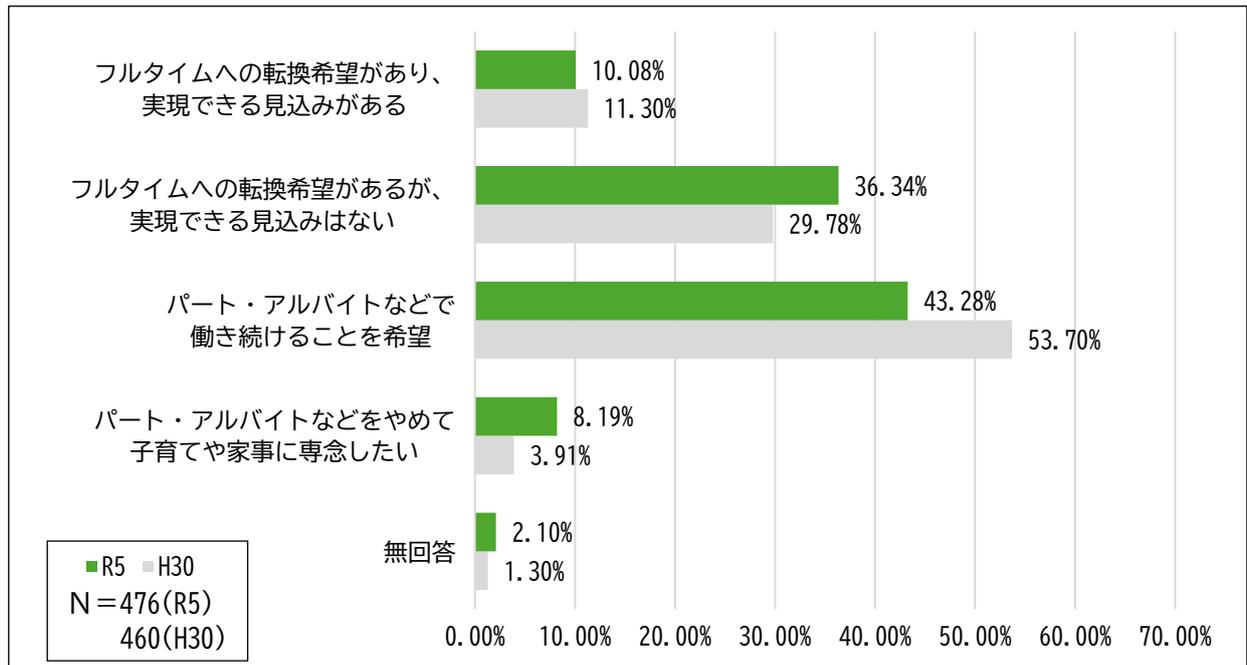
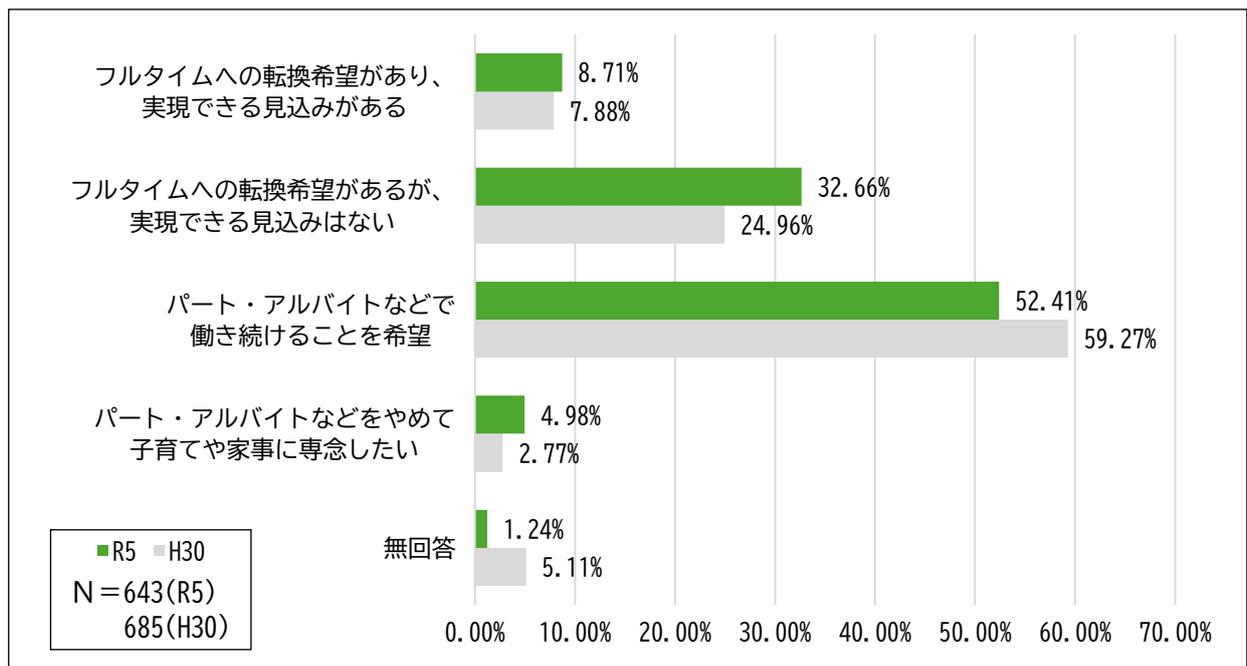


図 39 パート・アルバイト就労からフルタイム就労への転換希望（学童期のこどもの保護者）



■ 就労していない母親の就労希望

乳幼児期の「子育てや家事などに専念したい」と回答した割合が前回調査の結果に比べて高くなっており、対して「子どもが大きくなったら働きたい」と回答した割合が低くなる結果となりました。

学童期の「子どもが大きくなったら働きたい」と回答した割合が乳幼児期に比べて低い分、「すぐにでも、もしくは1年以内に働きたい」と回答した割合が高く、前回調査の結果と比べても高まっている結果となりました。

図 40 就労していない母親の就労希望（乳幼児期のこどもの保護者）

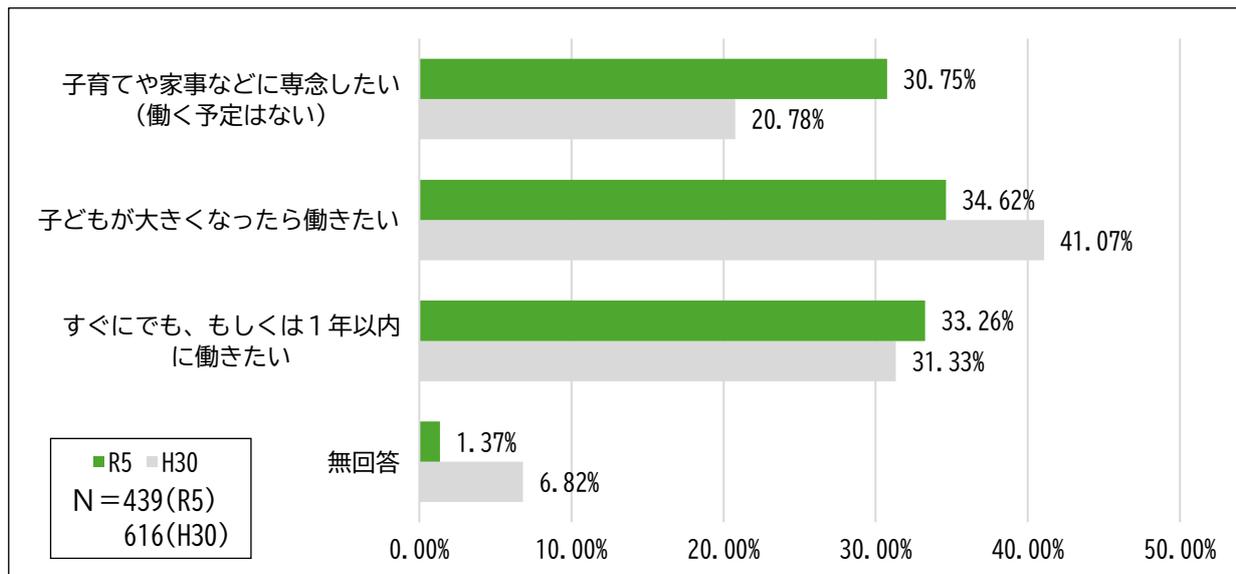
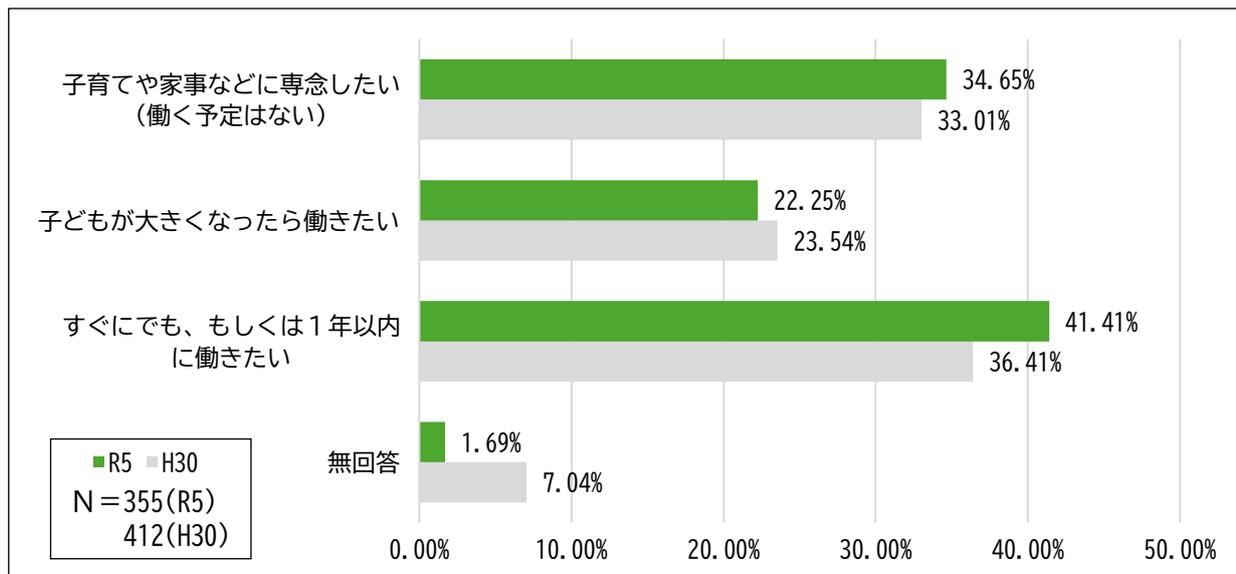


図 41 就労していない母親の就労希望（学童期のこどもの保護者）



■ 育児休業の取得状況（乳幼児期のこどもの母親）

前回調査と比較して、母親の育児休業の取得率が高まる結果となりました。育児休業を取得していない理由としては、退職を理由とする割合が低くなり、「仕事が忙しかった」「すぐに仕事に復帰したかった」「収入減となり、経済的に苦しくなる」「保育所などに預けることができた」などを理由とする割合が高くなりました。

図 42 育児休業の取得状況（乳幼児期のこどもの母親）

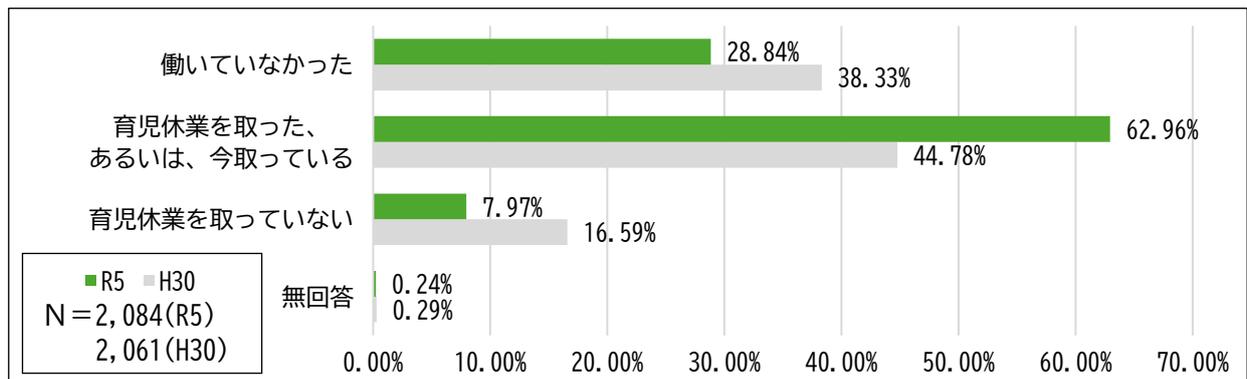
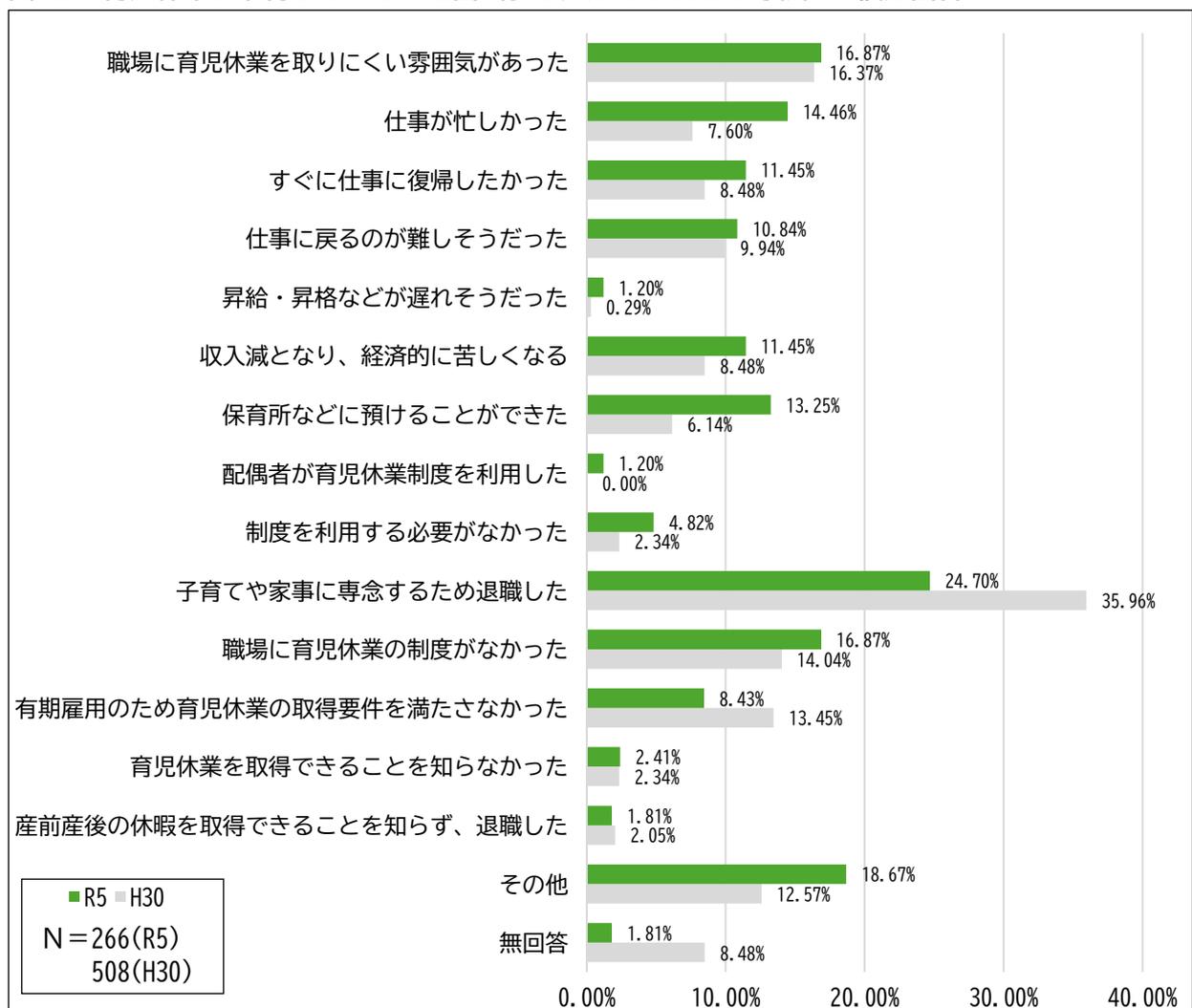


図 43 育児休業を取得していない理由（乳幼児期のこどもの母親）※複数回答



■ 育児休業の取得状況（乳幼児期のこどもの父親）

前回調査と比較して、父親の育児休業の取得率も高まる結果となりました。育児休業を取得していない理由としては、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「仕事が忙しかった」「収入減となり、経済的に苦しくなる」などを理由とする割合が高くなりました。

また、前回調査では回答割合が低かった「制度を利用する必要がなかった」「職場に育児休業の制度がなかった」という理由の回答割合が高まりました。

図 44 育児休業の取得状況（乳幼児期のこどもの父親）

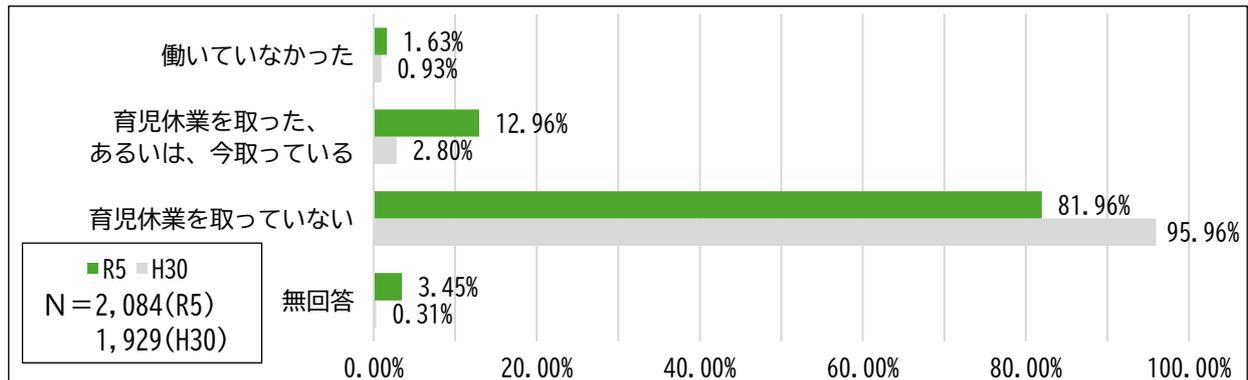
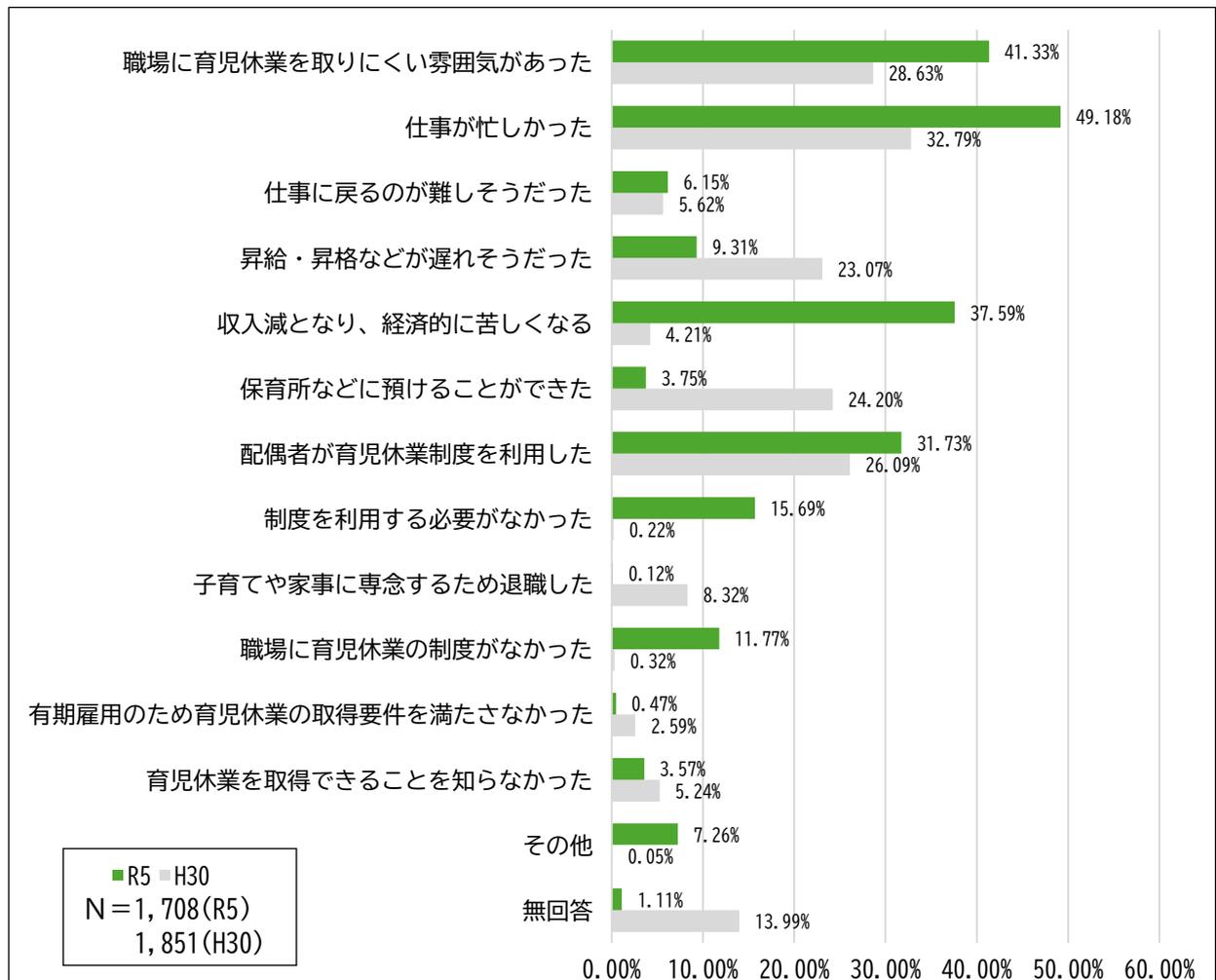


図 45 育児休業を取得していない理由（乳幼児期のこどもの父親）※複数回答



■ 年間を通じて平日に利用している「定期的な教育・保育事業」

定期的な教育・保育事業を「利用している」と回答した割合が約87%となり、前回調査と比較して10ポイント増加しました。このうち、「幼稚園又は認定こども園（教育）」と回答した割合が約35%、「認可保育所」または「認定こども園（保育）」と回答した割合が約58%となりました。

図 46 平日における定期的な教育・保育事業の利用の有無

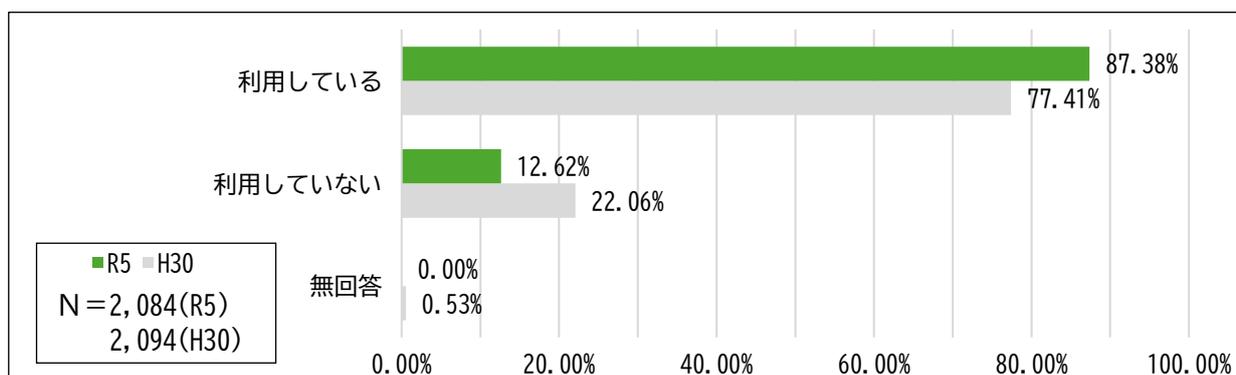
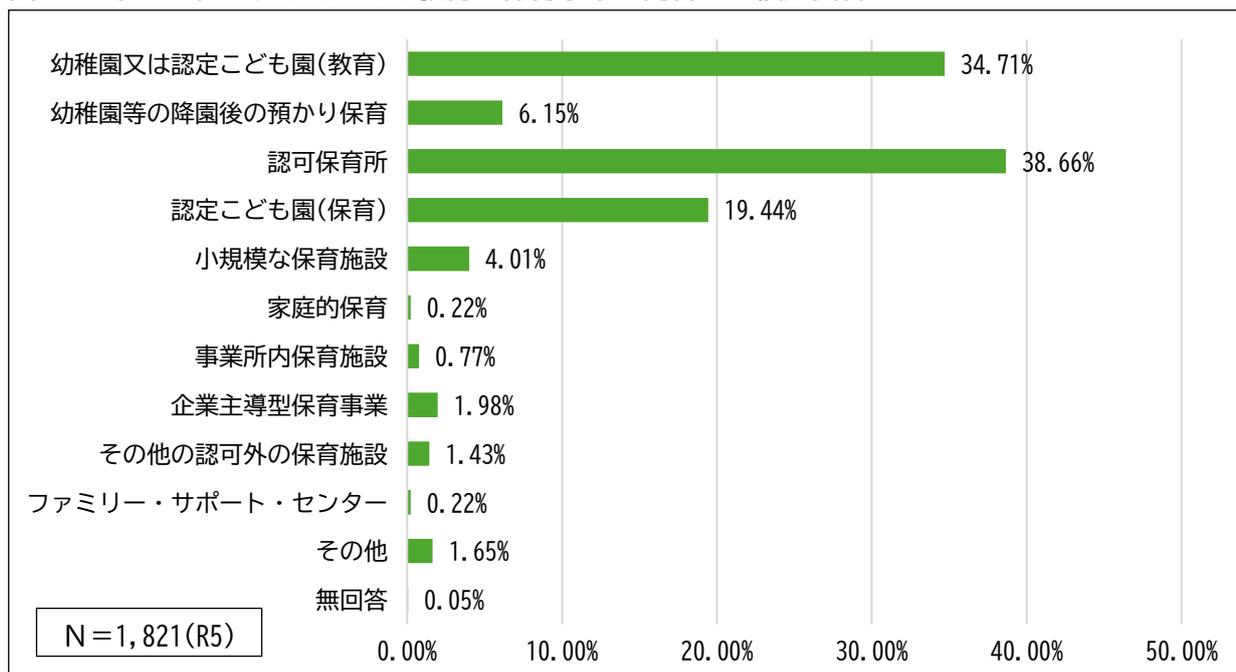


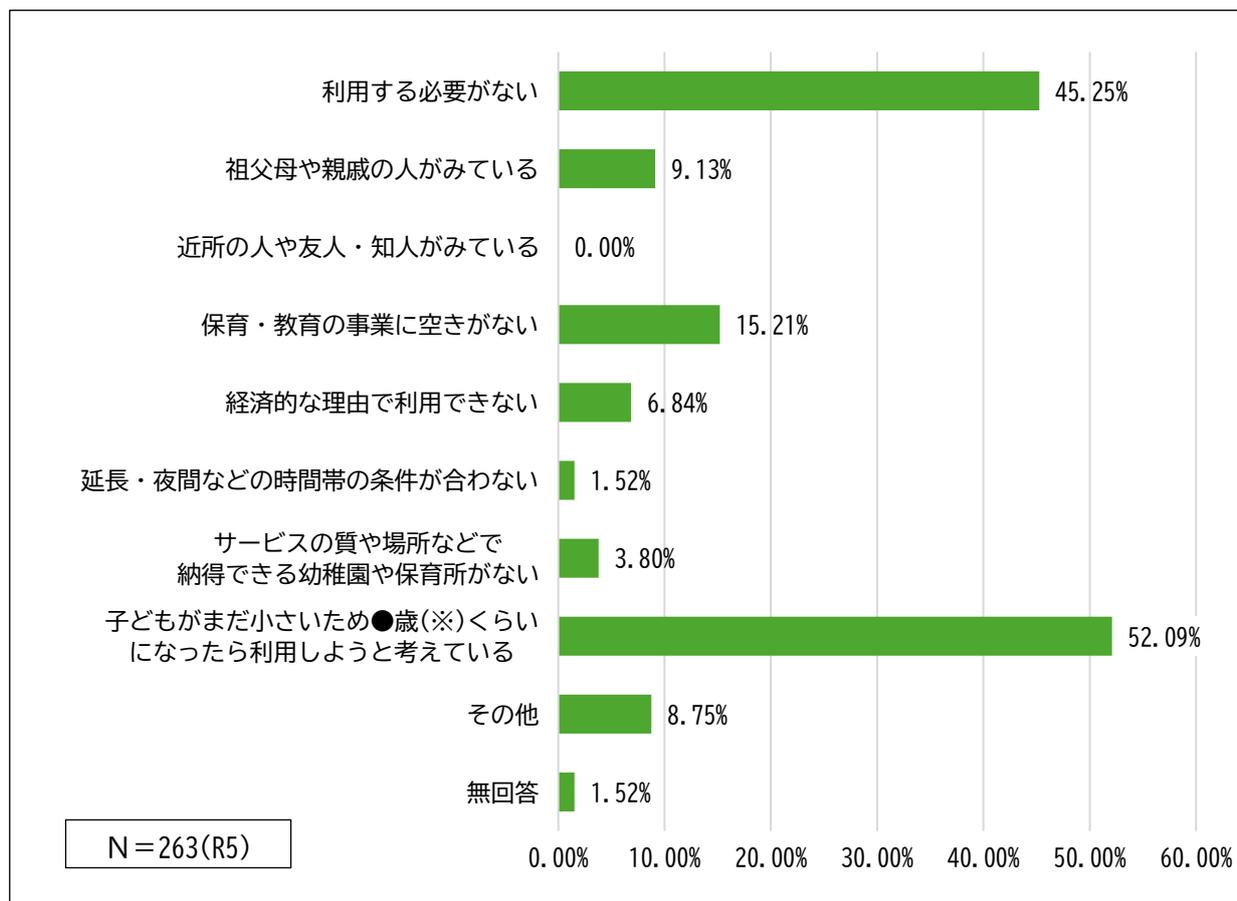
図 47 平日に利用する定期的な教育・保育事業の内容 ※複数回答



定期的な教育・保育事業を利用していないと回答した方に、その理由について回答していただいたところ、「利用する必要がない」と回答した割合が約45%、こどもが一定の年齢になったら利用しようと考えていると回答した割合が約52%となりました。

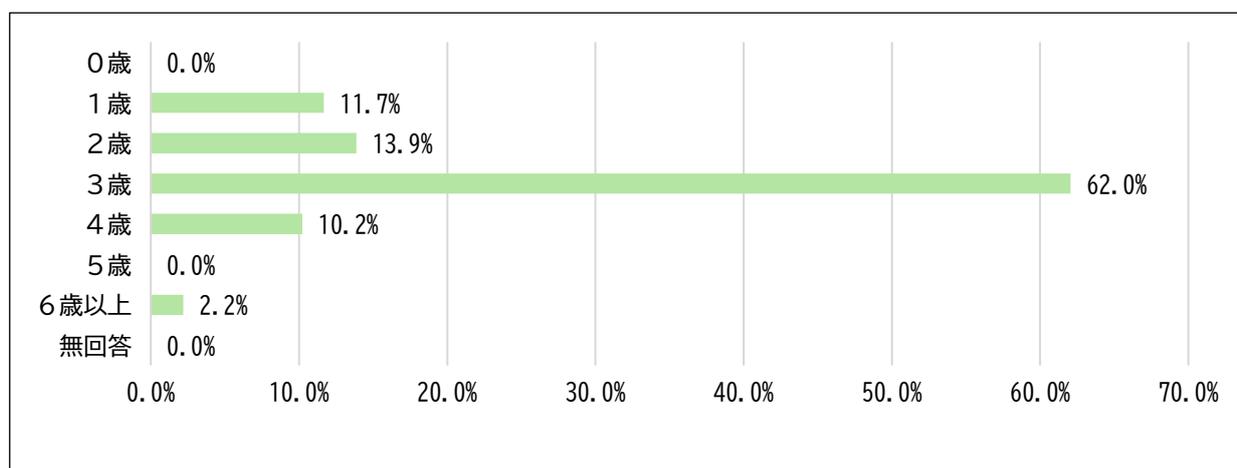
利用希望があっても利用していない理由としては、「保育・教育の事業に空きがない」「経済的な理由で利用できない」などが挙げられました。

図 48 定期的な教育・保育事業を利用していない理由 ※複数回答



※ 年齢の内訳は、下記の図のとおり。

図 49 定期的な教育・保育事業の利用を開始したい年齢



■ 病児・病後児の保育施設等の利用希望（乳幼児期のこどもの保護者）

乳幼児期のこどもの保護者のうち、過去1年間に、調査対象のこどもの病気やケガで平日に「定期的な教育・保育事業」を利用できなかったことがある方に対し、病児・病後児の保育施設等の利用希望について回答していただいたところ、「できれば利用したい」と回答した割合が前回調査の結果と比べて高くなり、半数を超える結果となりました。

また、病児・病後児の保育施設等を「利用したいとは思わない」と回答した方の理由としては、「病気の子どもを家族以外の人に看てもらうのは不安である」「父母が仕事を休んで対応するため」と回答した割合がそれぞれ半数を超えており、その他にサービスの使い勝手や利用料に関する理由が挙げられました。

図 50 病児・病後児の保育施設等の利用希望の有無（乳幼児期のこどもの保護者）

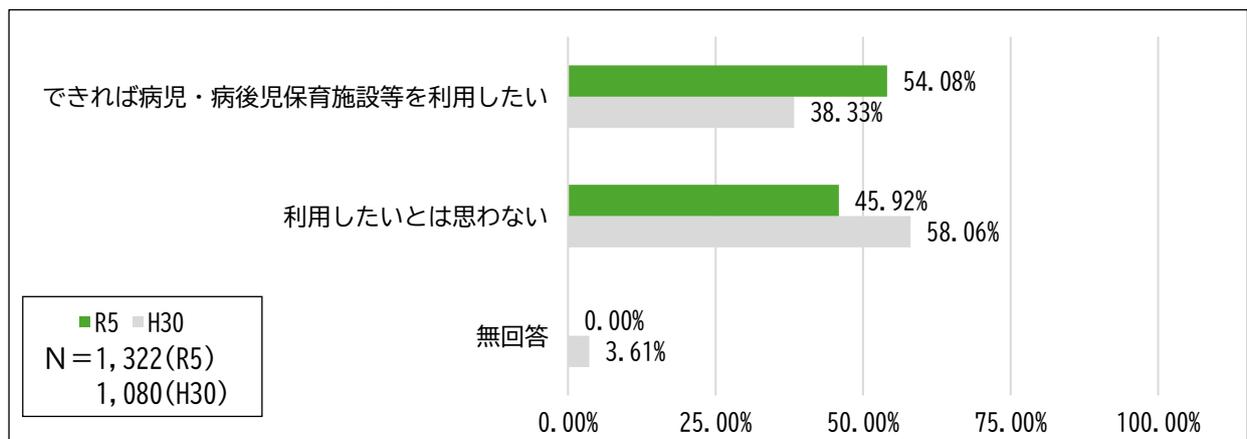
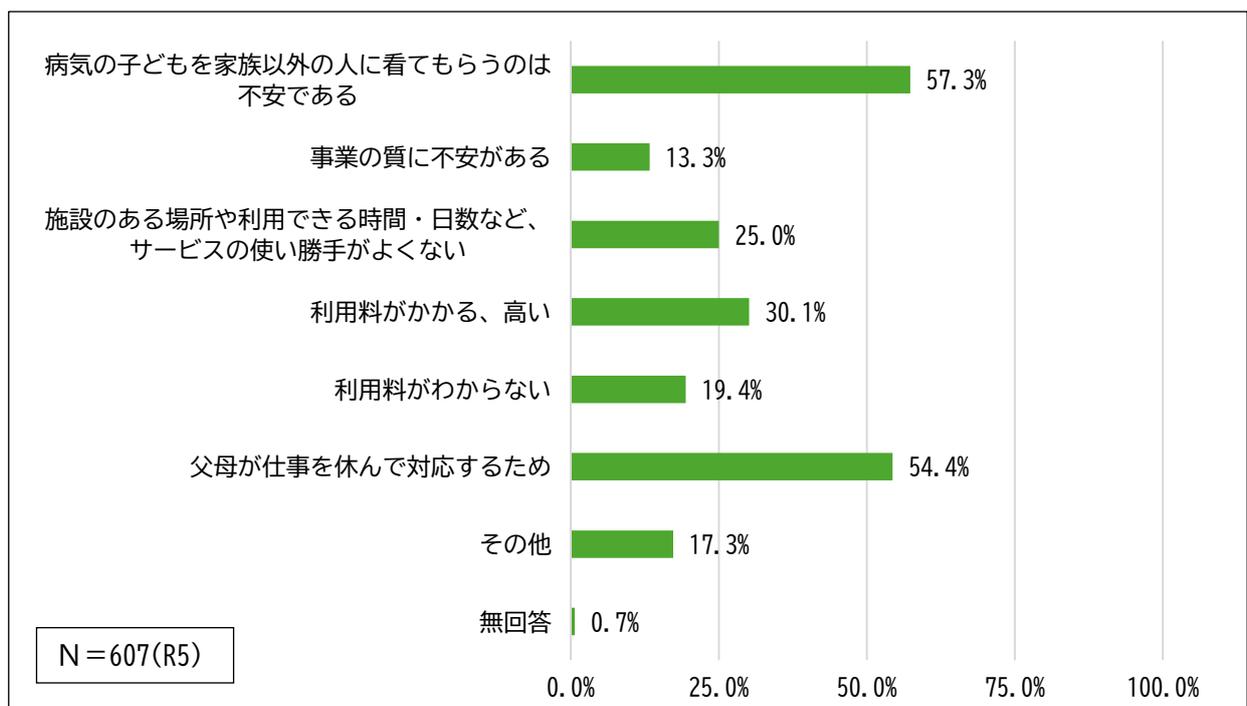


図 51 病児・病後児の保育施設等を利用したいとは思わない理由 ※複数回答

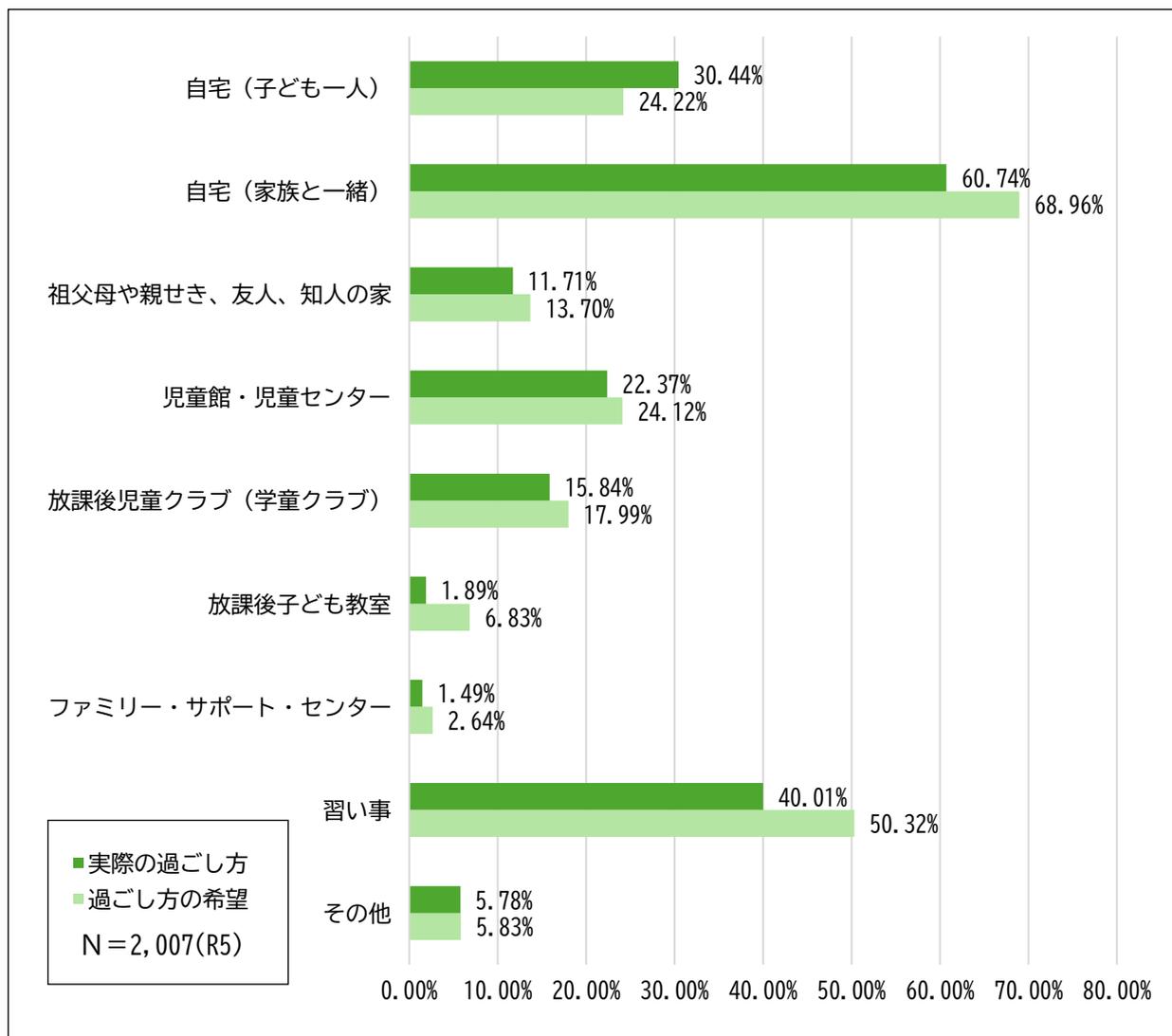


■ 小学校就学後の放課後の過ごし方

学童期のこどもの保護者を対象に、放課後におけるこどもの実際の過ごし方と、希望について回答していただいたところ、実際の過ごし方として「自宅（子ども一人）」と回答した割合が希望に対して高く、「自宅（家族と一緒に）」と回答した割合が低い結果となりました。

また、実際の過ごし方として、「自宅（家族と一緒に）」に次ぐ高さの割合となったのが「習い事」ですが、こちらも、保護者の希望に対して実際の過ごし方の割合が低い結果となりました。「児童館・児童センター」や「放課後児童クラブ（学童クラブ）」についても同様に、実際の過ごし方として回答した割合が、希望する割合に及んでいない結果となりました。

図 52 小学校就学後の放課後の過ごし方（実際の過ごし方と希望との比較） ※複数回答

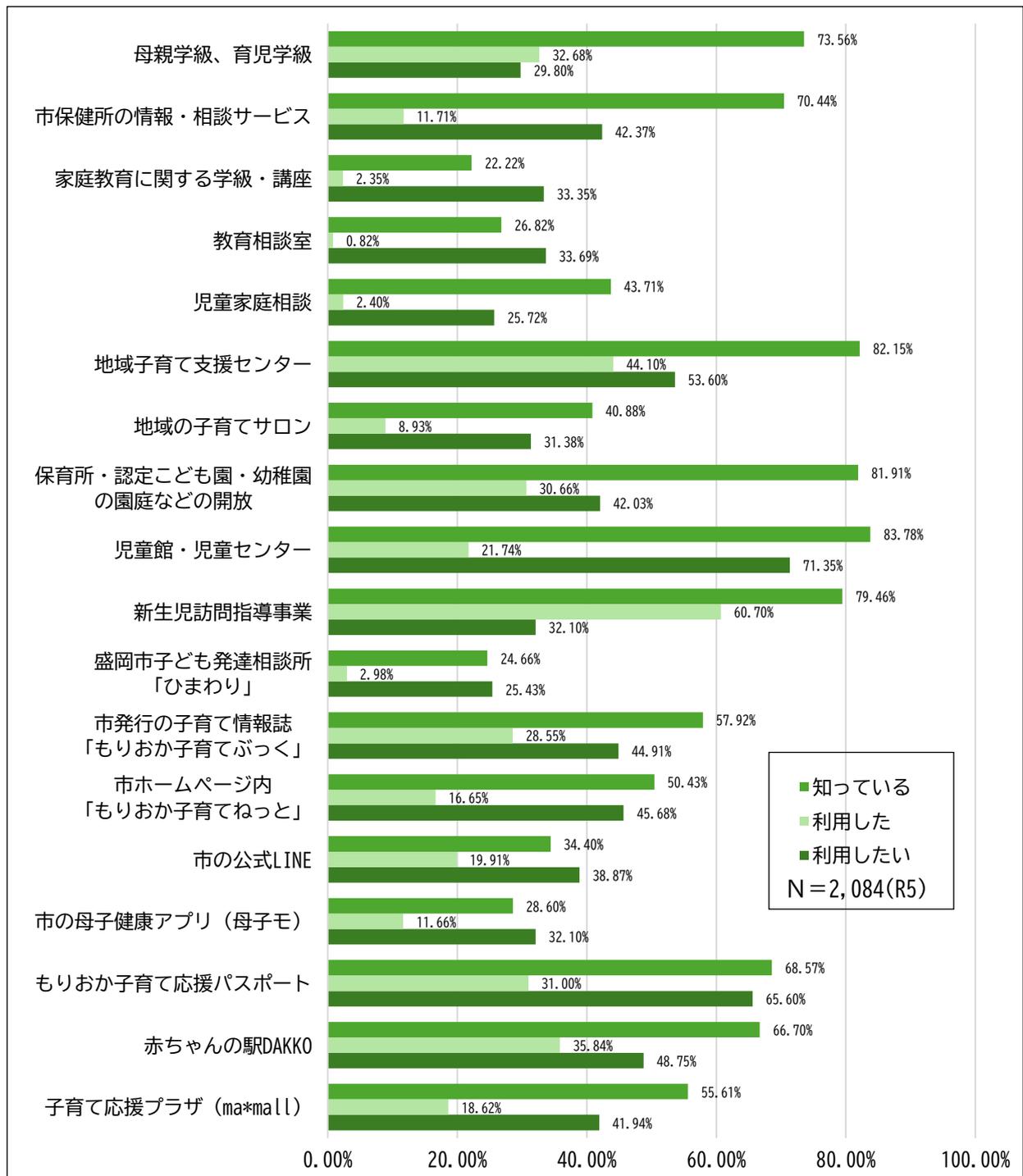


■ 子育て支援サービスの認知度・利用経験について（乳幼児期のこどもの保護者）

各子育て支援サービスについて、「知っている」と回答した割合が高いサービスは、「児童館・児童センター」や「地域子育て支援センター」などの誰もが利用することができる施設となり、「利用したい」と回答した割合も比較的高い結果となりました。

情報媒体についての回答では、市の子育て情報誌やホームページの認知度に対し、市の公式LINEや母子健康アプリ（母子モ）の認知度が低い結果となりましたが、「利用したい」と回答した割合が「知っている」と回答した割合よりも高い結果となりました。

図 53 子育て支援サービスの認知度・利用経験の有無 ※複数回答

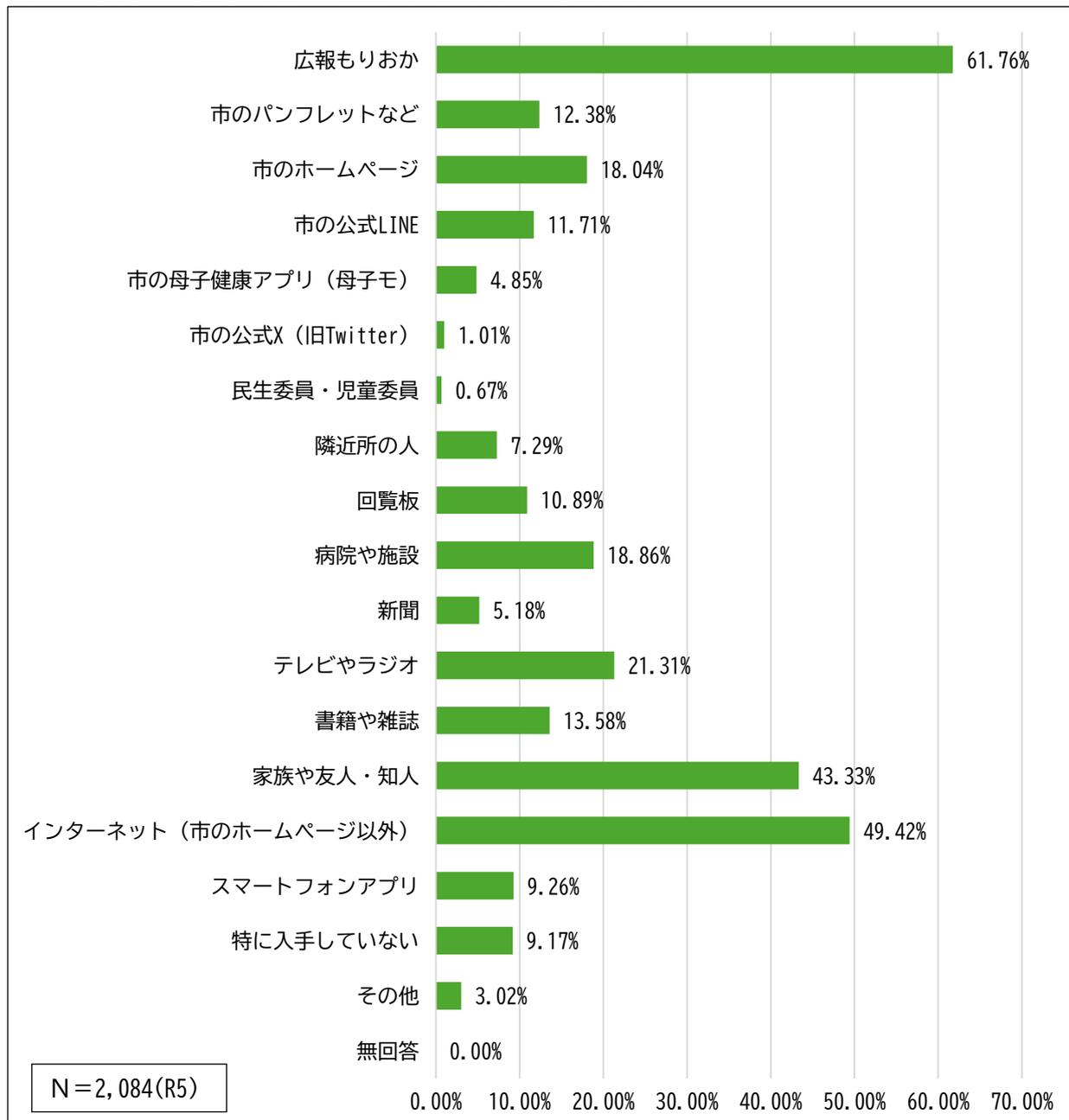


■ 子育てや教育に関する情報の入手方法について（乳幼児期のこどもの保護者）

子育てや教育に関する情報の入手方法については、「広報もりおか」「インターネット（市のホームページ以外）」「家族や友人・知人」と回答した割合が高い結果となりました。

また、主にスマートフォンを使用して情報を入手する方法である「市の公式LINE」や「市の母子健康アプリ（母子モ）」「市の公式X（旧Twitter）」の割合は、スマートフォンの普及状況に対して、いずれも低い水準となりました。

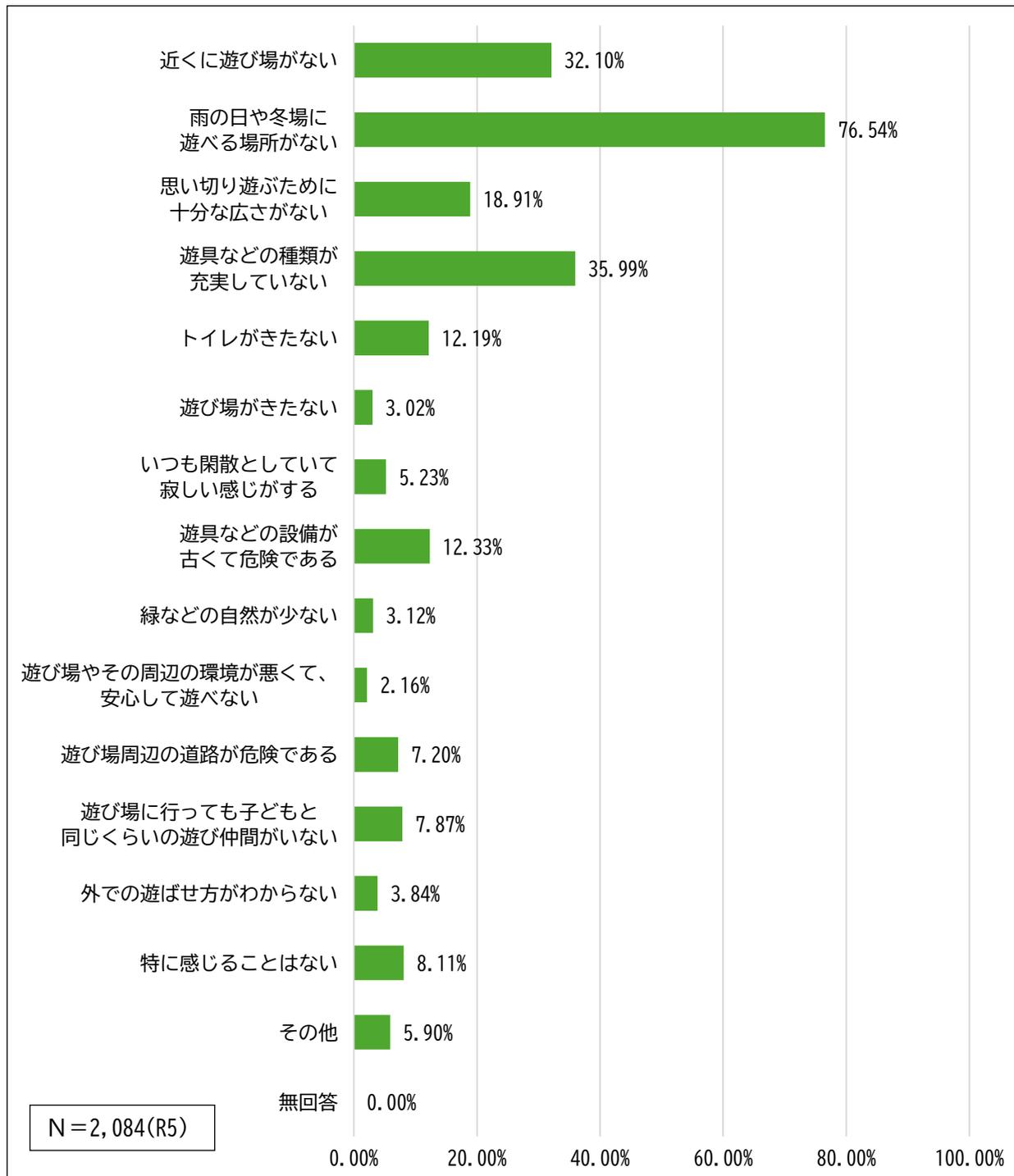
図 54 子育てや教育に関する情報の入手方法 ※複数回答



■ こどもの遊び場について日ごろ感じていることについて（乳幼児期のこどもの保護者）

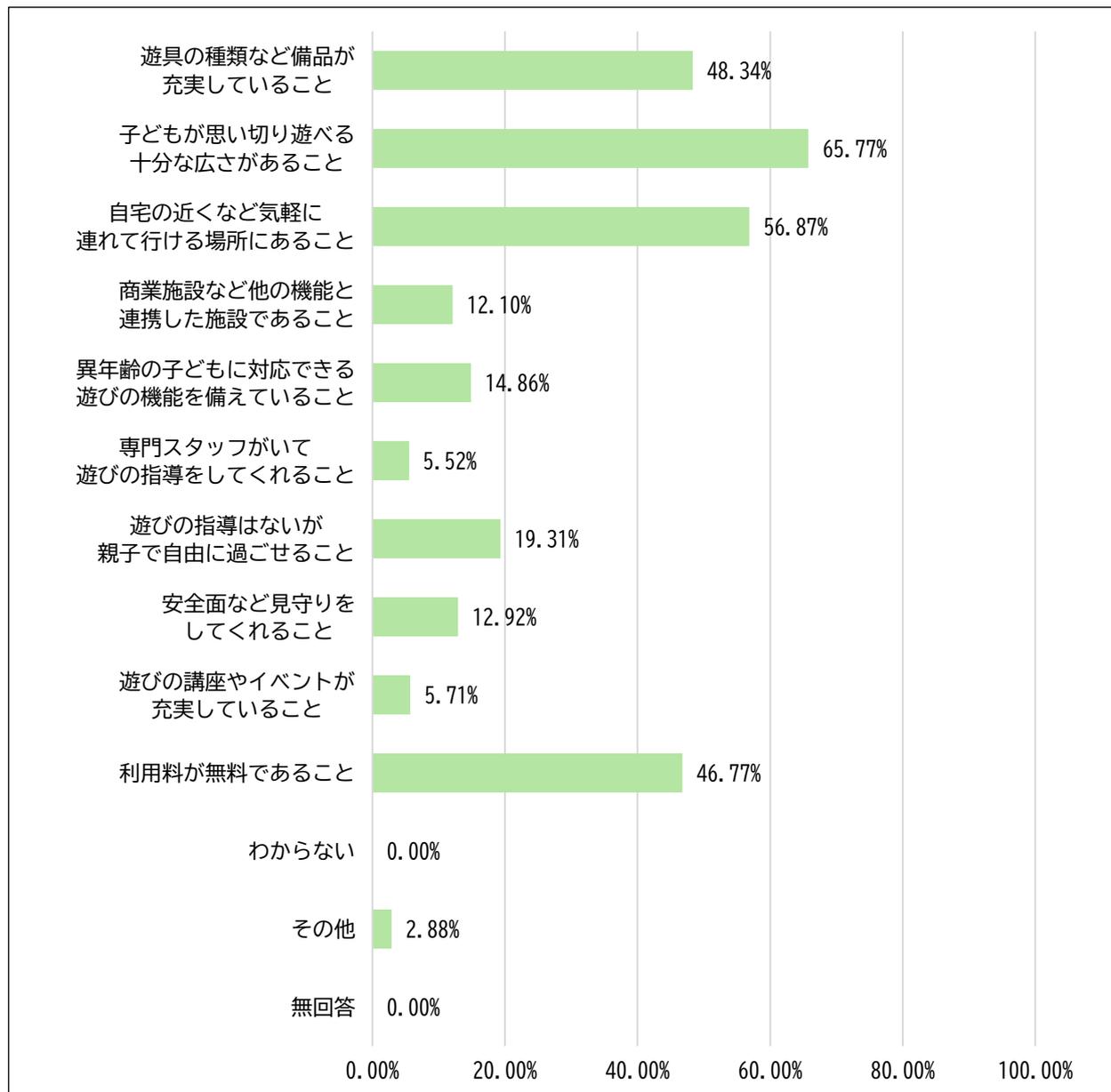
こどもの遊び場について、「雨の日や冬場に遊べる場所がない」と回答した割合が最も高く、4人のうち3人以上が感じているという結果となりました。以降、回答割合の高い項目として、「遊具などの種類が充実していない」「近くに遊び場がない」「思い切り遊ぶために十分な広さがない」「遊具などの設備が古くて危険である」「トイレがきたない」と続く結果となりました。

図 55 こどもの遊び場について日ごろ感じていること ※複数回答（3つまで）



また、こどもの遊び場について、「雨の日や冬場に遊べる場所がない」と回答した方に、天候に左右されずに利用できる屋内の遊び場を整備する場合に重要だと思うことについて回答していただいたところ、「子どもが思い切り遊べる十分な広さがあること」「自宅の近くなど気軽に連れていける場所にあること」「遊具の種類など備品が充実していること」「利用料が無料であること」と回答した割合が高い結果となりました。

図 56 屋内の遊び場を整備する場合に重要だと思うこと ※複数回答（3つまで）



■ 自由記述に関する内容分析について

ニーズ調査の最終設問とした自由記述欄への回答件数は、乳幼児期のこどもの保護者 675件（有効回答数 2,084件、32.4%）、学童期のこどもの保護者 504件（有効回答数 2,007件、25.1%）となりました。

自由記述欄の記載内容の傾向や多数意見を把握するために、テキストマイニングの手法により共起ネットワーク図を作成して、分析を行いました。

Point 「テキストマイニング」とは？

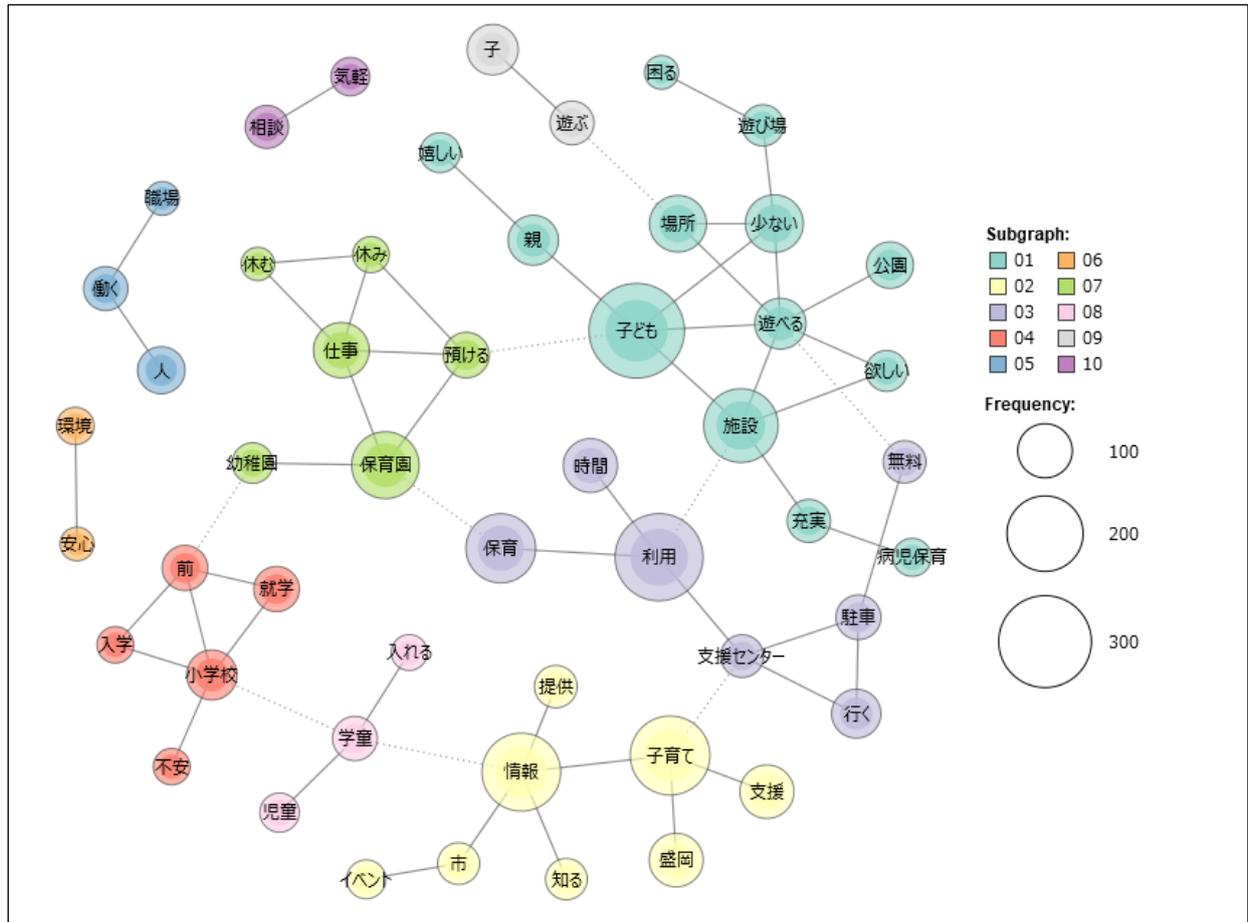
文章データを単語や文節で区切り、それらの出現の頻度や共出現の相関、出現傾向、時系列などを解析することで有用な情報を取り出す分析方法のことをいいます。

Point 「共起ネットワーク図」とは？

テキストマイニングを行ったデータをもとに、文脈の中で語と語のつながりの程度を図示化したものをいいます。円の大きさが語の頻出回数、線の濃さ（実線、破線）が語と語の結びつきの強さを表します。

テキストマイニングの結果に基づく共起ネットワーク図の出力結果と、自由記述欄の記載内容に関する分析結果は、次のページのとおりです。

図 57 自由記述の内容分析（乳幼児期のこどもの保護者）



(1) 「子ども」「公園」「施設」「遊べる」「遊ぶ」「場所」「遊び場」「少ない」「欲しい」

これらの語のつながりは、「遊べる場所が少ない」「屋内施設が欲しい」など、遊び場に対する要望として多く記載されています。

(2) 「利用」「支援センター」「駐車」「行く」「無料」「時間」「保育」

これらの語のつながりは、「支援センターを利用する際の駐車場の利用料金を無料にしてほしい」「保育を利用できる時間が長くなるとよい」という文脈で多く記載されています。

(3) 「保育園」「預ける」「仕事」「休み」「休む」

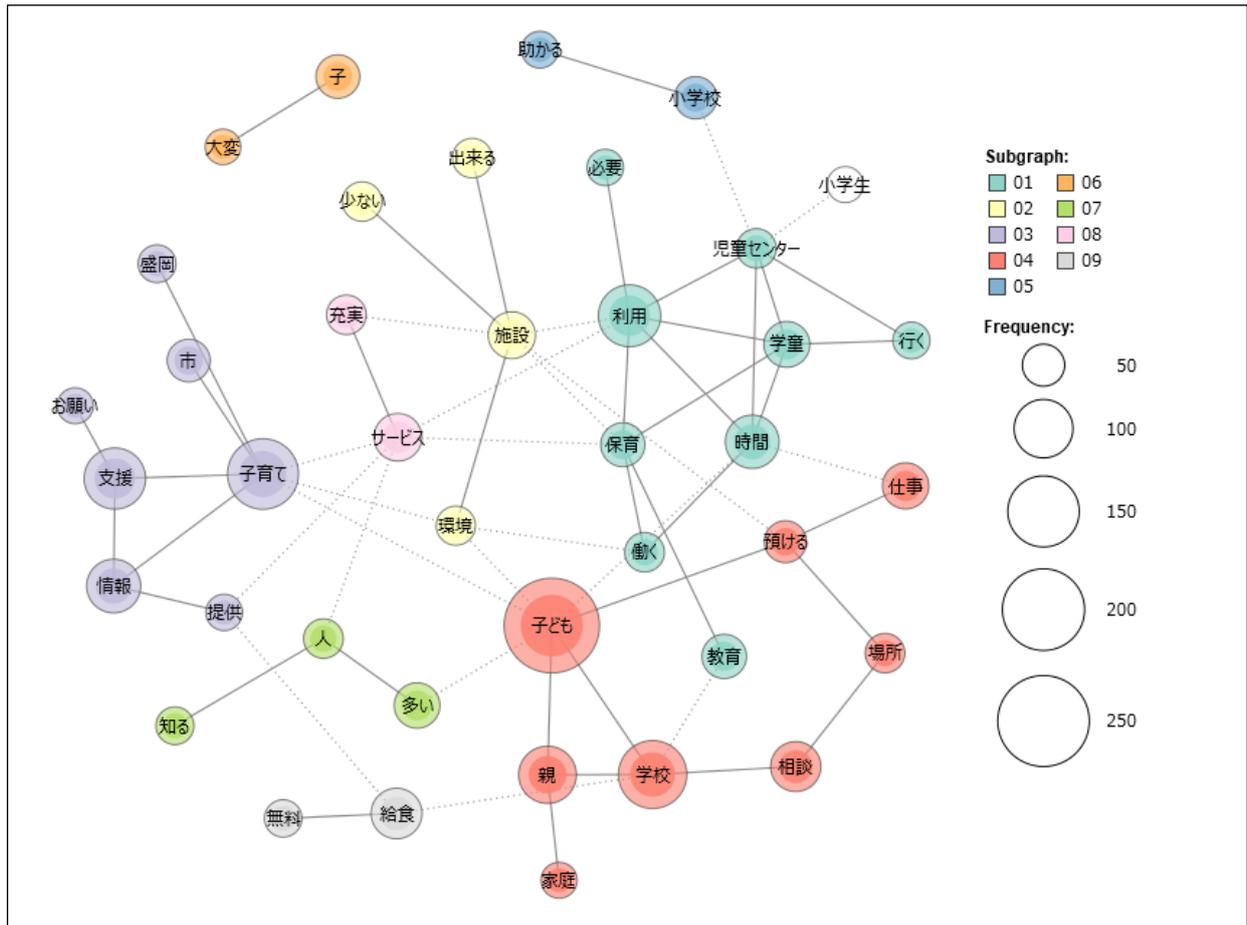
これらの語のつながりは、「子どもが体調を崩したときに保育園に預けることができず、仕事を休まなければならない」「仕事をしていない場合でも保育園に預けられるようにしてほしい」「休日・祝日にも子どもを預かってほしい」などの文脈で多く記載されています。

関連して、「病児保育」と「充実」の語のつながりがあり、「病児保育可能な施設が少なく利用しにくいいため、施設の数を実況してほしい」などの文脈で多く記載されています。

(4) 「子育て」「情報」「支援」「提供」

これらの語のつながりは、「子育てに関するイベントや遊び場の情報が欲しい」「児童センターや放課後児童クラブの情報をインターネットで確認したい」「信用できるサイトで子育てに関する情報をまとめてほしい」などの文脈で多く記載されています。

図 58 自由記述の内容分析（学童期のこどもの保護者）



(1) 「子ども」「親」「家庭」「学校」「相談」「預ける」「場所」「仕事」

これらの語のつながりは、「相談しやすい場所が学校以外にもほしい」「仕事があっても安心して預けることのできる場所がほしい」などの文脈で多く記載されています。

(2) 「児童センター」「学童」「保育」「利用」「時間」「行く」「必要」「教育」「働く」

これらの語のつながりは、「児童センターや学童保育の利用時間を延長して欲しい」「仕事が終わった後に子どもを迎えに行くのが大変である」などの文脈で多く記載されています。

(3) 「子育て」「支援」「盛岡」「市」「お願い」「情報」「提供」「サービス」「充実」

これらの語のつながりは、「盛岡市の子育て支援情報をメールやSNSを通じて提供してほしい」「子育てと仕事を両立できるような環境を整えていくようにお願いします」「子育て支援のサービスが充実しても、土日休みの人向けのものが多い」などの文脈で多く記載されています。

(4) 「給食」「無料」「提供」「学校」

これらの語のつながりは、「小中学校の給食費を無料にしてほしい」「中学校も給食を提供してもらいたい」などの文脈で多く記載されています。

(3) ひとり親世帯の子どもの生活実態アンケート調査結果

本計画の策定に当たり、ひとり親世帯への支援をより良いものにしていくための基礎資料を収集することを目的として、「ひとり親世帯の子どもの生活実態アンケート調査」を実施しました。調査の概要や回答状況、主な設問に対する回答内容は、次のとおりです。

※ 調査結果の表記については、(2) 子育て世帯を対象としたニーズ調査結果と同様の表記によります。

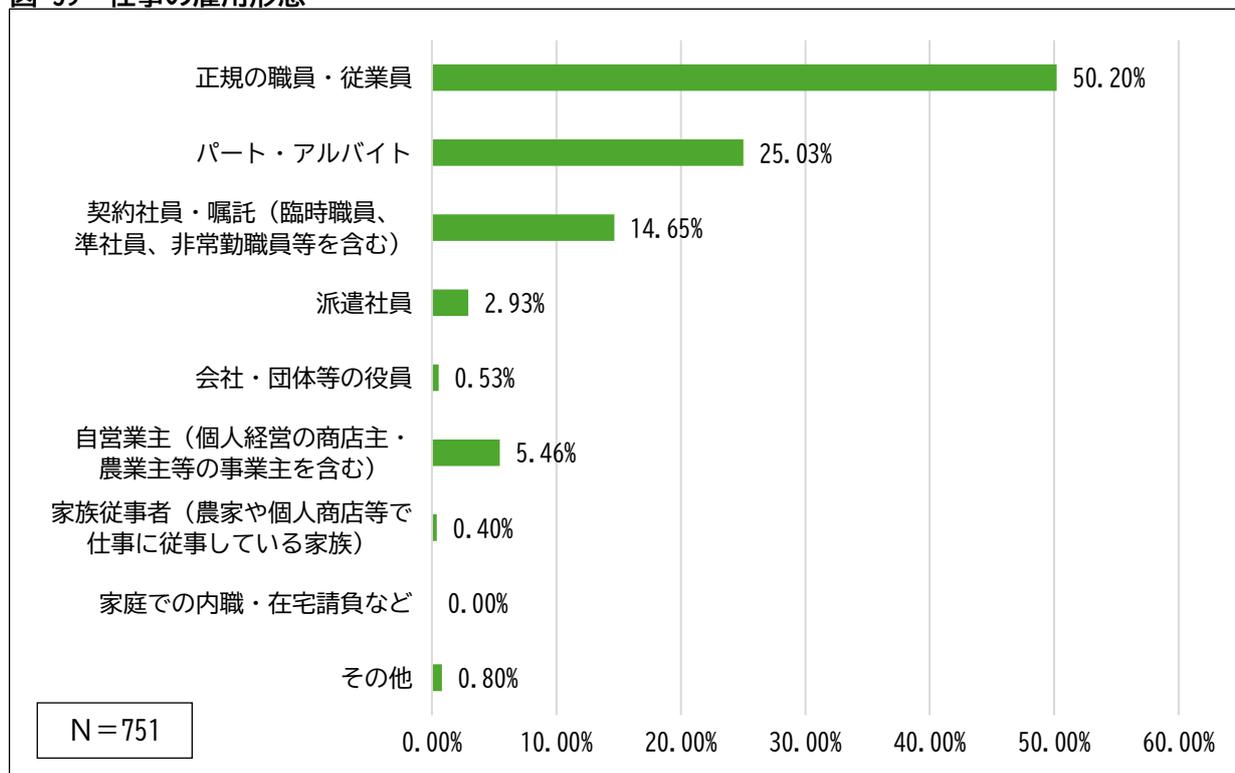
表 20 調査の概要

項目	内容
調査名称	ひとり親世帯の子どもの生活実態アンケート調査
調査方法	インターネットによる無記名回答方式
調査期間	令和5年8月1日から8月31日まで
調査対象	児童扶養手当受給資格者（ひとり親）約1,700人
回答者数	821人（回答率 約48%）

■ 仕事の雇用形態について

回答者全体のうち、収入を伴う仕事をしているとの回答があった751人の仕事の雇用形態について回答していただいたところ、約半数（50.20%）が「正規の職員・従業員」、約4分の1（25.03%）が「パート・アルバイト」という結果となりました。

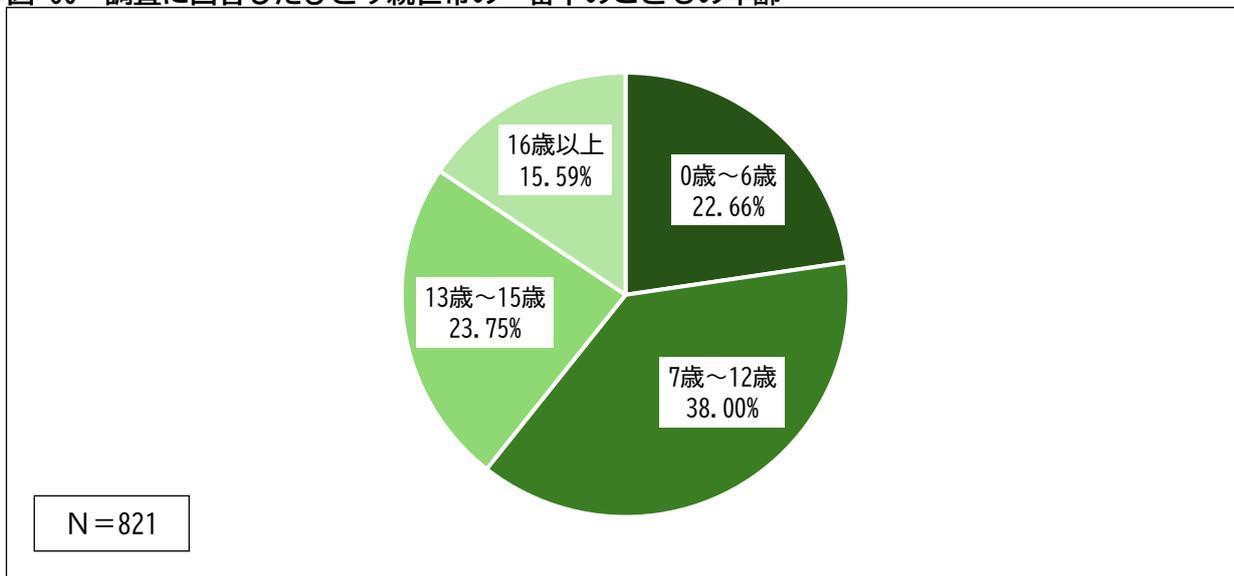
図 59 仕事の雇用形態



■ 一番下のこどもの年齢について

調査に回答したひとり親世帯の一番下のこどもの年齢は、7～12歳が38%と、小学生の年代が最も多く、次いで13～15歳の中学生の年代が 23.75%、0～6歳が 22.66%、16歳以上が 15.59%となりました。

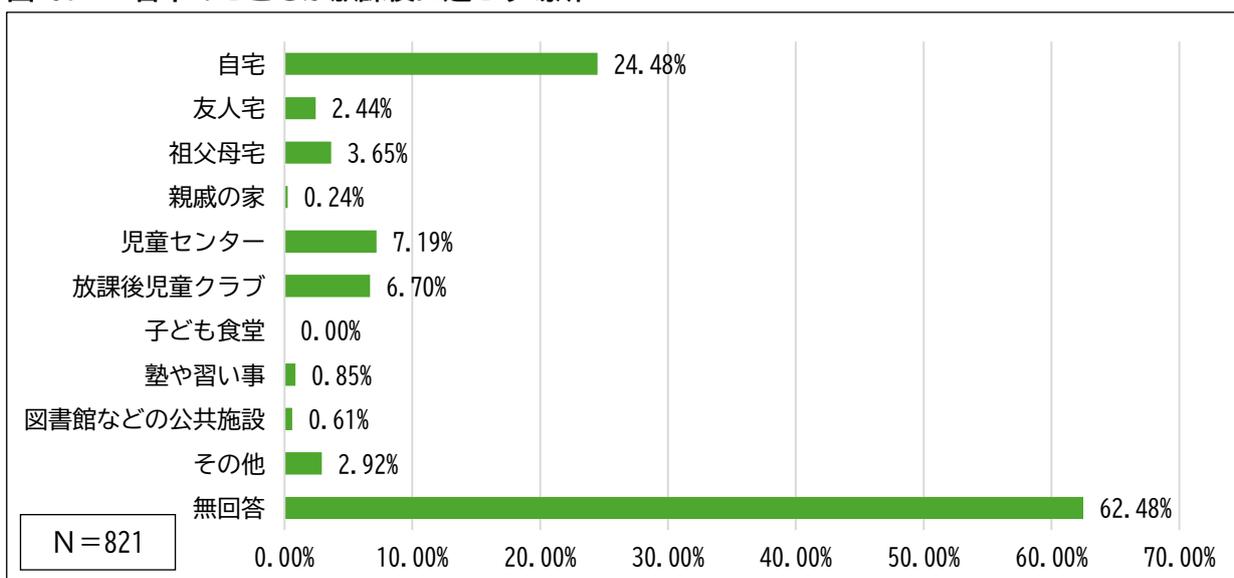
図 60 調査に回答したひとり親世帯の一番下のこどもの年齢



■ 一番下のこどもが放課後に過ごす場所について（任意回答）

回答の60%以上が無回答となりましたが、有効な回答の中で最も多かったのは「自宅」であり、回答の約4分の1を占める結果となりました。次いで割合の高い項目として、「児童センター」や「放課後児童クラブ」の回答が続く結果となりました。

図 61 一番下のこどもが放課後に過ごす場所



■ 一番下のこどもが塾や習い事をしているかについて

塾や習い事をしている割合は約36.5%となり、そのうち約半数がスポーツ、4分の1が学習塾・進学塾に行っているという結果となりました。対して、塾や習い事をしていない理由としては、「経済的に余裕がないから」が7割弱と、最も高い割合となりました。

図 62 一番下のこどもの塾や習い事について

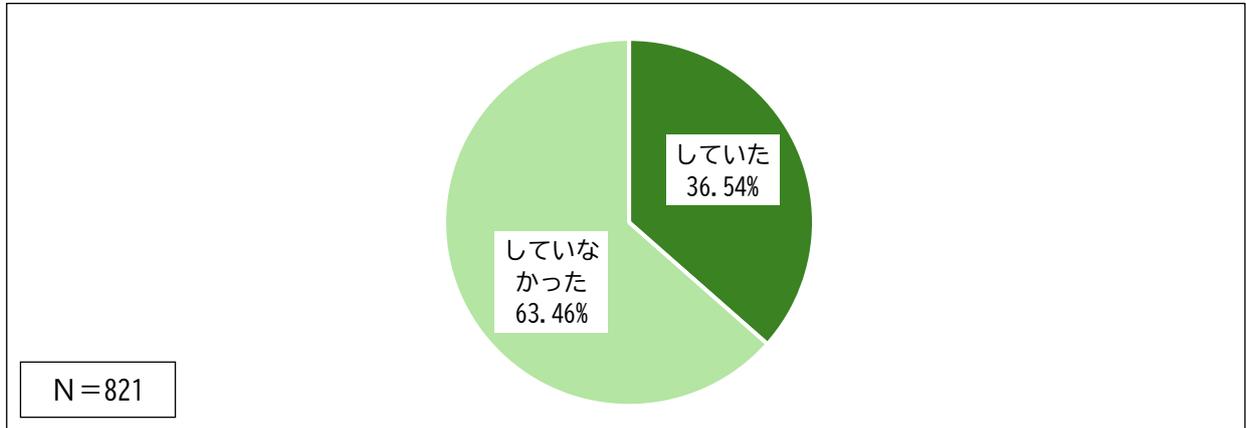


図 63 一番下のこどもの塾や習い事の種類 ※複数回答

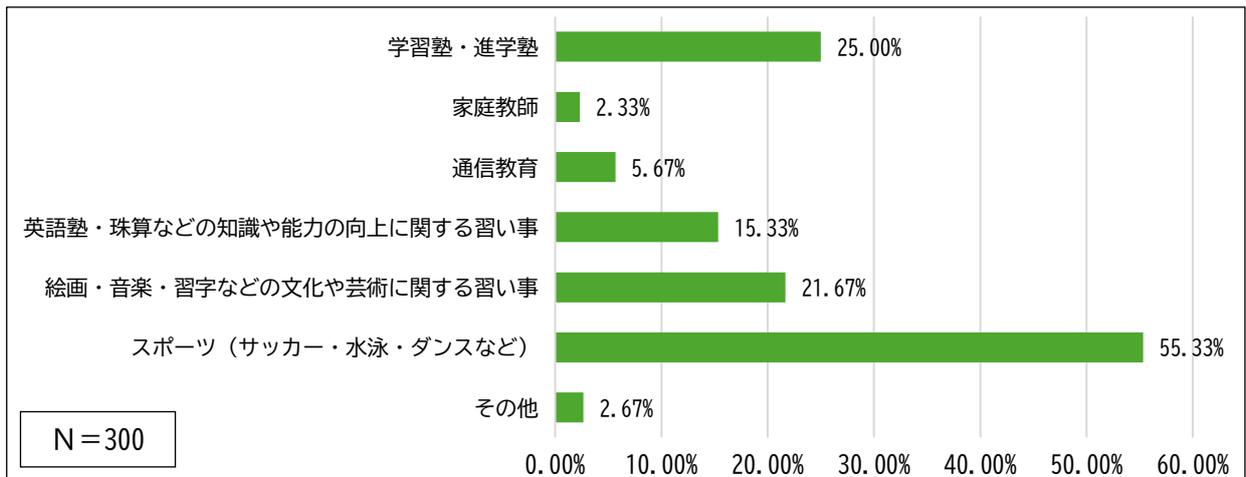
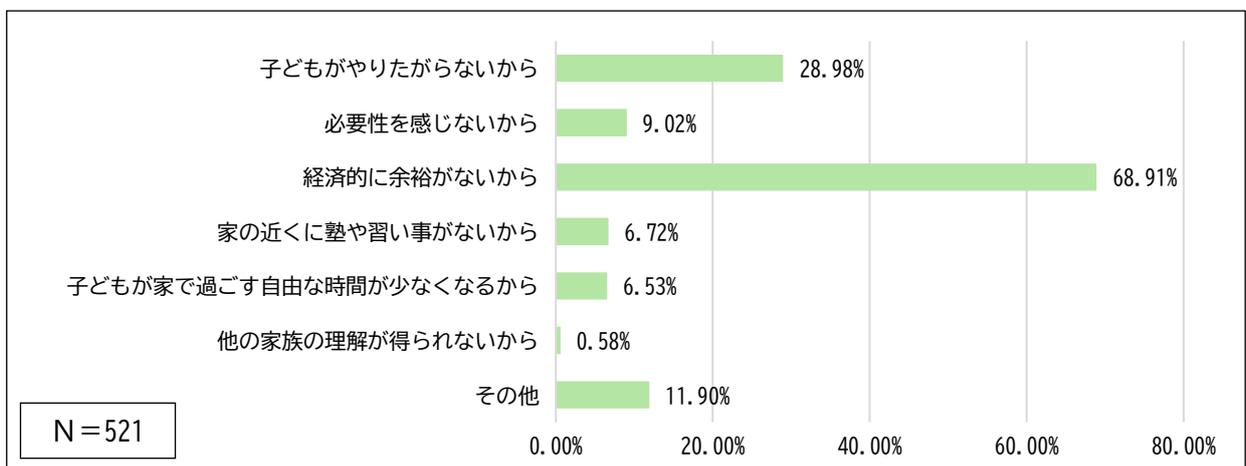


図 64 一番下のこどもが塾や習い事をしていない理由 ※複数回答

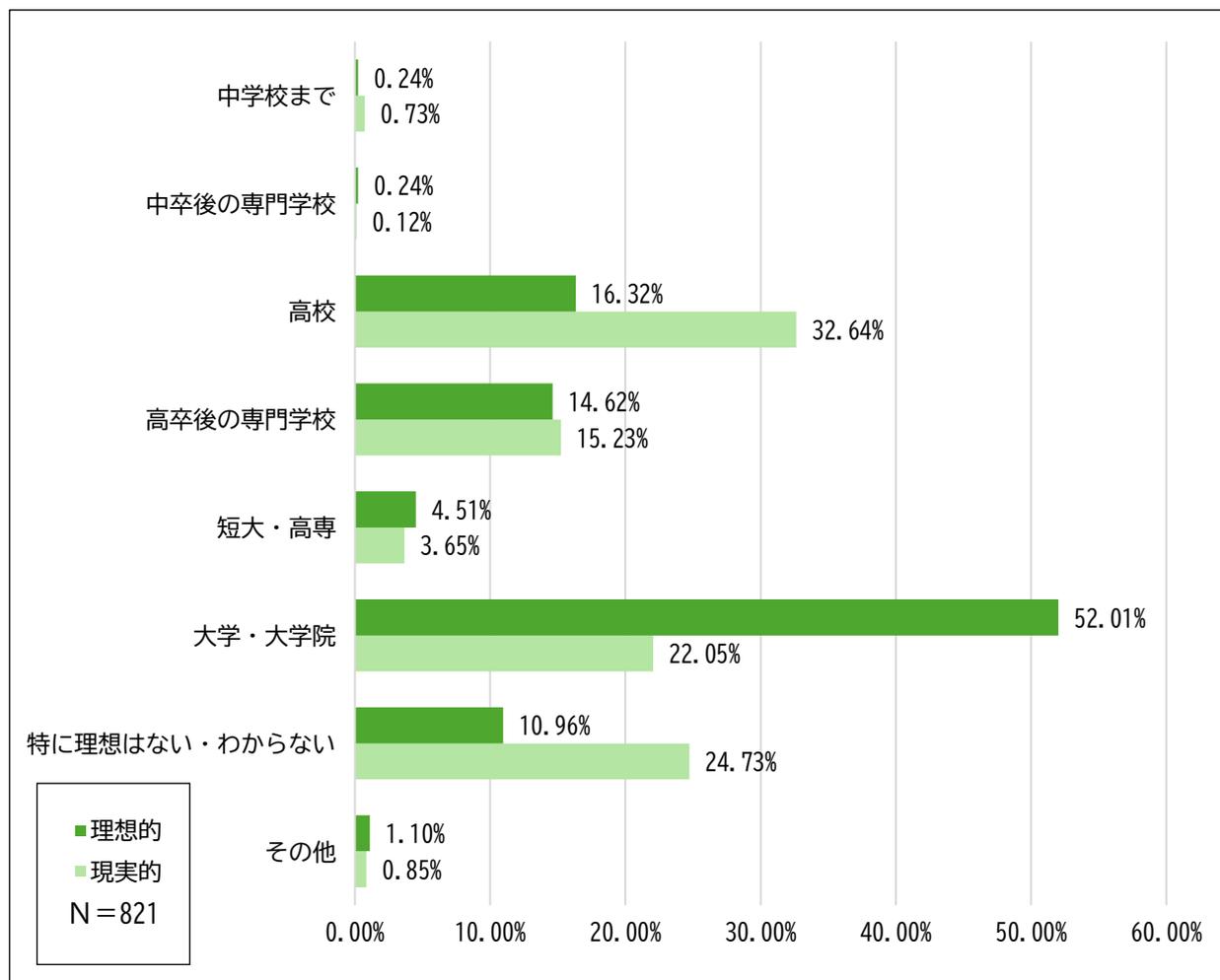


■ 一番下のこどもが進む学校の段階について

回答者が「理想的」と考える進学については、「大学・大学院」と回答する割合が約半数を占める結果となり、次いで「高校」や「高卒後の専門学校」が続く結果となりました。

対して、回答者が「現実的」に考える進学については、「高校」が約3分の1、「特に理想はない・わからない」が約4分の1、次いで「大学・大学院」「高卒後の専門学校」と続く結果となりました。

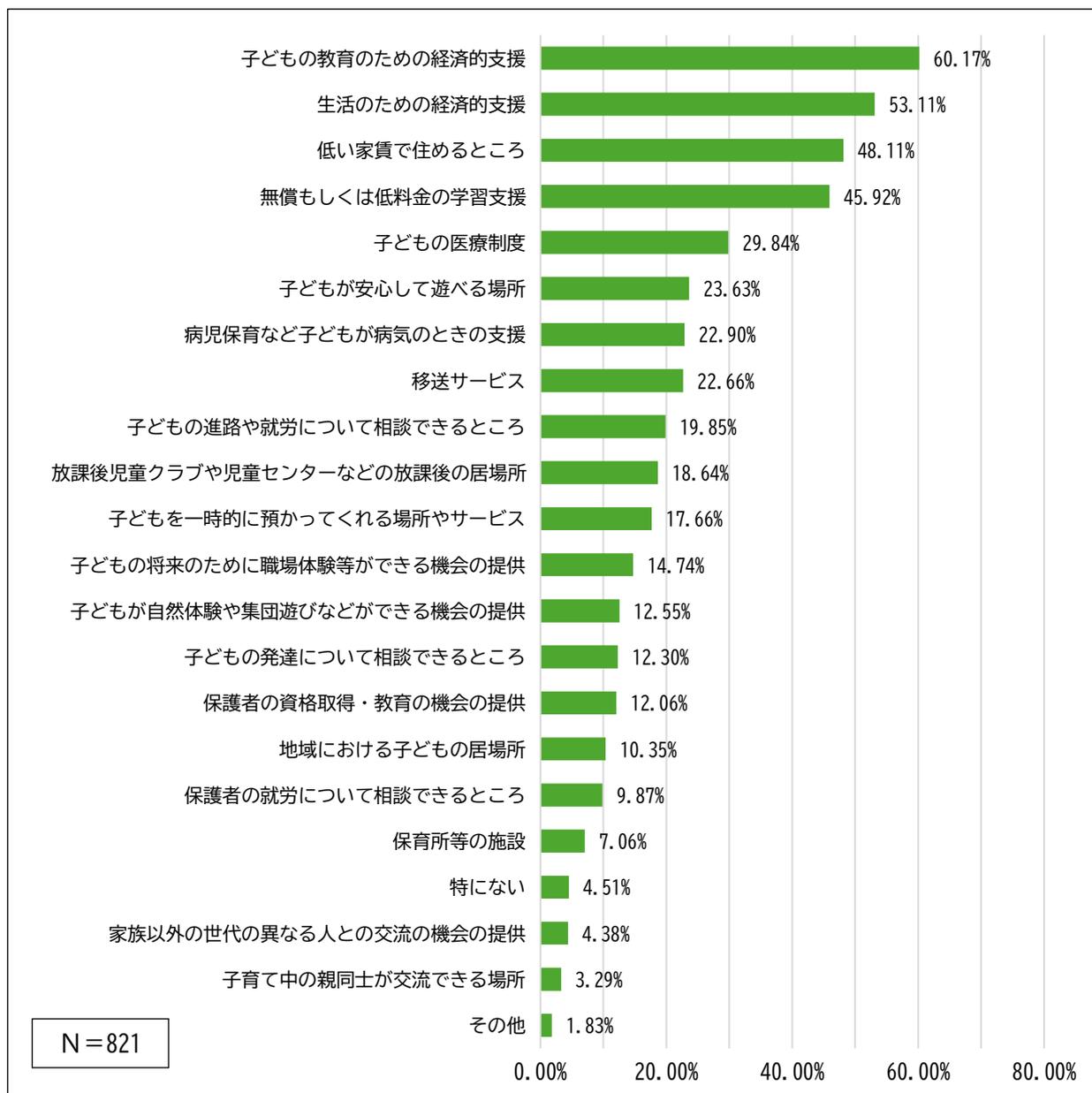
図 65 一番下のこどもが進む学校の段階（理想的・現実的）



■ 充実してほしいと考える子育てサービスについて

回答者が充実してほしいと考える子育てサービスについては、「子どもの教育のための経済的支援」「生活のための経済的支援」「低い家賃で住める場所」「無償もしくは低料金の学習支援」と、お金に関する項目が上位に並ぶ結果となり、「子どもの医療制度」「子どもが安心して遊べる場所」「病児保育などの子どもが病気のときの支援」と続く結果になりました。

図 66 充実してほしいと考える子育てサービス ※複数回答



■ 医療機関での受診について

過去1年間に、医療機関でこどもを受診させた方が良かったと思うが、実際には受診させなかったことがあったかどうかについて回答していただいたところ、「あった」と回答した方の割合が26.19%と、4分の1を超える結果となりました。

医療機関でこどもを受診させなかった理由としては、6割以上が「医療機関に行く時間がなかったため」と回答し、次いで、約4分の1の方が「保険証は持っていたが、医療費を支払うことが難しかったため」と回答する結果となりました。

図 67 医療機関でこどもを受診させなかったことの有無（過去1年間）

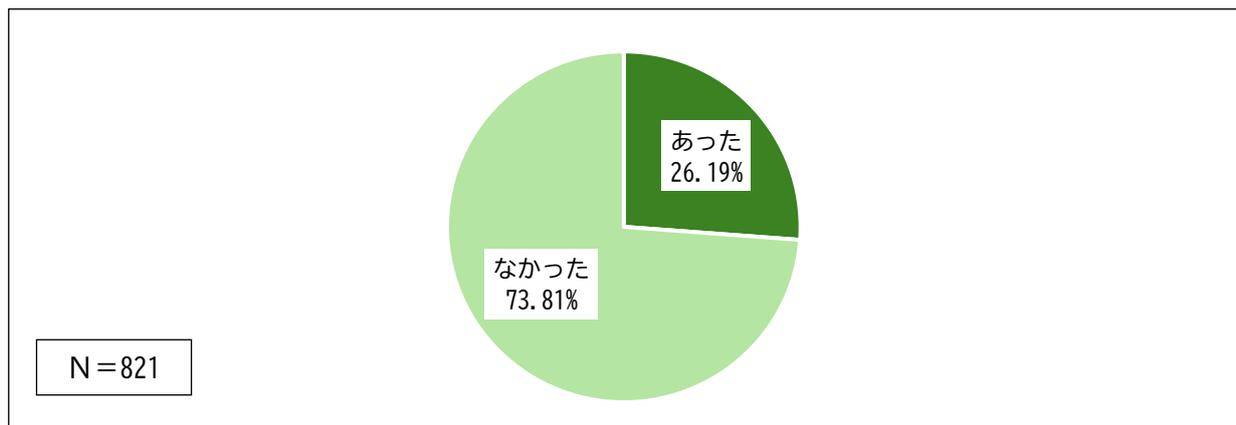
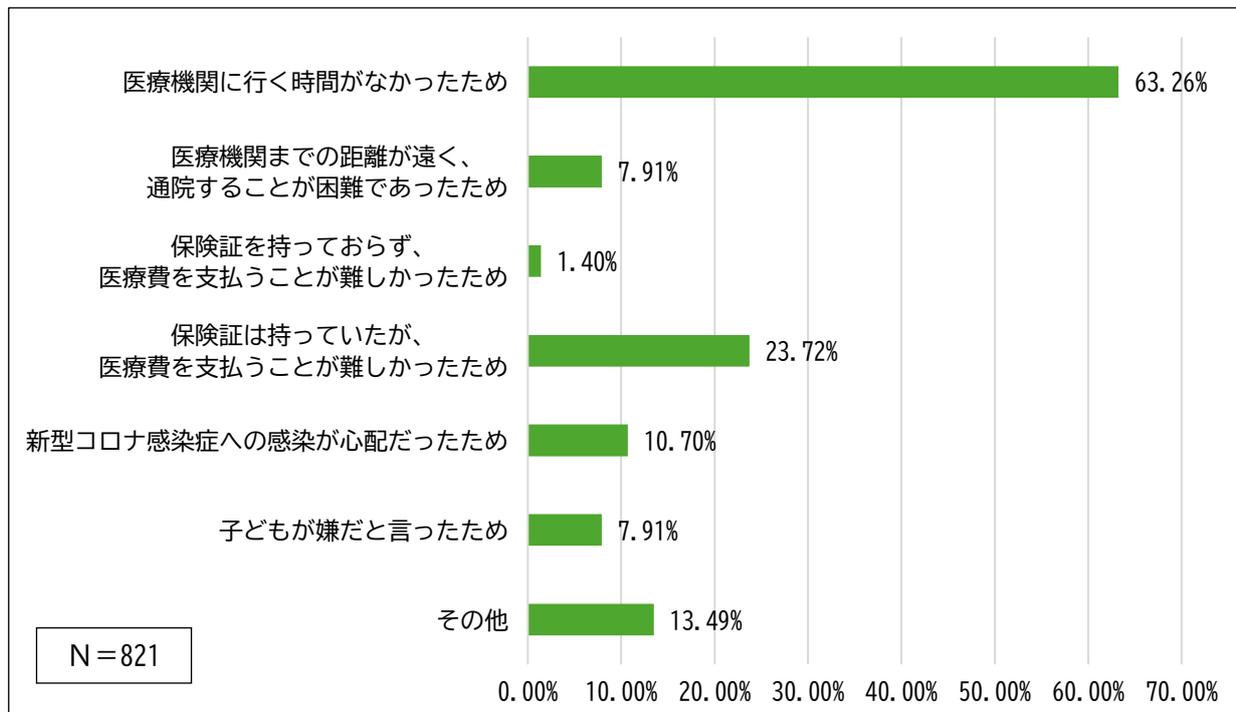


図 68 医療機関でこどもを受診させなかった理由

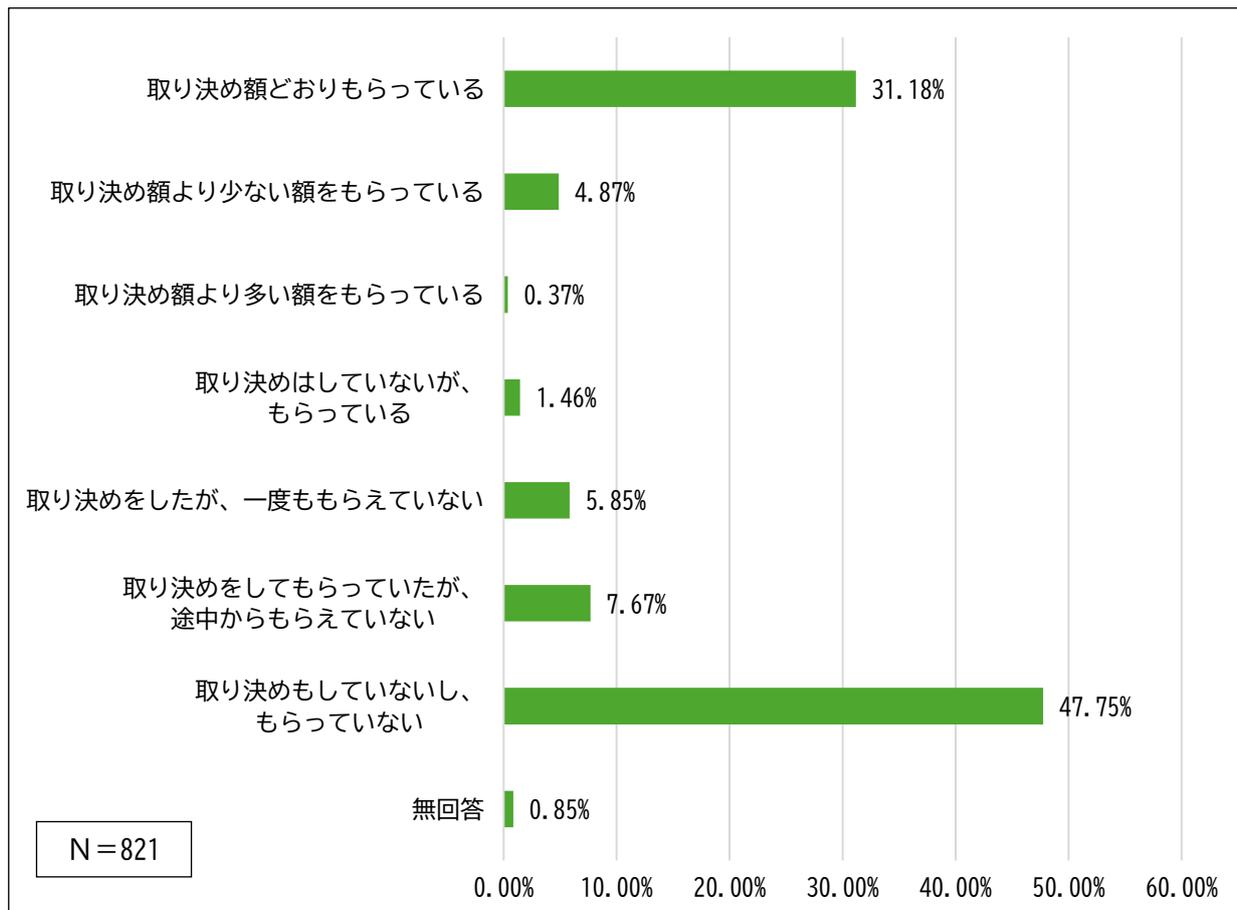


■ 養育費の受け取り状況について

「取り決め額どおりもらっている」と回答した方の割合は、31.18%でした。これに、金額や取り決めの有無を問わず、養育費をもらっている方を含めても4割弱にとどまる結果となり、6割以上の方が養育費をもらっていないという回答結果となりました。

特に、「養育費の取り決めもしていないし、もらっていない」と回答した方の割合は、全体の半数近くであり、取り決めをしたが養育費をもらえていない状況にある方の割合は、約13.5%となりました。

図 69 養育費の受け取り状況



(4) 放課後等の子どもの居場所に関するアンケート調査結果

本計画の策定に当たり、こどもの放課後の居場所に対する保護者のニーズを把握するためのアンケート調査を実施しました。

調査の概要や回答状況、主な設問に対する回答内容は、次のとおりです。

※ 調査結果の表記については、(2) 子育て世帯を対象としたニーズ調査結果と同様の表記によります。

表 21 調査の概要

項目	内容
調査名称	放課後等の子どもの居場所に関するアンケート調査
調査方法	インターネットによる無記名回答方式（希望者には紙面を配布）
調査期間	令和5年11月7日から11月27日まで
調査対象	市内の小学校のうち、児童センターと放課後児童クラブの整備の状況や居場所が必要な児童数の状況を勘案して抽出した13校の1年生から4年生までの保護者
回答者数	1,624人

■ こどもが平日の放課後や学校の休業日に主に過ごす場所について

全体では、「自宅で家族（大人）と過ごしている」と回答する割合が約3分の1と最も多く、「児童センター、児童館を利用している」と「放課後児童クラブ（学童クラブ）を利用している」が続く結果となり、この2つが放課後の居場所として主に選択されていることが伺えます。

一方、「自宅できょうだいと過ごしている」や「自宅で一人で過ごしている」と回答した割合から、約14.4%の家庭で、放課後にこどものみで自宅にいる状況があることが伺えます。

学年別にみると、学年が低いほど、児童センターや放課後児童クラブの利用者の割合は高く、4年生になると大幅に少なくなります。一方で「塾や習い事に通っている」「自宅で一人で過ごしている」と回答した割合は、学年が上がるほど高くなっています。

表 22 こどもが平日の放課後や学校の休業日に主に過ごす場所

選択肢	全体	学年別			
		1年生	2年生	3年生	4年生
部活動など学校の活動に参加している	0.86%	0.24%	0.49%	0.73%	2.09%
塾や習い事に通っている	4.74%	3.81%	3.90%	5.34%	6.02%
放課後児童クラブ（学童クラブ）を利用している	18.53%	22.62%	21.46%	17.23%	12.30%
児童センター、児童館を利用している	23.52%	35.48%	30.00%	18.69%	8.64%
自宅で家族（大人）と過ごしている	31.47%	30.00%	30.98%	30.34%	34.82%
親戚の家で過ごしている	1.66%	0.95%	1.22%	2.43%	2.09%
自宅できょうだいと過ごしている	8.25%	3.57%	7.07%	9.47%	13.35%
自宅で一人で過ごしている	6.16%	0.95%	1.95%	8.25%	14.14%
公園などの屋外で過ごしている	1.23%	0.48%	0.49%	2.18%	1.83%
友達の家で過ごしている	0.37%	0.48%	0.00%	0.73%	0.26%
その他	3.20%	1.43%	2.44%	4.61%	4.45%
N値	1,624	420	410	412	382

■ こどもを過ごさせたい望ましい場所との一致について

こどもが平日の放課後や学校の休業日に主に過ごす場所が、過ごさせたい望ましい場所と一致しているかについてお聞きしたところ、「一致していない」と回答した割合が 10.53%となりました。

平日の放課後等に主に過ごす場所についての回答ごとに、その居場所が望ましい居場所と一致しているかどうかをみると、「自宅で一人で過ごしている」と回答した人のうち、「一致していない」と回答した割合が36.0%と最も高い結果となり、「自宅できょうだいと過ごしている」と回答した人の中でも、14.2%が「一致していない」と回答しました。

表 23 こどもを過ごさせたい望ましい場所との一致（学年別）

選択肢	全体	学年別			
		1年生	2年生	3年生	4年生
一致している	89.47%	89.52%	90.49%	90.05%	87.70%
一致していない	10.53%	10.48%	9.51%	9.95%	12.30%
N値	1,624	420	410	412	382

表 24 こどもを過ごさせたい望ましい場所との一致（平日の放課後等に主に過ごす場所別）

選択肢	一致している	一致していない	N値
部活動など学校の活動に参加している	100.00%	0.00%	14
塾や習い事に通っている	94.74%	5.26%	76
放課後児童クラブ（学童クラブ）を利用している	93.33%	6.67%	300
児童センター、児童館を利用している	89.53%	10.47%	382
自宅で家族（大人）と過ごしている	93.15%	6.85%	511
親戚の家で過ごしている	81.48%	18.52%	27
自宅できょうだいと過ごしている	85.82%	14.18%	134
自宅で一人で過ごしている	64.00%	36.00%	100
公園などの屋外で過ごしている	70.00%	30.00%	20
友達の家で過ごしている	100.00%	0.00%	6
その他	88.89%	11.11%	54
全体	89.47%	10.53%	1,624

■ こどもの望ましい放課後の居場所（主に過ごす場所が望ましい場所と一致していない場合）

こどもが平日の放課後や学校の休業日に主に過ごす場所が、過ごさせたい望ましい場所と一致していないと回答した人に、望ましい放課後の居場所をお聞きしたところ、児童センターや放課後児童クラブと回答した割合が高かったほか、塾や習い事に通わせたいと回答した割合が高くなりました。

特に1年生の保護者では、放課後児童クラブや習い事の利用を希望する割合が高く、3年生や4年生の保護者では、児童センターの利用を希望する割合が高くなりました。

また、自宅で一人またはきょうだいと過ごしている児童の保護者の回答では、児童センターや放課後児童クラブの利用を希望する割合が高くなりました。

表 25 こどもの望ましい放課後の居場所（主に過ごす場所が望ましい場所と一致していない場合）

選択肢	全体	学年別			
		1年生	2年生	3年生	4年生
部活動など学校の活動に参加している	4.68%	4.55%	2.56%	4.88%	6.38%
塾や習い事に通っている	14.62%	11.36%	28.21%	4.88%	14.89%
放課後児童クラブ（学童クラブ）を利用している	23.39%	29.55%	20.51%	26.83%	17.02%
児童センター、児童館を利用している	23.98%	18.18%	17.95%	34.15%	25.53%
自宅で家族（大人）と過ごしている	19.30%	25.00%	20.51%	17.07%	14.89%
親戚の家で過ごしている	1.17%	2.27%	0.00%	2.44%	0.00%
自宅できょうだいと過ごしている	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
自宅で一人で過ごしている	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
公園などの屋外で過ごしている	5.26%	4.55%	0.00%	2.44%	12.77%
友達の家で過ごしている	0.58%	2.27%	0.00%	0.00%	0.00%
その他	7.02%	2.27%	10.26%	7.32%	8.51%
N値	171	44	39	41	47

表 26 こどもの望ましい放課後の居場所（自宅で一人又はきょうだいと過ごしている場合）

選択肢	自宅できょうだいと 過ごしている	自宅で一人で過 ぎしている
部活動など学校の活動に参加している	5.26%	8.33%
塾や習い事に通っている	5.26%	11.11%
放課後児童クラブ（学童クラブ）を利用している	42.11%	19.44%
児童センター、児童館を利用している	21.05%	41.67%
自宅で家族（大人）と過ごしている	5.26%	16.67%
親戚の家で過ごしている	5.26%	0.00%
自宅できょうだいと過ごしている	0.00%	0.00%
自宅で一人で過 ぎしている	0.00%	0.00%
公園などの屋外で過 ぎしている	15.79%	0.00%
友達の家で過 ぎしている	0.00%	0.00%
その他	0.00%	2.78%
N値	19	36

■ 望ましい放課後の居場所を利用できていない理由について

こどもが平日の放課後や学校の休業日に主に過ごす場所が、過ごさせたい望ましい場所と一致していないと回答した人に、望ましい放課後の居場所を利用できていない理由をお聞きしたところ、「施設の利用終了時間と迎えに行ける時間が合わない」や「利用料がかかるなど経済的な負担が大きい」と回答した割合が、学年を問わず一定程度ありました。また、「こどもが今の過ごし方を希望している」と回答した割合も比較的多く、学年が上がるほど高くなっており、その他の回答には、「勤務時間が長いためやむを得ず預けている」といった声がありました。

また、自宅で一人又はきょうだいと過ごしている場合についてみると、放課後児童クラブ（学童クラブ）や児童センター、児童館の利用を希望する保護者の「こどもが今の過ごし方を希望している（理由⑥）」と回答した割合が高い結果となったほか、児童センター、児童館の利用を希望する保護者が「施設の利用終了時間と迎えに行ける時間が合わない（理由②）」と回答する割合が高い結果となりました。

表 27 望ましい放課後の居場所を利用できていない理由

選択肢	全体	学年別			
		1年生	2年生	3年生	4年生
① 施設の利用を希望したが、施設側の事情により利用を断られた	8.77%	9.09%	7.69%	12.20%	6.38%
② 施設の利用終了時間と迎えに行ける時間が合わない	21.05%	27.27%	25.64%	21.95%	10.64%
③ 利用料がかかるなど経済的な負担が大きい	19.88%	20.45%	20.51%	24.39%	14.89%
④ 利用を希望する場所が近隣にない	11.11%	9.09%	10.26%	9.76%	14.89%
⑤ 利用を希望する場所へ預けてこどもが安全、安心に過ごせるか不安がある	11.70%	13.64%	10.26%	7.32%	14.89%
⑥ こどもが今の過ごし方を希望している	28.07%	18.18%	25.64%	26.83%	40.43%
⑦ その他	31.58%	34.09%	35.90%	31.71%	25.53%
N値	171	44	39	41	47

表 28 望ましい放課後の居場所を利用できていない理由（自宅で一人又はきょうだいと過ごしている場合における望ましい放課後の居場所別の集計）

望ましい放課後の居場所	理由①	理由②	理由③	理由④	理由⑤	理由⑥	N値
部活動など学校の活動に参加させたい	0.00%	0.00%	0.00%	33.33%	33.33%	33.33%	3
塾や習い事に通わせたい	0.00%	37.50%	37.50%	12.50%	0.00%	12.50%	8
放課後児童クラブ(学童クラブ)を利用したい	21.43%	7.14%	21.43%	0.00%	0.00%	50.00%	14
児童センター、児童館を利用したい	4.55%	22.73%	4.55%	9.09%	9.09%	50.00%	22
自宅で家族(大人)と過ごさせたい	0.00%	0.00%	20.00%	0.00%	20.00%	60.00%	5
親戚の家で過ごさせたい	-	-	-	-	-	-	0
公園などの屋外で過ごさせたい	0.00%	0.00%	25.00%	50.00%	0.00%	25.00%	4
友達の家で過ごさせたい	-	-	-	-	-	-	0
その他	-	-	-	-	-	-	0

※「理由①～理由⑥」は、上記の表の選択肢の項目を示します。

■ 市の取組に最も強く希望することについて

こどもの放課後の居場所の確保に関して、市の取組に最も強く希望することについては、「経済的な負担を少なくしてほしい」と回答した割合が学年を問わず高い結果となり、「多様な居場所を確保してほしい」と回答した割合も高い結果となったことから、居場所の確保に関する希望が大きいことが伺えます。

なお、自宅で一人またはきょうだいと過ごしている場合においては、全体と同様の傾向となりましたが、全体の結果に比べて「多様な居場所を確保してほしい」と回答した割合が高い結果となりました。

表 29 市の取組に最も強く希望すること

選択肢	全体	学年別			
		1年生	2年生	3年生	4年生
経済的な負担を少なくしてほしい	27.83%	30.95%	30.49%	26.70%	22.77%
利用できる場所を増やしてほしい	6.83%	5.00%	7.07%	8.50%	6.81%
利用できる施設に関する情報をもっと周知してほしい	5.73%	6.43%	6.59%	4.37%	5.50%
施設の開館時間を延長してほしい	15.46%	19.05%	16.59%	11.65%	14.40%
多様な居場所を確保してほしい	34.36%	29.29%	29.76%	38.83%	40.05%
特に希望することはない	3.57%	2.86%	3.66%	3.40%	4.45%
その他	6.22%	6.43%	5.85%	6.55%	6.02%
N値	1,624	420	410	412	382

表 30 市の取組に最も強く希望すること（自宅で一人又はきょうだいと過ごしている場合における集計）

選択肢	全体	学年別			
		1年生	2年生	3年生	4年生
経済的な負担を少なくしてほしい	17.52%	15.79%	16.22%	19.18%	17.14%
利用できる場所を増やしてほしい	7.69%	10.53%	5.41%	6.85%	8.57%
利用できる施設に関する情報をもっと周知してほしい	2.14%	0.00%	5.41%	0.00%	2.86%
施設の開館時間を延長してほしい	19.23%	36.84%	24.32%	13.70%	18.10%
多様な居場所を確保してほしい	43.59%	26.32%	37.84%	50.68%	43.81%
特に希望することはない	3.42%	5.26%	2.70%	4.11%	2.86%
その他	6.41%	5.26%	8.11%	5.48%	6.67%
N値	234	19	37	73	105

■ こども食堂の利用について

こども食堂の利用状況について、最も高い割合となったのが「利用したことはなく、今後も利用の予定はない」という回答であり、全体の約65%を占め、「利用したことはないが、利用してみたいと思っている（今後利用予定である）」という回答が全体の約30%を占めています。

こども食堂を利用したことがない理由については、「こども食堂についてよく分からない（こども食堂を知らなかった）」や「近くにこども食堂がないため利用していない」と回答した割合が高い結果となりました。その他の回答として、「生活に困窮している家庭のこどもが利用するというイメージがあり利用しにくい」や「開催場所や開催日時など詳細がわからない」などの声がありました。

表 31 こども食堂の利用

選択肢	全体	学年別			
		1年生	2年生	3年生	4年生
月に1回以上利用している	0.86%	0.24%	1.46%	1.46%	0.26%
2、3か月に1回程度利用している	0.74%	0.95%	0.49%	0.97%	0.52%
半年に1回程度利用している	1.23%	0.95%	1.46%	1.46%	1.05%
利用したことはないが、利用してみたいと思っている（今後利用予定である）	29.68%	32.62%	32.44%	24.03%	29.58%
利用したことはなく、今後も利用の予定はない	64.59%	62.62%	61.46%	69.17%	65.18%
その他	2.89%	2.62%	2.68%	2.91%	3.40%
N値	1,624	420	410	412	382

表 32 こども食堂を利用したことがない理由

選択肢	全体	学年別			
		1年生	2年生	3年生	4年生
こども食堂についてよく分からない（こども食堂を知らなかった）	80.74%	87.83%	84.13%	70.88%	81.12%
開催日・開催時間が合わないため	25.55%	25.86%	29.76%	22.11%	24.90%
近くにこども食堂がないため利用していない	49.86%	44.87%	51.59%	50.53%	52.61%
利用する必要がない	9.06%	10.27%	6.75%	10.88%	8.03%
その他	12.11%	12.93%	14.68%	11.58%	9.24%
N値	1,531	400	385	384	362

■ 望ましいこども食堂の開催場所や開催日・時間帯について

望ましいこども食堂の開催場所については、「自分が住んでいる小学校区内が良い」と回答した割合が8割を超え、開催日・時間帯については、「平日・夕方」や「休日（土日祝）・日中」と回答した割合が高い結果となりました。また、その他の回答として、「毎日利用したい」などの声がありました。

表 33 望ましいこども食堂の開催場所

選択肢	全体	学年別			
		1年生	2年生	3年生	4年生
自分が住んでいる小学校区内が良い	80.23%	79.76%	82.20%	81.55%	77.23%
自分が住んでいる中学校区内が良い	3.33%	2.62%	3.17%	3.40%	4.19%
自分が住んでいる小学校区・中学校区外でも構わない	12.07%	12.62%	10.98%	10.92%	13.87%
その他	1.17%	1.19%	1.22%	0.97%	1.31%
分からない	0.31%	0.00%	0.24%	0.49%	0.52%
特に希望することはない	0.68%	0.48%	0.49%	0.97%	0.79%
無回答等	2.22%	3.33%	1.71%	1.70%	2.09%
N値	1,624	420	410	412	382

表 34 望ましいこども食堂の開催日・時間帯

選択肢	全体	学年別			
		1年生	2年生	3年生	4年生
平日・夕方	61.58%	61.19%	56.10%	65.78%	63.35%
休日（土日祝）・日中	28.08%	30.00%	31.95%	25.24%	24.87%
休日（土日祝）・夕方	6.10%	5.95%	8.05%	4.37%	6.02%
その他	2.40%	1.67%	2.44%	2.43%	3.14%
わからない	1.05%	0.48%	0.73%	1.46%	1.57%
特に希望することはない	0.80%	0.71%	0.73%	0.73%	1.05%
N値	1,624	420	410	412	382

5 こどもたちが見つめる現在と未来

(1) こどもアンケート調査の結果

実施後に追記

(2) 子どもたちが考える「子どもまんなか社会」

「子どもまんなか社会」とは、具体的にはどのような社会なのかについて、子どもたちが自ら考える場をワークショップ形式（参加者が個々に考え、お互いに協力し合い、与えられたテーマを元に展開する形式）により開催しました。

表 35 参加者の人数

小学5年生 ・6年生	中学 1年生	中学 2年生	中学 3年生	高校 1年生	高校 2年生	高校 3年生	合計
82人	52人	56人	112人	172人	167人	132人	773人

開催にあたり、参加する子どもたちとその保護者の方に、「子どもまんなか社会」の認知度や、魅力を感じるかどうかについてアンケートを実施した結果が、次のとおりとなります。

表 36 アンケート回答者

	小学5年生 ・6年生	中学 1年生	中学 2年生	中学 3年生	高校 1年生	高校 2年生	高校 3年生	合計
子ども	82人	52人	56人	112人	141人	134人	87人	664人
保護者	353人	61人	51人	135人	63人	56人	103人	822人

図 70 「子どもまんなか社会」という言葉を聞いたことがある人の数

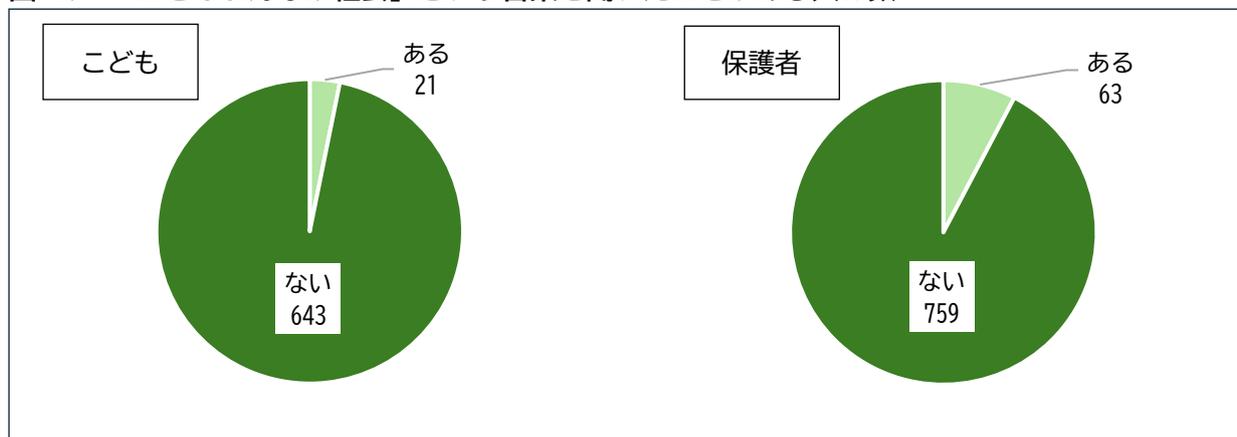


図 71 「子どもまんなか社会」を普段感じている人の数

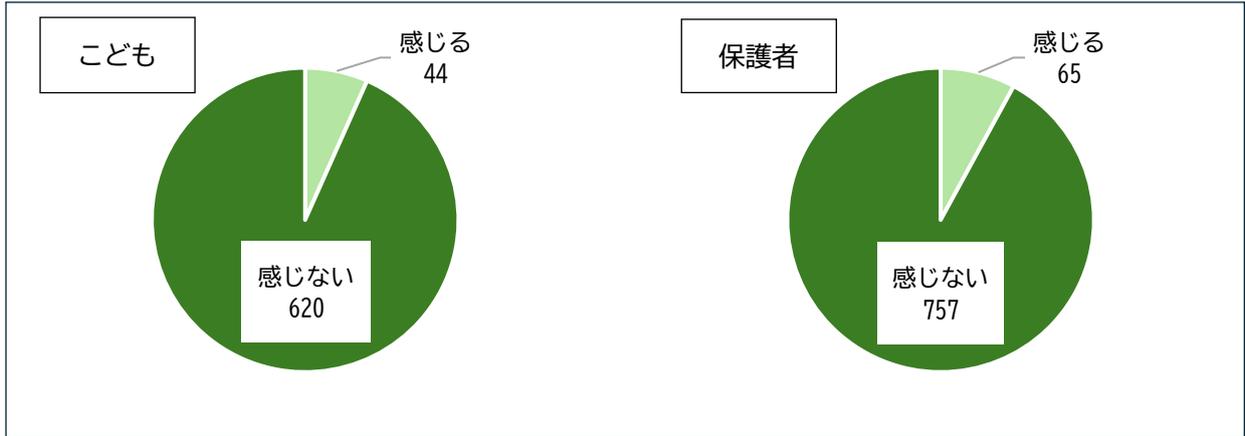
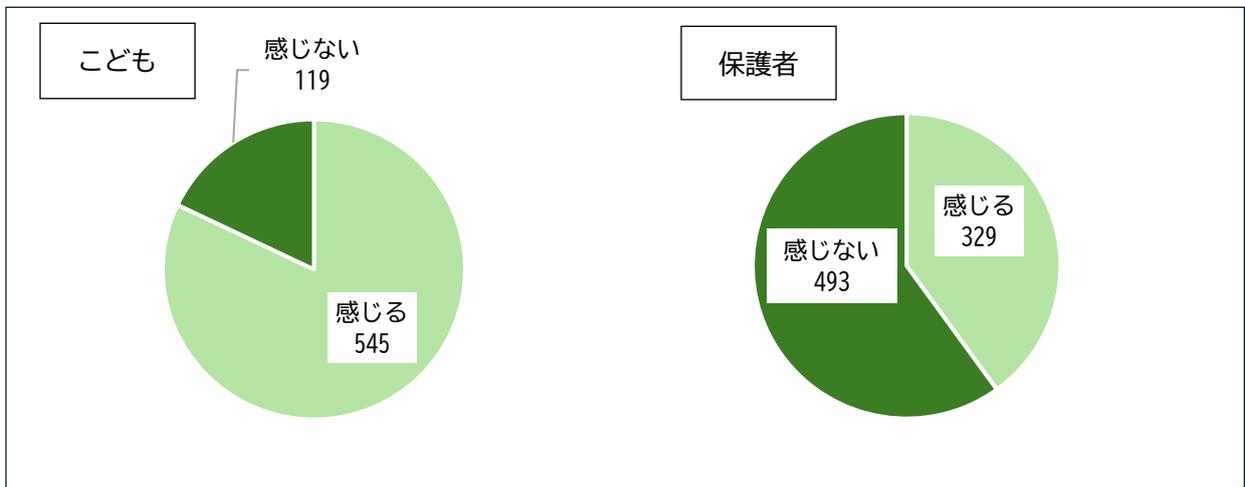


図 72 「子どもまんなか社会」に魅力を感じる人の数



アンケートの結果、ほとんどの人が「子どもまんなか社会」について聞いたことがなく、感じたこともないという回答でしたが、それに対し、「子どもまんなか社会」という言葉に魅力を感じる人は、特に子どもたちにおいて多いことがわかりました。

このことから、子ども大綱で示された「子どもまんなか社会」における子ども・若者の姿をテーマとして、「子どもまんなか社会」が具体的にはどのような社会なのか、また、どうすれば実現することができるのかについて、ワークショップ形式で考えていただくことにしました。

図 73 「子どもまんなか社会」ワークショップの様子



◆ 子ども大綱が示す「子どもまんなか社会」における子ども・若者の姿 ①

個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる（自己肯定感を持つ）ことができ、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる

<テーマ>子どもの「個性・多様性が受け入れられる」ために必要なことは？

子どもたちの意見	情報だけでなく実態に触れる機会があること	自由に意見を発言できる	子と親が意見を尊重し合える
	子どもの意見が周りに認められる	相手の意見を認めたり尊重したりする	障がいの正しい知識と情報とリアルを知ること
	大人が家庭環境の違いも認め合うこと	自分の推し（好きなこと）を言いやすい環境と社会	社会に触れる場での大人とのつながりが多くあること

<子どもたちの意見のまとめ>

子どもたちは、個性や多様性に関し、情報だけでなく実際に触れる機会が大事であると感じており、親をはじめとする周りの大人から、個性や多様性に関する子どもの意見を受け入れられ、尊重してもらうことができる対話の機会が必要だと感じています。

◆ 子ども大綱が示す「子どもまんなか社会」における子ども・若者の姿 ②

様々な遊びや学び、体験等を通じ、生き抜く力を得ることができる

<テーマ>子どもが生き抜く力を得るための「様々な遊びや学び、体験」に必要なことは？

子どもたちの意見	将来について考える体験	大人と一緒にイベントに参加する機会	自由と枠組みの時代と共に変わってきたことを学ぶこと
	生活習慣の違いを楽しむこと	多世代のつながりをもとにした遊びや学びの交流機会	中高生専用の遊び場（アスレチックなど）
	留学しやすい盛岡（留学に来やすい盛岡）	自分の住んでいるまちやエリアの街歩きツアー	盛岡の観光名所や歴史をもっと深く学び体験する
	自分の学力や考え方の位置を他都市と比べて知る機会	誰でも使える公園（インクルーシブ）	人の目を気にしなくてもいい学びや遊び

<子どもたちの意見のまとめ>

子どもたちは、様々な遊びや学び、体験を通じて生き抜く力を得るためには、自分とは異なる多くの世代とのつながりや、環境や生活習慣の異なる他の都市や外国について知る機会、自分の生まれ育った盛岡をより広く、より深く知る機会を求めるとともに、子ども・若者だけの空間で遊びや学び、体験等を行う機会が必要だと感じています。

◆ 子ども大綱が示す「子どもまんなか社会」における子ども・若者の姿 ③

夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、将来を切り開くことができる

<テーマ>子どもが「夢や希望を叶えるチャレンジ」ができる環境に必要なことは？

こどもたちの意見	自分の意見や夢が認められる	子どもや未成年の考えを聞いてくれる議員が増える	盛岡で活躍する大人から等身大の大人の話聞く機会
	盛岡で活躍するイメージを大人と一緒に考えること	頑張りたいことに対してサポートしてくれる環境	困った人を助ける制度
	学校を越えた交流機会 校外活動の促進	どうせ無理だと言わない社会	やってみることを推進する盛岡

<こどもたちの意見のまとめ>

こどもたちは、夢や希望を叶えるチャレンジができる環境について、大人から経験談を聞いたリ、自分たちの考えを聞いてもらったりしながら、大人と一緒に考える機会や、夢や希望が否定されず、チャレンジすることを認めてもらい、大人からサポートが受けられることが必要だと感じています。

◆ 子ども大綱が示す「子どもまんなか社会」における子ども・若者の姿 ④

固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる

<テーマ>子どもが「固定観念や価値観を押し付けられない」ようにするために必要なことは？

こどもたちの意見	子どもが選択した理由を大人はきちんと聞く	信頼関係を築くこと	大人との間に入って、話を噛み砕いてくれる人がいる
	親、大人が変わっていくこと	変わることを恐れないこと	子と親が意見を尊重し合える
	子どもと大人が仲良くなる	親に言われても自分の意見をしっかり持つ	固定観念の事例を知る

<こどもたちの意見のまとめ>

こどもたちは、固定観念や価値観を押し付けられないようにするためには、親や周りの大人がこどもの意見をきちんと聞き、互いに尊重しあえるように大人が変わっていくことや、大人とこどもの間に入ってうまく話を進めてくれる存在がいること、大人が持っている固定観念とはどんなものなのかを知る機会を持つことが必要だと感じています。

◆ 子ども大綱が示す「子どもまんなか社会」における子ども・若者の姿 ⑤

自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる

<テーマ>子どもが「意見を表明し、社会に参画できる」ようになるために必要なことは？

子どもたちの意見	自分の思ったことを素直に言葉にできる	子どもの意見を聞く大人が増える	政治は身近だと知ること
	身近な大人と一緒に参加、参画すること	子どもでも何かできるということを実感する機会	自分でも世界を変えることができるんだと知ること
	意見を集める仕組みの必要性	子どもと大人と一緒に笑い合う社会	条例の変更を子どもがうたえる

<子どもたちの意見のまとめ>

子どもたちは、意見を表明し、社会に参画できるようになるためには、自分たちが考えていることを大人が受け止められるようになることや、子どもたちが大人と一緒にあって、社会において何かを成し遂げたり、きまりや仕組みを変えたりする経験を得られることが必要であると感じています。

◆ 子ども大綱が示す「子どもまんなか社会」における子ども・若者の姿 ⑥

不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる

<テーマ>子どもの「不安や悩みの解決」について、どんなことを感じているか？

子どもたちの意見	子どもが言いたいことを言えない痛み	相談しにくいことがあるということを知ること	反抗期とひとまとめにされたくない
	相談されやすい環境を大人がつくること	解決してくれる人に相談することを当たり前とすること	新しいことにチャレンジするときの痛みがいやされる
	不安や悩みは解決できることを知ってもらう	親からのしぼりがなく、逆にやりたいことが見つからない	相談先が必ずしも解決先ではないことを知ること

<子どもたちの意見のまとめ>

子どもたちは、不安や悩みを大人に相談できずにつらい思いをしていることや、色々な気持ちが混ざり合っていることを大人に知ってもらうこと、解決することができる人を選んで相談することが必要となっていることを感じています。

◆ 子ども大綱が示す「子どもまんなか社会」における子ども・若者の姿 ⑦

虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる

<テーマ>子どもが「困難な状況から守られる」ために必要なことは？

子どもたちの意見	カウンセリングを受けやすくする	SOSの出し方と受け取り方を学ぶ	安心安全な空間をつくるという意識を当たり前にする
	困難の乗り越え方をみんなで考える機会	成長の過程を守ること	予防と対策を学校でもやること

<子どもたちの意見のまとめ>

子どもたちは、困難な状況から守られるためには、困難な状況に陥らないようにするための安全・安心な環境をつくることや、困難に直面した場合の乗り越え方について知る機会や考える機会が得られること、自分が助けを求めやすくなるとともに、他の人の助けてほしい気持ちを受け取ることができるようになることが必要だと感じています。

◆ 子ども大綱が示す「子どもまんなか社会」における子ども・若者の姿 ⑧

働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる

<テーマ>子どもが「働くこと、親になることへの夢や希望」を持つために必要なことは？

子どもたちの意見	自分になりたい職業につける大学が増えるとよい	パートナーと生きるイメージを多世代で共有する	結婚観を学ぶ機会を増やしたい
	岩手にいながらにして様々な学ぶ機会や働く機会がある	親がかっこいいこと	親になっても学んだり友達をつくれたい
	県外に行って働いても盛岡と関わること	子どもまんなかを本気で考える働き方、親の在り方	子どものことを一番に考えられる大人になる

<子どもたちの意見のまとめ>

子どもたちは、働くことへの夢や希望を持つためには、地元での就職に関して学ぶ機会や知る機会を得ることや、選択肢の幅が増えること、離れたところで働いていても盛岡との関わりが得られることが必要だと感じています。

また、親になることへの夢や希望を持つためには、結婚後も魅力的な生き方をしている大人が近くにいることや、子どもを一番に考える生き方を大人の姿から学ぶこと、現代における結婚についてのイメージを世代間で共有することが必要だと感じています。

◆ 盛岡で「こどもまんなか社会」を実現するために必要なこと（全ての意見のまとめ）

こどもたちが考えた8つのテーマで出された意見をまとめると、次のとおりとなります。

表 37 こどもたちが考える『盛岡で「こどもまんなか社会」を実現するために必要なこと』

テーマ	こどもたちの意見のまとめ
こどもの個性・多様性が受け入れられるために必要なこと	<ul style="list-style-type: none"> 個性や多様性に関し、情報だけでなく実際に接する機会 親をはじめとする周りの大人から、個性や多様性に関するこどもの意見を受け入れられ、尊重してもらうことができる対話の機会
こどもが生き抜く力を得るための様々な遊びや学び、体験に必要なこと	<ul style="list-style-type: none"> 自分とは異なる多くの世代とのつながり 環境や生活習慣の異なる他の都市や外国について知る機会 自分の生まれ育った盛岡をより広く、より深く知る機会 こども・若者だけの空間で遊びや学び、体験等を行う機会
こどもが夢や希望を叶えるチャレンジができる環境に必要なこと	<ul style="list-style-type: none"> 大人から経験談を聞いたり、自分たちの考えを聞いてもらったりしながら、大人と一緒に夢や希望を叶えるチャレンジができる環境について考える機会 夢や希望が否定されず、チャレンジすることを認めてもらい、大人からサポートが受けられること
こどもが固定観念や価値観を押し付けられないようにするために必要なこと	<ul style="list-style-type: none"> 親や周りの大人がこどもの意見をきちんと聞き、互いに尊重しあえるように大人が変わっていくこと 大人とこどもの間に入ってうまく話を進めてくれる存在がいること 大人が持っている固定観念とはどんなものなのかを知る機会
こどもが意見を表明し、社会に参画できるようになるために必要なこと	<ul style="list-style-type: none"> 自分たちが考えていることを大人が受け止められるようになること こどもたちが大人と一緒にあって、社会において何かを成し遂げたり、きまりや仕組みを変えたりする経験を得られること
こどもの不安や悩みの解決について感じていること	<ul style="list-style-type: none"> 不安や悩みを大人に相談できずにつらい思いをしていることや、色々な気持ちが混ざり合っていることを大人に知ってもらうこと 解決することができる人を選んで相談することが必要となっていること
こどもが困難な状況から守られるために必要なこと	<ul style="list-style-type: none"> 困難な状況に陥らないようにするための安全・安心な環境をつくること 困難に直面した場合の乗り越え方について知る機会や考える機会が得られること 自分が助けを求めやすくなるとともに、他の人の助けてほしい気持ちを受け取ることができるようになること
こどもが働くこと、親になることへの夢や希望を持つために必要なこと	<ul style="list-style-type: none"> 地元での就職に関して学ぶ機会や知る機会を得ることや選択肢の幅が増えること 離れたところで働いていても盛岡との関わりが得られること 結婚後も魅力的な生き方をしている大人が近くにいることや、こどもを一番に考える生き方を大人の姿から学ぶこと 現代における結婚についてのイメージを世代間で共有すること

第3章 計画の推進体系

1 基本理念

こどもまんなか盛岡市 描く未来はこどもの笑顔 みんなが子育てパートナー

こどもまんなか盛岡市

このフレーズは、こども基本法とこども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の考え方に基づき、本市の未来を支えていくこども・若者が、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すとともに、こども・若者が社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら地域の課題解決を主体的に担う力を獲得することができる環境を整えていくことを示しています。

描く未来はこどもの笑顔

全てのこどもについて、その年齢と発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることは、「子どもは権利をもつ主体である」という考え方に基づく、子どもの権利条約における原則とされており、また、こども施策を推進する際の基本理念の一つとして、こども基本法に定められています。

このフレーズは、一人ひとりのこども・若者が希望を叶える未来のために最も良いことが何なのかについて、こども・若者の声を聴きながら、大人が考え、こども・若者の笑顔のために行動することが重要であることを示しています。

みんなが子育てパートナー

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化によって、祖父母や近隣の住民等から日々の子育てに対する助言や支援、協力を得ることが困難になっていることに加え、少子化の進展や世帯人数の減少とともに、共働き世帯の一般化やひとり親家庭の増加が進んでおり、こども・若者が安心・安全に過ごすことのできる場を確保することの必要性が高まっています。

このフレーズは、地域のあらゆる主体によるこども・若者と子育てのサポートの充実を通じ、子育てのパートナーと呼ぶことができる存在を増やしていくことにより、地域全体で子育ての不安や負担を軽減し、子育てにやさしいまちを目指すことを示しています。

2 基本目標

本計画では、こども・若者と子育てに関する現状と課題や、これまでの計画の推進状況、こども基本法の目的、こども大綱が示す基本的な方針や重要事項などを踏まえ、基本理念である「こどもまんなか盛岡市」を実現するための基本目標を次の5つにまとめ、本計画における各施策を展開していきます。

基本目標1

全てのこども・若者が健やかに成長し、安心して子育てができる環境づくり

充実した母子保健と教育・保育を受けながら、こども・若者が健やかに成長することができ、こどもを安心して生み育てることができる環境づくりを行います。

基本目標2

全てのこども・若者が活躍し、希望を叶えていくことができる環境づくり

こども・若者が多様な価値観に出会い、互いを尊重し合うことを学びながら、大人と一緒に考え、活躍する経験を通じて、自らの希望を叶えていくことができる環境づくりを行います。

基本目標3

全てのこども・若者が、困難に対する支援を受けられることができる環境づくり

こども・若者が不安や悩みを抱えたときや、困難な状況に陥ったときに助けられ、差別や孤立、貧困に陥ることなく安全・安心に暮らすことができる環境づくりを行います。

基本目標4

地域全体で子育てへの不安や負担を軽減するための環境づくり

地域全体が協力して、出産と子育てに関する不安や負担を軽減するための支援を提供することにより、子育てにやさしいまちづくりを推進します。

基本目標5

全てのこども・若者の権利が大切にされ、幸福な生活を送ることができる環境づくり

こども・若者の権利の理解と尊重が促進され、意見表明の機会が確保されるとともに、こども・若者の権利侵害を防止し、侵害から救済するための環境づくりを行います。

3 計画の体系と施策の展開

本計画の基本理念と5つの基本目標を達成するため、基本施策を次のとおり定め、施策ごとに具体的な取組・事業を推進していきます。

表 38 基本目標・基本施策ごとの事業体系

基本目標	基本施策	No.	取組・事業
1 全ての子ども・若者が健やかに成長し、安心して子育てができる環境づくり	1-1 切れ目のない 母子保健の充実	001	母子健康手帳交付・妊婦相談事業
		002	乳児家庭全戸訪問事業
		003	妊婦のための支援給付
		004	妊婦等包括相談支援事業
		005	子育て相談
		006	性と健康の相談事業（ママの安心テレホン）
		007	妊婦健康診査事業
		008	母子歯科保健事業
		009	産婦健康診査
		010	新生児聴覚検査
		011	乳幼児健康診査事業
		012	産後ケア事業
		013	パパママ教室
		014	離乳食教室
	1-2 子ども・若者のための 医療体制の確保	015	夜間急患診療所管理運営事業
		016	小児救急輪番制病院事業
		017	在宅当番医制事業
		018	予防接種事業
		019	幼児等インフルエンザ予防接種補助事業
		020	妊産婦医療費給付事業
		021	乳幼児医療費給付事業
		022	小学生医療費給付事業
		023	中学生医療費給付事業
		024	高校生等医療費給付事業
		025	ひとり親家庭等医療費給付事業
		026	未熟児養育医療給付事業
		027	小児慢性特定疾病対策事業
		028	育成医療費給付事業
		029	不妊に悩む方への特定治療支援事業

基本目標	基本施策	No.	取組・事業
1 全ての子ども・若者が健やかに成長し、安心して子育てができる環境づくり	1-3 幼児教育・保育の充実と質の向上	030	保育所管理運営事業
		031	保育所民営化事業
		032	私立児童福祉施設整備助成事業
		033	児童福祉施設等の設置認可
		034	私立児童福祉施設運営費助成事業
		035	私立児童福祉施設等運営事業
		036	認定こども園等運営費給付事業
		037	保育所定員弾力化推進事業
		038	保育士奨学金返還支援給付金事業
		039	保育士宿舍借上げ支援事業
		040	若手保育士等処遇改善事業
		041	産休等代替職員費助成事業
		042	保育士資格取得支援事業
		043	保育事業者等巡回支援事業
		044	各種研修の実施
		045	延長保育事業
		046	休日保育事業
		047	病児保育事業
		048	幼稚園型一時預かり事業
	049	幼児期の教育・保育と小学校教育との連携と接続	
	1-4 子育てを応援するための支援の充実	050	地域子育て支援センター事業
		051	ファミリー・サポート・センター事業
		052	子育て短期支援事業
		053	一時預かり事業
		054	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
		055	保育料の軽減等
056		実費徴収に係る補足給付を行う事業	
057		放課後児童クラブ利用給付金事業	
058		児童手当支給事業	
059		子育て応援在宅育児支援金支給事業	
060		こどもの遊び場の充実	
061		子ども未来基金事業[子育て支援]	
062		こども・子育て情報発信事業	
063		家庭教育支援事業	
064		子育て支援員研修事業	

基本目標	基本施策	No.	取組・事業
1 全ての子ども・若者が健やかに成長し、安心して子育てができる環境づくり	1-4 子育てを応援するための支援の充実	065	児童委員活動事業
		066	赤ちゃんの駅設置事業
		067	ワーク・ライフ・バランスの推進
		068	少子化対策事業
	1-5 安全・安心な地域環境の整備	069	少年センター活動事業
		070	見守り協定
		071	防災教育の推進
		072	交通安全教育の推進
		073	交通安全教室開催事業
		074	交通指導員活動事業
		075	街路樹等維持管理事業
		076	公園等維持管理総務事務
		077	消費生活情報の発信
		078	消費者安全確保等に係る立入検査
2 全ての子ども・若者が活躍し、希望を叶えていくことができる環境づくり	2-1 子ども・若者の活躍の支援	079	子ども未来基金事業 [こどもみらいファンド]
		080	こどもまんなか応援サポーター事業
		081	先人教育の推進
		082	盛岡市・うるま市中学生交流事業
		083	外国語指導助手 (ALT) の派遣等
		084	中学生による国際交流スピーチコンテスト
		085	中学生ビクトリア市研修
		086	ビクトリア市中高生訪問団受入事業
		087	児童生徒向け男女共同参画出前講座
		088	教育関係者向け男女共同参画推進研修
		089	進路選択のための保護者等向け事業への取組
		090	男女共同参画意識を形成するための教育・学習の推進
	091	性の多様性の理解に向けた啓発・講座等	
	092	市職員・教育関係者・事業者等に向けた研修の実施	
	2-2 充実した学校教育の推進	093	学力向上推進事業
		094	教育振興運動
095		道徳教育の推進	
096		いじめ問題対策	
097		不登校対策推進事業	
098		幼児期の教育と小学校教育の接続	
099		教育環境の向上	
100		市立高校の魅力化	

基本目標	基本施策	No.	取組・事業
2 全ての子ども・若者が活躍し、希望を叶えていくことができる環境づくり	2-3 放課後のこどもの居場所づくり	101	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
		102	児童館管理運営事業
		103	母親クラブ活動育成事業
		104	放課後子ども教室推進事業
		105	こども食堂支援事業
		106	新たなこどもの居場所づくり
		107	子ども未来基金事業〔居場所づくり〕
	2-4 子ども・若者の自己形成支援	108	食生活改善推進員地区活動事業
		109	保育所における食育の取組
		110	小中学校における食育の取組
		111	学校給食の充実
		112	健康教育の充実
		113	学校体育の充実
		114	次世代体力・運動能力向上プロジェクト
		115	学校体育施設開放事業
		116	部活動の地域移行事業
		117	こどもの読書活動の推進
		118	思春期保健事業及びプレコンセプションケアの推進
		119	保育所地域活動事業
		120	少年指導員事業
		121	資源集団回収報奨金交付事業
122	出前！消費者講座		
123	二十歳のつどい		
124	ボランティア保険助成事業費補助金		
2-5 若者の就労支援	125	キャリア教育の推進	
	126	高校生スキルアップ支援事業	
	127	高校生インターンシップ事業	
	128	市役所でのインターンシップ	
	129	盛岡地域企業研究イベント	
	130	ジョブカフェいわて運営業務委託	
	131	盛岡地域サポートステーション運営業務委託	

基本目標	基本施策	No.	取組・事業
3 全ての子ども・若者が、困難に対する支援を受けることができる環境づくり	3-1 子ども・若者の相談・支援体制の充実	132	重層的支援体制整備事業
		133	こども相談事業
		134	青少年女性相談支援事業（青少年相談支援分）
		135	青少年女性相談支援事業（女性相談支援分）
		136	女性相談支援員活動
		137	障がい児相談支援事業
		138	児童扶養手当現況届時相談受付事業
		139	母子・父子自立支援員による相談・指導
		140	ゲートキーパー・心のサポーター養成研修会
		141	精神保健福祉相談
	3-2 児童虐待防止とDV対策	142	妊娠SOS相談
		143	児童養育支援活動事業（児童虐待防止ネットワーク）
		144	利用者支援事業（こども家庭センター型）
		145	養育支援訪問事業
		146	子育て世帯訪問支援事業
		147	母子生活支援施設管理運営事業
		148	私立児童福祉施設等運営事業（母子生活支援施設等）
	3-3 障がい等のある子ども・若者への支援	149	乳幼児総合診査事業（もりっこ健診）
		150	親子通園事業
		151	障がい児個別支援ファイルの活用
		152	発達支援保育事業
		153	特別支援教育
		154	子ども未来基金事業 [こども・子育てへの理解が深まる活動]
		155	重度心身障がい者医療費給付事業
		156	中度身体障がい者医療費給付事業
		157	介護給付等給付事業
		158	訓練等給付事業
		159	障がい児通所給付費等給付事業
160		日中一時支援事業	
161		補装具・日常生活用具給付等事業	
162		難聴児補聴器購入費助成事業	
163	特別障害者手当等給付事業（障害児福祉手当の給付）		
164	特別児童扶養手当支給事業		
165	医療的ケア児等コーディネーター等配置事業		
166	医療的ケア児保育支援事業		
167	学校における医療的ケア体制の整備		

基本目標	基本施策	No.	取組・事業
<p>3 全ての子ども・若者が、困難に対する支援を受けられることができる環境づくり</p>	<p>3-4 子どもの貧困の解消に向けた対策</p>	168	乳幼児栄養食品支給
		169	フードドライブの推進
		170	自立相談支援事業
		171	勤労者融資事業
		172	多重債務者包括的支援プログラム
		173	消費者救済資金貸付
		174	国民健康保険一部負担金助成事業
		175	就学援助事業
		176	学習支援事業
		177	就学相談支援事業
		178	子ども未来基金事業 [学習支援]
		179	児童扶養手当支給事業
		180	ひとり親家庭等日常生活支援事業
		181	母子父子寡婦福祉資金貸付事業
		182	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
		183	母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給事業
		184	母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給事業
185	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業		
186	母子・父子自立支援プログラム策定事業		

基本目標	基本施策	No.	取組・事業
4 地域全体で子育てへの不安や負担を軽減するための環境づくり	4-1 子育ての不安を軽減するための支援の充実	187	子育てに関する相談支援体制の整備
		1	(再掲)母子健康手帳交付・妊婦相談事業
		2	(再掲)乳児家庭全戸訪問事業
		5	(再掲)子育て相談
		4	(再掲)妊婦等包括相談支援事業
		6	(再掲)性と健康の相談事業(ママの安心テレホン)
		7	(再掲)妊婦健康診査事業
		9	(再掲)産婦健康診査事業
		11	(再掲)乳幼児健康診査事業
		188	仕事と子育ての両立・子育ての疲労感の軽減のための支援
		45	(再掲)延長保育事業
		48	(再掲)幼稚園型一時預かり事業
		46	(再掲)休日保育事業
		47	(再掲)病児保育事業
		51	(再掲)ファミリー・サポート・センター事業
		52	(再掲)一時預かり事業
		53	(再掲)子育て短期支援事業
		54	(再掲)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)
		160	(再掲)日中一時支援事業
		12	(再掲)産後ケア事業
		101	(再掲)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)
		102	(再掲)児童館管理運営事業
		105	(再掲)こども食堂支援事業
		67	(再掲)ワーク・ライフ・バランスの推進
		13	(再掲)パパママ教室
		189	障がい児・医療的ケア児等の子育てに関する不安の軽減
		149	(再掲)乳幼児総合診査事業(もりっこ健診)
		150	(再掲)親子通園事業
		151	(再掲)障がい児個別支援ファイルの活用
		152	(再掲)発達支援保育事業
		153	(再掲)特別支援教育
		165	(再掲)医療的ケア児等コーディネーター等配置事業
166	(再掲)医療的ケア児保育支援事業		
167	(再掲)学校における医療的ケア体制の整備		

基本目標	基本施策	No.	取組・事業
4 地域全体で子育てへの不安や負担を軽減するための環境づくり	4-2 子育てのための経済的支援の充実	190	母子の健康の保持・増進を図るための経済的支援
		7	(再掲)妊婦健康診査事業
		8	(再掲)母子歯科保健事業
		9	(再掲)産婦健康診査事業
		10	(再掲)新生児聴覚検査
		168	(再掲)乳幼児栄養食品支給
		169	(再掲)フードドライブの推進
		105	(再掲)こども食堂支援事業
		191	こどもを生み育てる環境を充実させるための経済的支援
		3	(再掲)妊婦のための支援給付
		29	(再掲)不妊に悩む方への特定治療支援事業
		55	(再掲)保育料の軽減等
		56	(再掲)実費徴収に係る補足給付を行う事業
		57	(再掲)放課後児童クラブ利用給付金事業
		58	(再掲)児童手当支給事業
		59	(再掲)子育て応援在宅育児支援金支給事業
		192	医療費の負担を軽減するための経済的支援
		18	(再掲)予防接種事業
		19	(再掲)幼児等インフルエンザ予防接種補助事業
		21	(再掲)乳幼児医療費給付事業
		22	(再掲)小学生医療費給付事業
		23	(再掲)中学生医療費給付事業
		24	(再掲)高校生等医療費給付事業
		20	(再掲)妊産婦医療費給付事業
		25	(再掲)ひとり親家庭等医療費給付事業
		26	(再掲)未熟児養育医療給付事業
		27	(再掲)小児慢性特定疾病対策事業
		193	障がいのあるこども・若者が必要な医療・介護等を受けるための経済的支援
		155	(再掲)重度心身障がい者医療費給付事業
		156	(再掲)中度身体障がい者医療費給付事業
		157	(再掲)介護給付等給付事業
		158	(再掲)訓練等給付事業
		159	(再掲)障がい児通所給付費等給付事業
		161	(再掲)補装具・日常生活用具給付等事業
162	(再掲)難聴児補聴器購入費助成事業		
163	(再掲)特別障害者手当等給付事業(障害児福祉手当の給付)		
164	(再掲)特別児童扶養手当支給事業		
28	(再掲)育成医療費給付事業		

基本目標	基本施策	No.	取組・事業
4 地域全体で子育てへの不安や負担を軽減するための環境づくり	4-2 子育てのための経済的支援の充実	194	貧困の状態にある家庭に向けた経済的支援
		169	(再掲)勤労者融資事業
		171	(再掲)消費者救済資金貸付
		172	(再掲)国民健康保険一部負担金助成事業
		173	(再掲)就学援助事業
		174	(再掲)学習支援事業
		175	(再掲)就学相談支援事業
		177	(再掲)児童扶養手当支給事業
		179	(再掲)母子父子寡婦福祉資金貸付事業
		180	(再掲)高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
	4-3 地域ぐるみで取り組む子育て支援の推進	195	地域の様々な主体による子育て応援の活性化のための取組
		80	(再掲)こどもまんなか応援サポーター事業
		61	(再掲)子ども未来基金事業
		62	(再掲)こども・子育て情報発信事業
		196	地域の様々な主体によるこども・若者の育成支援
		51	(再掲)ファミリー・サポート・センター事業
		64	(再掲)子育て支援員研修事業
		103	(再掲)母親クラブ活動育成事業
		108	(再掲)食生活改善推進員地区活動事業
		120	(再掲)少年指導員事業
		116	(再掲)部活動の地域移行事業
		197	地域の様々な主体によるこども・若者の見守り体制の充実
		65	(再掲)児童委員活動事業
		70	(再掲)見守り協定
		105	(再掲)こども食堂支援事業
		104	(再掲)放課後子ども教室推進事業
		73	(再掲)交通安全教室開催事業
		74	(再掲)交通指導員活動事業
		198	地域の様々な主体による子育ての支援体制の充実
		16	(再掲)小児救急輪番制病院事業
		17	(再掲)在宅当番医制事業
		163	(再掲)医療的ケア児等コーディネーター等配置事業
		66	(再掲)赤ちゃんの駅設置事業
		67	(再掲)ワーク・ライフ・バランスの推進
		167	(再掲)フードドライブの推進
		169	勤労者融資事業

基本目標	基本施策	No.	取組・事業
5 全ての子ども・若者の権利が大切にされ、 幸福な生活を送ることができる環境づくり	5-1 子ども・若者の権利の理解と尊重の促進	199	子ども・若者の権利についての大人の理解と尊重の促進
		80	(再掲)子どもまんなか応援サポーター事業
		88	(再掲)教育関係者向け男女共同参画推進研修
		89	(再掲)進路選択のための保護者等向け事業への取組
		92	(再掲)市職員・教育関係者・事業者等に向けた研修
		200	子ども・若者の権利についての子ども・若者の理解と尊重の促進
		95	(再掲)道徳教育の推進
		87	(再掲)児童生徒向け男女共同参画出前講座
		90	(再掲)男女共同参画意識を形成するための教育・学習の推進
		91	(再掲)性の多様性の理解に向けた啓発・講座等
	5-2 子ども・若者の意見表明の機会づくり	201	まちづくりへの子ども・若者の参加の促進
		79	(再掲)子ども未来基金事業【子どもみらいファンド】
		107	(再掲)子ども未来基金事業【居場所づくり】
		106	(再掲)新たな子どもの居場所づくり
		80	(再掲)子どもまんなか応援サポーター事業
		202	地域における活動への子ども・若者の参加の促進
		94	(再掲)教育振興運動
		102	(再掲)児童館管理運営事業
		105	(再掲)子ども食堂支援事業
		120	(再掲)少年指導員事業
	123	(再掲)二十歳のつどい	
	5-3 権利侵害の防止と侵害からの救済	203	権利侵害に関する相談・支援と救済のための体制の構築
		133	(再掲)子ども相談事業
		134	(再掲)青少年女性相談支援事業（青少年相談支援分）
		136	(再掲)女性相談支援員活動
		137	(再掲)障がい児相談支援事業
		141	(再掲)精神保健福祉相談
		132	(再掲)重層的支援体制整備事業
		140	(再掲)ゲートキーパー・心のサポーター養成研修会
		70	(再掲)見守り協定
65	(再掲)児童委員活動事業		

基本目標	基本施策	No.	取組・事業
5 すべての子ども・若者の権利が大切にされ、 幸福な生活を送ることができる環境づくり	5-3 権利侵害の防止と侵害からの救済	204	権利侵害の防止のための体制の構築
		95	(再掲)道徳教育の推進
		96	(再掲)いじめ問題対策
		97	(再掲)不登校対策推進事業
		142	(再掲)妊娠SOS相談
		143	(再掲)児童養育支援活動事業(児童虐待防止ネットワーク)
		144	(再掲)利用者支援事業(こども家庭センター型)
		145	(再掲)養育支援訪問事業
		146	(再掲)子育て世帯訪問支援事業
		1	(再掲)母子健康手帳交付・妊婦相談事業
		7	(再掲)妊婦健康診査事業
		4	(再掲)妊婦等包括相談支援事業
		9	(再掲)産婦健康診査事業
		11	(再掲)乳幼児健康診査事業
		2	(再掲)乳児家庭全戸訪問事業
		5	(再掲)子育て相談
		6	(再掲)性と健康の相談事業(ママの安心テレホン)

基本目標 1

全てのこども・若者が健やかに成長し、
安心して子育てができる環境づくり

- 基本施策 1-1 切れ目のない母子保健の充実
- 基本施策 1-2 こども・若者のための医療体制の確保
- 基本施策 1-3 幼児教育・保育の充実と質の向上
- 基本施策 1-4 子育てを応援するための支援の充実
- 基本施策 1-5 安全・安心な地域環境の整備

基本施策1-1 切れ目のない母子保健の充実

■ 現状と課題

核家族化の進展や、世帯全体におけるひとり親家庭の割合の増加、地域のつながりの希薄化によって、子育てについて相談する相手が身近にいないケースが増えており、本市が行った二一歳調査結果においても、「気軽に相談できる人がいない・相談できる場所がない」と回答した乳幼児期のこどもの保護者の割合は11.13%（平成30年度（2018年度）に実施した前回調査の結果では、6.35%）となりました。

このことから、子育てにおける不安や負担を抱え込んで母親が孤立しないようにするため、妊娠期から出産、子育て期までにわたる切れ目のない支援を行う必要があります。

■ 施策の方向性

妊娠期から出産、子育て期までにおける母親と、出生から乳幼児期までにおけるこどもを対象とする健康診査や、保健指導の充実を進めるとともに、一貫して身近で相談に応じる体制の確立を図り、妊産婦の健康確保と、こどもが健やかに育つ環境の整備を推進します。

表 39 切れ目のない母子保健の充実のための事業

相談支援体制の充実	母子の健康を保持・増進するための取組
<ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳交付・妊婦相談事業 ・乳児家庭全戸訪問事業 ・妊婦のための支援給付 ・妊婦等包括相談支援事業 ・子育て相談 ・性と健康の相談事業（ママの安心テレホン） 	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦健康診査事業 ・母子歯科保健事業 ・産婦健康診査 ・新生児聴覚検査 ・乳幼児健康診査事業 ・産後ケア事業 ・パパママ教室 ・離乳食教室

■ 目標指標

指 標	R 5 現状値	R 11 目標値
妊婦健康診査受診率	98.9%	98.9%
【出典】盛岡市母子健康課による集計		
3歳児健康診査受診率	100%	100%
【出典】盛岡市母子健康課による集計		

■ 取組・事業

001	母子健康手帳交付・妊婦相談事業							
目的	母子の健康の保持と増進、出産・子育てに関する不安の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	こども家庭センター等の窓口で、母子健康手帳と妊婦一般健康診査受診票等を交付します。また、交付の際に、妊娠中の健康管理について、保健師等による相談や支援を行います。							

002	乳児家庭全戸訪問事業						地域子ども・子育て支援事業	
目的	こどもの健康の保持と増進、子育てに関する不安の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、妊娠経過、分娩状況、出生時の状況、母子の現在の状況、育児環境、新生児聴覚検査結果、母親の産後のうつ傾向等の状況を確認するとともに、必要に応じた情報提供や支援を行います。							

003	妊婦のための支援給付							
目的	こどもを生き育てる環境の充実、出産・子育てに関する経済的負担の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	妊娠期の負担を軽減するため、妊婦であることの認定の際と、妊娠しているこどもの人数の届出の際に支援金の給付を行うとともに、妊婦等包括相談支援事業と組み合わせで総合的な支援を効果的に行います。							

004	妊婦等包括相談支援事業							
目的	母子の健康の保持と増進、出産・子育てに関する不安の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	出産や育児などの見通しを立てるための面談やその後の継続的な情報発信等を実施し、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を実施し、妊娠期から子育てまで、一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぎます。							

005	子育て相談							
目的	こどもの健康の保持と増進、子育てに関する不安の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	身体計測や、育児相談、心身の発育・発達相談、栄養相談、歯科相談などの保健師・栄養士等による保健指導や個別相談を、市保健所、玉山総合福祉センター等で毎月開催します。							

006	性と健康の相談事業（ママの安心テレホン）							
目的	出産・子育てに関する不安の軽減、こどもの心身の健全な育成							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	妊娠・出産・育児及び性や生殖に関する悩みや健康に対する不安を持つ方が、助産師や保健師に気軽に相談できる専用電話を設置します。							

007	妊婦健康診査事業							地域子ども・子育て支援事業
目的	母子の健康の保持と増進、出産・子育てに関する経済的負担の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	妊娠中における母子の健康状態を定期的に確認することにより、出産におけるリスクを軽減するため、市内の産科医療機関等において受診した妊婦健診14回分と子宮がん健診1回分について助成を行います。							

008	母子歯科保健事業							
目的	母子の健康の保持と増進、出産・子育てに関する経済的負担の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	妊娠中や出産後における母親の健康状態の保持と、乳歯等の健全な育成や機能の維持向上による乳幼児の健やかな成長と発達を図るために、妊婦と産後1年以内の女性を対象とする妊産婦歯科健診と幼児歯科健診を行います。							

009	産婦健康診査事業							
目的	母親の健康の保持と増進、出産・子育てに関する経済的負担の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	産後うつ予防や新生児への虐待予防等のほか、支援が必要な産婦の把握を図るために、産後の2週間後と1か月後における産婦健康診査2回分の費用を助成します。							

010	新生児聴覚検査							
目的	こどもの健康の保持と増進、子育てに関する経済的負担の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	新生児期（生後1か月未満）における聴覚検査の実施により、早期に難聴が発見され、適切な支援を受けることによって、音声言語の発達への影響が最小限に抑えられるようにするため、医療機関で受けた聴覚検査の費用を助成します。							

011	乳幼児健康診査事業							
目的	こどもの健康の保持と増進、子育てに関する不安の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	<p>1歳6か月児、3歳児を対象とする集団健診と、1～2か月児、3～4か月児、6～7か月児、9～10か月児、1歳児、1歳6か月児、2歳児、3歳児を対象とする医療機関での個別健診（1歳6か月児と3歳児は二次健診）を行い、こどもの疾病や、発育発達・育児環境上の問題の早期発見につなげます。</p> <p>また、健康診査の結果、発育発達において要支援となったこどもとその保護者を対象に、精神発達専門員による個別相談（ちびっこ相談）を実施します。</p>							

012	産後ケア事業				地域子ども・子育て支援事業			
目的	母子の健康の保持と増進							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	出産後1年以内の母子であって、産後ケアを必要とする者に対し、助産師が医療機関や自宅において、保健指導、授乳指導、心理的ケアや育児に関する指導や支援を行います。							

013	パパママ教室							
目的	子育てに関する不安・身体的負担の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	育児を協力して行おうという意識付けの機会を提供するために、初めて妊娠・子育てをする保護者に対し、赤ちゃんとの生活についての講話のほか、妊婦体験ジャケットや赤ちゃん人形を使用した体験を提供します。							

014	離乳食教室							
目的	こどもの健康の保持と増進、子育てに関する不安の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	将来の正しい食習慣の基礎をつくる時期における支援を行うことにより、健全な食生活が図られるように、概ね生後4か月の乳児を持ち、初めて子育てをする保護者に対し、離乳食についての講話や離乳食の試食のほか、遊びの紹介などを行います。							

基本施策1-2 こども・若者のための医療体制の確保

■ 現状と課題

子どもの権利条約の4つの原則の1つである「生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）」において、こどもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長することができるように、医療等の支援を受けることが保障されています。

本市が実施した「ひとり親世帯の子どもの生活実態アンケート調査」において、「過去1年間に、医療機関でこどもを受診させた方が良かったが、実際には受診させなかったこと」があった方のうち約4分の1の方から、「保険証は持っていたが、医療費を支払うことが難しかったため」という理由が挙げられました。

このことから、医療をいつでも受けられるように、こども・若者に対する支援を行うことや、支援があること自体を知ってもらうことが必要となっています。また、未熟児や小児慢性特定疾病に罹患したこどもなど、支援を必要とするこども・若者が医療を受け、健全な育成が図られるようにすることが求められています。

■ 施策の方向性

夜間や休日などにおける初期救急を確保するための体制を整えるとともに、医療費の負担を軽減するための支援を行うことにより、医療が必要なこども・若者の治療の機会を確保し、安心してこどもを生み、健やかに育てることができる環境づくりを進めます。

表 40 こども・若者のための医療体制の確保のための事業

医療・予防体制の確保	医療費の負担を軽減するための支援	
<ul style="list-style-type: none"> ・夜間急患診療所管理運営事業 ・小児救急輪番制病院事業 ・在宅当番医制事業 ・予防接種事業 ・幼児等インフルエンザ予防接種補助事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦医療費給付事業 ・乳幼児医療費給付事業 ・小学生医療費給付事業 ・中学生医療費給付事業 ・高校生等医療費給付事業 ・ひとり親家庭等医療費給付事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・未熟児養育医療給付事業 ・小児慢性特定疾病対策事業 ・育成医療費給付事業 ・不妊に悩む方への特定治療支援事業

■ 目標指標

指 標	R5現状値	R11目標値
医療費助成の1人当たりの給付金額	29,235円	29,235円
【出典】盛岡市医療助成年金課による集計		

■ 取組・事業

015	夜間急患診療所管理運営事業							
目的	こどもの健康の保持と増進、子育てに関する不安の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	夜間における初期救急を確保するため、軽い症状の救急患者に対し、年中無休で応急的な診療にあたります。							

016	小児救急輪番制病院事業							
目的	こどもの健康の保持と増進、子育てに関する不安の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	休日や夜間における小児重症患者の救急医療を確保するため、小児救急病院が輪番制により診療にあたります。							

017	在宅当番医制事業							
目的	こどもの健康の保持と増進、子育てに関する不安の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	休日の日中における初期救急を確保するため、軽症の救急患者に対して、参加当番医療機関が診療にあたります。							

018	予防接種事業							
目的	こどもの健康の保持と増進、子育てに関する経済的負担の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	予防接種法に基づき、全額公費負担により、乳幼児・児童・生徒等の疾病予防を目的として各種定期接種を実施します。							

019	幼児等インフルエンザ予防接種補助事業							
目的	こどもの健康の保持と増進、子育てに関する経済的負担の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	生後6カ月から中学生までのこどもを対象として、インフルエンザ予防接種の接種費用を助成します。							

020	妊産婦医療費給付事業							
目的	母子の健康の保持と増進、出産・子育てに関する経済的負担の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	妊産婦が受診した医療について、医療費の一部を給付し、適正な医療の確保を図ります。							

021	乳幼児医療費給付事業							
目的	こどもの健康の保持と増進、子育てに関する経済的負担の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	乳幼児が受診した医療について、医療費の一部を給付し、適正な医療の確保を図ります。							

022	小学生医療費給付事業							
目的	こどもの健康の保持と増進、子育てに関する経済的負担の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	小学生が受診した医療について、医療費の一部を給付し、適正な医療の確保を図ります。							

023	中学生医療費給付事業							
目的	こども・若者の健康の保持と増進、子育てに関する経済的負担の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	中学生が受診した医療について、医療費の一部を給付し、適正な医療の確保を図ります。							

024	高校生医療費給付事業							
目的	こども・若者の健康の保持と増進、子育てに関する経済的負担の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	高校生相当年齢のこども・若者が受診した医療について、医療費の一部を給付し、適正な医療の確保を図ります。							

025	ひとり親家庭等医療費給付事業							
目的	母子の健康の保持と増進、子育てに関する経済的負担の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	ひとり親家庭等の親子等が受診した医療について、医療費の一部を給付し、適正な医療の確保を図ります。							

026	未熟児養育医療給付事業							
目的	こどもの健康の保持と増進、経済的負担の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	未熟児が生後速やかに養育に必要な医療を受けることができるようにするため、出生体重が2,000グラム以下または医師が治療の必要を認めた未熟児が、指定医療機関に入院する際の医療費に対する給付を行います。							

027	小児慢性特定疾病対策事業							
目的	こどもの健康の保持と増進、経済的負担の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	小児がんなどの国が定める小児慢性特定疾病（児童期に発症し、生命を長期に脅かし慢性に経過する疾病で、症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させるとともに、長期にわたって高額な医療費の負担が続くもの）に罹患した18歳未満（引き続き治療が必要と認められた場合は、20歳未満）のこども・若者を対象に、治療のための医療費の助成や日常生活用具の給付、相談支援を行います。							

028	育成医療費給付事業							
目的	こどもの健康の保持と増進、経済的負担の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	身体上の障がいや有するこども・若者又は現存する障がいを放置すると将来障がいを残すと認められるこども・若者が、生活能力を得るために指定医療機関で治療する際に要する費用に対する給付を行います。							

029	不妊に悩む方への特定治療支援事業							
目的	こどもを生き育てる環境の充実、出産に関する経済的負担の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	<p>特定不妊治療及び男性不妊治療に係る交通費の一部助成や先進医療に位置づけられる不育症検査の費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図ります。また、岩手・盛岡不妊専門相談センターを岩手県と共同設置し、不妊症・不育症に関する専門的相談体制を整備します。</p>							

基本施策1-3 幼児教育・保育の充実と質の向上

■ 現状と課題

これまで本市が推進してきた計画において、待機児童の対策を重点的に行い、保育定員の増加を図ったことは、待機児童の解消につながっています。一方で、少子化の進展とともに、各保育施設の定員の充足率が低下しつつあり、これまでとは異なる状況を迎えています。

このことから、認可保育所や認定こども園、幼稚園などの教育・保育の提供体制における量と質の確保に引き続き努めるとともに、それぞれの子どもにとって安全で安心して過ごすことができる場所で、成長に応じた適切な教育・保育が行われるように、各施設との連携を密にし、安定的な運営に向けた財政支援などを継続していく必要があります。

■ 施策の方向性

全てのこどもの健やかな育ちを保障していくため、発達段階に応じた質の高い教育・保育と子育て支援を提供することができるように、職員の専門性の向上を図りながら、保育士を確保するための経済的支援や、潜在保育士の就労支援の取組を継続します。

また、各家庭の状況に応じた子育て支援のための取組を行うとともに、こどもの発達や学びの連続性を確保する観点から、幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な接続を図ります。

表 41 幼児教育・保育の充実と質の向上のための事業

教育・保育施設の充実	保育士の職場環境の改善・専門性の向上	各家庭の状況に応じた教育・保育のための取組
<ul style="list-style-type: none"> ・保育所管理運営事業 ・保育所民営化事業 ・私立児童福祉施設整備助成事業 ・児童福祉施設の設置認可 ・私立児童福祉施設運営費助成事業 ・私立児童福祉施設等運営事業 ・認定こども園等運営費給付事業 ・保育所定員弾力化推進事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士奨学金返還支援給付金事業 ・保育士宿舍借上げ支援事業 ・若手保育士等処遇改善事業 ・産休等代替職員費助成事業 ・保育士資格取得支援事業 ・保育事業者等巡回支援事業 ・各種研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・延長保育事業 ・休日保育事業 ・病児保育事業 ・幼稚園型一時預かり事業 ・幼児期の教育・保育と小学校教育との連携と接続

■ 目標指標

指 標	R5現状値	R11目標値
1月1日時点における待機児童数	0人	0人
【出典】盛岡市子育てあんしん課による集計		

■ 取組・事業

030	保育所管理運営事業							
目的	こどもの心身の健全な育成、子育てに関する不安・身体的負担の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
方針	<p>公立保育所において提供する保育を通じて、こどもの発達を支援するとともに、保護者の子育てに関する相談支援のほか、安心・安全に過ごせる居場所を提供し、園開放や園庭開放の実施、学生等への保育体験など、地域の子育て支援の中心となる役割を果たします。</p>							

031	保育所民営化事業							
目的	こどもの保育環境の充実							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	<p>行財政運営の見直しとともに、多様化する保育ニーズに対応するため、公立保育所の管理運営業務の民営化を行います。</p>							

032	私立児童福祉施設整備助成事業							
目的	こどもの保育環境の充実							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	<p>保育環境の改善のため、老朽化した保育所等の建替えや、認定こども園への移行など、国・県からの交付金等が活用可能な施設整備に対する助成を行います。</p>							

033	児童福祉施設等の設置認可							
目的	こどもの保育環境の充実							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	<p>関係する法律の規定と市が条例で定める基準に基づき、保育所や認定こども園、地域型保育等事業の設置認可、認可外保育施設の届出に関する事務を行うほか、運営等についての相談に対する助言・指導を行います。</p>							

034	私立児童福祉施設運営費助成事業							
目的	こどもの保育環境の充実							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	各施設における健全かつ円滑な運営の確保や、多様な保育需要への対応を図るため、私立の保育所・認定こども園（保育部分）・地域型保育事業施設における適正な保育サービスの提供のために必要な運営費の補助を行います。							

035	私立児童福祉施設等運営事業							
目的	こどもの保育環境の充実							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	保育の実施義務を担う主体が市町村であることに基づく措置として、私立保育所に対し、児童数に応じた委託費を負担します。							

036	認定こども園等運営費給付事業							
目的	こどもの保育環境の充実							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	認定こども園・新制度移行幼稚園・地域型保育事業施設に対し、児童数に応じた施設型給付費・地域型保育給付費を負担します。							

037	保育所等定員弾力化推進事業							
目的	こどもの保育環境の充実、保育士の職場環境の改善							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	施設の基準を満たす範囲内で、定員を超えて児童を受け入れる定員弾力化を実施するために必要な経費に対し、定員充足率に応じて補助金を支出します。							

038	保育士奨学金返還支援給付金事業							
目的	こどもの保育環境の充実、保育士の職場環境の改善							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	保育士の資格を取得するに当たり、奨学金を受給し現在返還を行っている保育士のうち、特に経済的負担が大きいと見込まれる若手保育士を対象に返還費用の一部を補助します。							

039	保育士宿舍借上げ支援事業							
目的	こどもの保育環境の充実、保育士の職場環境の改善							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	私立保育所等の事業者が、当該事業所において雇用する保育士のためにアパート等を借り上げる費用の一部を補助します。							

040	若手保育士等処遇改善事業							
目的	こどもの保育環境の充実、保育士の職場環境の改善							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	処遇改善加算の対象とならない経験年数3年未満の保育士を対象に、処遇改善を行う費用の一部を補助します。							

041	産休等代替職員費助成事業							
目的	こどもの保育環境の充実、保育士の職場環境の改善							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	私立保育所、児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設等の職員の健康保持、雇用の安定を図るとともに、良好な保育体制の維持及び運営の負担軽減を図るため、各施設の産休・病休代替職員の雇用に要する費用に対する助成を行います。							

042	保育士資格取得支援事業							
目的	こどもの保育環境の充実、保育士の職場環境の改善・専門性の向上							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	幼稚園教諭免許状を有する者が、指定養成施設において保育士資格を取得するために要した受講料等の経費の一部を補助します。							

043	保育事業者等巡回支援事業							
目的	こどもの保育環境の充実、保育士の職場環境の改善・専門性の向上							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	保育の質を高めるために、公立保育所での園長経験のある保育相談員等が、保育の計画等についての指導や助言を、各施設への巡回により行います。							

044	各種研修の実施							
目的	こどもの保育環境の充実、保育士の職場環境の改善・専門性の向上							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	幼稚園教諭と保育士の合同研修など、関係機関と協力しながら各種研修を実施し、職員の専門性の向上を通じて、教育・保育の質の向上を図ります。							

045	延長保育事業	地域子ども・子育て支援事業						
目的	こどもの保育環境の充実、子育てに関する身体的負担の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	保護者の勤務時間や通勤時間等の事情に対応するため、保育所、認定こども園、小規模保育事業施設等において、保育標準時間（主に午前7時から午後6時まで）以外における保育を必要とするこどもの保育を行います。							

046	休日保育事業	地域子ども・子育て支援事業						
目的	こどもの保育環境の充実、子育てに関する身体的負担の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	休日（日曜日、祝日、年末年始）における保護者の就労等により保育を必要とするこどもの保育を行います。							

047	病児保育事業	地域子ども・子育て支援事業						
目的	こどもの保育環境の充実、子育てに関する身体的負担の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	<p>病気や病後のこどもを保護者が家庭で保育できない場合に、病院に付設された専用スペースなどにおいて、看護師等が一時的に保育を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> 病児保育・病後児保育 病気回復期及び病気の回復期に至らない、保育を必要とするこども（小学校に就学しているこどもまでが対象）の一時的な預かり保育を行います。 体調不良児対応型 保育所に通所しているこどもが保育中に体調不良となった場合に、保護者が迎えに来るまでの間、保育所において緊急的な対応及び保健的な対応を図りながら、保育を行います。 							

048	幼稚園型一時預かり事業							地域子ども・子育て支援事業
目的	こどもの教育・保育環境の充実、子育てに関する身体的負担の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	幼稚園において、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、入園しているこどものうち、希望する保護者のこどもを対象に保育を行います。							

049	幼児期の教育・保育と小学校教育との連携と接続							
目的	こどもの教育・保育環境の充実、子育てに関する不安の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	こどもの生活や発達の一貫性を踏まえて、小学校との円滑な連携・接続を図り、一貫性のある教育・保育を提供するため、認定こども園や幼稚園、保育所のこどもと小学校の児童との交流を進めるとともに、こどもの実態や指導方法等について情報共有や相互理解を深める交流研修会の開催などの支援に取り組みます。							

基本施策1-4 子育てを応援するための支援の充実

■ 現状と課題

子育てを取り巻く社会環境は、少子化や共働き世帯の増加、女性の社会進出によって変化し続けており、それに伴って、支援のニーズも高まっている状況にあります。本市が実施した二一歳調査結果においても、フルタイム就労する女性の割合や、フルタイム就労を希望する女性の割合が、5年前の調査結果に比べて共に増加しています。

また、同調査における子育てや教育に関する情報の入手方法の結果では、本市の公式LINEが11.71%、母子健康アプリ（母子モ）が4.85%と、スマートフォンの普及状況に対して低い水準となっていることから、子育て支援に関する情報を必要とする世帯に対して効果的な周知を行うことができるように、活用を図ることが必要となっています。

■ 施策の方向性

こどもの一時的な預かりや相談などの子育て支援を必要とする際に、どの子育て世帯も身近な地域で利用することができるように、子育て支援の提供体制の整備と、子育てを応援する主体や情報提供の充実を図ります。

表 42 子育てを応援するための支援の充実

子育て支援の充実	子育てを応援する主体や情報提供の充実
<ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援センター事業 ・ファミリー・サポート・センター事業 ・一時預かり事業 ・子育て短期支援事業 ・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） ・保育料の軽減等 ・実費徴収に係る補足給付を行う事業 ・放課後児童クラブ利用給付金事業 ・児童手当支給事業 ・子育て応援在宅育児支援金支給事業 ・こどもの遊び場の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども未来基金事業〔子育て支援〕 ・こども・子育て情報発信事業 ・家庭教育支援事業 ・子育て支援員研修事業 ・児童委員活動事業 ・赤ちゃんの駅設置事業 ・ワーク・ライフ・バランスの推進 ・少子化対策事業

■ 目標指標

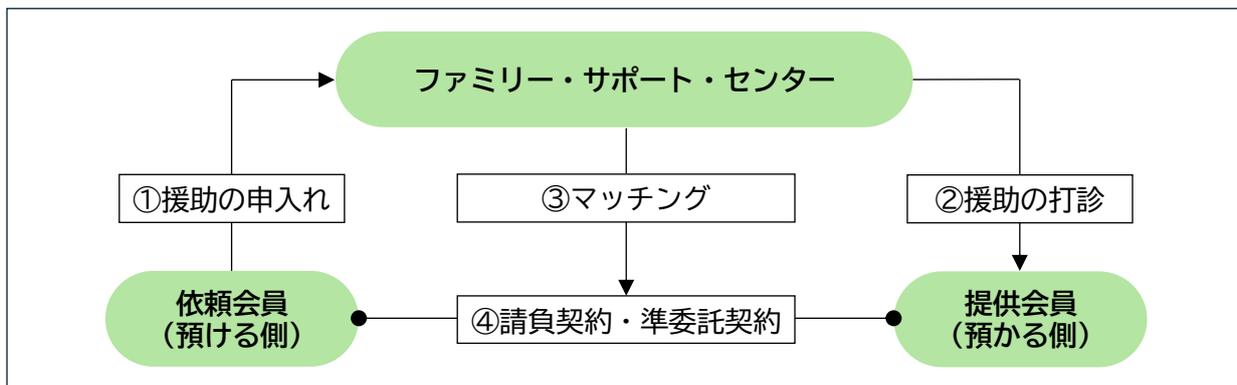
指 標	R5 現状値	R11 目標値
市公式LINEのこども・子育て情報メニュー登録率 （18歳以下のこどもが属する世帯数に対するこども・子育て情報メニューの登録者数）	9.28%	60%
【出典】盛岡市子ども青少年課による集計		

■ 取組・事業

050	地域子育て支援センター事業	地域子ども・子育て支援事業
目的	こどもの保育環境の充実、子育てに関する不安の軽減	
対象	妊娠期	出産・産後期
	子育て期	乳幼児期
	学童期	思春期
	青年期	ポスト青年期
概要	こどもの健やかな育ちを支援するため、0～2歳児のこどもがいる家庭を中心に、子育て世代の親子が交流できる場の提供や、子育てに関する不安なことや困りごとを身近に相談することができるよう、育児のノウハウを蓄積している保育所等を拠点として、関係機関と連携しながら、地域における総合的な子育て支援体制の充実に努めます。	

051	ファミリー・サポート・センター事業	地域子ども・子育て支援事業
目的	こどもの保育環境の充実、子育てに関する身体的負担の軽減、地域における様々な主体による支援	
対象	妊娠期	出産・産後期
	子育て期	乳幼児期
	学童期	思春期
	青年期	ポスト青年期
概要	こどもの預かり等の援助を受けたい人（依頼会員）と援助を行いたい人（提供会員）との相互援助活動に関する連絡や調整を行うことで、病児・病後児の預かりや、早朝・夜間等の緊急時の預かりなどの多様なニーズに対応します。	

図 74 ファミリー・サポート・センター事業のイメージ



052	一時預かり事業	地域子ども・子育て支援事業
目的	こどもの保育環境の充実、子育てに関する身体的負担の軽減	
対象	妊娠期	出産・産後期
	子育て期	乳幼児期
	学童期	思春期
	青年期	ポスト青年期
概要	こどもが保育所等に入所していない家庭において、こどもの保育が一時的に困難になる場合や、保護者の疾病等により緊急にこどもの保育を必要とする場合などに、こどもを一時的に保育所等で保育します。	

053	子育て短期支援事業							地域子ども・子育て支援事業
目的	こどもの心身の健全な育成、子育てに関する身体的負担の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	<p>保護者の疾病や仕事等での不在により、家庭においてこどもを養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等でこどもを一時的に養育します。原則として7日間を上限とする短期入所生活援助（ショートステイ）と、保護者が仕事その他の理由により不在となる期間又は緊急の必要がなくなるまでの期間における夜間養護（トワイライトステイ）を行います。</p>							

054	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）							地域子ども・子育て支援事業
目的	こどもの心身の健全な育成、子育てに関する身体的負担の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	<p>0歳6か月から満3歳未満までのこどもを対象に、保護者の就労要件を問わず、月ごとに一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位で柔軟に保育を利用することができる「こども誰でも通園制度」による保育を実施します。</p>							

055	保育料の軽減等							
目的	こどもを生き育てる環境の充実、子育てに関する経済的負担の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	<p>幼児教育・保育の無償化の対象とならない3歳未満の子どもの保育料や、実費徴収となった3歳以上の子どもの副食費について、経済的負担を軽減します。また、所得減少等により保育料が納付困難となった場合や、児童の疾病等の事情により欠席した場合等について、保育料を減免します。</p>							

056	実費徴収に係る補足給付を行う事業							地域子ども・子育て支援事業
目的	こどもを生き育てる環境の充実、子育てに関する経済的負担の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	<p>新制度に移行していない幼稚園に通うこどものうち、年収550万円未満相当世帯のこどもと、第3子以降のこどもの副食（おかず、おやつ等）の費用を助成します。</p>							

057	放課後児童クラブ利用給付金事業							
目的	こどもを生き育てる環境の充実、子育てに関する経済的負担の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	放課後児童クラブをきょうだいで利用する世帯や、経済的な理由により入所が困難な児童の保護者に対して、利用料等の一部を補助します。							

058	児童手当支給事業							
目的	こどもを生き育てる環境の充実、子育てに関する経済的負担の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、18歳に達する年度の年度末までの間にあるこどもの養育者に児童手当を支給します。							

059	子育て応援在宅育児支援金支給事業							
目的	こどもを生き育てる環境の充実、子育てに関する経済的負担の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、希望するこどもの数を実現できる環境を整備するため、生後8週間から満3歳未満までの第2子以降のこどもについて、保育所等を利用していない在宅で育児をする世帯に対して、支援金を給付します。							

060	こどもの遊び場の充実							
目的	こどもを生き育てる環境の充実							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	3歳以上の幼児や小学生以上のこどもが、天候や気温を気にせずに体を動かしたり、遊んだりすることができる屋内の施設などについて、既存の施設の活用や、民間事業者等との連携・協働による提供の方法を検討します。							

061	子ども未来基金事業【子育て支援】							
目的	子育てに関する不安の軽減、こどもを生み育てる環境の充実、地域における様々な主体による支援							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	本市の未来を担うこどもが、より健やかに成長することができる社会の実現に資するために設置した「子ども未来基金」を活用し、市民や民間団体などが主体的に取り組む子育て・子育て支援に関する事業に補助を行い、子育てを地域で支える機運の醸成を図ります。							

062	こども・子育て情報発信事業							
目的	子育てに関する不安の軽減、地域における様々な主体による支援							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	子育て世代が得られるこどもや子育て支援に関する情報の充実を図るために、子育て世代に親和性の高いスマートフォン等で利用可能な子育て応援アプリ「母子モ」の電子母子健康手帳による多様な機能の提供や、こどもの成長に合わせた地域の子育て情報の発信のほか、市の公式LINEアカウントにおける子育てに関するメニューからの情報発信により、地域における各種子育て支援の取組の活性化と利用促進を図ります。							

063	家庭教育支援事業							
目的	子育てに関する精神的負担の軽減、地域における様々な主体による支援							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	家庭教育情報通信「はぐ便り」の発行や、家庭教育に関する情報提供を行うとともに、地域を越えた人のつながりを形成するための支援を目的とする「はぐ講座」を実施します。							

064	子育て支援員研修事業							
目的	こどもの保育環境の充実、地域における様々な主体による支援							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	<p>小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等に従事可能となる「子育て支援員」の育成を図るため、岩手県との連携を図りながら、必要な研修の提供を推進します。</p>							

065	児童委員活動事業							
目的	こどもの心身の健全な育成、出産や子育てに関する不安の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	<p>児童委員が、市内各区域において、児童及び妊産婦の生活や取り巻く環境の状況把握、福祉保健サービスを適切に管理するために必要な情報の提供、その他援助及び指導を行います。また、主任児童委員が、児童福祉に係る機関と児童委員との連絡調整を行うとともに、児童委員活動に対する援助及び協力を行います。</p> <p>また、主任児童委員・児童委員が中心となり、主に在宅で子育てをしている親子を対象として、地域住民との交流の機会の提供や、子育てに関する悩みの相談など、地域における支え合い・助け合いを目的としたサロン活動を行います。</p>							

066	赤ちゃんの駅設置事業							
目的	子育てに関する身体的負担の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	<p>乳幼児を連れた保護者が安心して外出できる環境を整備するため、授乳やおむつ替えができるスペースを提供する公共施設や店舗等を「赤ちゃんの駅DAKKO」として指定し、普及を図ります。また、屋外でのイベント等の開催の際に、テント型の「移動式赤ちゃんの駅」の貸出しを行います。</p>							

067	ワーク・ライフ・バランスの推進							
目的	こどもを生き育てる環境の充実、地域における様々な主体による支援							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
関連	盛岡市男女共同参画推進計画							
概要	<p>事業所において、ワーク・ライフ・バランスの取組が実現するよう、必要性やメリットなどの啓発を行うとともに、職場風土づくり等、環境整備のための取組支援を行います。また、イクボスなど多様な人材を活かすマネジメントの実践を普及するため、経営者や管理職向けの講座や情報提供を行います。</p>							

068	少子化対策事業							
目的	こどもを生き育てる環境の充実、地域における様々な主体による支援							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	<p>結婚を望む人を支援するため、県や県内市町村等と連携して「いきいき岩手サポートセンター」の運営に参画するほか、子ども未来基金を活用した市民や民間団体等による結婚活動事業への支援により、少子化対策に取り組みます。</p>							

基本施策1-5 安全・安心な地域環境の整備

■ 現状と課題

これまでの計画を推進する中で、補導件数や子ども・若者に関する相談件数は減少傾向にあり、一定の改善が見られていますが、犯罪被害や災害、事故に遭い、身体的な痛みだけでなく、心の痛みに苦しむ子ども・若者が後を絶たず、また、その家族にもさまざまな影響をもたらしています。

このことを踏まえ、子ども・若者や子育て世代が安全・安心に生活を送ることができる地域環境の整備を推進する必要があります。

■ 施策の方向性

子ども・若者の生命を守り、犯罪被害や災害、事故からの安全を確保することによって、全ての子ども・若者が健やかに成長するための対策を推進します。

また、子ども・若者の非行防止や、非行・犯罪に及んだ子ども・若者とその家族への相談支援、自立支援を、学校や警察等の地域の関係機関・団体と連携しながら推進します。

表 43 安全・安心な地域環境の整備のための事業

非行・犯罪被害の防止・相談支援	少年センター活動事業 見守り協定
災害からの安全確保	防災教育の推進
交通安全対策	交通安全教育の推進 交通安全教室開催事業 交通指導員活動事業
公園等の安全確保	街路樹等維持管理事業 公園等維持管理総務事務
消費者安全確保	消費生活情報の発信 消費者安全確保等に係る立入検査

■ 目標指標

指 標	R5現状値	R11目標値
巡回活動への補導委員等の参加延べ人数	1,102人	1,102人
【出典】盛岡市少年センターによる集計		

■ 取組・事業

069	少年センター活動事業							
目的	こども・若者の心身の健全な育成、安全・安心な環境の充実、地域における様々な主体による支援							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	こどもの非行の防止や健全な育成のため、警察署や各学校、PTA連合会等との連携を図りながら、少年補導委員による街頭巡回活動や、環境点検活動、広報啓発活動等を行います。							

070	見守り協定							
目的	こども・若者の心身の健全な育成、安全・安心な環境の充実、地域における様々な主体による支援							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、電気、ガス、新聞販売店等の事業者と、「地域において支援を必要とする者の把握に関する協定（見守り協定）」を締結し、普段の業務の中で異変等を察知したときや、支援を必要とする者を把握したときに、支援につなげることができる体制を確保します。							

071	防災教育の推進							
目的	安全・安心な環境の充実							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
関連	盛岡市教育振興基本計画							
概要	東日本大震災の発災以降、岩手県内全ての小中学校で取り組む「いわての復興教育」を柱とし、授業等において地域の防災マップ作りや避難訓練に取り組むなど、様々な災害を想定したこどもの防災意識を高める防災教育を推進します。							

072	交通安全教育の推進							
目的	安全・安心な環境の充実							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
関連	盛岡市教育振興基本計画							
概要	<p>児童生徒の命を守るために、交通事故ゼロを目指し、日常の教育活動の中で継続的に交通安全に関する指導を行うとともに、関係機関と連携し、毎年実施している通学路の合同点検の結果等について協議する「盛岡市通学路交通安全推進会議」を通して、児童生徒の登下校の際の安全確保に努めます。</p> <p>また、児童生徒によるポスターコンクールへの応募やボランティア活動への参加を通じ、自他の安全な生活の実現や、安全で安心な社会づくりに主体的に貢献しようとする態度の育成に取り組みます。</p>							

073	交通安全教室開催事業							
目的	安全・安心な環境の充実、地域における様々な主体による支援							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	<p>こどもが身近な生活における交通安全のルールを理解し、進んでルールを守り、安全に行動できる習慣や態度を身につけることを目標として、幼稚園、保育園、小中学校等を対象とした交通安全教室を開催します。また、こどもの発達段階や特性に十分配慮し、園や学校などおよび保護者の協力のもとに、ミニ信号機などの教材を利用した分かりやすい実技指導に努めます。</p>							

074	交通指導員活動事業							
目的	安全・安心な環境の充実、地域における様々な主体による支援							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	<p>こどもの交通事故防止を目的として、通園・通学時や町内会・子ども会等の行事開催時、交通安全教室等において、交通指導員による交通安全指導を行います。</p>							

075	街路樹等維持管理事業							
目的	安全・安心な環境の充実							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	交通安全と事故防止のため、見通しが良くなるよう公園植栽や街路樹等の選定を継続して行い、こどもの安全の確保に取り組みます。							

076	公園等維持管理総務事務							
目的	安全・安心な環境の充実							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	公園施設の安全の確保のため、遊具の点検や更新を実施するほか、新たに整備する公園については、子育て世代にも利用しやすい魅力ある公園作りに取り組みます。							

077	消費生活情報の発信							
目的	安全・安心な環境の充実							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	製品事故や悪質商法、詐欺等による被害を防止するため、消費者として生活の中で注意すべき情報について、広報もりおか、ホームページへの掲載等により発信します。							

078	消費者安全確保等に係る立入検査							
目的	安全・安心な環境の充実							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	消費者の利益や安全を守り、不測の損失や危害発生の防止を図るため、国が定めた適正な品質表示や基準に適合した製品安全マークの表示がされていない商品の販売や陳列について、販売事業者への立入検査を行います。							

基本目標 2

全ての子ども・若者が活躍し、
希望を叶えていくことができる環境づくり

基本施策 2-1 子ども・若者の活躍の支援

基本施策 2-2 充実した学校教育の推進

基本施策 2-3 子ども・若者の居場所づくり

基本施策 2-4 子ども・若者の自己形成支援

基本施策 2-5 若者の就労支援

基本施策2-1 こども・若者の活躍の支援

■ 現状と課題

こども・若者が、性別等に関わらず活躍し、将来にわたって幸せな生活を送るためには、これまでの社会における固定的な意識にとらわれず、一人ひとりが異なる長所を伸ばし、自分の可能性を広げるための経験や体験の機会を得ることにより、社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、自分の住む地域の課題解決を主体的に担う力を身に付ける必要があります。

このことに関するこどもの意見として、自分たちが生き抜く力を得るためには、異文化や多様な価値観を知る機会、自分の生まれ育った盛岡をより広く、より深く知る機会、こども・若者だけの空間での遊びや学び、体験等を行う機会が必要であることが挙げられました。

また、こどもの個性・多様性が受け入れられるためには、親をはじめとする周りの大人から、個性や多様性に関するこどもの意見を受け入れられ、尊重してもらうことができる対話の機会が必要であるというこどもたちの意見があります。

■ 施策の方向性

こども・若者の異文化や多様な価値観への理解、外国語によるコミュニケーション能力を育成する教育や国際交流を推進するとともに、こども・若者が主体的に社会に関わる体験をすることができる機会を創出します。

また、心身の発達に応じた教育及び学習により、こども・若者が、男女平等の理念や性別等の多様性に関する理解を深めるとともに、こどもに身近な存在である教職員等をはじめとする様々な世代が、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みを持つことがないようにするための取組を推進します。

表 44 こども・若者の活躍の支援のための事業

こども・若者の活躍と、資質・能力の向上	個性や多様性が受け入れられる社会の形成
<ul style="list-style-type: none"> ・子ども未来基金事業[こどもみらいファンド] ・こどもまんなか応援サポーター事業 ・先人教育の推進 ・盛岡市・うるま市中学生交流事業 ・外国語指導助手（ALT）の派遣等 ・中学生による国際交流スピーチコンテスト ・中学生ビクトリア市研修 ・ビクトリア市中高生訪問団受入事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒向け男女共同参画出前講座 ・教育関係者向け男女共同参画推進研修 ・進路選択のための保護者等向け事業 ・男女共同参画意識を形成するための教育・学習の推進 ・性の多様性の理解に向けた啓発・講座等 ・市職員・教育関係者・事業者等に向けた研修

■ 目標指標

指 標	R5現状値	R11目標値
子ども未来基金への寄附件数	5件	30件
【出典】盛岡市子ども青少年課による集計		
こどもみらいファンドによる取組件数	なし	5件
【出典】盛岡市子ども青少年課による集計		

■ 取組・事業

079	子ども未来基金事業【こどもみらいファンド】							
目的	こども・若者の資質・能力の向上、地域における様々な主体による支援							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	<p>本市の未来を担うこどもが、より健やかに成長することができる社会の実現に資するために設置した「子ども未来基金」を活用し、こども・若者グループが主体的に取り組みまちづくりに関する活動に補助を行うとともに、活動をサポートし、こども・若者がまちづくりに参画する機会を創出します。</p>							

080	こどもまんなか応援サポーター事業							
目的	地域における様々な主体による支援							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	<p>こども・若者が幸福な生活を送るために、こども・若者が様々な体験や経験を得る機会を創り出すとともに、子育て家庭が気兼ねなく様々な制度やサービスを利用できるようにする「こどもまんなかアクション」に取り組む「こどもまんなか応援サポーター」に参加する個人、団体・企業を募集し、それぞれの取組を発信することにより、地域におけるこどもまんなか社会の実現に向けた取組を推進します。</p>							

Point 「こどもまんなかアクション」とは？

全国では、次のような「こどもまんなかアクション」が多様な主体により行われています。

- ・ こども食堂をはじめとする居場所づくり
- ・ 障がいの有無や年齢、性別、国籍を問わずに誰もが楽しめるイベントの開催
- ・ 出産や子育ての不安を和らげるための取組、こどもが無料・安価に利用できるサービス提供
- ・ こども・若者が主体となって参加するこども食堂でのカフェ体験
- ・ こどもが大学生や企業、スポーツ団体と行う運動などの体験型イベントの開催
- ・ 男性育休や妊娠・育児と仕事の両立支援などの働き方改革による共働き・共育での取組

081	先人教育の推進							
目的	こども・若者の資質・能力の向上							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
関連	盛岡市教育振興基本計画							
概要	盛岡の先人を取り上げた授業や、先人の時代や思いに触れる体験により、先人に対する一層の理解と盛岡への愛着を深めます。また、各学校の実践事例を市ホームページで共有するなど、先人教育の学びを広げる取組を推進します。							

082	盛岡市・うるま市中学生交流事業							
目的	こども・若者の資質・能力の向上							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	平成24年（2012年）に本市と友好都市提携を結んだ沖縄県うるま市の中学生との交流を通して、また、沖縄県やうるま市の歴史、文化、生活習慣を学習することで、広い知見と豊かな情操を備えた、将来を担う人材を育成します。							

083	外国語指導助手（A L T）の派遣等							
目的	こども・若者の資質・能力の向上							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
関連	盛岡市教育振興基本計画							
概要	市内の小中学校及び市立高校へA L Tを派遣し、児童生徒の外国語でコミュニケーションを図る資質・能力の向上を図るとともに、学習者用デジタル教科書等の活用を通じ、A L Tによる授業以外の場面でも、児童生徒がネイティブの英語に触れ、英語力を向上させる機会を保障します。							
Point	「A L T」とは？ 「Assistant Language Teacher」の略で、「外国語を母国語とする外国語指導助手」のことを指す言葉です。学級担任への英語面でのサポート、生きた英語の提供、児童のコミュニケーション意欲や学習意欲の向上等を行います。							

084	中学生による国際交流スピーチコンテスト							
目的	こども・若者の資質・能力の向上							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	中学生を対象に、国際交流活動や姉妹都市交流に関心を持つ機会とするため、国際交流をテーマにした日本語のスピーチコンテストを開催し、中学生ビクトリア市研修の団員の選考を行います。							

085	中学生ビクトリア市研修							
目的	こども・若者の資質・能力の向上							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	本市と姉妹都市交流を行っているカナダ・ビクトリア市に中学生を派遣し、姉妹都市への理解を深めることで、将来の姉妹都市交流を担い、積極的に国際交流に参加する人材を育成します。また、現地中学校での学校体験及びホームステイ等を通して、生活、習慣、文化、考え方の違い等を体験しながら外国語を学習する機会を提供し、世界に通用する国際感覚を養う契機とします。							

086	ビクトリア市中高生訪問団受入事業							
目的	こども・若者の資質・能力の向上							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	カナダ・ビクトリア市からの訪問団の受入れを行い、姉妹都市への理解を深めることで、将来の姉妹都市交流を担い、積極的に国際交流に参加する人材を育成します。また、市内受入校での学校体験及びホームステイ等を通して、本市の魅力を発信する機会とします。							

087	児童生徒向け男女共同参画出前講座							
目的	個性や多様性が受け入れられる社会の形成							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
関連	盛岡市男女共同参画推進計画							
概要	性別等に関わらず誰もが尊重され、個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現に向けた取組として、小中学校等において、男女共同参画や人権に関連する出前講座を開催します。							
Point	「性別等」とは？ 性別以外に、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向である「性的指向」や、自己の性別についての認識である「性自認」を含んだ意味として用いる言葉です。 (※盛岡市男女共同参画推進条例第2条による定義に基づきます。)							

088	教育関係者向け男女共同参画推進研修							
目的	個性や多様性が受け入れられる社会の形成							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
関連	盛岡市男女共同参画推進計画							
概要	児童生徒が性別等による固定的な役割分担意識にとらわれずに、自分自身の働き方や暮らし方を考えることができるようにするため、指導的立場にある教員に向けた研修の開催を検討します。							

089	進路選択のための保護者等向け事業							
目的	個性や多様性が受け入れられる社会の形成							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
関連	盛岡市男女共同参画推進計画							
概要	児童生徒の保護者が、性別等による固定的な役割分担意識にとらわれず、多様な職業について知るための取組の実施を検討します。							

090	男女共同参画意識を形成するための教育・学習の推進							
目的	個性や多様性が受け入れられる社会の形成							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
関連	盛岡市男女共同参画推進計画							
概要	学校教育において、男女共同参画意識の形成に資する取組を行います。また、あらゆる教育の場において、男女共同参画に関連した出前講座を実施するなど、理解の促進と意識の形成を図ります。							

091	性の多様性の理解に向けた啓発・講座等							
目的	個性や多様性が受け入れられる社会の形成							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
関連	盛岡市男女共同参画推進計画							
概要	各種講座やイベント、パネル展の開催、啓発冊子の作成及び学校等への配布を通して、性の多様性の理解促進に向けた啓発を行います。また、市民や地域活動団体等向けの出前講座を実施します。							

092	市職員・教育関係者・事業者等に向けた研修							
目的	個性や多様性が受け入れられる社会の形成							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
関連	盛岡市男女共同参画推進計画							
概要	行政や教育現場、職場における性の多様性の理解と支援の促進のため、市職員や教育関係者、事業者等を対象にした研修を実施します。							

基本施策2-2 充実した学校教育の推進

■ 現状と課題

本市の学校教育は、「多くの先人を育ててきた美しいふるさと盛岡を愛し、豊かな心とすこやかな体を持ち、自ら学び、共に生きる未来を創る人」を育てることを基本理念とする盛岡市教育振興基本計画に基づき、確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成などによる小中学校教育の充実や、生涯学習の推進、歴史・文化の継承のための施策等を推進しています。

そのような中で、児童生徒の教育環境については、令和4年度（2022年度）において、全国の小・中学校の不登校児童生徒数や、小・中・高・特別支援学校におけるいじめの認知件数が過去最多となり、本市においても、小・中学校における不登校の出現率の上昇やいじめの認知件数の増加が見られる状況にあります。

このことから、学校が、単に学ぶだけの場ではなく、安全に安心して過ごしなが、他者と関わりながら育つ、こどもにとって大切な居場所の一つとなるように、こどもの最善の利益の実現と、児童生徒が安心して学ぶことができる「誰一人取り残されない学びの保障」を図る必要が生じています。

■ 施策の方向性

児童生徒の資質・能力の向上や、多様な意見を認め合うことに価値を感じるようになっていくための活動を展開するとともに、学校施設の環境向上に計画的に取り組めます。

また、不登校のこどもを含む全てのこどもが教育を受ける機会を確保できるように努めるとともに、いじめを認知した場合における早期の組織的対応、相談先の確保、関係機関等との連携の推進などの対策を行います。

表 45 充実した学校教育の推進のための事業

こども・若者の 資質・能力の向上	こどもが安心して学ぶことが できる環境の確保	教育環境の充実
・学力向上推進事業 ・教育振興運動	・道徳教育の推進 ・いじめ問題対策 ・不登校対策推進事業	・幼児期の教育と小学校教育の接続 ・教育施設の環境の向上 ・市立高校の魅力化

■ 目標指標

指 標	R5現状値		R11目標値	
認知したいじめが解消した割合	小学校	98.8%	小学校	100%
	中学校	98.2%	中学校	100%
【出典】岩手県教育委員会による調査				
学校内外の機関等で相談・指導を受けている 不登校児童生徒の割合	小学校	72.3%	小学校	80.0%
	中学校	69.6%	中学校	80.0%
【出典】児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）				

■ 取組・事業

093	学力向上推進事業							
目的	こども・若者の資質・能力の向上							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
関連	盛岡市教育振興基本計画							
概要	<p>文部科学省が実施する全国学力・学習状況調査や、岩手県教育委員会が実施する岩手県学習定着度状況調査のそれぞれの結果から、児童生徒一人ひとりの学習状況や学習のつまずきに着目し、児童生徒の学習改善や教員の指導改善に生かして、児童生徒の一人ひとりの資質・能力の向上を目指します。</p>							

094	教育振興運動							
目的	こども・若者の資質・能力の向上							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
関連	盛岡市教育振興基本計画							
概要	<p>教育振興運動地区別集会、中学生リーダー育成研修会及び実践研修会を通して、各小中学区の教育振興協議会の取組等の交流を図りながら、児童生徒、家庭、地域社会、学校及び行政の五者の連携を深め、教育振興運動の更なる充実を図ります。</p>							

095	道徳教育の推進							
目的	こどもが安心して学ぶことができる環境の確保							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
関連	盛岡市教育振興基本計画							
概要	<p>道徳科の授業、児童会・生徒会活動、学校行事等の多様な教育活動において、いじめや差別、他者理解等に係る題材を扱い、自立した人間として他者とよりよく生きることができるようになるとともに、他者の考えや意見を聴く機会を設け、教員による児童生徒への適切な評価を行うことで、多様な意見を認め合うことの良さを感じ取らせる活動を展開します。</p>							

096	いじめ問題対策							
目的	こどもが安心して学ぶことができる環境の確保							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
関連	盛岡市教育振興基本計画							
概要	<p>各学校が「いじめ問題への取組チェックリスト」により自校の取組について点検を行い、必要に応じて取組の見直しを行います。また、教育委員会内に「対策チーム」を立ち上げ、定期又は臨時に会議を行い、各学校の取組について情報共有しながら、チームとして各学校を支援します。</p> <p>また、こどもが悩んでいることや困っていることについて、こども相談室と情報共有し、状況に応じて、こども相談室と教育委員会が連携し、学校に対して解決に向けた支援を行います。</p>							

097	不登校対策推進事業							
目的	こどもが安心して学ぶことができる環境の確保							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
関連	盛岡市教育振興基本計画							
概要	<p>校内教育支援センターをはじめとする各学校の指導体制の充実・強化に取り組むほか、ひろばモリーオ（教育支援センター）における支援、中学校への不登校対策を専門とするスタッフの派遣、「盛岡市不登校対策マニュアル」の活用促進など、各学校の不登校対策を支援します。また、フリースクール等の民間施設との連携も図りながら、不登校児童生徒の居場所づくりを推進します。</p>							

098	幼児期の教育と小学校教育の接続							
目的	教育環境の充実							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
関連	盛岡市教育振興基本計画							
概要	<p>「幼稚園・保育園・こども園と小学校の接続カリキュラム」の見直しを行い、就学前教育施設と小学校に周知することで、各校・園のカリキュラムの見直しにつなげ、幼児教育と小学校教育の更なる相互理解と円滑な接続を図ります。</p>							

099	教育施設の環境の向上							
目的	教育環境の充実							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
関連	盛岡市教育振興基本計画							
概要	<p>小中学校施設の空調設備については、普通教室には設置済ですが、近年の夏の猛暑に対応するため、全ての小中学校の特別教室へ早期に設置できるよう計画的に取り組みます。</p> <p>また、小中学校施設のトイレについては、全てのトイレの洋式化に向けて、引き続き計画的かつ効率的な整備に取り組みます。市立高校のトイレについては、「盛岡市有公共施設トイレ環境整備計画」等に位置付け、洋式化や多目的トイレの設置に取り組みます。</p>							

100	市立高校の魅力化							
目的	教育環境の充実							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
関連	盛岡市教育振興基本計画							
概要	<p>行政機関や企業・団体と連携したインターンシップ事業の実施や、特色ある教育課程の編成による探究学習の推進により、地域の魅力や課題を理解し、本市に誇りと愛着を持ち貢献しようとする人材の育成に取り組みます。また、商業科にコースの新設及び科目設定を行い、ICTを活用した文理横断的・探究的な学びの向上を図り、デジタル人材の育成強化に取り組みます。</p>							

基本施策2-3 こども・若者の居場所づくり

■ 現状と課題

女性就業率の上昇等に伴い、共働き世帯の増加などのライフスタイルの変化が生じていることにより、放課後の居場所に対するニーズが年々高まっている状況にあります。国では、25歳～44歳の女性の就業率を向上させることを目指して各般の取組を進めており、本市においても共働き世帯が増加していることから、今後も放課後の居場所に対するニーズの高まりは継続していくものと見込まれます。

児童センターや放課後児童クラブなどの放課後の居場所は、増加する利用数に対応するための職員や運営費の確保、施設の老朽化などの課題を抱えています。また、地域住民によるこどもの見守りの場となるこども食堂は、設置されている小学校区に偏りがあることや、運営する際の負担、貧困家庭のこどもが利用する場所というイメージがあることなどの課題を抱えています。

本市が行った放課後等の子どもの居場所に関するアンケート調査結果では、平日の放課後や学校の休業日のこどもの居場所について、自宅で一人又はきょうだいと過ごしていると回答した保護者が約14.4%おり、希望するこどもの居場所と一致していないと感じている方が多いことが分かりました。

同調査における施設等の利用希望に関する回答では、児童センターや放課後児童クラブの割合が高い結果となりましたが、利用できていない理由について、利用時間や経済的負担が挙げられており、市の取組に対する希望に関する回答でも、経済的な負担を少なくしてほしい、多様な居場所を確保してほしいと回答する割合が高い結果となりました。また、こども食堂の利用希望としては、自分が住んでいる小学校区内での平日の夕方や休日の日中における利用希望が高い結果となりました。

また、居場所に関するこどもたちの意見として、こども・若者だけの空間で遊びや学び、体験等を行う機会が必要であることが挙げられました。居場所に関しては、それぞれのこども・若者によって様々なニーズがありますが、中学生以上の若者を含め、こどもが見つげやすく、利用しやすく、そして、どんなこどももつながりやすい居場所づくりが求められています。

■ 施策の方向性

児童センターは、各小学校区に設置されているという地理的利便性や、その拠点性、多機能性、地域性を活かし、大規模修繕、小学校への複合化などによる環境整備や、運営面での質の向上を図り、こどもの居場所としての機能が十分に発揮できるよう体制を整えていきます。

放課後児童クラブは、保護者が昼間就労などで家庭にいない世帯における児童の預かりを行う施設であり、放課後の居場所のニーズに対しての重要性が高い施設です。専門の資格を有する放課後児童支援員の指導の下で児童の成長を支援する生活の場として、必要とする児童が利用することができるよう、小学校区ごとのニーズを把握しながら、必要な量の整備と質の向上に取り組めます。

こども食堂は、平日夕方の利用や小学校区内での開催を希望する声があることから、全ての小学校区への設置を目標に、開設を促すための周知活動や、関係機関との連携による開設支援に取り組めます。

こども・若者の新たな居場所づくりについては、既存の施設がどのような空間であれば過ごしたいと感じるか、また、どのような所に居場所となる空間があると使いやすいかなど、こども・若者の意見を聴きながら、環境の整備に努めます。

■ 目標指標

指 標	R 5 現状値	R 11 目標値
放課後児童クラブを利用できなかった児童数 (5月1日時点)	35人	0人
【出典】盛岡市子ども青少年課による集計		
こども食堂が開設された小学校区数	19小学校区	39小学校区
【出典】盛岡市子ども青少年課による集計		

■ 取組・事業

101	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）		地域子ども・子育て支援事業					
目的	こどもの健全な育成、こどもの居場所の確保、子育てに関する身体的負担の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	<p>保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校の児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供してその健全な育成を図ります。</p> <p>また、必要とする児童が利用することができるよう、小学校区ごとのニーズを把握しながら、必要な量の整備と質の向上に取り組めます。</p>							

102	児童館管理運営事業							
目的	こどもの健全な育成、こどもの居場所の確保、子育てに関する身体的負担の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	<p>こどもの心身の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に、こどもに健全な遊びを提供する屋内型の児童厚生施設である児童館・児童センターの管理運営を行います。</p> <p>児童館・児童センターは、全ての小学校区に設置されており、こどもの置かれている環境や状況に関わりなく、誰でも利用できる施設として運営し、こどもの放課後の居場所を提供するとともに、地域における児童福祉活動の拠点施設としての役割を果たします。</p>							

103	母親クラブ活動育成事業							
目的	こどもの健全な育成、地域における様々な主体による支援							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	<p>児童館・児童センターを拠点として各地域の保護者が実施する親子と各世代間との交流、文化活動や、食育講座などのこどもの養育に関する研修活動、こどもの事故防止等を目的とする交通安全教室などの母親クラブの活動に対する補助を行い、地域住民の積極的な参加による地域組織活動の促進と、こどもの体験機会の創出を図ります。</p>							

104	放課後子ども教室推進事業							
目的	こどもの健全な育成、地域における様々な主体による支援							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
関連	盛岡市教育振興基本計画							
概要	<p>放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、地域の方々の参画を得て、こどもとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、こどもが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。</p>							

105	こども食堂支援事業							
目的	こどもの健康の保持と増進、こどもの居場所の確保、子育てに関する経済的負担の軽減、地域における様々な主体による支援							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	<p>こどもの「孤食」の解決や、こどもと大人たちのつながり、地域のコミュニティの連携を目的として、こどもやその保護者及び地域住民に対し、無料または安価で食事等を提供するなどの社会活動を行うこども食堂の運営に対する補助を行います。</p> <p>こどもの置かれている環境や状況に関わりなく、気軽に立ち寄ることができる安心・安全な居場所とするとともに、地域のコミュニティによる丁寧できめ細やかなこどもの見守りを促進するために、全ての小学校区にこども食堂が開設されることを目指し、開設を促すための周知活動や、「こどもの居場所づくりネットワークいわて」との連携により、開設支援を行います。</p>							

106	新たなこどもの居場所づくり							
目的	こどもの居場所の確保、地域における様々な主体による支援							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	<p>こども・若者が主体となって、遊びや学び、体験等を行うことができる場所を、こども・若者からの意見を聴きながら、こどもみらいファンド等による取組を通じて創出します。</p>							

107	子ども未来基金事業【居場所づくり】							
目的	こどもの居場所の確保、地域における様々な主体による支援							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	<p>本市の未来を担うこどもが、より健やかに成長することができる社会の実現に資するために設置された基金である「子ども未来基金」を活用し、こども・若者が自己肯定感や豊かな情操を育むことができるような居場所づくりのために市民や企業・団体などが主体的に取り組む活動を公募し、活動に補助を行います。</p>							

基本施策2-4 こども・若者の自己形成支援

■ 現状と課題

こどもが基本的な生活習慣を身に付け、自己肯定感を育み、他者とのコミュニケーションを図りながら、自分らしく生きられるように自己形成をしていくことは、こども・若者が自立し、自分たちが幸福な生活を送るための課題を自ら解決していく力を獲得することの基礎となります。

このことから、バランスのとれた食事、適切な運動、規則正しい生活習慣、読書など、心身が健康であるための基盤となる基本的な生活習慣の形成とともに、地域における多様な出会いや、社会への参加の機会を確保するための取組が必要となっています。

■ 施策の方向性

発達段階に応じて、こどもや保護者に対し、食生活や健康に関する学習の機会や情報提供を行い、食育を通じて、健全な心身の成長や豊かな人間性の形成と家族関係づくりを進めます。また、小中学校等においても、授業や給食などを通じて、学校・家庭・地域と連携を図りながら、健康に関する正しい知識を身に付け、自ら考え健康的な習慣を実践できる児童・生徒を育む取組を行います。

また、こども・若者が身近で気軽にスポーツに親しみ、楽しむことができるとともに、将来の健康の維持につなげるための取組や、こどもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていくための読書活動のほか、地域における多様な世代との活動、こども・若者が社会に関わっていく活動を推進します。

表 46 こども・若者の自己形成支援のための事業

こども・若者の基本的な生活習慣の形成		地域における多様な出会いや 社会への参加の機会
<ul style="list-style-type: none"> ・食生活改善推進員地区活動事業 ・保育所における食育の取組 ・小中学校における食育の取組 ・学校給食の充実 ・健康教育の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校体育の充実 ・次世代体力・運動能力向上プロジェクト ・学校体育施設開放事業 ・部活動の地域移行事業 ・こどもの読書活動の推進 ・思春期保健事業及びプレコンセプションケアの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所地域活動事業 ・少年指導員事業 ・資源集団回収報奨金交付事業 ・出前！消費者講座 ・二十歳のつどい ・ボランティア保険助成事業費補助金

■ 目標指標

指 標	R5現状値		R11目標値	
朝食を毎日食べる人の割合	小学生	81.3%	小学生	85.0%
	中学生	80.0%	中学生	85.0%
	成人(18歳~39歳)	64.9%	成人(18歳~39歳)	85.0%
【出典】小中学生：全国体力・運動能力、運動習慣等調査（スポーツ庁）、成人：まちづくりアンケート(本市)				
食育の指導を行った 保育所・幼稚園の割合	97.2%		(調整中)	
【出典】栄養管理状況報告書（本市保健所）				
運動が好きな児童生徒の割合	小学生	92.5%	小学生	95.0%
	中学生	85.0%	中学生	90.0%
【出典】全国体力・運動能力、運動習慣等調査（スポーツ庁）				
毎日一定の時間に就寝する 児童生徒の割合	小学生	85.2%(R6)	小学生	88.0%
	中学生	83.4%(R6)	中学生	88.0%
【出典】全国学力・学習状況調査（文部科学省）				

■ 取組・事業

108	食生活改善推進員地区活動事業							
目的	こども・若者の基本的な生活習慣の形成、こども・若者の健康の保持と増進、地域における様々な主体による支援							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
関連	盛岡市食育推進計画							
概要	こども・若者に限らず、幅広い年代を対象に、栄養教室や講習会で研修した知識や調理方法を普及するなど、食を通じた健康づくりのためのボランティア活動を行う食生活改善推進員が、地域の実情に合わせ、町内会や児童センター等の関係機関と連携を図りながら食に関する周知啓発を行います。							

109	保育所・幼稚園における食育の取組							
目的	こども・若者の基本的な生活習慣の形成、こども・若者の健康の保持と増進							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
関連	盛岡市食育推進計画							
概要	保育所・幼稚園における給食や、給食だよりを通して、正しい食事のあり方や望ましい食習慣などの食の大切さをこどもや保護者に働きかけるとともに、食材に地場産品を積極的に使用し、郷土食等を取り入れながら食文化についての理解を深めます。 また、こどもが畑での栽培体験やクッキング体験などの食育指導を通じて、早期から食への興味関心を持ち、食への感謝の気持ちを育むことができる取組を推進します。							

110	小中学校における食育の取組							
目的	こども・若者の基本的な生活習慣の形成、こども・若者の健康の保持と増進							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
関連	盛岡市教育振興基本計画、盛岡市食育推進計画							
概要	<p>学校教育全体を通して児童生徒が望ましい食生活を送れるように、食に関する指導の取組を推進するとともに、学校給食における食材の使用については、価格や品質などを検討した上で、盛岡市産及び岩手県産の優先使用の維持・向上に努めます。</p> <p>また、地場産品等を活用した食に関する指導の取組として、盛岡市食育推進計画に基づき、学校給食に郷土食や行事食を取り入れながら「生きた教材」として活用します。</p>							

111	学校給食の充実							
目的	こども・若者の基本的な生活習慣の形成、こども・若者の健康の保持と増進							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
関連	盛岡市教育振興基本計画							
概要	<p>「第三次学校給食施設整備実施計画」に基づき、新たな学校給食センターの整備に取り組むとともに、供用開始までの間、単独調理場の維持や給食自由選択方式の継続に取り組みます。また、児童生徒に栄養バランスの整った食を安心安全に提供する取組の充実を図ります。</p>							

112	健康教育の充実							
目的	こども・若者の基本的な生活習慣の形成、こども・若者の健康の保持と増進							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
関連	盛岡市教育振興基本計画							
概要	<p>岩手県教育委員会が実施している「60(ロクマル)プラスプロジェクト」に参加し、食習慣や生活習慣の改善を図ります。各学校の状況に応じ、各家庭あてのお便りや期末面談等を通じた協力依頼を行うとともに、県が作成した「60(ロクマル)プラスプロジェクト チャレンジカード」を活用するなど、望ましい生活習慣の確立に取り組めます。</p>							

Point 「60(ロクマル)プラスプロジェクト」とは？

未来を担うこどもたちの「健やかな体の育成」に向けて、1日60分以上の運動の呼びかけなどを通じて、児童生徒一人ひとりのよりよい生活の確立が図られるよう、「よりよい運動習慣」「望ましい食習慣」「規則正しい生活習慣」の形成に向け、相互に関連付けた取組を各学校が行う取組です。

113	学校体育の充実							
目的	こども・若者の資質・能力の向上、こども・若者の基本的な生活習慣の形成							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
関連	盛岡市教育振興基本計画							
概要	<p>児童生徒が、体育の授業における仲間との関わりを通じて運動の楽しさを体感するとともに、休み時間や放課後等、体育の授業以外に運動する機会を確保し、生涯にわたって運動を楽しむ態度を育みます。</p>							

114	次世代体力・運動能力向上プロジェクト							
目的	こども・若者の基本的な生活習慣の形成							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
関連	盛岡市スポーツ推進計画							
概要	<p>こどもたちの体力・運動能力の向上を目指し、体の動きづくりに効果的なトレーニングの実施、複数の種目を体験するスポーツ教室、指導者や保護者がスポーツ活動で活用できる知識を習得する機会の提供に取り組みます。</p>							

115	学校体育施設開放事業							
目的	こども・若者の基本的な生活習慣の形成							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
関連	盛岡市スポーツ推進計画、盛岡市教育振興基本計画							
概要	<p>小・中学校の体育施設（校庭・体育館）を開放し、気軽にスポーツができるよう取り組みます。また、各学校に設置している学校体育施設開放運営委員会が行っている利用団体の登録申請や施設利用の受付について、利便性の向上を図るためデジタル化等を検討するほか、夜間照明施設の計画的な更新・修繕を行い、利用者が安全に使用できる施設を目指します。</p>							

116	部活動の地域移行事業							
目的	こども・若者の基本的な生活習慣の形成、地域における様々な主体による支援							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
関連	盛岡市スポーツ推進計画、盛岡市教育振興基本計画							
概要	部活動の目的を十分に果たし、生徒にとって望ましい休日の活動環境となるよう、運動部活動及び文化部活動に係る生徒・教員・保護者のニーズや地域の実情についての状況把握等を行い、各地域や種目に応じた地域移行や、学校を中心とした地域連携などの様々なパターンを想定し、慎重かつ丁寧に検討を進めます。							

117	こどもの読書活動の推進							
目的	こども・若者の基本的な生活習慣の形成							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
関連	盛岡市教育振興基本計画、第3次もりおか子どもの読書活動推進計画							
概要	第3次もりおか子どもの読書活動推進計画に基づき、学校や家庭、地域のボランティア等と連携し、こどもの発達段階に応じた読書活動を推進するとともに、中高生の不読率の改善に向けて、学校図書ボランティアの育成・活用や、図書館からのSNSによる中高生向け図書の情報提供などにより、読書習慣の定着につなげ、読書活動を推進する取組を促進します。							

118	思春期保健事業及びプレコンセプションケアの推進							
目的	こども・若者の基本的な生活習慣の形成、こどもの心身の健全な育成							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	自分や他人の命の大切さを学び、正しい性の知識を得る機会を提供し、意図せぬ妊娠や虐待を防止する観点から、いのちや性に関することをテーマとする小中学校での講演会や、大学生等へ向けた普及啓発、親子が参加する母子保健事業の機会等を通じて、プレコンセプションケアについての周知を行います。							

Point 「プレコンセプションケア」とは？

日本語に訳すと、「妊娠前の健康管理」という意味を持つ言葉です。

将来、妊娠するか、しないかに関わらず、また、女性だけでなく若い世代の男女が、未来のライフプランを考えて、より健康的な生活を意識して行うことをいいます。

119	保育所地域活動事業							
目的	地域や多くの世代と関わる機会の確保							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	保育所において、老人福祉施設等への訪問や地域のお年寄りを招待しての世代間のふれあい活動を行います。また、地域のこどもとの交流を通じて異年齢のこども同士のつながりを深めます。							

120	少年指導員事業							
目的	地域や多くの世代と関わる機会の確保、地域における様々な主体による支援							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	子ども会・子ども会育成会活動を通じて、こどもが社会性を身につけるための支援をするボランティアである少年指導員を養成し、本の読み聞かせやクラフト、映画会、野外活動、リーダー養成などの担い手としての活動を行います。							

121	資源集団回収報奨金交付事業							
目的	地域や多くの世代と関わる機会の確保							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	資源の再利用等を促進する市民運動を育成するとともに、ごみの減量を推進することを目的に、資源集団回収を行う町内会、子ども会などの市民団体に対して報奨金を交付するとともに、実績が優秀と認められる団体を表彰します。							

122	出前！消費者講座							
目的	社会への参加意識の向上							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	中学校・高校、各PTA等に赴き、携帯電話トラブル、悪質商法などの消費者被害防止のための啓発を行い、健全な消費生活が営めるよう支援する。							

123	二十歳のつどい							
目的	社会への参加意識の向上							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	人生の節目である二十歳に達した市民の新しい門出を祝福するとともに、社会の一員であることの認識や、本市の未来を支える市民としての自覚を喚起し、社会への参加意識を高めることを目的に、二十歳の式典を開催します。							

124	ボランティア保険助成事業費補助金							
目的	社会への参加意識の向上							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	ボランティアの活動促進のため、ボランティア活動保険の加入者に対し、保険料の一部を間接補助します。							

基本施策2-5 若者の就労支援

■ 現状と課題

若者の就労支援は、若者が自立する基本であるだけでなく、社会の活力を維持する上でも極めて重要です。

こども・若者が、成長過程の適切な時期に勤労観・職業観を養うとともに、就職活動段階においては、マッチングの向上等を図ることで、不本意な早期離職を抑制しながら、キャリアの早い段階から新規学卒就職者等が集中的に職業経験を積んで、その後のキャリア形成のための基盤となる職業能力を培うことができるような支援を行うことが求められています。

県内における高校・大学を卒業し、就職を希望する者のうち、県内での就職を希望する割合は、高校生では7割程度、大学生では4割程度となっていることから、若者が地元での就職を考えるきっかけを増やしていく必要があります。

こどもたちからの意見でも、働くことや親になることへの夢や希望を持つために必要なこととして、地元での就職に関して学ぶ機会や知る機会を得ることや選択肢の幅が増えること、結婚後も魅力的な生き方をしている大人が近くにいることが挙げられています。

■ 施策の方向性

こども・若者が社会的・職業的に自立していくことの重要性について学ぶ機会を充実させるとともに、職業に関する理解を深め、主体的に職業選択ができる能力の育成を図ります。また、地元での就職への関心を高めるため、インターンシップ事業や地元企業で働く若手社員の実体験に触れる機会をつくります。

若者の職業的自立に向けた実践的な能力を身に付けるための取組や、若者へのきめ細やかな職業相談や職業意識の啓発を行うとともに、若年無業者（ニート）の社会的自立の支援を行います。

■ 目標指標

指 標	R5現状値	R11目標値
県内大学卒業者の県内就職率	39.1%	42.0%
【出典】岩手労働局公表資料		
盛岡公共職業安定所管内の 就職を希望する高校生の県内就職率	68.2%	71.6%
【出典】岩手労働局公表資料		

■ 取組・事業

125	キャリア教育の推進							
目的	こども・若者の資質・能力の向上、地域における様々な主体による支援							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
関連	盛岡市教育振興基本計画、盛岡市スポーツ推進計画							
概要	<p>児童生徒一人ひとりの社会的・職業的自立に向けた望ましい勤労観や職業観を育成するため、各学校で活用する「盛岡市職場体験学習受入・キャリアアドバイザーリスト」を更新するとともに、企業や団体が作成した「リモート社会見学」や、プロスポーツ団体による社会貢献事業の活用等を通じて、社会の変化に対応した職場体験学習に必要な情報提供を行い、各学校における体験活動の充実を図ります。</p>							

126	高校生スキルアップ支援事業							
目的	若者の就労支援、地域における様々な主体による支援							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	<p>地元企業の経営者団体の協力を得て、職業講話やビジネスマナー、面接指導、キャリアデザイン研修など、職業的自立に向けた実践的な能力を身に付けるためのセミナーを実施します。</p>							

127	高校生インターンシップ事業							
目的	若者の就労支援、地域における様々な主体による支援							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	<p>将来の進路や働き方を考え、現実的な職業観の形成・就業意識の向上を図るとともに、雇用のミスマッチ解消の一助とするため、高校生が地域企業において就業体験するインターンシップ事業を実施します。</p>							

128	市役所でのインターンシップ							
目的	若者の就労支援							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	<p>市政に対する理解を深めるとともに、市で働くことへの魅力を感じてもらうため、大学生等に対して市役所における就業体験の機会を提供します。</p>							

129	盛岡地域企業研究イベント							
目的	若者の就労支援							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	大学生等が盛岡地域の産業や企業への関心を高め理解を深められるよう、就活前の早い段階から、学生等が地域企業の取組や若手社員の実体験に触れる企業研究イベントを開催します。							

130	ジョブカフェいわて運営業務委託							
目的	若者の就労支援							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	岩手県が設置する「ジョブカフェいわて」の運営に参画し、若者へのきめ細やかな職業相談や職業意識の啓発を行うとともに、就職に関する情報提供、カウンセリング等を行います。							

131	盛岡地域サポートステーション運営業務委託							
目的	若者の就労支援							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	国が設置する「盛岡地域若者サポートステーション」において、ワーキングルームの開設や臨床心理士によるカウンセリング、ボランティア体験を実施し、国・県の事業と連携を図りながら、若年無業者（ニート）を就労等へ誘導し、その自立を支援します。							

基本目標3

全ての子ども・若者が、困難に対する
支援を受けることができる環境づくり

基本施策3-1 子ども・若者の相談・支援体制の充実

基本施策3-2 児童虐待防止とDV対策

基本施策3-3 障がい等のある子ども・若者への支援

基本施策3-4 こどもの貧困の解消に向けた対策

基本施策3-1 こども・若者の相談・支援体制の充実

■ 現状と課題

こども・若者が不安や悩みについて相談できる相手として、母親・父親・きょうだいなどの家族や、友達、学校の先生などが考えられますが、こどもたちの意見として、「不安や悩みについて大人に相談できずにつらい思いをしている」、「色々な気持ちが混ざり合っていることを大人に知ってもらう必要がある」、「解決することができる人を選んで相談する必要がある」と感じていることが挙げられました。

こども・若者が抱える不安や悩みは、進学や就職、人間関係のほか、いじめや不登校などの学校に関することや、ヤングケアラー、虐待についてなど様々であり、家族や友達などの身近な人に相談できない不安や悩みがある場合は、誰にも相談できずに孤独やストレスを感じ、心身に不調をきたすおそれがあります。

また、生活困窮、性暴力、性犯罪被害、家庭環境の破綻などの困難な問題を抱える女性や、ひとり親家庭の親子、障がいのあるこども・若者、ニートやひきこもりの状態にある若者などを、必要な支援につなぐことが求められています。

■ 施策の方向性

こども・若者が抱える不安や悩みについて、相談支援の体制を充実させるとともに、悩んでいる人に気づき、声をかけ、見守ることができる人を増やすための活動を行います。

困難な問題を抱える女性やひとり親家庭、障がいのあるこども・若者などを様々な主体と連携しながら支援や助言を行います。

表 47 こども・若者の相談・支援体制の充実のための事業

多分野の専門家によるチームでの支援	重層的支援体制整備事業
こどもが抱える家庭・学校・友人関係等の悩み	こども相談事業
若者が抱える不登校やひきこもり、家族関係、発達障がい等の問題、女性が抱える困難な問題	青少年女性相談支援事業
女性が抱える家庭や職場、DVなどの問題	女性相談支援員活動
こども・若者が抱える障がい福祉に関する問題	障がい児相談支援事業
ひとり親家庭の相談・自立支援	児童扶養手当現況届時相談受付事業 母子・父子自立支援員による相談・指導
ゲートキーパー等の養成	ゲートキーパー・心のサポーター養成研修会
若者やその家族のこころの相談	精神保健福祉相談

■ 目標指標

指 標	R5現状値	R11目標値
こども相談の解決率	なし (令和6年度に開始した事業のため)	100%
【出典】盛岡市こども相談室による集計		

■ 取組・事業

132	重層的支援体制整備事業							
目的	こども・若者が抱える悩みや不安の解消、出産・子育てに関する不安の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	属性や年代を問わず、福祉に関する相談を受け止める「まるごとよりそいネットワークもりおか」を運営するとともに、福祉ニーズの多様化・複雑化によって単独の相談支援機関による対応が困難なケースの課題の解決を図るために、包括的な支援体制の下で多分野の専門家がチームで支援を行います。							

133	こども相談事業							
目的	こどもが抱える悩みや不安の解消、こどもの心身の健全な育成							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	こどもの抱える多面的な問題に対応できるよう、学校外からのアプローチを行うため、児童の心理やソーシャルワークに精通した専門職等による「こども相談室」において、児童や生徒などからのいじめに関する相談のほか、ヤングケアラーなどの家庭の悩み、友人関係等、こどもの悩み全般の相談に対応します。							

134	青少年女性相談支援事業（青少年相談支援分）							
目的	青少年の健全な育成							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	不登校やひきこもり、家族関係、発達障がいなどの青少年が抱える問題について、電話や来所による相談を受け、もりおかユースネットの登録団体等と連携しながら支援を行います。							

Point 「もりおかユースネット」とは？

社会生活を営む上で困難を有するこども・若者の支援活動をしている団体が登録を行い、情報発信や情報共有をしながら、こども・若者の育成支援に役立てるためのネットワークです。

135	青少年女性相談支援事業（女性相談支援分）							
目的	女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性や、そのおそれのある女性のほか、配偶者からの暴力、人身取引やストーカーの被害者からの電話や来所による相談を受け、県の女性相談支援センターや児童相談所、もりおか女性センター等と連携を図りながら助言や支援を行います。							

136	女性相談支援員活動							
目的	児童虐待の未然防止・早期発見、こどもの心身の健全な育成							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	専門の相談員を配置し、家庭や職場、DVなど、女性が抱えるさまざまな問題や悩みを抱える女性からの電話や来所による相談を受け、支援を行います。							

137	障がい児相談支援事業							
目的	こどもの心身の健全な育成							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	障がいのあるこども・若者の福祉に関する様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行います。							

138	児童扶養手当現況届時相談受付事業							
目的	こどもの健全な育成、子育てに関する不安の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	児童扶養手当現況届の受付会場において、こどもの修学資金等の相談に対応する窓口を設置し、関係機関と連携しながら相談に応じることにより、ひとり親世帯等に対する相談支援の強化を図ります。							

139	母子・父子自立支援員による相談・指導							
目的	こどもの健全な育成、子育てに関する不安の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	ひとり親家庭を対象に、離死別直後の精神的安定を図り、その自立に必要な情報提供、相談指導等の支援を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行います。							

140	ゲートキーパー・心のサポーター養成研修会							
目的	こども・青少年の健全な育成							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
関連	第2次盛岡市自殺対策推進計画							
概要	<p>ゲートキーパー（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴き、必要な支援につなげ、見守る人）を養成するため、主に小中学生を対象に、困った時に助けを求める行動がとれるように、「SOSの出し方教室」や、保護者や教職員に向けて「SOSの受け止め方」に関する研修会を随時実施しています。</p> <p>また、心のサポーター（精神疾患についての正しい知識を持ち、身近な人に対し、傾聴を中心として手助けをする人）を養成するため、子育て世帯を含む市民や、こども・若者に接する機会がある方などの関係者に向けた研修会を実施します。</p>							

141	精神保健福祉相談							
目的	青少年の健全な育成							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
関連	第2次盛岡市自殺対策推進計画							
概要	精神科医師による面接相談や、保健師、精神保健相談員による随時相談など、若者やその家族のこころの相談を実施しています。							

基本施策3-2 児童虐待防止とDV対策

■ 現状と課題

児童虐待は、望まぬ妊娠やこどもへの愛着形成が不十分であること、産後うつ病等の精神的に不安定な状況にあること、自身が虐待を受けた経験があることなどの要因が複雑に絡み合っ
て起こるものであると考えられています。

児童虐待の相談内容については、心理的虐待が全国的に増加している状況にあります。心理
的虐待は、大声や脅しなどで恐怖に陥れること、無視や拒否的な態度をとること、著しくきよ
うだい間差別をすること、自尊心を傷つける言葉を繰り返し使うこと、こどもがDV（家庭内
暴力、ドメスティック・バイオレンス）を目撃することなどが該当します。

児童虐待相談の受理件数が増加していることから、心理的虐待や身体的虐待、ネグレクト
（育児放棄・育児怠慢等）、性的虐待といった様々なケースに対して、早期発見・早期対応を
継続して行うための体制を構築する必要があります。

また、児童虐待とDVは密接に関連しており、こどもに対する暴力と配偶者に対する暴力が
同時に行われている場合もあることから、暴力から一時的に保護することができる体制の整備
を含めて、一体的に進める必要があります。

■ 施策の方向性

予期せぬ妊娠や基礎疾患を持つ方の妊娠・出産、産後の健康管理に係る支援を行うため、家
庭生活に困難を抱える特定妊婦等を含む当事者が必要としている支援の提供を図ります。

また、児童虐待相談の受理件数の増加に対し、早期発見・早期対応を継続して行うために、
相談援助の体制強化や専門性の向上を図るとともに、DV防止の取組と連携協力して、DV被
害者の早期発見と支援を行います。

表 48 児童虐待防止とDV対策のための事業

特定妊婦・保護を必要とする こどもへの支援による児童虐待防止対策	女性が安心して、かつ、 自立して暮らせる社会の実現
<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠SOS相談 ・児童養育支援活動事業(児童虐待防止ネットワーク) ・利用者支援事業(こども家庭センター型) ・養育支援訪問事業 ・子育て世帯訪問支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・母子生活支援施設管理運営事業 ・私立児童福祉施設等運営事業(母子生活支援施設等)
【関連事業】基本施策1-1 切れ目のない母子保健の充実 全戸訪問や健康診断時等における相談を通じた児童虐待等の早期発見	
<ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳交付・妊婦相談事業(再掲) ・妊婦健康診査事業(再掲) ・妊婦等包括相談支援事業(再掲) ・産婦健康診査(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健康診査事業(再掲) ・乳児家庭全戸訪問事業(再掲) ・子育て相談(再掲) ・性と健康の相談事業(ママの安心テレホン)(再掲)

■ 目標指標

指 標	R5現状値	R11目標値
虐待通告の受理後48時間以内の安全確認達成率	(確認中)	100%
【出典】盛岡市こども家庭センターによる集計		

■ 取組・事業

142	妊娠SOS相談							
目的	児童虐待の未然防止・早期発見、こどもの心身の健全な育成							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	<p>予期せぬ妊娠等により不安や妊娠継続への葛藤を抱える妊婦が、孤立せずに適切な時期に必要な支援が受けられるように、保健師等による妊娠SOS相談を実施するとともに、相談窓口(にんしんSOSいわて)の周知を行います。</p> <p>また、特定妊婦の可能性のある方に対し、面談・訪問等により状況を伺うとともに、必要に応じて産科婦人科等医療機関への同行支援や、初回受診料等の助成を行います。</p>							
<p>Point 「特定妊婦」とは？</p> <p>予期せぬ妊娠や貧困、DVなどの理由により、出産後の養育についての支援を出産前から行うことが特に必要と認められる妊婦のことをいいます。</p>								

143	児童養育支援活動事業（児童虐待防止ネットワーク）								地域子ども・子育て支援事業
目的	児童虐待の未然防止・早期発見、こどもの心身の健全な育成								
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
概要	支援対象児童等（要保護児童、要支援児童及び特定妊婦）に対する支援について、盛岡市要保護児童対策地域協議会を通して、構成機関間で必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行います。								
Point	「要保護児童」「要支援児童」とは？ 「要保護児童」とは、保護者のない18歳未満のこども又は保護者に監護させることが不相当であると認められる18歳未満のこどものことをいいます。 「要支援児童」とは、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる18歳未満のこどものことをいいます。								

144	利用者支援事業（こども家庭センター型）								地域子ども・子育て支援事業
目的	児童虐待の未然防止・早期発見、子育てに関する精神的負担の軽減								
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
概要	虐待対応を含む家庭の相談や、母子保健の相談等を行うとともに、統括支援員を中心として、子ども家庭支援員や保健師が適切に連携・協力しながら、妊産婦やこどもに対する一体的支援を実施します。								

145	養育支援訪問事業								地域子ども・子育て支援事業
目的	子育てに関する不安の軽減								
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
概要	育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対し、保健師・助産師・保育士等が訪問し、育児支援や簡単な家事等の援助、養育に関する指導、助言等を行います。								

146	子育て世帯訪問支援事業								地域子ども・子育て支援事業
目的	児童虐待の未然防止・早期発見、子育てに関する不安の軽減								
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
概要	食事や衛生状態に課題を抱える家庭のうち、他の制度による家事援助サービスが利用できない家庭に、食事の準備や衣類の洗濯、掃除などを行う訪問支援を行います。								

147	母子生活支援施設管理運営事業								
目的	女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現、こどもの心身の健全な育成								
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
概要	配偶者による暴力からの避難等、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない女性や、18歳未満の子どもを養育している母子家庭、または何らかの事情で離婚の届出ができないなど、母子家庭に準じる家庭の女性を、こどもと共に母子生活支援施設「かつら荘」において保護します。								

148	私立児童福祉施設等運営事業（母子生活支援施設等）								
目的	女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現、こどもの心身の健全な育成								
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
概要	配偶者による暴力からの避難等のため、母子が県外の母子生活支援施設や助産施設に入所した場合に、施設に対して扶助費を給付します。								

基本施策3-3 障がい等のあるこども・若者への支援

■ 現状と課題

障がいのあるこども・若者や、発達に特性のあるこども・若者への支援については、盛岡市障がい者福祉計画及び盛岡市障がい福祉実施計画に基づき、住み慣れた地域において自立した生活を営みながら安心して暮らすことができるよう、様々な支援やサービスを提供しています。

近年、本市の18歳未満のこどもの身体障がい者数は減少傾向にありますが、知的障がい者数は増加傾向にあり、また、発達面の遅れが認められる乳幼児や医療的ケア児も増加しています。

個性・多様性の受入れに関するこどもたちからの意見においても、実際に触れる機会が大事であることが挙げられており、障がいのあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、それぞれのこども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、その発達や将来の自立、社会参加を支援する必要があります。

■ 施策の方向性

障がいのあるこども・若者や、発達に特性のあるこども・若者について、早期の気づき・支援につなげるための取組を行うとともに、医療的ケア児等の専門的支援が必要なこどもや若者とその家族への対応を含め、それぞれのこども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、その発達や将来の自立、社会参加のために必要な力を培うことができる教育・保育体制の整備を推進します。

表 49 障がい等のあるこども・若者への支援のための事業

障がいの早期の気づきと支援、 教育・保育体制の整備	障がいのあるこども・若者の 育成のための支援	医療的ケア児への支援
<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児総合診査事業（もりっこ健診） ・親子通園事業 ・障がい児個別支援ファイルの活用 ・発達支援保育事業 ・特別支援教育事業 ・子ども未来基金事業〔こども・子育てへの理解が深まる活動〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・重度心身障がい者医療費給付事業 ・中度身体障がい者医療費給付事業 ・介護給付等給付事業 ・訓練等給付事業 ・障がい児通所給付費等給付事業 ・日中一時支援事業 ・補装具・日常生活用具給付等事業 ・難聴児補聴器購入費助成事業 ・特別障害者手当等給付事業 ・特別児童扶養手当支給事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児等コーディネーター等配置事業 ・医療的ケア児保育支援事業 ・学校における医療的ケア体制の整備

■ 目標指標

指 標	R 5 現状値	R 11 目標値
乳幼児総合診査から療育につながったこどもの割合	99.5%	99.5%
【出典】盛岡市母子健康課による集計		

■ 取組・事業

149	乳幼児総合診査事業（もりっこ健診）							
目的	こどもの心身の健全な育成、子育てに関する不安の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	<p>心身の発達に障がい疑われる乳幼児の早期発見、早期療育を図るために、小児科医、作業療法士、精神発達専門員等の専門員が総合的に診査するとともに、適切な指導支援を実施します。</p> <p>また、受診の結果、発達面の遅れが認められる乳幼児と保護者に対して、遊びと相談の場を提供し、療育指導を行うための親子教室や個別相談を実施します。</p>							

150	親子通園事業							
目的	こどもの心身の健全な育成、子育てに関する不安の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	<p>児童発達支援センター（盛岡ひまわり学園）、盛岡地域福祉センター、玉山総合福祉センターにおいて、心身の発達に心配がある乳幼児と保護者を対象とし、早い時期から遊びや触れ合いを通して経験を積み、健やかな成長を目指すことを目的とする通園事業を実施します。また、ペアレント・トレーニング等を実施し、家族のスキル向上のための支援を行います。</p>							

151	障がい児個別支援ファイルの活用							
目的	こどもの心身の健全な育成、子育てに関する不安の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	<p>保健、医療、教育等関連機関との連携により、幼児期、学齢期等のライフステージを通じて切れ目のない支援が行われるための支援ツールである障がい児個別支援ファイル（「てとて」）について、ホームページ等を活用して情報発信を行いながら、利用促進に取り組みます。</p>							

152	発達支援保育事業							
目的	こどもの心身の健全な育成、子育てに関する不安の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	発達支援が必要とされる子どもについて、おためし保育や発達支援保育入所審査会を迅速に行うとともに、職員を配置する際の支援などを実施し、集団保育を行うことにより、健全な成長・発達の促進を図ります。							
Point	「おためし保育」とは？ 発達支援保育に先立ち、発達を支援する保育の必要性や集団での保育が可能かどうかを事前に確認するため、保育所で実施する3日程度の保育のことをいいます。							

153	特別支援教育事業							
目的	こどもの心身の健全な育成、子育てに関する不安の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
関連	盛岡市教育振興基本計画							
概要	小中学校に在籍している、特別な支援を必要とする児童生徒について、スクールアシスタントを適切に配置するとともに、特別支援教育担当指導による公開講座や校内研究会での指導助言、特別支援教育チーム委員による巡回相談支援により、特別支援教育コーディネーターを中心とした特別支援教育体制の充実や、教職員のスキルアップを図ります。							
Point	「特別な支援を必要とする児童生徒」とは？ 主に次のような特性が認められる児童生徒のことをいいます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 注意欠陥・多動性障がい（ADHD） 年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障がいで、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものをいいます。 ・ 学習障がい（LD） 基本的には全般的な知的発達の遅れはありませんが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すさまざまな状態を指します。 ・ 自閉スペクトラム症（ASD） 対人関係や社会的コミュニケーションの困難さ、特定のものや行動における反復性やこだわり、感覚の過敏さまたは鈍麻さなどの特性が見られる「自閉症」「アスペルガー症候群」「広汎性発達障害」などを総称した発達障害のひとつです。 							

154	子ども未来基金事業【こども・子育てへの理解が深まる活動】							
目的	こどもの心身の健全な育成、子育てに関する不安の軽減、地域における様々な主体による支援							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	本市の未来を担うこどもが、より健やかに成長することができる社会の実現に資するために設置された基金である「子ども未来基金」を活用し、ペアレント・トレーニングや、発達障がい児に関わりのある人を対象としたスキルアップ活動など、こどもへの関わり方や理解を深める活動のために、市民や企業・団体などが主体的に取り組む活動を公募し、その活動に対して補助を行います。							

155	重度心身障がい者医療費給付事業							
目的	こどもの心身の健全な育成、子育てに関する経済的負担の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	重度の心身障がいのある子ども・若者を対象に、医療費の一部を給付し、適正な医療を確保することにより、その健康保持と福祉の増進を図ります。							

156	中度身体障がい者医療費給付事業							
目的	こどもの心身の健全な育成、子育てに関する経済的負担の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	中度の心身障がいのある子ども・若者を対象に、医療費の一部を給付し、適正な医療を確保することにより、その健康保持と福祉の増進を図ります。							

157	介護給付等給付事業							
目的	こどもの心身の健全な育成、子育てに関する経済的負担の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	障がいのある在宅の子ども・若者と、その保護者を対象に、ホームヘルパーの派遣やデイサービスなどのサービスの提供や、短期入所（ショートステイ）などの利用についての給付を行います。							

158	訓練等給付事業							
目的	こどもの心身の健全な育成、子育てに関する経済的負担の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	障害のある人の身体機能及び生活能力の向上や、就労に必要な知識及び能力の向上を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する訓練等給付費を支給します。							

159	障がい児通所給付費等給付事業							
目的	こどもの心身の健全な育成、子育てに関する経済的負担の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	療育を行う必要があると認められる子ども・若者を対象に、日常生活や社会生活に必要な発達の支援を目的に、児童福祉法に規定する障害児通所支援給付費を支給します。							

160	日中一時支援事業							
目的	こどもの心身の健全な育成、子育てに関する身体的負担の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	障がいがある人を対象に、見守りや日常的な訓練、創作的活動などの機会を提供する日中一時支援事業所の利用に関する支給決定を行います。また、事業の利用を通じて、家族の就労支援や、日常的に介護をしている家族の一時的な休息を図ります。							

161	補装具・日常生活用具給付等事業							
目的	こどもの心身の健全な育成、子育てに関する経済的負担の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	障がいのある子ども・若者を対象に、身体の障がいの部分を補うための車イス等の補装具費を支給します。また、生活の利便を図るため、紙おむつ等の日常生活用具の給付を行います。							

162	難聴児補聴器購入費助成事業							
目的	こどもの心身の健全な育成、子育てに関する経済的負担の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴の子ども・若者の補聴器購入費用の一部を助成します。							

163	特別障害者手当等給付事業							
目的	こどもの心身の健全な育成、子育てに関する経済的負担の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	20歳未満で、日常生活において常時介護が必要な重度の障がいのある子ども・若者を対象に、障害児福祉手当を支給します。							

164	特別児童扶養手当支給事業							
目的	こどもの心身の健全な育成、子育てに関する経済的負担の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	精神や身体に障がいがあるため介護を必要とする20歳未満の子ども・若者を養育している父母または養育者に手当を支給します。							

165	医療的ケア児等コーディネーター等配置事業							
目的	こどもの心身の健全な育成、子育てに関する不安の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	人工呼吸器の装着など、日常生活を営むための医療的ケアを要する状態にある子ども・若者とその家族が、心身の状況に応じた適切な支援を受けるために、専任のコーディネーターが対応し、地域での生活をサポートします。							

166	医療的ケア児保育支援事業							
目的	こどもの心身の健全な育成、子育てに関する不安の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	医療的ケアを必要とするこどもの受入体制の整備を推進するため、保育所等における看護師 <small>かくたん</small> の配置や、保育士の喀痰吸引等に係る研修の受講等への支援を実施します。							

167	学校における医療的ケア体制の整備							
目的	こどもの心身の健全な育成、子育てに関する不安の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	医療的ケアを必要とする児童生徒が安心して学校生活を送ることができるように、看護師を十分確保し、体制を整備します。							

基本施策3-4 こどもの貧困の解消に向けた対策

■ 現状と課題

こどもの貧困は、経済的な面だけではなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、こどもの権利利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な課題です。

国の調査では、令和3年の相対的貧困率は15.4%、こどもの貧困率は11.5%であり、それぞれ改善傾向にあります。しかし、ひとり親世帯におけるこどもの貧困率は44.5%となっており、半数近くが貧困の状況にある状況です。

本市が実施した「ひとり親世帯の子どもの生活実態アンケート調査」においても、充実してほしいと考える子育てサービスについて、「子どもの教育のための経済的支援（60.17%）」や「生活のための経済的支援（53.11%）」などの経済的支援を回答する割合が高く、また、塾や習い事をしていない家庭の68.91%が「経済的に余裕がないから」という理由を回答する結果となりました。

このことから、こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないように、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないように、全てのこどもが夢と希望を持って成長していくことができる社会の実現を目指し、こどもの貧困の解消に向けた対策に取り組む必要があります。

■ 施策の方向性

貧困の状態にある家庭の経済的負担を軽減するための取組や、貧困の状態にあっても十分な学習機会や豊かな経験が得られるようにするための学習支援、修学資金の貸付などを行います。

また、ひとり親家庭の経済的な自立に向けて、就職に有利な資格を取得するための修業等を行う際の経済的負担の軽減や、経済的な自立に向けた就職のための支援を行います。

表 50 こどもの貧困の解消に向けた対策のための事業①

貧困の状態にある家庭の 経済的負担の軽減		こどもの将来の自立と 貧困の連鎖の防止
<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳幼児栄養食品支給 ・ フードドライブの推進 ・ 自立相談支援事業 ・ 勤労者融資事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多重債務者包括的支援プログラム ・ 消費者救済資金貸付 ・ 国民健康保険一部負担金助成事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就学援助事業 ・ 学習支援事業 ・ 就学相談支援事業 ・ 子ども未来基金事業〔学習支援〕

表 51 こどもの貧困の解消に向けた対策のための事業②

ひとり親家庭の経済的負担の軽減・経済的自立の支援	
<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当支給事業 ・ひとり親家庭等日常生活支援事業 ・母子父子寡婦福祉資金貸付事業 ・高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給事業 ・母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給事業 ・ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業 ・母子・父子自立支援プログラム策定事業

■ 目標指標

指 標	R5 現状値	R11目標値
児童扶養手当の受給資格者数に占める 支給停止者数の割合（3月末時点）	13.2%	（調整中）
【出典】盛岡市子ども青少年課による集計		

■ 取組・事業

168	乳幼児栄養食品支給							
目的	こどもの健康の保持と増進、貧困の状態にある家庭の経済的負担の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	市民税・県民税の非課税世帯と、均等割のみ課税されている世帯を対象に、栄養の援助を必要とする乳幼児に対して、生後4か月から満1歳に達する月まで、1月あたり粉乳1缶を支給します。							

169	フードドライブの推進							
目的	こどもの健康の保持と増進、貧困の状態にある家庭の経済的負担の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	各家庭で保管されたままになっている食料品を寄附することができるフードバンクポストを庁舎に設置し、少量の食料から寄附できる機会を広めることで、地域における支え合い活動を推進します。また、こどもが長期間給食を食べることができない夏休み・冬休みの期間における対策として実施される「緊急フードドライブ」への協力を行います。							

Point 「フードドライブ」とは？

生活に困窮している家庭や、食の支援を必要とする団体・福祉施設に、寄附や寄贈により集められた食料品を無償で提供する活動です。本市では、特定非営利活動法人フードバンク岩手との協力により実施しています。

170	自立相談支援事業							
目的	貧困の状態にある家庭の経済的負担の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業として、「盛岡市くらしの相談支援室」を設置し、長期失業等、さまざまな生活の課題を抱える相談者に対して、自立に向けた包括的、継続的な支援を行います。また、関係機関と連携のもと更なる周知を行い、潜在する生活困窮者の把握と支援に努めます。							

171	勤労者融資事業							
目的	貧困の状態にある家庭の経済的負担の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	勤労者の生活安定と福祉向上を目的とし、東北労働金庫に預託して、生活資金等の融資を行います。							

172	多重債務者包括的支援プログラム							
目的	貧困の状態にある家庭の経済的負担の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	各種相談において、多重債務者を把握したときに、消費生活センターへの相談を呼びかけ、弁護士会等との連携による多重債務の解消につなげるための取組を行います。消費生活センターへの相談後の状況を担当課間でフィードバックすることにより、生計の改善や社会とのつながりの回復に向けた包括的支援を行います。							

173	消費者救済資金貸付							
目的	貧困の状態にある家庭の経済的負担の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	相談者の生活再建を図ることを目的として、多重債務整理や消費者訴訟に要する資金、生活再建に要する資金の貸付けを行います。							

174	国民健康保険一部負担金助成事業							
目的	貧困の状態にある家庭の経済的負担の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	国民健康保険に加入している世帯の収入が、生活保護の基準最低生活費以下などの要件に該当し、一部負担金を支払ったことにより生計の維持が困難になった場合に、一部負担金の助成を行います。							

175	就学援助事業							
目的	こどもの将来の自立と貧困の連鎖の防止、貧困の状態にある家庭の経済的負担の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	経済的理由で就学が困難と認められる小・中学生の保護者を対象に、給食費や修学旅行費などの費用の一部を援助します。							

176	学習支援事業							
目的	こどもの将来の自立と貧困の連鎖の防止、貧困の状態にある家庭の経済的負担の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の中学生を対象に、高等学校進学に向けた学力の向上を図るための学習の場を提供します。無料の送迎支援の実施により、通所の利便性向上を図り、対象者が参加しやすくなるよう取り組みます。							

177	就学相談支援事業							
目的	こどもの将来の自立と貧困の連鎖の防止、貧困の状態にある家庭の経済的負担の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の中学生・高校生とその保護者を対象に、生徒の将来の自立と貧困の連鎖の防止を図るため、相談員による就学継続・高校卒業に向けた支援を行います。							

178	子ども未来基金事業【学習支援】							
目的	こどもの居場所の確保、こどもの将来の自立と貧困の連鎖の防止、地域における様々な主体による支援							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	本市の未来を担うこどもが、より健やかに成長することができる社会の実現に資するために設置された基金である「子ども未来基金」を活用し、生まれ育った家庭の事情等に左右されず、こども・若者が多様な大人と出会い、十分な学習機会や豊かな経験を得られるようにする学習支援のために、市民や企業・団体などが主体的に取り組む活動を公募し、その活動に対する補助を行います。							

179	児童扶養手当支給事業							
目的	こどもの健全な育成、ひとり親家庭の経済的負担の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていないこどもが育成される家庭の生活の安定と自立の促進、こどもの福祉の増進を図ることを目的として、ひとり親家庭におけるこどもの養育者に、児童扶養手当を支給します。							

180	ひとり親家庭等日常生活支援事業							
目的	こどもの健全な育成、ひとり親家庭の経済的負担の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	母子家庭の母や父子家庭の父、寡婦が、一時的に生活援助、保育サービスを必要としている場合や、生活環境等の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員の派遣等を行います。							

181	母子父子寡婦福祉資金貸付事業							
目的	こどもの健全な育成、ひとり親家庭の経済的負担の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	母子家庭等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せて児童の福祉の増進を目的として、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、就学資金等の福祉資金の貸付けを行います。							

182	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業							
目的	こどもの健全な育成、ひとり親家庭の経済的負担の軽減							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	高卒認定試験の合格を目指すひとり親家庭の親とこどもに対して、高等学校卒業程度認定試験の合格に向けた講座を受講する費用の一部助成を行うことにより、ひとり親家庭の親子の学び直しの機会の確保を図ります。							

183	母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給事業							
目的	ひとり親家庭の経済的自立							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	母子家庭の母や父子家庭の父の主体的な能力開発の取組みを支援するため、対象となる教育訓練講座を受講し、修了した場合に、その経費の一部に対して給付金を支給します。							

184	母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給事業							
目的	ひとり親家庭の経済的自立							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	母子家庭の母や父子家庭の父が、就職の際に有利となる資格の取得を目指して養成機関で修業する場合に、その期間の生活費に対して給付金を支給します。							

185	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業							
目的	ひとり親家庭の経済的自立							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	母子家庭の母や父子家庭の父の家庭の状況、職業適性、就業経験等に応じて、就業相談や就業支援講習、養育費に関する相談など、就業や自立に向けた支援サービスを提供するひとり親家庭等就業・自立支援センターの運営を行います。							

186	母子・父子自立支援プログラム策定事業							
目的	ひとり親家庭の経済的自立							
対象	妊娠期	出産・産後期	子育て期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	<p>児童扶養手当受給者等の個々の状況やニーズに応じ、自立目標や支援内容等について自立支援計画書を策定し、ハローワークと連携の上、きめ細やかな自立及び就労支援を行います。</p>							

基本目標4

地域全体で子育てへの不安や負担を 軽減するための環境づくり

基本施策4-1 子育ての不安を軽減するための支援の充実

基本施策4-2 子育てのための経済的支援の充実

基本施策4-3 地域ぐるみで取り組む子育て支援の推進

基本施策4-1 子育ての不安を軽減するための支援の充実

■ 現状と課題

本市が行ったニーズ調査結果において、子育てについて「楽しい」と感じることの方が多く」と回答した保護者の割合は6割を超えていますが、平成30年度（2018年度）に実施した前回調査の結果との大きな違いはないことから、子育てをつらいと感じている保護者に対する支援の充実が必要な状況が続いています。

子育てについての不安は、出産以前に乳幼児に接する経験や機会の減少、SNS等のインターネットを通じて得た情報による迷い、子育てに対する過度な使命感などによるものや、身体的・体力的な疲れ、産後うつ、仕事との両立についての悩み、核家族化による孤立した育児の問題などさまざまな要因が考えられます。

また、発達に特性のある子どもや、発達に遅れの見られる子どもが増加傾向にあることから、子どもの発達に関する悩みを抱える保護者に対する支援や、障がい児・医療的ケア児等を育てる家庭が抱える不安を解消するための取組が求められています。

■ 施策の方向性

子育てに関する相談支援体制の充実により、妊娠、出産、子育てに関する不安や孤立感を軽減し、安心して子どもを産み育てられるとともに、保護者がしっかりと子どもと向き合い、子どもの成長に喜びや生きがいを感じながら、子どもの育ちを支えることができる環境づくりを進めます。

■ 目標指標

指 標	R5現状値	R11目標値
妊婦健康診査受診率	98.9%	98.9%
【出典】盛岡市母子健康課による集計		
3歳児健康診査受診率	100%	100%
【出典】盛岡市母子健康課による集計		

■ 取組・事業

187	子育てに関する相談支援体制の整備																					
概要	<p>妊娠期から、身近な場所や各種健康診査の機会において相談に応じるとともに、乳児家庭への全戸訪問を実施することにより、妊娠期から出産、子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援を提供できる体制を構築し、子育て家庭が必要な支援や情報提供を受けられる機会を確保します。</p> <p><妊娠期から出産、子育て期までにわたる相談支援体制></p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">妊娠期</th> <th style="width: 33%;">出産・産後期 (1歳未満)</th> <th style="width: 33%;">子育て期 (1歳～5歳)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>母子健康手帳交付</td> <td>乳児家庭全戸訪問事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>妊婦相談事業</td> <td colspan="2">子育て相談</td> </tr> <tr> <td colspan="3">妊婦等包括相談支援事業</td> </tr> <tr> <td colspan="3">性と健康の相談事業（ママの安心テレホン）</td> </tr> <tr> <td>妊婦健康診査事業</td> <td>産婦健康診査事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">乳幼児健康診査事業</td> </tr> </tbody> </table>	妊娠期	出産・産後期 (1歳未満)	子育て期 (1歳～5歳)	母子健康手帳交付	乳児家庭全戸訪問事業		妊婦相談事業	子育て相談		妊婦等包括相談支援事業			性と健康の相談事業（ママの安心テレホン）			妊婦健康診査事業	産婦健康診査事業		乳幼児健康診査事業		
妊娠期	出産・産後期 (1歳未満)	子育て期 (1歳～5歳)																				
母子健康手帳交付	乳児家庭全戸訪問事業																					
妊婦相談事業	子育て相談																					
妊婦等包括相談支援事業																						
性と健康の相談事業（ママの安心テレホン）																						
妊婦健康診査事業	産婦健康診査事業																					
乳幼児健康診査事業																						
主な対象事業（再掲）	<p>母子健康手帳交付・妊婦相談事業</p> <p>こども家庭センター等の窓口で、母子健康手帳と妊婦一般健康診査受診票等を交付します。また、交付の際に、妊娠中の健康管理について、保健師等による相談や支援を行います。</p> <p>乳児家庭全戸訪問事業</p> <p>生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、妊娠経過、分娩状況、出生時の状況、母子の現在の状況、育児環境、新生児聴覚検査結果、母親の産後のうつ傾向等の状況を確認するとともに、必要に応じた情報提供や支援を行います。</p> <p>子育て相談</p> <p>身体計測や、育児相談、心身の発育・発達相談、栄養相談、歯科相談などの保健師・栄養士等による保健指導や個別相談を、市保健所、玉山総合福祉センター等で毎月開催します。</p> <p>妊婦等包括相談支援事業</p> <p>出産や育児などの見通しを立てるための面談やその後の継続的な情報発信等を実施し、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を実施し、妊娠期から子育てまで、一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぎます。</p> <p>性と健康の相談事業（ママの安心テレホン）</p> <p>妊娠・出産・育児及び性や生殖に関する悩みや健康に対する不安を持つ方が、助産師や保健師に気軽に相談できる専用電話を設置します。</p>																					

主な 対象 事業 (再掲)	妊婦健康診査事業
	妊娠中における母子の健康状態を定期的に確認することにより、出産におけるリスクを軽減するため、市内の産科医療機関等において受診した妊婦健診14回分と子宮がん健診1回分について助成を行います。
	産婦健康診査事業
	産後うつ予防や新生児への虐待予防等のほか、支援が必要な産婦の把握を図るために、産後の2週間後と1か月後における産婦健康診査2回分の費用を助成します。
主な 対象 事業 (再掲)	乳幼児健康診査事業
	1歳6か月児、3歳児を対象とする集団健診と、1～2か月児、3～4か月児、6～7か月児、9～10か月児、1歳児、1歳6か月児、2歳児、3歳児を対象とする医療機関での個別健診（1歳6か月児と3歳児は二次健診）を行い、こどもの疾病や、発育発達・育児環境上の問題の早期発見につなげます。 また、健康診査の結果、発育発達において要支援となったこどもとその保護者を対象に、精神発達専門員による個別相談（ちびっこ相談）を実施します。

188	仕事と子育ての両立・子育ての疲労感の軽減のための支援
概要	仕事と子育てを両立しにくい職場環境や、家庭内において育児負担が女性に集中している現状から、子育てに対する不安や負担、孤立感を感じている家庭が、保育園・幼稚園・認定こども園等による預かり等のサービスを受けるとともに、夫婦の相互協力による子育てを地域社会全体で支援する体制を構築し、共働き・共育てを推進します。
主な 対象 事業 (再掲)	延長保育事業
	保護者の勤務時間や通勤時間等の事情に対応するため、保育所、認定こども園、小規模保育事業施設等において、保育標準時間（主に午前7時から午後6時まで）以外における保育を必要とするこどもの保育を行います。
	幼稚園型一時預かり事業
	幼稚園において、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、入園しているこどものうち、希望する保護者のこどもを対象に保育を行います。
主な 対象 事業 (再掲)	休日保育事業
	休日（日曜日、祝日、年末年始）における保護者の就労等により保育を必要とするこどもの保育を行います。

主な 対象 事業 (再掲)	病児保育事業
	<p>病気や病後のこどもを保護者が家庭で保育できない場合に、病院に付設された専用スペースなどにおいて、看護師等が一時的に保育を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 病児保育・病後児保育 病気回復期及び病気の回復期に至らない、保育を必要とするこども（小学校に就学しているこどもまでが対象）の一時的な預かり保育を行います。 ・ 体調不良児対応型 保育所に通所しているこどもが保育中に体調不良となった場合に、保護者が迎えに来るまでの間、保育所において緊急的な対応及び保健的な対応を図りながら、保育を行います。
	ファミリー・サポート・センター事業
	<p>こどもの預かり等の援助を受けたい人（依頼会員）と援助を行いたい人（提供会員）との相互援助活動に関する連絡や調整を行うことで、病児・病後児の預かりや、早朝・夜間等の緊急時の預かりなどの多様なニーズに対応します。</p>
	一時預かり事業
	<p>こどもが保育所等に入所していない家庭において、こどもの保育が一時的に困難になる場合や、保護者の疾病等により緊急にこどもの保育を必要とする場合などに、こどもを一時的に保育所等で保育します。</p>
	子育て短期支援事業
	<p>保護者の疾病や仕事等での不在により、家庭においてこどもを養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等でこどもを一時的に養育します。原則として7日間を上限とする短期入所生活援助（ショートステイ）と、保護者が仕事その他の理由により不在となる期間又は緊急の必要がなくなるまでの期間における夜間養護（トワイライトステイ）を行います。</p>
	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
	<p>0歳6か月から満3歳未満までのこどもを対象に、保護者の就労要件を問わず、月ごとに一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位で柔軟に保育を利用することができる「こども誰でも通園制度」による保育を実施します。</p>
日中一時支援事業	
<p>障がいがある人を対象に、見守りや日常的な訓練、創作的活動などの機会を提供する日中一時支援事業所の利用に関する支給決定を行います。また、事業の利用を通じて、家族の就労支援や、日常的に介護をしている家族の一時的な休息を図ります。</p>	
産後ケア事業	
<p>出産後1年以内の母子であって、産後ケアを必要とする者に対し、助産師が医療機関や自宅において、保健指導、授乳指導、心理的ケアや育児に関する指導や支援を行います。</p>	

主な 事業 内容 (再掲)	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
	<p>保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校の児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供してその健全な育成を図ります。</p> <p>また、必要とする児童が利用することができるよう、小学校区ごとのニーズを把握しながら、必要な量の整備と質の向上に取り組みます。</p>
	児童館管理運営事業
	<p>こどもの心身の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に、こどもに健全な遊びを提供する屋内型の児童厚生施設である児童館・児童センターの管理運営を行います。</p> <p>児童館・児童センターは、全ての小学校区に設置されており、こどもの置かれている環境や状況に関わりなく、誰でも利用できる施設として運営し、就労等の理由により昼間に保護者が家庭にいない世帯におけるこどもの放課後の居場所を提供するとともに、地域における児童福祉活動の拠点施設としての役割を果たします。</p>
	こども食堂支援事業
	<p>こどもの「孤食」の解決や、こどもと大人たちのつながり、地域のコミュニティの連携を目的として、こどもやその保護者及び地域住民に対し、無料または安価で食事等を提供するなどの社会活動を行うこども食堂の運営に対する補助を行います。</p> <p>こどもの置かれている環境や状況に関わりなく、気軽に立ち寄ることができる安心・安全な居場所とするとともに、地域のコミュニティによる丁寧できめ細やかなこどもの見守りを促進するために、全ての小学校区にこども食堂が開設されることを目指し、開設を促すための周知活動や、「こどもの居場所づくりネットワークいわて」との連携により、開設支援を行います。</p>
	ワーク・ライフ・バランスの推進
	<p>事業所において、ワーク・ライフ・バランスの取組が実現するよう、必要性やメリットなどの啓発を行うとともに、職場風土づくり等、環境整備のための取組支援を行います。また、イクボスなど多様な人材を活かすマネジメントの実践を普及するため、経営者や管理職向けの講座や情報提供を行います。</p>
パパママ教室	
<p>育児を協力して行おうという意識付けの機会を提供するために、初めて妊娠・子育てをする保護者に対し、赤ちゃんとの生活についての講話のほか、妊婦体験ジャケットや赤ちゃん人形を使用した体験を提供します。</p>	

189	障がい児・医療的ケア児等の子育てに関する不安の軽減
概要	<p>こども基本法に加え、障害者の権利に関する条約の理念を踏まえ、障害のあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、それぞれのこども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援します。</p> <p>また、医療的ケア児などの専門的支援が必要なこども・若者とその家族への対応のための地域における連携体制を強化します。</p>
主な対象事業 (再掲)	乳幼児総合診査事業（もりっこ健診）
	<p>心身の発達に障がい疑われる乳幼児の早期発見、早期療育を図るために、小児科医、作業療法士、精神発達専門員等の専門員が総合的に診査するとともに、適切な指導支援を実施します。</p> <p>また、受診の結果、発達面の遅れが認められる乳幼児と保護者に対して、遊びと相談の場を提供し、療育指導を行うための親子教室や個別相談を実施します。</p>
	親子通園事業
	<p>児童発達支援センター（盛岡ひまわり学園）、盛岡地域福祉センター、玉山総合福祉センターにおいて、心身の発達に心配がある乳幼児と保護者を対象とし、早い時期から遊びや触れ合いを通して経験を積み、健やかな成長を目指すことを目的とする通園事業を実施します。また、ペアレント・トレーニング等を実施し、家族のスキル向上のための支援を行います。</p>
	障がい児個別支援ファイルの活用
	<p>保健、医療、教育等関連機関との連携により、幼児期、学齢期等のライフステージを通じて切れ目のない支援が行われるための支援ツールである障がい児個別支援ファイル（「てとて」）について、ホームページ等を活用して情報発信を行いながら、利用促進に取り組みます。</p>
	発達支援保育事業
	<p>発達支援が必要とされるこどもについて、おためし保育や発達支援保育入所審査会を迅速に行うとともに、職員を配置する際の支援などを実施し、集団保育を行うことにより、健全な成長・発達の促進を図ります。</p>
特別支援教育	
<p>小中学校に在籍している、特別な支援を必要とする児童生徒について、スクールアシスタントを適切に配置するとともに、特別支援教育担当指導による公開講座や校内研究会での指導助言、特別支援教育チーム委員による巡回相談支援により、特別支援教育コーディネーターを中心とした特別支援教育体制の充実や、教職員のスキルアップを図ります。</p>	

主な 対象 事業 (再掲)	医療的ケア児等コーディネーター等配置事業
	人工呼吸器の装着など、日常生活を営むための医療的ケアを要する状態にある子ども・若者とその家族が、心身の状況に応じた適切な支援を受けるために、専任のコーディネーターが対応し、地域での生活をサポートします。
	医療的ケア児保育支援事業
	医療的ケアを必要とするこどもの受入体制の整備を推進するため、保育所等における看護師の配置や、保育士の ^{かくだん} 喀痰吸引等に係る研修の受講等への支援を実施します。
	学校における医療的ケア体制の整備
医療的ケアを必要とする児童生徒が安心して学校生活を送ることができるように、看護師を十分確保し、体制を整備します。	

基本施策4-2 子育てのための経済的支援の充実

■ 現状と課題

子育てのための経済的支援については、岩手県との連携による幼児教育・保育の無償化の推進や、児童手当の拡充、高校生相当年齢までの医療費助成の対象拡大など、様々な取組を実施しておりますが、子育ての不安や負担の理由として、経済的な負担の大きさを挙げる声が多く聞かれています。

本市が行ったニーズ調査においても、子育てを「つらい」と感じる理由として、「経済的に苦しいため」と回答した保護者の割合は、幼児期のこどもの保護者が20.40%（前回調査結果14.17%）、学童期のこどもの保護者が30.82%（前回調査結果22.65%）と、他の理由に比べて前回調査から最も増加する結果となりました。

また、ひとり親家庭を対象に行ったアンケート調査においては、充実してほしい子育てサービスについて、「子どもの教育のための経済的支援（60.17%）」、「生活のための経済的支援（53.11%）」と回答した保護者の割合が半数を超える結果となりました。

■ 施策の方向性

妊娠・出産・子育て期にわたり、母子の健康の保持・増進を図り、こどもを生み育てる環境を充実させるための経済的支援を行うとともに、医療費の負担軽減、障がいのあるこども・若者が必要な医療・介護等を受けるための支援のほか、貧困の状態にある家庭における貧困の解消に向けた取組を行います。

■ 目標指標

指 標	R5現状値	R11目標値
医療費助成の1人当たりの給付金額	29,235円	29,235円
【出典】盛岡市医療助成年金課による集計		
こども食堂が開設された小学校区数	19小学校区	39小学校区
【出典】盛岡市子ども青少年課による集計		

■ 取組・事業

190	母子の健康の保持・増進を図るための経済的支援
概要	<p>乳幼児の発育・発達や健康の維持・増進、疾病の予防を図るとともに、悩みを抱える保護者等を早期に発見し、相談支援につなげることにより、児童虐待の予防や早期発見にも資するよう、妊婦健診、乳幼児健診等を推進するための経済的支援を行います。</p> <p>また、こどもの成長に必要な栄養を摂取するための食事の機会を確保するためのフードドライブの推進や、こども食堂の運営支援を行います。</p>
主な 対象 事業 (再掲)	妊婦健康診査事業
	<p>妊娠中における母子の健康状態を定期的に確認することにより、出産におけるリスクを軽減するため、市内の産科医療機関等において受診した妊婦健診14回分と子宮がん健診1回分について助成を行います。</p>
	母子歯科保健事業
	<p>妊娠中や出産後における母親の健康状態の保持と、乳歯等の健全な育成や機能の維持向上による乳幼児の健やかな成長と発達を図るために、妊婦と産後1年以内の女性を対象とする妊産婦歯科健診と幼児歯科健診を行います。</p>
	産婦健康診査
	<p>産後うつや新生児への虐待予防等のほか、支援が必要な産婦の把握を図るために、産後の2週間後と1か月後における産婦健康診査2回分の費用を助成します。</p>
	新生児聴覚検査
	<p>新生児期（生後1か月未満）における聴覚検査の実施により、早期に難聴が発見され、適切な支援を受けることによって、音声言語の発達への影響が最小限に抑えられるようにするため、医療機関で受けた聴覚検査の費用を助成します。</p>
	乳幼児栄養食品支給
<p>市民税・県民税の非課税世帯と、均等割のみ課税されている世帯を対象に、栄養の援助を必要とする乳幼児に対して、生後4か月から満1歳に達する月まで、1月あたり粉乳1缶を支給します。</p>	
フードドライブの推進	
<p>各家庭で手付かずになっている食料品を寄附することができるフードバンクポストを庁舎に設置し、少量の食料から寄附できる機会を広めることで、地域における支え合い活動を推進します。また、こどもが長期間給食を食べることができない夏休み・冬休みの期間における対策として実施される「緊急フードドライブ」への協力を行います。</p>	

	こども食堂支援事業
	<p>こどもの「孤食」の解決や、こどもと大人たちのつながり、地域のコミュニティの連携を目的として、こどもやその保護者及び地域住民に対し、無料または安価で食事等を提供するなどの社会活動を行うこども食堂の運営に対する補助を行います。</p> <p>こどもの置かれている環境や状況に関わりなく、気軽に立ち寄ることができる安心・安全な居場所とするとともに、地域のコミュニティによる丁寧できめ細やかなこどもの見守りを促進するために、全ての小学校区にこども食堂が開設されることを目指し、開設を促すための周知活動や、「こどもの居場所づくりネットワークいわて」との連携により、開設支援を行います。</p>
191	こどもを生き育てる環境を充実させるための経済的支援
概要	<p>こどもを生き育てることを経済的な理由で諦めることなく、安心感を持って子育てをすることができるように、妊娠期から出産、子育て期における経済的負担を軽減するための支援を行います。</p>
主な対象事業(再掲)	妊婦のための支援給付
	<p>妊娠期の負担を軽減するため、妊婦であることの認定の際と、妊娠しているこどもの人数の届出の際に支援金の給付を行うとともに、妊婦等包括相談支援事業と組み合わせで総合的な支援を効果的に行います。</p>
	不妊に悩む方への特定治療支援事業
	<p>特定不妊治療及び男性不妊治療に係る交通費の一部助成や先進医療に位置づけられる不育症検査の費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図ります。また、岩手・盛岡不妊専門相談センターを岩手県と共同設置し、不妊症・不育症に関する専門的相談体制を整備します。</p>
	保育料の軽減等
	<p>幼児教育・保育の無償化の対象とならない3歳未満の子どもの保育料や、実費徴収となった3歳以上の子どもの副食費について、経済的負担を軽減します。また、所得減少等により保育料が納付困難となった場合や、児童の疾病等の事情により欠席した場合等について、保育料を減免します。</p>
	実費徴収に係る補足給付を行う事業
<p>新制度に移行していない幼稚園に通うこどものうち、年収550万円未満相当世帯のこどもと、第3子以降のこどもの副食（おかず、おやつ等）の費用を助成します。</p>	
放課後児童クラブ利用給付金事業	
<p>放課後児童クラブをきょうだいで利用する世帯や、経済的な理由により入所が困難な児童の保護者に対して、利用料等の一部を補助します。</p>	

主な 対象 事業 (再掲)	児童手当支給事業
	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、18歳に達する年度の年度末までの間にあるこどもの養育者に児童手当を支給します。
	子育て応援在宅育児支援金支給事業
	子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、希望するこどもの数を実現できる環境を整備するため、生後8週間から満3歳未満までの第2子以降のこどもについて、保育所等を利用していない在宅で育児をする世帯に対して、支援金を給付します。

192	医療費の負担を軽減するための経済的支援
概要	医療が必要なこども・若者の治療の機会を確保し、安心してこどもを生子、健やかに育てることができる環境づくりを推進するため、医療費の負担を軽減するための支援を行います。
主な 対象 事業 (再掲)	予防接種事業
	予防接種法に基づき、全額公費負担により、乳幼児・児童・生徒等の疾病予防を目的として各種定期接種を実施します。
	幼児等インフルエンザ予防接種補助事業
	生後6カ月から中学生までのこどもを対象として、インフルエンザ予防接種の接種費用を助成します。
	乳幼児医療費給付事業
	乳幼児が受診した医療について、医療費の一部を給付し、適正な医療の確保を図ります。
	小学生医療費給付事業
	小学生が受診した医療について、医療費の一部を給付し、適正な医療の確保を図ります。
	中学生医療費給付事業
	中学生が受診した医療について、医療費の一部を給付し、適正な医療の確保を図ります。
高校生等医療費給付事業	
高校生相当年齢のこども・若者が受診した医療について、医療費の一部を給付し、適正な医療の確保を図ります。	
妊産婦医療費給付事業	
妊産婦が受診した医療について、医療費の一部を給付し、適正な医療の確保を図ります。	

主な 対象 事業 (再掲)	ひとり親家庭等医療費給付事業
	ひとり親家庭等の親子等が受診した医療について、医療費の一部を給付し、適正な医療の確保を図ります。
	未熟児養育医療給付事業
	未熟児が生後速やかに養育に必要な医療を受けることができるようにするため、出生体重が2,000グラム以下または医師が治療の必要を認めた未熟児が、指定医療機関に入院する際の医療費に対する給付を行います。
小児慢性特定疾病対策事業	小児慢性特定疾病対策事業
	小児がんなどの国が定める小児慢性特定疾病（児童期に発症し、生命を長期に脅かし慢性に経過する疾病で、症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させるとともに、長期にわたって高額な医療費の負担が続くもの）に罹患した18歳未満（引き続き治療が必要と認められた場合は、20歳未満）のこども・若者を対象に、治療のための医療費の助成や日常生活用具の給付、相談支援を行います。

193	障がいのあるこども・若者が必要な医療・介護等を受けるための経済的支援
概要	障がいのあるこども・若者や、発達に特性のあるこども・若者が、住み慣れた地域において自立した生活を営みながら安心して暮らすために必要となる医療や介護等を受けるために必要となる経済的な支援を行います。
主な 対象 事業 (再掲)	重度心身障がい者医療費給付事業
	重度の心身障がいのあるこども・若者を対象に、医療費の一部を給付し、適正な医療を確保することにより、その健康保持と福祉の増進を図ります。
	中度身体障がい者医療費給付事業
	中度の心身障がいのあるこども・若者を対象に、医療費の一部を給付し、適正な医療を確保することにより、その健康保持と福祉の増進を図ります。
	介護給付等給付事業
	障がいのある在宅のこども・若者と、その保護者を対象に、ホームヘルパーの派遣やデイサービスなどのサービスの提供や、短期入所（ショートステイ）などの利用についての給付を行います。
	訓練等給付事業
障害のある人の身体機能及び生活能力の向上や、就労に必要な知識及び能力の向上を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する訓練等給付費を支給します。	
障がい児通所給付費等給付事業	
療育を行う必要があると認められるこども・若者を対象に、日常生活や社会生活に必要な発達の支援を目的に、児童福祉法に規定する障害児通所支援給付費を支給します。	

主な 対象 事業 (再掲)	補装具・日常生活用具給付等事業
	障がいのあるこども・若者を対象に、身体の障がいの部分を補うための車イス等の補装具費を支給します。また、生活の利便を図るため、紙おむつ等の日常生活用具の給付を行います。
	難聴児補聴器購入費助成事業
	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴のこども・若者の補聴器購入費用の一部を助成します。
	特別障害者手当等給付事業（障害児福祉手当の給付）
	20歳未満で、日常生活において常時介護が必要な重度の障がいのあるこども・若者を対象に、障害児福祉手当を支給します。
	特別児童扶養手当支給事業
精神や身体に障がいがあるため介護を必要とする20歳未満のこども・若者を養育している父母または養育者に手当を支給します。	
育成医療費給付事業	
身体上の障がいを有するこども・若者又は現存する障がいを放置すると将来障がいを残すと認められるこども・若者が、生活能力を得るために指定医療機関で治療する際に要する費用に対する給付を行います。	

194	貧困の状態にある家庭に向けた経済的支援
概要	こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することのない社会の実現を目指し、貧困の状態にある家庭に向けた経済的な支援を行います。
主な 対象 事業 (再掲)	勤労者融資事業
	勤労者の生活安定と福祉向上を目的とし、東北労働金庫に預託して、生活資金等の融資を行います。
	消費者救済資金貸付
	相談者の生活再建を図ることを目的として、多重債務整理や消費者訴訟に要する資金、生活再建に要する資金の貸付けを行います。
	国民健康保険一部負担金助成事業
国民健康保険に加入している世帯の収入が、生活保護の基準最低生活費以下などの要件に該当し、一部負担金を支払ったことにより生計の維持が困難になった場合に、一部負担金の助成を行います。	
就学援助事業	
経済的理由で就学が困難と認められる小・中学生の保護者を対象に、給食費や修学旅行費などの費用の一部を援助します。	

主な 対象 事業 (再掲)	学習支援事業
	<p>生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の中学生を対象に、高等学校進学に向けた学力の向上を図るための学習の場を提供します。無料の送迎支援の実施により、通所の利便性向上を図り、対象者が参加しやすくなるよう取り組みます。</p>
	就学相談支援事業
	<p>生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の中学生・高校生とその保護者を対象に、生徒の将来の自立と貧困の連鎖の防止を図るため、相談員による就学継続・高校卒業に向けた支援を行います。</p>
	児童扶養手当支給事業
	<p>父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていないこどもが育成される家庭の生活の安定と自立の促進、こどもの福祉の増進を図ることを目的として、ひとり親家庭におけるこどもの養育者に、児童扶養手当を支給します。</p>
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業
<p>母子家庭等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せて児童の福祉の増進を目的として、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、就学資金等の福祉資金の貸付けを行います。</p>	
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	
<p>高卒認定試験の合格を目指すひとり親家庭の親子に対して、高等学校卒業程度認定試験の合格に向けた講座を受講する費用の一部助成を行うことにより、ひとり親家庭の親子の学び直しの機会の確保を図ります。</p>	

基本施策4-3 地域ぐるみで取り組む子育て支援の推進

■ 現状と課題

少子化や地域のつながりの希薄化が進む中で、孤立しない子育てのためには、日常生活の中で気軽に声を掛け合い、互いに助け合うことのできるつながりが重要です。

また、子育て家庭同士でのつながりだけでなく、様々な世代や立場の方に、子育て家庭に目を向けてもらい、子育て家庭や子ども・若者を温かく見守る地域づくりを進めていくことが必要です。

そして、子どもが病気になったときや、子どもが一人で過ごさなければならないときなど、子育て家庭にとっての困り事や悩み事について、地域社会における様々な主体による子育て支援を受けることができる環境が必要となっています。

■ 施策の方向性

地域社会における様々な主体による子育て応援の活性化に向けた取組を行うとともに、子ども・若者の育成支援や見守り体制の充実など、地域ぐるみで子育て支援を推進していくための体制づくりを行います。

■ 目標指標

指 標	R5現状値	R11目標値
子どもまんなか応援サポーターへの参加数（累計）	なし	100（人・者）

【出典】盛岡市子ども青少年課による集計

■ 取組・事業

195	地域の様々な主体による子育て応援の活性化のための取組
概要	<p>子育てを応援する地域や企業による取組を活性化するため、取組に協力する個人、団体・企業を募集するとともに、それぞれの取組についての情報発信を通じて、子どもや子育て家庭を社会全体で支える気運の醸成を図ります。</p>
主な 対象 事業 (再掲)	子どもまんなか応援サポーター事業
	<p>子ども・若者が幸福な生活を送るために、子ども・若者が様々な体験や経験を得る機会を創り出すとともに、子育て家庭が気兼ねなく様々な制度やサービスを利用できるようにする「子どもまんなかアクション」に取り組む「子どもまんなか応援サポーター」に参加する個人、団体・企業を募集し、それぞれの取組を発信することにより、地域における子どもまんなか社会の実現に向けた取組を推進します。</p>
	子ども未来基金事業
	<p>本市の未来を担う子どもが、より健やかに成長することができる社会の実現に資するために設置された基金である「子ども未来基金」を活用し、市民や企業・団体などが主体的に取り組む子ども・若者と子育て家庭への支援活動を公募し、審査会による事業採択を受けた活動に補助を行います。</p>
	子ども・子育て情報発信事業
	<p>子育て世代が得られる子どもや子育て支援に関する情報の充実を図るために、子育て世代に親和性の高いスマートフォン等で利用可能な子育て応援アプリ「母子も」の電子母子健康手帳による多様な機能の提供や、子どもの成長に合わせた地域の子育て情報の発信のほか、市の公式LINEアカウントにおける子育てに関するメニューからの情報発信により、地域における各種子育て支援の取組の活性化と利用促進を図ります。</p>
196	地域の様々な主体による子ども・若者の育成支援
概要	<p>子ども・若者の健やかな成長と、子育ての不安や負担を軽減するための育成支援の担い手の確保を図ることにより、地域における子育て支援や、子ども・若者の将来の自立につながる自己形成支援を推進します。</p>
主な 対象 事業 (再掲)	ファミリー・サポート・センター事業
	<p>子どもの預かり等の援助を受けたい人（依頼会員）と援助を行いたい人（提供会員）との相互援助活動に関する連絡や調整を行うことで、病児・病後児の預かりや、早朝・夜間等の緊急時の預かりなどの多様なニーズに対応します。</p>
	子育て支援員研修事業
	<p>小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等に従事可能となる「子育て支援員」の育成を図るため、岩手県との連携を図りながら、必要な研修の提供を推進します。</p>

主な 対象 事業 (再掲)	母親クラブ活動育成事業
	児童館・児童センターを拠点として各地域の保護者が実施する親子と各世代間との交流、文化活動や、食育講座などのこどもの養育に関する研修活動、こどもの事故防止等を目的とする交通安全教室などの母親クラブの活動に対する補助を行い、地域住民の積極的な参加による地域組織活動の促進と、こどもの体験機会の創出を図ります。
	食生活改善推進員地区活動事業
	こども・若者に限らず、幅広い年代を対象に、栄養教室や講習会で研修した知識や調理方法を普及するなど、食を通じた健康づくりのためのボランティア活動を行う食生活改善推進員が、地域の実情に合わせ、町内会や児童センター等の関係機関と連携を図りながら食に関する周知啓発を行います。
	少年指導員事業
	子ども会・子ども会育成会活動を通じて、こどもが社会性を身につけるための支援をするボランティアである少年指導員を養成し、本の読み聞かせやクラフト、映画会、野外活動、リーダー養成などの担い手としての活動を行います。
	部活動の地域移行事業
	部活動の目的を十分に果たし、生徒にとって望ましい休日の活動環境となるよう、運動部活動及び文化部活動に係る生徒・教員・保護者のニーズや地域の実情についての状況把握等を行い、各地域や種目に応じた地域移行や、学校を中心とした地域連携などの様々なパターンを想定し、慎重かつ丁寧に検討を進めます。
197	地域の様々な主体によるこども・若者の見守り体制の充実
概要	共働き世帯の一般化やひとり親家庭の増加が進んでいることから、こども・若者が安心・安全に過ごすことのできる場を確保するため、地域の様々な主体の協力による見守り体制の充実を図ります。
主な 対象 事業 (再掲)	児童委員活動事業
	児童委員が、市内各区域において、児童及び妊産婦の生活や取り巻く環境の状況把握、福祉保健サービスを適切に管理するために必要な情報の提供、その他援助及び指導を行います。また、主任児童委員が、児童福祉に係る機関と児童委員との連絡調整を行うとともに、児童委員活動に対する援助及び協力を行います。
	また、主任児童委員・児童委員が中心となり、主に在宅で子育てをしている親子を対象として、地域住民との交流の機会の提供や、子育てに関する悩みの相談など、地域における支え合い・助け合いを目的としたサロン活動を行います。

主な 対象 事業 (再掲)	見守り協定
	<p>市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、電気、ガス、新聞販売店等の事業者と、「地域において支援を必要とする者の把握に関する協定（見守り協定）」を締結し、普段の業務の中で異変を把握したときや、支援を必要とする者を把握したときに、支援につなげることができる体制を確保します。</p>
	こども食堂支援事業
	<p>こどもの「孤食」の解決や、こどもと大人たちのつながり、地域のコミュニティの連携を目的として、こどもやその保護者及び地域住民に対し、無料または安価で食事等を提供するなどの社会活動を行うこども食堂の運営に対する補助を行います。</p> <p>こどもの置かれている環境や状況に関わりなく、気軽に立ち寄ることができる安心・安全な居場所とするとともに、地域のコミュニティによる丁寧できめ細やかなこどもの見守りを促進するために、全ての小学校区にこども食堂が開設されることを目指し、開設を促すための周知活動や、「こどもの居場所づくりネットワークいわて」との連携により、開設支援を行います。</p>
	放課後子ども教室推進事業
	<p>放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、地域の方々の参画を得て、こどもとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、こどもが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。</p>
	交通安全教室開催事業
<p>こどもが身近な生活における交通安全のルールを理解し、進んでルールを守り、安全に行動できる習慣や態度を身につけることを目標として、幼稚園、保育園、小中学校等を対象とした交通安全教室を開催します。また、こどもの発達段階や特性に十分配慮し、園や学校などおよび保護者の協力のもとに、ミニ信号機などの教材を利用した分かりやすい実技指導に努めます。</p>	
交通指導員活動事業	
<p>こどもの交通事故防止を目的として、通園・通学時や町内会・子ども会等の行事開催時、交通安全教室等において、交通指導員による交通安全指導を行います。</p>	

198	地域の様々な主体による子育ての支援体制の充実
概要	地域における小児医療体制の充実や、事業者の協力による子育て環境の充実を図り、子育てにやさしいまちづくりを推進します。
主な 対象 事業 (再掲)	小児救急輪番制病院事業
	休日や夜間における小児重症患者の救急医療を確保するため、小児救急病院が輪番制により診療にあたります。
	在宅当番医制事業
	休日の日中における初期救急を確保するため、軽症の救急患者に対して、参加当番医療機関が診療にあたります。
	医療的ケア児等コーディネーター等配置事業
	人工呼吸器の装着など、日常生活を営むための医療的ケアを要する状態にある子ども・若者とその家族が、心身の状況に応じた適切な支援を受けるために、専任のコーディネーターが対応し、地域での生活をサポートします。
	赤ちゃんの駅設置事業
	乳幼児を連れた保護者が安心して外出できる環境を整備するため、授乳やおむつ替えができるスペースを提供する公共施設や店舗等を「赤ちゃんの駅DAKKO」として指定し、普及を図ります。また、屋外でのイベント等の開催の際に、テント型の「移動式赤ちゃんの駅」の貸出しを行います。
	ワーク・ライフ・バランスの推進
	事業所において、ワーク・ライフ・バランスの取組が実現するよう、必要性やメリットなどの啓発を行うとともに、職場風土づくり等、環境整備のための取組支援を行います。また、イクボスなど多様な人材を活かすマネジメントの実践を普及するため、経営者や管理職向けの講座や情報提供を行います。
フードドライブの推進	
各家庭で手付かずになっている食料品を寄附することができるフードバンクポストを庁舎に設置し、少量の食料から寄附できる機会を広めることで、地域における支え合い活動を推進します。また、こどもが長期間給食を食べることができない夏休み・冬休みの期間における対策として実施される「緊急フードドライブ」への協力を行います。	
勤労者融資事業	
勤労者の生活安定と福祉向上を目的とし、東北労働金庫に預託して、生活資金等の融資を行います。	

基本目標 5

全てのこども・若者の権利が大切にされ、
幸福な生活を送ることができる環境づくり

基本施策 5-1 こども・若者の権利の理解と尊重の促進

基本施策 5-2 こども・若者の意見表明の機会づくり

基本施策 5-3 権利侵害の防止と侵害からの救済

基本施策5-1 こども・若者の権利の理解と尊重の促進

■ 現状と課題

こどもまんなか社会は、「全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会」であり、こども・若者の最善の利益が考慮されることを前提に、こども・若者のウェルビーイング（良い状態）の実現を目指す社会です。

<こども・若者のウェルビーイング>

- 身体的幸福 健康な身体を保ち、健やかに成長することができる
- 精神的幸福 家庭や学校での生活を安心して過ごすことができる
- 社会的幸福 学校や社会の中で仲間として認められている実感を持つことができる

こどもまんなか社会の実現のためには、こども・若者が、身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送るための自身の権利について理解するとともに、家庭や学校、地域などの様々な場でこども・若者に関わる全ての大人が、こども・若者の権利を尊重し、こども・若者のために考え、行動することが必要です。

こどもまんなか社会について考えるワークショップの開催に合わせて、参加するこどもとその保護者を対象に実施したアンケートでは、こどもまんなか社会について聞いたことがあるこどもは3.16%、保護者は7.66%という結果でしたが、こどもまんなか社会に魅力を感じるかどうかという設問では、こどもの82.08%、保護者の40.02%が「魅力を感じる」と回答しています。

このことから、こどもまんなか社会と、それを実現するためのこども・若者の権利について、より多くの市民が正しく理解し、実践につなげていくための仕組みが必要となっています。

■ 施策の方向性

こども・若者の権利について、こども・若者自身と大人が理解し、こども・若者の権利を尊重する行動を促進するため、こども・若者や大人への周知啓発を図るとともに、こどもまんなか社会の趣旨に賛同する個人や団体・企業を増やすための取組を行います。

■ 目標指標

指 標	R5現状値	R11目標値
こどもまんなか応援サポーターへの参加数	なし	100（人・者）

【出典】盛岡市子ども青少年課による集計

■ 取組・事業

199	こども・若者の権利についての大人の理解と尊重の促進
概要	こども・若者の権利についての大人の理解や、こども・若者の権利を尊重する行動の促進のため、個人や団体・企業による「こどもまんなか応援サポーター」への参加を推進するほか、家庭や学校、地域などの様々な場でこども・若者に関わる大人に対し、男女共同参画や多様性に関する研修等の機会を活用し、こども・若者の権利に関する周知啓発を行います。
主な 対象 事業 (再掲)	こどもまんなか応援サポーター事業
	こども・若者が幸福な生活を送るために、こども・若者が様々な体験や経験を得る機会を創り出すとともに、子育て家庭が気兼ねなく様々な制度やサービスを利用できるようにする「こどもまんなかアクション」に取り組む「こどもまんなか応援サポーター」に参加する個人、団体・企業を募集し、それぞれの取組を発信することにより、地域におけるこどもまんなか社会の実現に向けた取組を推進します。
	教育関係者向け男女共同参画推進研修
	児童生徒が性別等による固定的な役割分担意識にとらわれずに、自分自身の働き方や暮らし方を考えることができるようにするため、指導的立場にある教員に向けた研修を開催します。
	進路選択のための保護者等向け事業への取組
	児童生徒の保護者が、性別等による固定的な役割分担意識にとらわれず、多様な職業について知るための取組を行います。
市職員・教育関係者・事業者等に向けた研修の実施	
行政や教育現場、職場における性の多様性の理解と支援の促進のため、市職員や教育関係者、事業者等を対象にした研修を実施します。	
200	こども・若者の権利についてのこども・若者の理解と尊重の促進
概要	こども・若者の権利について、こども・若者自身の理解の向上を図るために、他者理解や多様性に関する出前講座等の機会を活用し、他の人権課題に関わる意識啓発の取組と併せて、こども・若者の権利に関する周知啓発を行い、広く人権尊重の意識の向上を図ります。
主な 対象 事業 (再掲)	道徳教育の推進
道徳科の授業、児童会・生徒会活動、学校行事等の多様な教育活動において、いじめや差別、他者理解等に係る題材を扱い、自立した人間として他者とよりよく生きることができるようになるとともに、他者の考えや意見を聴く機会を設け、教員による児童生徒への適切な評価を行うことで、多様な意見を認め合うことの良さを感じ取らせる活動を展開します。	

主な 対象 事業 (再掲)	児童生徒向け男女共同参画出前講座
	<p>性別等に関わらず誰もが尊重され、個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現に向けた取組として、小中学校等において、男女共同参画や人権に関連する出前講座を開催します。</p>
	男女共同参画意識を形成するための教育・学習の推進
	<p>学校教育において、男女共同参画意識の形成に資する取組を行います。また、あらゆる教育の場において、男女共同参画に関連した出前講座を実施するなど、理解の促進と意識の形成を図ります。</p>
	性の多様性の理解に向けた啓発・講座等
	<p>各種講座やイベント、パネル展の開催、啓発冊子の作成及び学校等への配布を通して、性の多様性の理解促進に向けた啓発を行います。また、市民や地域活動団体等向けの出前講座を実施します。</p>

基本施策5-2 こども・若者の意見表明の機会づくり

■ 現状と課題

こども・若者に関することが決められ、行われるときに、「そのこども・若者にとって最もよいことは何か」という、こども・若者の最善の利益を第一に考えることが、子どもの権利条約の原則の一つとして掲げられています。

また、同時に、こども・若者が自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人がその意見をこども・若者の発達に応じて十分に考慮することも、子どもの権利条約の原則の一つとされています。しかし、これまで、こども・若者に関することを大人が決める際に、こども・若者が意見を表す機会を作ることや、大人がその意見を考慮することは、重要なこととして認識されていない現状にあります。

このことに関し、こどもたちからは、こどもが意見を表明し、社会に参画できるようになるためには、こどもたちが考えていることを大人が受け止められるようになることや、こどもたちが大人と一緒にあって、社会において何かを成し遂げたり、きまりや仕組みを変えたりする経験を得られることが必要であるという意見が出されました。

また、その際に、こどもが固定観念や価値観を押し付けられないようにするためには、親や周りの大人がこどもの意見をきちんと聞き、互いに尊重しあえるように大人が変わっていくことや、大人とこどもの間に入ってうまく話を進めてくれる存在がいることなどが必要であるという意見も出されています。

このことから、こどもの身近なテーマに関し、こどもにとって身近な場所で、こどもが考えや意見を表明する機会が作られるように、また、大人がこどもの意見をきちんと聞き、その意見を尊重することができるようにするための取組を進めていく必要があります。

■ 施策の方向性

こども・若者が、まちづくりやこども・若者の居場所づくりなどに参画し、意見を出し合いながら、主体的に取り組む活動を活性化するとともに、こども・若者が、地域での活動やこどもが関わる施設等における活動に主体的に参加することができる機会の創出を図ります。

■ 目標指標

指 標	R5現状値	R11目標値
こどもみらいファンドによる取組件数	なし	5件
【出典】盛岡市子ども青少年課による集計		

■ 取組・事業

201	まちづくりへのこども・若者の参加の促進
概要	こども・若者が、まちづくりについて考える機会やこども・若者の居場所づくりなどに参加し、意見を出し合いながら主体的に取り組む活動を活性化するとともに、こども・若者の自己肯定感や豊かな情操を育む取組を行う市民や企業・団体の活動を支援します。
主な 対象 事業 (再掲)	子ども未来基金事業【こどもみらいファンド】 本市の未来を担うこどもが、より健やかに成長することができる社会の実現に資するために設置した「子ども未来基金」を活用し、こども・若者グループが主体的に取り組むまちづくりに関する活動に補助を行うとともに、活動をサポートし、こども・若者がまちづくりに参画する機会を創出します。
	子ども未来基金事業【居場所づくり】 本市の未来を担うこどもが、より健やかに成長することができる社会の実現に資するために設置された基金である「子ども未来基金」を活用し、こども・若者が自己肯定感や豊かな情操を育むことができるような居場所づくりのために市民や企業・団体などが主体的に取り組む活動を公募し、活動に補助を行います。
	新たなこどもの居場所づくり こども・若者が主体となって、遊びや学び、体験等を行うことができる場所を、こども・若者からの意見を聴きながら、こどもみらいファンド等による取組を通じて創出します。
	こどもまんなか応援サポーター事業 こども・若者が幸福な生活を送るために、こども・若者が様々な体験や経験を得る機会を創り出すとともに、子育て家庭が気兼ねなく様々な制度やサービスを利用できるようにする「こどもまんなかアクション」に取り組む「こどもまんなか応援サポーター」に参加する個人、団体・企業を募集し、それぞれの取組を発信することにより、地域におけるこどもまんなか社会の実現に向けた取組を推進します。

202	地域における活動へのこども・若者の参加の促進
概要	<p>こども・若者が大人たちと一緒にを行う地域での活動や、児童センター、こども食堂などの施設等におけるイベントの企画や、ルール作り等へのこども・若者の主体的な参加の機会の創出を図るとともに、取組事例についての周知を通じて、広く子どもの参加を促進します。</p>
主な 対象 事業 (再掲)	教育振興運動
	<p>教育振興運動地区別集会、中学生リーダー育成研修会及び実践研修会を通して、各小中学区の教育振興協議会の取組等の交流を図りながら、児童生徒、家庭、地域社会、学校及び行政の五者の連携を深め、教育振興運動の更なる充実を図ります。</p>
	児童館管理運営事業
	<p>こどもの心身の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に、こどもに健全な遊びを提供する屋内型の児童厚生施設である児童館・児童センターの管理運営を行います。</p> <p>児童館・児童センターは、全ての小学校区に設置されており、こどもの置かれている環境や状況に関わりなく、誰でも利用できる施設として運営し、就労等の理由により昼間に保護者が家庭にいない世帯におけるこどもの放課後の居場所を提供するとともに、地域における児童福祉活動の拠点施設としての役割を果たします。</p>
	こども食堂支援事業
	<p>こどもの「孤食」の解決や、こどもと大人たちのつながり、地域のコミュニティの連携を目的として、こどもやその保護者及び地域住民に対し、無料または安価で食事等を提供するなどの社会活動を行うこども食堂の運営に対する補助を行います。</p> <p>こどもの置かれている環境や状況に関わりなく、気軽に立ち寄ることができる安心・安全な居場所とするとともに、地域のコミュニティによる丁寧できめ細やかなこどもの見守りを促進するために、全ての小学校区にこども食堂が開設されることを目指し、開設を促すための周知活動や、「こどもの居場所づくりネットワークいわて」との連携により、開設支援を行います。</p>
	少年指導員事業
<p>子ども会・子ども会育成会活動を通じて、こどもが社会性を身につけるための支援をするボランティアである少年指導員を養成し、本の読み聞かせやクラフト、映画会、野外活動、リーダー養成などの担い手としての活動を行います。</p>	
二十歳のつどい	
<p>人生の節目である二十歳に達した市民の新しい門出を祝福するとともに、社会の一員であることの認識や、本市の未来を支える市民としての自覚を喚起し、社会への参加意識を高めることを目的に、二十歳の式典を開催します。</p>	

基本施策5-3 権利侵害の防止と侵害からの救済

■ 現状と課題

子どもの権利条約は、全ての子ども・若者の命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障される「生命、生存及び発達に対する権利」と、子ども・若者自身や、親の人種、国籍、性、意見、障がい、経済状況などのどんな理由でも差別されない「差別の禁止」を原則として掲げています。

子ども・若者の日々の暮らしにおいて、病院に行かせてもらえない、調子が悪い時に休ませてもらえない、勉強や遊びのための時間がないなどの、身体的な幸福を妨げる状況や、周りの人たちとなじめない、周りの目が気になる、不安や悩みを相談できる人が周りにいないなどの、精神的な幸福を妨げる状況は、子ども・若者の権利の侵害と深い関わりがあります。

特に、児童虐待やヤングケアラー、いじめの問題、さらに、虐待やいじめを受けていることに気付いている周りの人が何もしないことや、子どもの意見や考えを大人が大切にしないことによる状況の悪化、そして、不安や悩みを相談できずに子ども・若者が孤立し、自傷行為や自殺を選んでしまうことは、子ども・若者の権利の深刻な侵害です。

このような困難な状況から子ども・若者が守られるために必要なことについて、子どもたちからは、困難な状況に陥らないようにするための安全・安心な環境をつくることや、困難に直面した場合の乗り越え方について知る機会や考える機会が得られることのほか、自分が助けを求めやすくなるとともに、他の人の助けてほしい気持ちを受け取ることができるようになることが必要であるという意見が出されています。

子ども・若者の一人ひとりの権利が大切にされることと、その権利が侵害されたときに救済されることは、子ども・若者の権利保障において表裏一体の関係にあるといえます。子ども・若者が互いの権利を尊重する意識の向上を進め、いじめや虐待などの権利侵害を予防するとともに、権利侵害に苦しむ子ども・若者に対しては迅速な救済を図ることが必要です。

■ 施策の方向性

子ども家庭センターの子ども相談室などの相談窓口において、いじめや児童虐待等の子ども・若者の権利侵害に関する相談を受け、権利侵害からの救済のための支援につなげることができるように、気軽に相談しやすい体制づくりを進め、一人ひとりの子ども・若者に寄り添った支援を行います。

さらに、権利侵害の防止のため、関係機関との連携により、子ども・若者の置かれている環境を改善するための体制の見直しや、子ども・若者や保護者等の様々な不安や負担の軽減に取り組むとともに、個々の多様性への理解や人権尊重の観点を踏まえた普及・啓発等を行います。

■ 目標指標

指 標	R5現状値	R11目標値
こども相談の解決率	なし	100%
【出典】盛岡市こども相談室による集計		
認知したいじめが解消した割合	小学校 98.8% 中学校 98.2%	小学校 100% 中学校 100%
【出典】岩手県教育委員会による調査		
虐待通告の受理後48時間以内の安全確認達成率	(確認中)	100%
【出典】盛岡市こども家庭センターによる集計		

■ 取組・事業

203	権利侵害に関する相談・支援と救済のための体制の構築
概要	いじめや児童虐待等のこども・若者の権利侵害に関する相談を受け、権利侵害からの救済のための支援を行う主体を確立するとともに、身の回りで悩んでいる人に気づき、声をかけ、見守ることができるゲートキーパー等の主体の充実を図ります。
主な対象事業 (再掲)	こども相談事業 こどもの抱える多面的な問題に対応できるよう、学校外からのアプローチを行うため、児童の心理やソーシャルワークに精通した専門職等による「こども相談室」において、児童や生徒などからのいじめに関する相談のほか、ヤングケアラーなどの家庭の悩み、友人関係等、こどもの悩み全般の相談に対応します。
	青少年女性相談支援事業（青少年相談支援分） 不登校やひきこもり、家族関係、発達障がいなどの青少年が抱える問題について、電話や来所による相談を受け、もりおかユースネットの登録団体等と連携しながら支援を行います。
	女性相談支援員活動 専門の相談員を配置し、家庭や職場、DVなど、女性が抱えるさまざまな問題や悩みを抱える女性からの電話や来所による相談を受け、支援を行います。
	障がい児相談支援事業 障がいのあるこども・若者の福祉に関する様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行います。

主な 対象 事業 (再掲)	精神保健福祉相談
	<p>精神科医師による面接相談や、保健師、精神保健相談員による随時相談など、若者やその家族のこころの相談を実施しています。</p>
	重層的支援体制整備事業
	<p>属性や年代を問わず、福祉に関する相談を受け止める「まるごとよりそいネットワークもりおか」を設置するとともに、福祉ニーズの多様化・複雑化によって単独の相談支援機関による対応が困難なケースの課題の解決を図るために、包括的な支援体制の下で多分野の専門家がチームで支援を行います。</p>
	ゲートキーパー・心のサポーター養成研修会
	<p>ゲートキーパー（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴き、必要な支援につなげ、見守る人）を養成するため、主に小中学生を対象に、困った時に助けを求める行動がとれるように、「SOSの出し方教室」や、保護者や教職員に向けて「SOSの受け止め方」に関する研修会を随時実施しています。</p> <p>また、心のサポーター（精神疾患についての正しい知識を持ち、身近な人に対し、傾聴を中心として手助けをする人）を養成するため、子育て世帯を含む市民や、こども・若者に接する機会がある方などの関係者に向けた研修会を実施します。</p>
	見守り協定
<p>市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、電気、ガス、新聞販売店等の事業者と、「地域において支援を必要とする者の把握に関する協定（見守り協定）」を締結し、普段の業務の中で異変を把握したときや、支援を必要とする者を把握したときに、支援につなげることができる体制を確保します。</p>	
児童委員活動事業	
<p>児童委員が、市内各区域において、児童及び妊産婦の生活や取り巻く環境の状況把握、福祉保健サービスを適切に管理するために必要な情報の提供、その他援助及び指導を行います。また、主任児童委員が、児童福祉に係る機関と児童委員との連絡調整を行うとともに、児童委員活動に対する援助及び協力を行います。</p> <p>また、主任児童委員・児童委員が中心となり、主に在宅で子育てをしている親子を対象として、地域住民との交流の機会の提供や、子育てに関する悩みの相談など、地域における支え合い・助け合いを目的としたサロン活動を行います。</p>	

204	権利侵害の防止のための体制の構築
概要	<p>こども・若者が、いじめや児童虐待などの権利侵害を受けることを防止するために、学校や地域、関係機関との連携のもと、こども・若者の置かれている環境を改善するための体制の見直しや、こども・若者や保護者等の様々な不安や負担を軽減するための支援を行うほか、障がいや国籍、性別を始めとする個々の多様性への理解や人権尊重の観点を踏まえた普及・啓発等を進めます。</p>
主な 対象 事業 (再掲)	道徳教育の推進
	<p>道徳科の授業、児童会・生徒会活動、学校行事等の多様な教育活動において、いじめや差別、他者理解等に係る題材を扱い、自立した人間として他者とよりよく生きることができるようになるとともに、他者の考えや意見を聴く機会を設け、教員による児童生徒への適切な評価を行うことで、多様な意見を認め合うことの良さを感じ取らせる活動を展開します。</p>
	いじめ問題対策
	<p>各学校が「いじめ問題への取組チェックリスト」により自校の取組について点検を行い、必要に応じて取組の見直しを行います。また、教育委員会内に「対策チーム」を立ち上げ、定期又は臨時に会議を行い、各学校の取組について情報共有しながら、チームとして各学校を支援します。</p> <p>また、こどもが悩んでいることや困っていることについて、こども相談室と情報共有し、状況に応じて、こども相談室と教育委員会が連携し、学校に対して解決に向けた支援を行います。</p>
	不登校対策推進事業
	<p>校内教育支援センターをはじめとする各学校の指導体制の充実・強化に取り組むほか、ひろばモリーオ（教育支援センター）における支援、中学校への不登校対策を専門とするスタッフの派遣、「盛岡市不登校対策マニュアル」の活用促進など、各学校の不登校対策を支援します。また、フリースクール等の民間施設との連携も図りながら、不登校児童生徒の居場所づくりを推進します。</p>
	妊娠SOS相談
<p>予期せぬ妊娠等により不安や妊娠継続への葛藤を抱える妊婦が、孤立せずに適切な時期に必要な支援が受けられるように、保健師等による妊娠SOS相談を実施するとともに、相談窓口（にんしんSOSいわて）の周知を行います。</p> <p>また、特定妊婦の可能性のある方に対し、面談・訪問等により状況を伺うとともに、必要に応じて産科婦人科等医療機関への同行支援や、初回受診料等の助成を行います。</p>	
児童養育支援活動事業(児童虐待防止ネットワーク)	
<p>支援対象児童等（要保護児童、要支援児童及び特定妊婦）に対する支援について、盛岡市要保護児童対策地域協議会を通して、構成機関間で必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行います。</p>	

主な 対象 事業 (再掲)	利用者支援事業（こども家庭センター型）
	<p>子ども家庭支援員等による虐待対応を含む児童福祉の相談等と、保健師等による母子保健の相談等を行うとともに、統括支援員を中心として、子ども家庭支援員や保健師が適切に連携・協力しながら、妊産婦やこどもに対する一体的支援を実施します。</p>
	養育支援訪問事業
	<p>育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対し、保健師・助産師・保育士等が訪問し、育児支援や簡単な家事等の援助、養育に関する指導、助言等を行います。</p>
	子育て世帯訪問支援事業
	<p>食事や衛生状態に課題を抱える家庭のうち、他の制度による家事援助サービスが利用できない家庭に、食事の準備や衣類の洗濯、掃除などを行う訪問支援を行います。</p>
	母子健康手帳交付・妊婦相談事業
	<p>こども家庭センター等の窓口で、母子健康手帳と妊婦一般健康診査受診票等を交付します。また、交付の際に、妊娠中の健康管理について、保健師等による相談や支援を行います。</p>
	妊婦健康診査事業
	<p>妊娠中における母子の健康状態を定期的に確認することにより、出産におけるリスクを軽減するため、市内の産科医療機関等において受診した妊婦健診14回分と子宮がん健診1回分について助成を行います。</p>
	妊婦等包括相談支援事業
	<p>出産や育児などの見通しを立てるための面談やその後の継続的な情報発信等を実施し、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を実施し、妊娠期から子育てまで、一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぎます。</p>
	産婦健康診査
	<p>産後うつの予防や新生児への虐待予防等のほか、支援が必要な産婦の把握を図るために、産後の2週間後と1か月後における産婦健康診査2回分の費用を助成します。</p>
乳幼児健康診査事業	
<p>1歳6か月児、3歳児を対象とする集団健診と、1～2か月児、3～4か月児、6～7か月児、9～10か月児、1歳児、1歳6か月児、2歳児、3歳児を対象とする医療機関での個別健診（1歳6か月児と3歳児は二次健診）を行い、こどもの疾病や、発育発達・育児環境上の問題の早期発見につなげます。</p> <p>また、健康診査の結果、発育発達において要支援となったこどもとその保護者を対象に、精神発達専門員による個別相談（ちびっこ相談）を実施します。</p>	
乳児家庭全戸訪問事業	
<p>生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、妊娠経過、分娩状況、出生時の状況、母子の現在の状況、育児環境、新生児聴覚検査結果、母親の産後のうつ傾向等の状況を確認するとともに、必要に応じた情報提供や支援を行います。</p>	

主な 対象 事業 (再掲)	子育て相談
	身体計測や、育児相談、心身の発育・発達相談、栄養相談、歯科相談などの保健師・栄養士等による保健指導や個別相談を、市保健所、玉山総合福祉センター等で毎月開催します。
	性と健康の相談事業（ママの安心テレホン）
	妊娠・出産・育児及び性や生殖に関する悩みや健康に対する不安を持つ方が、助産師や保健師に気軽に相談できる専用電話を設置します。

第4章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する需給計画

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する需給計画について

市町村は、国が定める「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に即して、5年を一期とする市町村子ども・子育て支援事業計画において、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域及び需給量について定めることとされています。

本市では、この章を本市の子ども・子育て支援事業計画における「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する需給計画」として位置づけ、教育・保育提供区域を設定するとともに、量の見込み及び確保対策を定めます。

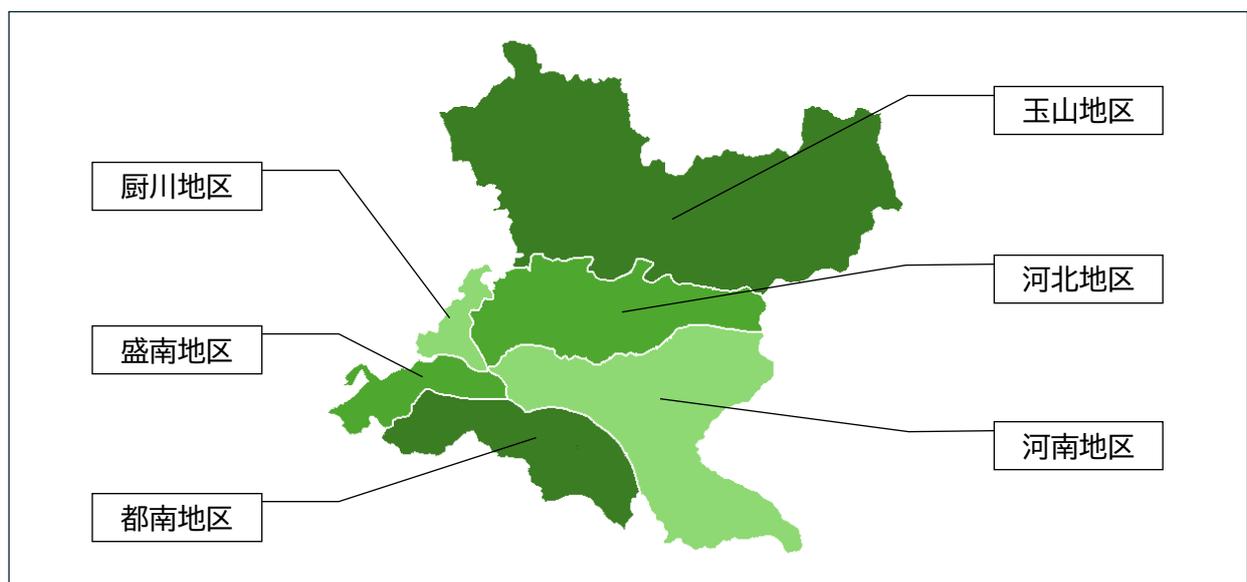
2 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域として市町村が定めることとされている区域です。この区域の区分は、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業のサービスの提供体制を設定する単位となります。

本市では、各事業につき、その特性に応じて、次の3つの種類の区域を教育・保育提供区域として定めます。

- ① 都南地域及び玉山地域の各区域並びに盛岡地域を河北、河南、厨川、盛南の4地区に分割した区域（6地区）
- ② 小学校区の区分（40地区）
- ③ 市全域（1地区）

図 75 教育・保育提供区域における6地区の区分



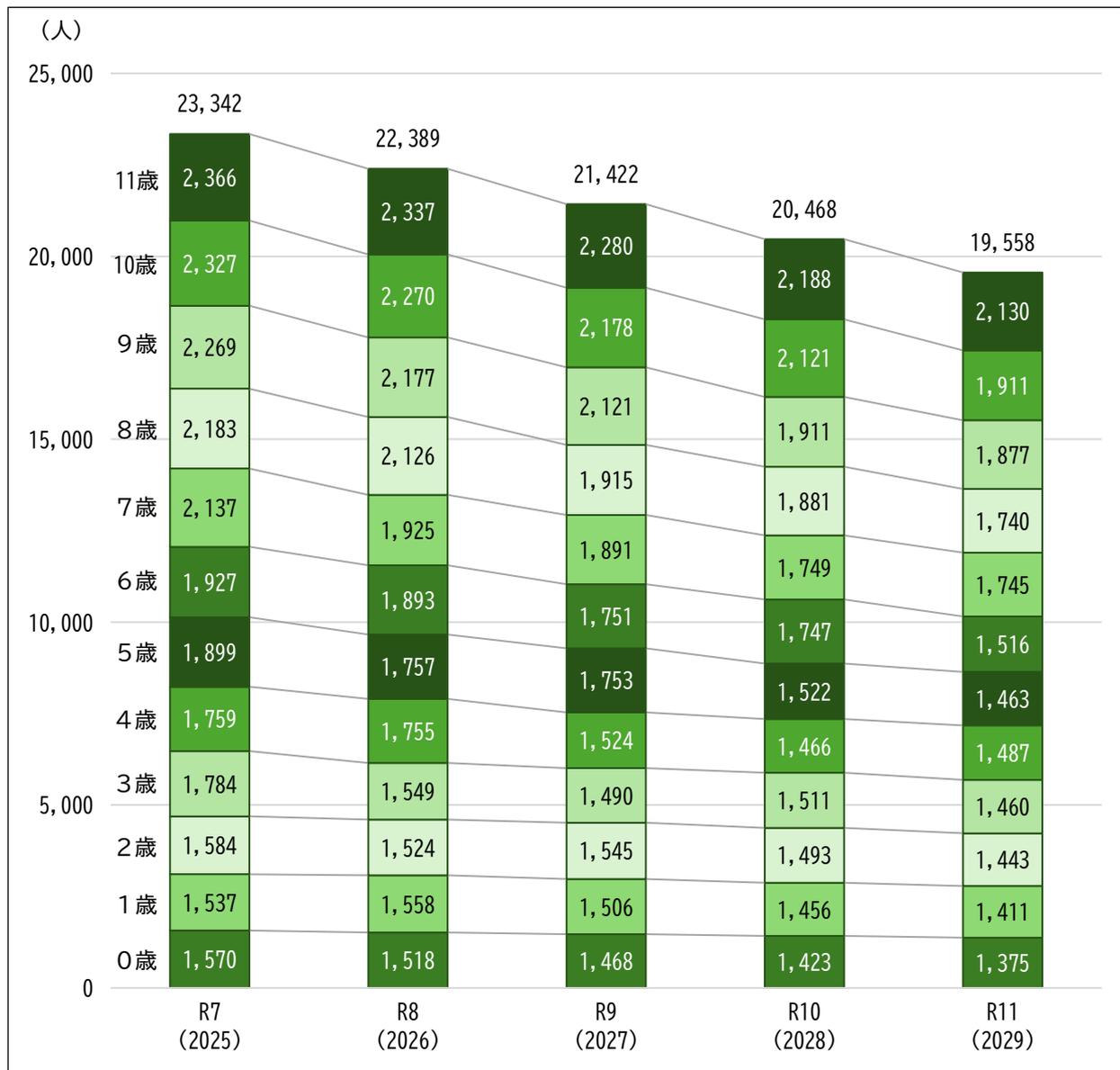
Point 「量の見込み」とは？

量の見込みとは、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業のそれぞれのサービスが、どれだけ必要とされているかについての見込みのことをいいます。

本市では、各サービスのニーズを把握するために、乳幼児期（0～5歳）・学童期（6～11歳）のこどもが属する世帯から無作為抽出した10,870世帯に対してニーズ調査を実施し、令和6年の2月から3月までの期間に、合計 4,091名の保護者から、各サービスの利用の実態や希望のほか、保護者の就業状況に関する現状や、今後の希望についての回答を得ました。

この回答を基に、国が示す量の見込みの算出等の考え方を踏まえ、各世帯を類型化するとともに、各サービスの利用意向率等を世帯類型別に算出し、本計画期間における人口推計の結果と掛け合わせて、量の見込みを算出しています。

図 76 計画期間における乳幼児期（0～5歳）・学童期（6～11歳）のこどもの人口推計



資料：市子ども青少年課作成（コーホート変化率法による推計）

3 教育・保育の提供体制（量の見込みと確保方策）

(1) 教育・保育の提供を受けることができるこどもの区分

教育・保育とは、幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育事業において、小学校に就学する前のこどもに対して提供されるサービスのことをいいます。年齢や保育の必要の有無により、受けることができるサービスの種類が異なります。

表 52 教育・保育の提供に関する小学校に就学する前のこどもの区分

認定区分	年齢等	保育の必要性	主な利用施設
1号認定こども	満3歳以上	保育の必要がない	幼稚園、認定こども園
2号認定こども	3～5歳クラス	保育の必要性の認定を受けた	保育所、認定こども園
3号認定こども	0～2歳クラス		保育所、認定こども園、地域型保育事業

表 53 教育・保育の種類と対応する認定区分

事業名	概要	認定区分	
幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育をする施設	1号認定こども	
保育所	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設	2号認定こども 3号認定こども	
認定こども園	幼稚園と保育所が一体となり、幼児教育と保育の両方を提供する施設	[教育]1号認定 [保育]2号認定こども 3号認定こども	
地域型 保育事業	小規模 保育事業	保育を必要とする0～2歳児を保育所よりも 少人数の単位で保育する事業	3号認定こども
	家庭的 保育事業	保育を必要とする0～2歳児を居宅等で保育 する事業	3号認定こども
	事業所内 保育事業	保育を必要とする0～2歳児を会社の事業所 の保育施設等で従業員の子どもと地域の子ど もと一緒に保育する事業	3号認定こども

(2) 教育・保育の提供体制についての基本的な考え方

教育・保育については、こどもの送迎に園バスや自家用車などを使用することが多いため、市内を6地区（河北、河南、厨川、盛南、都南、玉山）に分割した区域を提供区域とします。なお、この区分は、本市において待機児童数を算出する際の地域区分と、同一の区分です。

教育・保育の量の見込みと確保方策は、提供区域である6つの地区ごとに、(1)の区分に応じて定めます。

(3) 教育・保育の量の見込みと確保方策

■ 市全域の教育の量の見込みと確保方策（各地区の合計）

教育の量の見込み（1号認定子ども及び幼稚園または認定子ども園での教育を特に希望する2号認定子どもについての量の見込み）は、本市が実施したニーズ調査結果に基づいて推計を行いました。

また、確保方策としては、令和6年4月現在における各幼稚園及び認定子ども園の利用定員の総数を維持する方針としており、計画期間を通して量の見込みに対応可能な提供体制を確保します。

表 54 教育の量の見込みと確保方策（市全域／1号認定子ども・2号認定子ども（教育希望））

（単位：人）

年齢等	区分	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
満3歳 以上	量の見込み(①)	2,274	2,121	1,991	1,881	1,848
	1号認定	1,317	1,233	1,155	1,089	1,076
	2号認定（教育を希望）	957	888	836	792	772
	確保方策(②)	2,418	2,418	2,418	2,418	2,418
	特定教育・保育施設	1,772	1,772	1,772	1,772	1,772
	確認を受けない幼稚園	646	646	646	646	646
	差(②-①)	144	297	427	537	570

■ 市全域の2号認定子どもの保育の量の見込みと確保方策（各地区の合計）

2号認定子どもの保育の量の見込みは、本市が実施したニーズ調査結果に基づいて推計を行いました。

また、確保方策としては、令和6年4月現在における各保育施設の利用定員の総数を維持する方針としておりますが、利用児童数の推移に応じて、適切な利用定員となるように対応しながら、計画期間を通して量の見込みに対応可能な提供体制を確保します。

表 55 保育の量の見込みと確保方策（市全域／2号認定子ども（教育希望以外））

（単位：人）

年齢等	区分	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
3～5歳 クラス	量の見込み(③)	3,011	2,799	2,641	2,493	2,436
	確保方策(④)	4,101	4,101	4,101	4,101	4,101
	特定教育・保育施設	4,061	4,061	4,061	4,061	4,061
	企業主導型保育	40	40	40	40	40
	差(④-③)	1,090	1,302	1,460	1,608	1,665

■ 市全域の3号認定こどもの保育の量の見込みと確保方策（各地区の合計）

3号認定こどもの保育の量の見込みは、本市が実施したニーズ調査結果に基づいて推計を行いました。

また、確保方策としては、令和6年4月現在における各保育施設の利用定員の総数を維持する方針としており、計画期間を通して量の見込みに対応可能な提供体制を確保します。

表 56 保育の量の見込みと確保方策（市全域／3号認定子ども）

（単位：人）

年齢	区分	R 7年度 (2025)	R 8年度 (2026)	R 9年度 (2027)	R 10年度 (2028)	R 11年度 (2029)
0 歳児	量の見込み(⑤)	890	862	834	806	779
	確保方策(⑥)	930	930	930	930	930
	特定教育・保育施設	767	767	767	767	767
	地域型保育事業	121	121	121	121	121
	企業主導型保育	42	42	42	42	42
	差(⑥－⑤)	40	68	96	124	151
1 歳児	量の見込み(⑦)	1,058	1,072	1,039	1,003	971
	確保方策(⑧)	1,199	1,199	1,199	1,199	1,199
	特定教育・保育施設	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010
	地域型保育事業	141	141	141	141	141
	企業主導型保育	48	48	48	48	48
	差(⑧－⑦)	141	127	160	196	228
2 歳児	量の見込み(⑨)	1,060	1,019	1,030	993	963
	確保方策(⑩)	1,351	1,351	1,351	1,351	1,351
	特定教育・保育施設	1,140	1,140	1,140	1,140	1,140
	地域型保育事業	164	164	164	164	164
	企業主導型保育	47	47	47	47	47
	差(⑩－⑨)	291	332	321	358	388
全体	保育利用率	64.1%	64.2%	64.2%	64.1%	64.2%
	推計児童数	3,008	2,953	2,903	2,802	2,713
	0 歳児	890	862	834	806	779
	1 歳児	1,058	1,072	1,039	1,003	971
	2 歳児	1,060	1,019	1,030	993	963

■ 河北地区

河北地区には、令和6年4月現在、私立保育所8施設、市立保育所1施設、認定こども園9施設、地域型保育事業所6施設、私立幼稚園2施設、市立幼稚園1施設、企業主導型保育施設4施設があります。

量の見込みに対する確保方策は、0歳児以外の3号認定こどもについては、計画期間を通して現在の各施設の定員による提供体制とし、0歳の3号認定こどもについては、利用児童数の推移を確認しながら、適切な利用定員となるように定員の変更を検討し、提供体制の確保を進めます。

表 57 量の見込みと確保方策（河北地区）

(単位：人)

区分		R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)	
教育(1号・2号)	満3歳以上	量の見込み(①)	531	495	465	440	430
		1号認定	307	287	270	255	250
		2号認定(教育を希望)	224	208	195	185	180
		確保方策(②)	634	634	634	634	634
		特定教育・保育施設	474	474	474	474	474
		確認を受けない幼稚園	160	160	160	160	160
	差(②-①)	103	139	169	194	204	
保育(2号)	3歳～5歳	量の見込み(③)	703	654	616	581	570
		確保方策(④)	917	917	917	917	917
		特定教育・保育施設	904	904	904	904	904
		企業主導型保育	13	13	13	13	13
		差(④-③)	214	263	301	336	347
保育(3号)	0歳	量の見込み(⑤)	208	201	195	189	181
		確保方策(⑥)	175	175	175	175	175
		特定教育・保育施設	137	137	137	137	137
		地域型保育事業	21	21	21	21	21
		企業主導型保育	17	17	17	17	17
		差(⑥-⑤)	△33	△26	△20	△14	△6
		定員の弾力化	33	26	20	14	6
	1歳	量の見込み(⑦)	247	250	243	233	226
		確保方策(⑧)	267	267	267	267	267
		特定教育・保育施設	224	224	224	224	224
		地域型保育事業	25	25	25	25	25
		企業主導型保育	18	18	18	18	18
		差(⑧-⑦)	20	17	24	34	41
	2歳	量の見込み(⑨)	247	238	240	232	224
		確保方策(⑩)	284	284	284	284	284
		特定教育・保育施設	237	237	237	237	237
		地域型保育事業	27	27	27	27	27
		企業主導型保育	20	20	20	20	20
		差(⑩-⑨)	37	46	44	52	60
全体	保育利用率	64.1%	64.3%	64.2%	64.1%	64.1%	
	推計児童数	702	689	678	654	631	
	0歳児	208	201	195	189	181	
	1歳児	247	250	243	233	226	
	2歳児	247	238	240	232	224	

■ 河南地区

河南地区には、令和6年4月現在、私立保育所1施設、市立保育所1施設、認定こども園6施設、地域型保育事業所2施設、私立幼稚園2施設、国立幼稚園1施設、企業主導型保育施設1施設があります。

量の見込みに対する確保方策は、計画期間を通して現在の各施設の定員による提供体制とします。

表 58 量の見込みと確保方策（河南地区）

（単位：人）

区分		R 7年度 (2025)	R 8年度 (2026)	R 9年度 (2027)	R 10年度 (2028)	R 11年度 (2029)	
教育 (1号・2号)	満3歳以上	量の見込み(①)	252	234	221	208	203
		1号認定	147	136	129	120	118
		2号認定(教育を希望)	105	98	92	88	85
		確保方策(②)	341	341	341	341	341
		特定教育・保育施設	225	225	225	225	225
		確認を受けない幼稚園	116	116	116	116	116
	差(②-①)	89	107	120	133	138	
保育 (2号)	3歳～5歳	量の見込み(③)	331	308	289	275	269
		確保方策(④)	424	424	424	424	424
		特定教育・保育施設	409	409	409	409	409
		企業主導型保育	15	15	15	15	15
		差(④-③)	93	116	135	149	155
保育 (3号)	0歳	量の見込み(⑤)	98	95	92	89	87
		確保方策(⑥)	124	124	124	124	124
		特定教育・保育施設	115	115	115	115	115
		地域型保育事業	6	6	6	6	6
		企業主導型保育	3	3	3	3	3
		差(⑥-⑤)	26	29	32	35	37
	1歳	量の見込み(⑦)	116	118	115	111	108
		確保方策(⑧)	133	133	133	133	133
		特定教育・保育施設	122	122	122	122	122
		地域型保育事業	6	6	6	6	6
		企業主導型保育	5	5	5	5	5
		差(⑧-⑦)	17	15	18	22	25
	2歳	量の見込み(⑨)	117	113	113	110	106
		確保方策(⑩)	160	160	160	160	160
		特定教育・保育施設	143	143	143	143	143
		地域型保育事業	10	10	10	10	10
		企業主導型保育	7	7	7	7	7
		差(⑩-⑨)	43	47	47	50	54
	全体	保育利用率	63.9%	64.3%	64.3%	64.2%	64.5%
		推計児童数	331	326	320	310	301
0歳児		98	95	92	89	87	
1歳児		116	118	115	111	108	
2歳児		117	113	113	110	106	

■ 厨川地区

厨川地区には、令和6年4月現在、私立保育所8施設、市立保育所2施設、認定こども園7施設、地域型保育事業所5施設、私立幼稚園1施設、企業主導型保育施設1施設があります。

量の見込みに対する確保方策は、計画期間を通して現在の各施設の定員による提供体制とします。

表 59 量の見込みと確保方策（厨川地区）

（単位：人）

区分		R 7年度 (2025)	R 8年度 (2026)	R 9年度 (2027)	R 10年度 (2028)	R 11年度 (2029)	
教育 (1号・2号)	満 3 歳 以 上	量の見込み(①)	462	430	405	382	376
		1号認定	267	250	235	221	219
		2号認定（教育を希望）	195	180	170	161	157
		確保方策(②)	464	464	464	464	464
		特定教育・保育施設	464	464	464	464	464
		確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	差(②-①)	2	34	59	82	88	
保育 (2号)	3 歳 ～ 5 歳	量の見込み(③)	613	567	539	507	494
		確保方策(④)	951	951	951	951	951
		特定教育・保育施設	950	950	950	950	950
		企業主導型保育	1	1	1	1	1
		差(④-③)	338	384	412	444	457
保育 (3号)	0 歳	量の見込み(⑤)	181	175	170	163	158
		確保方策(⑥)	209	209	209	209	209
		特定教育・保育施設	190	190	190	190	190
		地域型保育事業	15	15	15	15	15
		企業主導型保育	4	4	4	4	4
		差(⑥-⑤)	28	34	39	46	51
	1 歳	量の見込み(⑦)	215	217	212	204	197
		確保方策(⑧)	256	256	256	256	256
		特定教育・保育施設	229	229	229	229	229
		地域型保育事業	23	23	23	23	23
		企業主導型保育	4	4	4	4	4
		差(⑧-⑦)	41	39	44	52	59
	2 歳	量の見込み(⑨)	215	206	210	202	196
		確保方策(⑩)	288	288	288	288	288
		特定教育・保育施設	263	263	263	263	263
		地域型保育事業	24	24	24	24	24
		企業主導型保育	1	1	1	1	1
		差(⑩-⑨)	73	82	78	86	92
	全 体	保育利用率	64.1%	64.1%	64.3%	64.0%	64.1%
		推計児童数	611	598	592	569	551
0歳児		181	175	170	163	158	
1歳児		215	217	212	204	197	
2歳児		215	206	210	202	196	

■ 盛南地区

盛南地区には、令和6年4月現在、私立保育所9施設、市立保育所1施設、認定こども園5施設、地域型保育事業所8施設、私立幼稚園2施設、市立幼稚園1施設、企業主導型保育施設3施設があります。

量の見込みに対する確保方策は、計画期間を通して現在の各施設の定員による提供体制とします。

表 60 量の見込みと確保方策（盛南地区）

（単位：人）

区分		R 7年度 (2025)	R 8年度 (2026)	R 9年度 (2027)	R 10年度 (2028)	R 11年度 (2029)	
教育 (1号・2号)	満3歳以上	量の見込み(①)	510	478	446	421	416
		1号認定	295	278	258	244	243
		2号認定(教育を希望)	215	200	188	177	173
		確保方策(②)	555	555	555	555	555
		特定教育・保育施設	185	185	185	185	185
		確認を受けない幼稚園	370	370	370	370	370
	差(②-①)	45	77	109	134	139	
保育 (2号)	3歳～5歳	量の見込み(③)	677	630	592	560	547
		確保方策(④)	703	703	703	703	703
		特定教育・保育施設	697	697	697	697	697
		企業主導型保育	6	6	6	6	6
		差(④-③)	26	73	111	143	156
保育 (3号)	0歳	量の見込み(⑤)	199	194	186	181	175
		確保方策(⑥)	206	206	206	206	206
		特定教育・保育施設	146	146	146	146	146
		地域型保育事業	47	47	47	47	47
		企業主導型保育	13	13	13	13	13
		差(⑥-⑤)	7	12	20	25	31
	1歳	量の見込み(⑦)	238	242	232	225	218
		確保方策(⑧)	254	254	254	254	254
		特定教育・保育施設	189	189	189	189	189
		地域型保育事業	51	51	51	51	51
		企業主導型保育	14	14	14	14	14
		差(⑧-⑦)	16	12	22	29	36
	2歳	量の見込み(⑨)	238	229	231	222	216
		確保方策(⑩)	285	285	285	285	285
		特定教育・保育施設	211	211	211	211	211
		地域型保育事業	63	63	63	63	63
		企業主導型保育	11	11	11	11	11
		差(⑩-⑨)	47	56	54	63	69
	全体	保育利用率	64.2%	64.2%	64.1%	64.0%	64.1%
		推計児童数	675	665	649	628	609
0歳児		199	194	186	181	175	
1歳児		238	242	232	225	218	
2歳児		238	229	231	222	216	

■ 都南地区

都南地区には、私立保育所5施設、市立保育所3施設、認定こども園9施設、地域型保育事業所7施設、企業主導型保育施設2施設があります。

量の見込みに対する確保方策は、現在の各施設の定員による提供体制とした場合、教育の提供体制に不足が生じることとなる2号認定こども分については、当面は、認定こども園での保育（2号認定）の提供により対応します。今後、利用児童数の推移を確認しながら、適切な利用定員となるように1号利用定員と2号利用定員の調整を検討し、提供体制の確保を進めます。

表 61 量の見込みと確保方策（都南地区）

（単位：人）

区分		R 7年度 (2025)	R 8年度 (2026)	R 9年度 (2027)	R 10年度 (2028)	R 11年度 (2029)	
教育 (1号・2号)	満 3 歳 以 上	量の見込み(①)	462	432	403	382	376
		1号認定	267	252	234	221	219
		2号認定(教育を希望)	195	180	169	161	157
		確保方策(②)	354	354	354	354	354
		特定教育・保育施設	354	354	354	354	354
		確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
差(②-①)	△ 108	△ 78	△ 49	△ 28	△ 22		
保育 (2号)	3 歳 ～ 5 歳	量の見込み(③)	611	569	536	507	494
		2号認定子ども(教育)の不足分④	108	78	49	28	22
		確保方策(⑤)	953	953	953	953	953
		特定教育・保育施設	948	948	948	948	948
		企業主導型保育	5	5	5	5	5
		差(⑤-(③+④))	234	306	368	418	437
保育 (3号)	0 歳	量の見込み(⑥)	181	175	169	163	157
		確保方策(⑦)	193	193	193	193	193
		特定教育・保育施設	156	156	156	156	156
		地域型保育事業	32	32	32	32	32
		企業主導型保育	5	5	5	5	5
	差(⑦-⑥)	12	18	24	30	36	
	1 歳	量の見込み(⑧)	215	218	211	204	197
		確保方策(⑨)	256	256	256	256	256
		特定教育・保育施設	213	213	213	213	213
		地域型保育事業	36	36	36	36	36
		企業主導型保育	7	7	7	7	7
	差(⑨-⑧)	41	38	45	52	59	
	2 歳	量の見込み(⑩)	215	206	209	201	196
		確保方策(⑪)	298	298	298	298	298
		特定教育・保育施設	250	250	250	250	250
		地域型保育事業	40	40	40	40	40
		企業主導型保育	8	8	8	8	8
	差(⑪-⑩)	83	92	89	97	102	
全 体	保育利用率	64.1%	64.0%	64.2%	64.0%	64.0%	
	推計児童数	611	599	589	568	550	
	0歳児	181	175	169	163	157	
	1歳児	215	218	211	204	197	
	2歳児	215	206	209	201	196	

■ 玉山地区

玉山地区には、令和6年4月現在、私立保育所5施設、市立幼稚園1施設があります。

量の見込みに対する確保方策は、計画期間を通して現在の各施設の定員による提供体制とします。

表 62 量の見込みと確保方策（玉山地区）

(単位：人)

区分		R 7年度 (2025)	R 8年度 (2026)	R 9年度 (2027)	R 10年度 (2028)	R 11年度 (2029)	
教育 (1号・2号)	満3歳以上	量の見込み(①)	57	52	51	48	47
		1号認定	34	30	29	28	27
		2号認定(教育を希望)	23	22	22	20	20
		確保方策(②)	70	70	70	70	70
		特定教育・保育施設	70	70	70	70	70
		確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
差(②-①)	13	18	19	22	23		
保育 (2号)	3歳～5歳	量の見込み(③)	76	71	69	63	62
		確保方策(④)	153	153	153	153	153
		特定教育・保育施設	153	153	153	153	153
		企業主導型保育	0	0	0	0	0
		差(④-③)	77	82	84	90	91
保育 (3号)	0歳	量の見込み(⑤)	23	22	22	21	21
		確保方策(⑥)	23	23	23	23	23
		特定教育・保育施設	23	23	23	23	23
		地域型保育事業	0	0	0	0	0
		企業主導型保育	0	0	0	0	0
	差(⑥-⑤)	0	1	1	2	2	
	1歳	量の見込み(⑦)	27	27	26	26	25
		確保方策(⑧)	33	33	33	33	33
		特定教育・保育施設	33	33	33	33	33
		地域型保育事業	0	0	0	0	0
		企業主導型保育	0	0	0	0	0
	差(⑧-⑦)	6	6	7	7	8	
	2歳	量の見込み(⑨)	28	27	27	26	25
		確保方策(⑩)	36	36	36	36	36
		特定教育・保育施設	36	36	36	36	36
		地域型保育事業	0	0	0	0	0
		企業主導型保育	0	0	0	0	0
	差(⑩-⑨)	8	9	9	10	11	
	全体	保育利用率	65.5%	65.5%	65.8%	65.8%	65.7%
		推計児童数	78	76	75	73	71
0歳児		23	22	22	21	21	
1歳児		27	27	26	26	25	
2歳児		28	27	27	26	25	

4 地域子ども・子育て支援事業の提供体制（量の見込みと確保方策）

地域子ども・子育て支援事業は、子育て世帯の多様なニーズに対応し、地域の子ども・子育て支援の充実を図るための事業であり、次の事業が子ども・子育て支援法により位置付けられています。

表 63 地域子ども・子育て支援事業の一覧（ニーズ調査結果を参考に量の見込みを算出する事業）

事業名	概要
延長保育事業	保育の通常の利用時間以外に、保育認定を受けたこどもの保育を保育所、認定こども園等で行う事業
一時預かり事業（幼稚園型以外）	断続的・短期間就労や、傷病、冠婚葬祭、育児に伴う心理的・身体的な負担を解消する場合等に、保育所等において一時的に保育を実施する事業
一時預かり事業（幼稚園型）	幼稚園・認定こども園（教育利用）の教育時間の前後や休業日に、保育を必要とする在園児を預かる事業
地域子育て支援拠点事業	乳幼児期のこども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業
放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後における適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業
病児保育事業	病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に病児の保育等を実施する事業
ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	乳幼児期のこどもや小学生等を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業
子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童を児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業
利用者支援事業	こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

表 64 地域子ども・子育て支援事業の一覧（ニーズ調査結果によらず量の見込みを算出する事業）

事業名	概要
妊婦健康診査事業	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
産後ケア事業	出産後の母子に対する心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるようにするための支援体制を確保する事業
妊婦等包括相談支援事業	出産や育児などの見通しを立てるための面談やその後の継続的な情報発信等を実施し、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を実施し、妊娠期から子育てまで、一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援を実施する事業
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業
子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業

表 65 地域子ども・子育て支援事業の一覧（量の見込みの算出対象外の事業）

事業名	概要
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等で、0歳6か月から2歳までのこどもを保育所等で預かる事業
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）	要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業

(1) 延長保育事業

■ 事業概要

保育の通常の利用時間以外に、保育認定を受けたこどもの保育を保育所、認定こども園等で行う事業です。

■ 提供体制についての基本的な考え方

市内の全保育所が事業を実施していることから、教育・保育と同じ提供区域（6地区）を設定します。量の見込みは、各施設の定員数の推移に応じて実績から推計し、確保方策は、職員体制の整備の支援を通じて、保護者のニーズに的確に対応する提供体制とします。

表 66 量の見込みと確保方策（延長保育事業／全域）

（単位：人）

区分		R 7年度 (2025)	R 8年度 (2026)	R 9年度 (2027)	R 10年度 (2028)	R 11年度 (2029)
市全域	量の見込み(①)	3,537	3,367	3,238	3,093	3,012
	確保方策(②)	3,890	3,704	3,561	3,402	3,313
	過不足(②-①)	353	337	323	309	301

表 67 量の見込みと確保方策（延長保育事業／地区別）

（単位：人）

区分		R 7年度 (2025)	R 8年度 (2026)	R 9年度 (2027)	R 10年度 (2028)	R 11年度 (2029)
① 河北地区	量の見込み	744	708	682	651	633
	確保方策	818	779	750	716	696
② 河南地区	量の見込み	449	427	410	393	382
	確保方策	494	470	451	432	420
③ 厨川地区	量の見込み	820	780	754	718	699
	確保方策	902	858	829	790	769
④ 盛南地区	量の見込み	736	704	673	644	628
	確保方策	810	774	740	708	691
⑤ 都南地区	量の見込み	674	640	614	587	572
	確保方策	741	704	675	646	629
⑥ 玉山地区	量の見込み	114	108	105	100	98
	確保方策	125	119	116	110	108

(2) 一時預かり事業（幼稚園型以外）

■ 事業概要

断続的・短期間就労や、傷病、冠婚葬祭、育児に伴う心理的・身体的な負担を解消する場合等に、保育所等において一時的に保育を実施する事業です。

■ 提供体制についての基本的な考え方

保護者や子どもが居宅から通える区域とし、教育・保育施設において事業を実施していることから、教育・保育と同じ提供区域（6地区）を設定します。量の見込みは、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施による影響を踏まえて実績から推計し、確保方策は、今後の乳児等通園支援事業のニーズを考慮し、確実に対応できる提供体制とします。

表 68 量の見込みと確保方策（一時預かり事業／全域）

（単位：人日）

区分		R 7年度 (2025)	R 8年度 (2026)	R 9年度 (2027)	R 10年度 (2028)	R 11年度 (2029)
市全域	量の見込み(①)	3,421	2,887	2,695	2,533	2,479
	確保方策(②)	15,660	15,660	15,660	15,660	15,660
	過不足(②-①)	12,239	12,773	12,965	13,127	13,181

表 69 量の見込みと確保方策（一時預かり事業／地区別）

（単位：人日）

区分		R 7年度 (2025)	R 8年度 (2026)	R 9年度 (2027)	R 10年度 (2028)	R 11年度 (2029)
① 河北地区	量の見込み	800	675	630	592	579
	確保方策	1,740	1,740	1,740	1,740	1,740
② 河南地区	量の見込み	379	320	299	281	275
	確保方策	2,610	2,610	2,610	2,610	2,610
③ 厨川地区	量の見込み	694	586	547	514	503
	確保方策	4,350	4,350	4,350	4,350	4,350
④ 盛南地区	量の見込み	768	648	605	569	557
	確保方策	1,740	1,740	1,740	1,740	1,740
⑤ 都南地区	量の見込み	693	585	546	513	502
	確保方策	4,350	4,350	4,350	4,350	4,350
⑥ 玉山地区	量の見込み	87	73	68	64	63
	確保方策	870	870	870	870	870

(3) 一時預かり事業（幼稚園型）

■ 事業概要

幼稚園・認定こども園（教育利用）の教育時間の前後や休業日に、保育を必要とする在園児を預かる事業です。

■ 提供体制についての基本的な考え方

保護者や子どもが居宅から通える区域とし、教育・保育施設において事業を実施していることから、教育・保育と同じ提供区域（6地区）を設定します。量の見込みは、利用ニーズと推計人口の推移に応じて推計し、確保方策については、職員体制の整備や保育所等の認定こども園への移行により、保護者のニーズに的確に対応する提供体制とします。

表 70 量の見込みと確保方策（一時預かり事業／全域）

（単位：人日）

区分		R 7年度 (2025)	R 8年度 (2026)	R 9年度 (2027)	R 10年度 (2028)	R 11年度 (2029)
市全域	量の見込み(①)	115,673	107,526	101,399	95,624	93,697
	確保方策(②)	115,673	107,526	101,399	95,624	93,697
	過不足(②-①)	0	0	0	0	0

表 71 量の見込みと確保方策（一時預かり事業／地区別）

（単位：人日）

区分		R 7年度 (2025)	R 8年度 (2026)	R 9年度 (2027)	R 10年度 (2028)	R 11年度 (2029)
① 河北地区	量の見込み	27,007	25,105	23,674	22,326	21,876
	確保方策	27,007	25,105	23,674	22,326	21,876
② 河南地区	量の見込み	12,745	11,847	11,172	10,536	10,324
	確保方策	12,745	11,847	11,172	10,536	10,324
③ 厨川地区	量の見込み	23,543	21,885	20,638	19,462	19,070
	確保方策	23,543	21,885	20,638	19,462	19,070
④ 盛南地区	量の見込み	25,964	24,135	22,760	21,464	21,031
	確保方策	25,964	24,135	22,760	21,464	21,031
⑤ 都南地区	量の見込み	23,490	21,836	20,592	19,419	19,028
	確保方策	23,490	21,836	20,592	19,419	19,028
⑥ 玉山地区	量の見込み	2,924	2,718	2,563	2,417	2,368
	確保方策	2,924	2,718	2,563	2,417	2,368

(4) 地域子育て支援拠点事業

■ 事業概要

乳幼児期のこども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

■ 提供体制についての基本的な考え方

保護者や子どもが居宅から通える区域とし、保育所併設型の施設があることから、教育・保育と同じ提供区域（6地区）を設定します。

量の見込みは、ニーズ調査結果に基づく利用意向と、事業の対象年齢（0～2歳児）の推計人口の推移に応じて実績から推計します。なお、厨川地区と都南地区については、令和5年度（2023年度）までの新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために実施した措置の影響により、利用者の減少が特に顕著であったことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症の発生前の水準まで回復するものとして推計しました。

確保方策は、盛南地区を除く市内10施設（地域子育て支援センター（保育所併設）8施設、子育て支援センターあそびの広場、もりおか子育て応援プラザma*mall）において事業を実施する提供体制とします。地域子育て支援センターが未整備である盛南地区については、整備に向けた検討を進め、整備までの期間における提供体制については、子育て支援センターあそびの広場等の河南地区の施設での受入れにより確保します。

図 77 地域子育て支援センター事業の実施場所

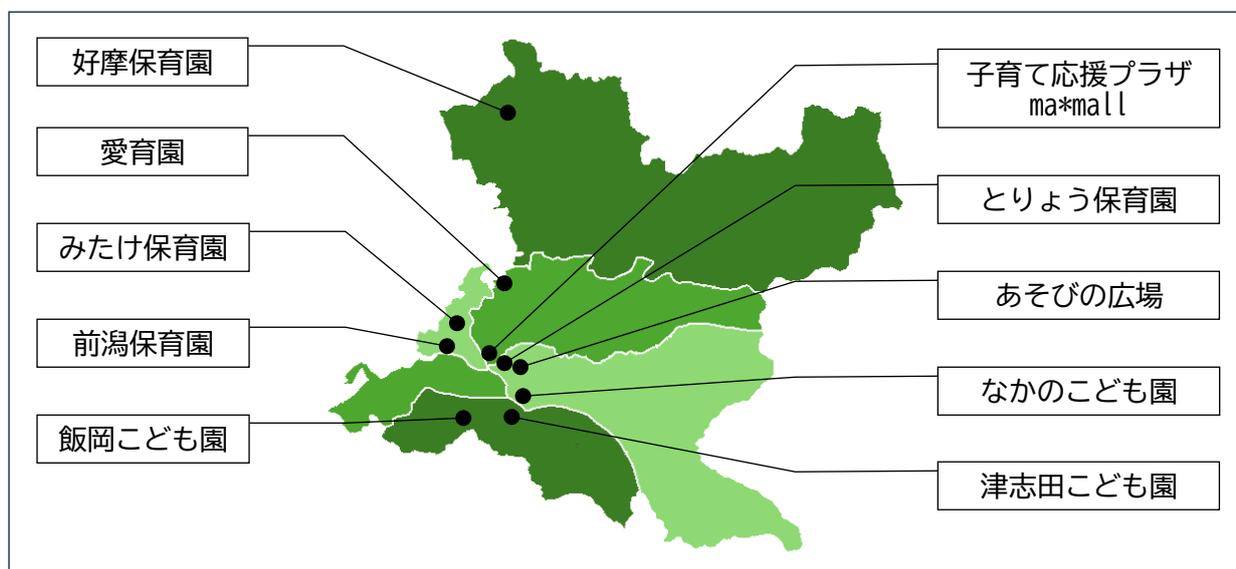


表 72 量の見込みと確保方策（地域子育て支援拠点事業／全域）

（単位：人）

区分		R 7年度 (2025)	R 8年度 (2026)	R 9年度 (2027)	R 10年度 (2028)	R 11年度 (2029)
市全域	量の見込み(①)	44,771	45,114	45,453	45,793	46,132
	確保方策(②)	75,001	75,001	75,001	75,001	75,001
	過不足(②-①)	30,230	29,887	29,548	29,208	28,869

表 73 量の見込みと確保方策（地域子育て支援拠点事業／地区別）

（単位：人）

区分		R 7年度 (2025)	R 8年度 (2026)	R 9年度 (2027)	R 10年度 (2028)	R 11年度 (2029)
① 河北地区	量の見込み	8,747	8,477	8,206	7,935	7,664
	確保方策	16,418	16,418	16,418	16,418	16,418
② 河南地区	量の見込み(A)	5,827	5,785	5,743	5,700	5,658
	確保方策(B)	26,492	26,492	26,492	26,492	26,492
	他地区受入れ分(B-A)	20,665	20,707	20,749	20,792	20,834
③ 厨川地区	量の見込み	6,174	7,037	7,899	8,761	9,623
	確保方策	17,937	17,937	17,937	17,937	17,937
④ 盛南地区	量の見込み	11,834	11,748	11,662	11,577	11,491
	確保方策(※)	0	0	0	0	0
⑤ 都南地区	量の見込み	10,720	10,643	10,565	10,487	10,409
	確保方策(※)	10,132	10,132	10,132	10,132	10,132
⑥ 玉山地区	量の見込み	1,469	1,424	1,378	1,333	1,287
	確保方策	4,022	4,022	4,022	4,022	4,022

※ 盛南地区と都南地区の量の見込みに対する確保方策の不足分については、河南地区の施設における受入れ分により確保します。

(5) 放課後児童健全育成事業

■ 事業概要

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後における適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

■ 提供体制についての基本的な考え方

小学生が自分の通学する小学校区内にある施設を利用する例がほとんどであることから、小学校区を提供区域に設定します。量の見込みは、令和5年度（2023年度）に実施した放課後の居場所調査の結果と保護者アンケートの結果から推計し、確保方策は、放課後児童クラブの利用を希望する全ての児童が利用できる提供体制とします。

表 74 量の見込みと確保方策（放課後児童健全育成事業／全域）

（単位：人）

区分		R 7年度 (2025)	R 8年度 (2026)	R 9年度 (2027)	R 10年度 (2028)	R 11年度 (2029)
市全域	量の見込み(①)	2,183	2,234	2,284	2,334	2,384
	確保方策(②)	2,382	2,424	2,466	2,508	2,550
	過不足(②-①)	199	190	182	174	166

(6) 病児保育事業

■ 事業概要

病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に病児の保育等を実施する事業です。

■ 提供体制についての基本的な考え方

一時的、不定期に利用する事業であり、一定の区域内に利用者を特定することが困難であることから、市全域を提供区域に設定します。量の見込みは、利用ニーズを踏まえて実績から推計し、確保方策は、現在の4施設の提供体制による年間受入れ可能数（約 5,760人）からみると、量の見込みには対応出来ているものの、感染症の流行などにより一時的に利用できない場合があることから、現行の提供体制を維持するとともに、ファミリー・サポート・センター事業や認可外保育施設が行う病児保育事業と連携して対応する提供体制とします。

表 75 量の見込みと確保方策（病児保育事業／全域）

（単位：人日）

区分		R 7年度 (2025)	R 8年度 (2026)	R 9年度 (2027)	R 10年度 (2028)	R 11年度 (2029)
市全域	量の見込み(①)	2,883	2,750	2,648	2,529	2,462
	確保方策(②)	5,760	5,760	5,760	5,760	5,760
	過不足(②-①)	2,877	3,010	3,112	3,231	3,298

(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

■ 事業概要

乳幼児期の子どもや小学生等を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

■ 提供体制についての基本的な考え方

一時的、不定期に利用する事業であり、一定の区域内に利用者を特定することが困難であることから、市全域を提供区域に設定します。量の見込みは、乳幼児と小学生の推計人口の推移に応じて実績から推計し、確保方策は、現状の提供会員数を維持する提供体制とします。

表 76 量の見込みと確保方策（ファミリー・サポート・センター事業／全域）

（単位：人日）

区分		R 7年度 (2025)	R 8年度 (2026)	R 9年度 (2027)	R 10年度 (2028)	R 11年度 (2029)
市全域	量の見込み(①)	1,451	1,392	1,332	1,272	1,216
	乳幼児	1,052	1,010	966	923	882
	小学生	386	370	354	338	323
	病児・病後児	13	12	12	11	11
	確保方策(②)	3,510	3,510	3,510	3,510	3,510
	過不足(②-①)	2,059	2,118	2,178	2,238	2,294

(8) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

■ 事業概要

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童を児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

■ 提供体制についての基本的な考え方

一時的、不定期に利用する事業であり、一定の区域内に利用者を特定することが困難であることから、市全域を提供区域に設定します。量の見込みは、令和5年度（2023年度）の実績に基づき、利用頻度の高い乳幼児の推計人口の推移に応じて推計し、確保方策は、市内5か所の乳児院・児童養護施設による提供体制とします。

表 77 量の見込みと確保方策（子育て短期支援事業／全域）

（単位：人日）

区分		R 7年度 (2025)	R 8年度 (2026)	R 9年度 (2027)	R 10年度 (2028)	R 11年度 (2029)
市全域	量の見込み(①)	230	219	211	201	195
	確保方策(②)	230	219	211	201	195
	過不足(②-①)	-	-	-	-	-

(9) 妊婦健康診査事業

■ 事業概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

■ 提供体制についての基本的な考え方

市内全域の医療機関で受診可能であり、細かな区域設定はなじまないことから、市全域を提供区域に設定します。量の見込みは、0歳児の推計人口の推移に応じて実績から推計し、受診希望に対応する提供体制とすることを確保方策とします。

表 78 量の見込みと確保方策（妊婦健康診査事業／全域）

（単位：回）

区分		R 7年度 (2025)	R 8年度 (2026)	R 9年度 (2027)	R 10年度 (2028)	R 11年度 (2029)
市全域	量の見込み(①)	19,201	18,565	17,953	17,403	16,816
	確保方策(②)	19,201	18,565	17,953	17,403	16,816
	過不足(②-①)	-	-	-	-	-

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

■ 事業概要

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

■ 提供体制についての基本的な考え方

乳児のいる家庭を対象とした訪問型の事業であり、細かな区域設定はなじまないことから、市全域を提供区域に設定します。量の見込みは、0歳児の推計人口の推移に応じて実績から推計し、全ての対象家庭に訪問することを確保方策とします。

表 79 量の見込みと確保方策（乳幼児家庭全戸訪問事業／全域）

（単位：人）

区分		R 7年度 (2025)	R 8年度 (2026)	R 9年度 (2027)	R 10年度 (2028)	R 11年度 (2029)
市全域	量の見込み(①)	1,543	1,492	1,442	1,398	1,351
	確保方策(②)	1,543	1,492	1,442	1,398	1,351
	過不足(②-①)	-	-	-	-	-

(11) 産後ケア事業

調製中

(12) 妊婦等包括相談支援事業

調製中

（13）養育支援訪問事業

■ 事業概要

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

■ 提供体制についての基本的な考え方

養育支援を必要とする家庭を対象とした訪問型の事業であり、細かな区域設定はなじまないことから、市全域を提供区域に設定します。量の見込みは、乳幼児健診での虐待項目の問診時の聞き取り、フォロー体制の整備、こども家庭センターとの連携強化により、養育支援の対象者として把握される数の増加が見込まれることを踏まえ、実績の推移から推計し、養育支援が必要な全ての家庭に提供することを確保方策とします。

表 82 量の見込みと確保方策（養育支援訪問事業／全域）

（単位：回）

区分		R 7年度 (2025)	R 8年度 (2026)	R 9年度 (2027)	R 10年度 (2028)	R 11年度 (2029)
市全域	量の見込み(①)	513	528	542	556	570
	確保方策(②)	513	528	542	556	570
	過不足(②-①)	-	-	-	-	-

（14）子育て世帯訪問支援事業

■ 事業概要

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

■ 提供体制についての基本的な考え方

訪問支援員が訪問可能な家庭を対象としており、細かな区域設定はなじまないことから、市全域を提供区域に設定します。量の見込みは、令和5年度（2023年度）の実績に基づき、推計人口の推移に応じて推計し、訪問可能な家庭に対して支援を供することを確保方策とします。

表 83 量の見込みと確保方策（子育て世帯訪問支援事業／全域）

（単位：回）

区分		R 7年度 (2025)	R 8年度 (2026)	R 9年度 (2027)	R 10年度 (2028)	R 11年度 (2029)
市全域	量の見込み(①)	218	209	200	191	183
	確保方策(②)	218	209	200	191	183
	過不足(②-①)	-	-	-	-	-

（15）利用者支援事業

■ 事業概要

保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施するとともに、こども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務を行います。

■ 提供体制についての基本的な考え方

市内全域を対象に事業を実施することから、市全域を提供区域に設定します。
 事業を実施する場所は、こども家庭センター（おやこ支援担当）となります。

表 84 量の見込みと確保方策（利用者支援事業／全域）

区分		R 7年度 (2025)	R 8年度 (2026)	R 9年度 (2027)	R 10年度 (2028)	R 11年度 (2029)
市全域	量の見込み(①)	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	確保方策(②)	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	過不足(②-①)	-	-	-	-	-

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

(1) 附属機関等による点検・評価の実施

本計画の推進に当たっては、全ての市民が、こどもまんなか社会の実現と、こども・若者の権利の重要性についての共通認識を持ち、実践していく必要があります。このことから、学校、保育所、幼稚園、認定こども園などのこども・若者と接する施設のほか、市民やNPO、地域団体などの関係団体との連携を深めながら、施策の推進に当たります。

また、附属機関である「(仮)盛岡市こども未来会議」に毎年度の実施状況を報告し、点検・評価を受けた上で、次年度以降の施策や事業の改善に生かしていきます。実施状況の報告時には、成果指標の達成状況のほか、基本目標・施策ごとの取組状況を中心に点検・評価を受け、その内容をホームページ上で公表します。

(2) 庁内での推進体制

本計画に掲げる施策や事業が、組織ごとに縦割りの実施とならないよう、こども施策に関する庁内の推進組織である「(仮)盛岡市こども未来連絡会議」にて、毎年度、実施状況の進捗管理を行うほか、日常的に、関係部局が組織横断的な取組を展開し、庁内が一体となって、本計画を推進します。

2 計画の見直し

本計画は、令和11年度(2029年度)までの中期的な方向性を定める計画ですが、今後の国の施策、市民の保育ニーズの拡大の可能性等を考慮すると、社会情勢が変化し、特に第4章に定める「需給計画」を中心に、見直しの検討が必要となることが考えられます。

その場合は、適切に市民ニーズ等を把握して内容を見直し、「(仮)盛岡市こども未来会議」の審議を経て、市民意見等を把握した上で改訂を行うこととします。

第6章 参考資料

資料調製中